

# 水俣市議会会議録

平成18年12月第4回定例会（12月1日招集）

水俣市議会事務局

# 平成18年12月第4回定例会（12月1日招集）会期日程表

（会期 12月1日から20日まで20日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	12月 1日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 17年度一般・特別・企業会計決算の委員長報告 質疑 討論 採決
2	2日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	3日	日			市の休日（日曜日）
4	4日	月			議案調査
5	5日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	6日	水			議案調査
7	7日	木			議案調査
8	8日	金			議案調査
9	9日	土			市の休日（土曜日）
10	10日	日			市の休日（日曜日）
11	11日	月			議案調査
12	12日	火	午前9時30分		本会議
13	13日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（清水晶夫君・中村幸治君・西田弘志君・ 本井道弘君）
14	14日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（藤本寿子君・吉田正和君・中山徹君・ 牧下恭之君） 議案質疑 委員会付託
15	15日	金	——	委員会	委員会
16	16日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	17日	日			市の休日（日曜日）
18	18日	月	——	委員会	委員会
19	19日	火			議事整理日
20	20日	水	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

# 平成18年12月第4回水俣市議会定例会会議録目次

平成18年12月1日（金） --- 1日目 ---

出欠席議員 .....	1 ~ 1
事務局職員出席者 .....	1
説明のため出席した者 .....	1
議事日程第1号 .....	2
開 会 .....	2
開 議 .....	2
諸般の報告 .....	2
日程第1 会議録署名議員の指名について .....	3
日程第2 会期の決定について .....	3
議案上程 .....	5
日程第3 議第126号 水俣市高齢者福祉センターの設置等に関する条例の制定について ...	5
日程第4 議第127号 水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について .....	7
日程第5 議第128号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について .....	8
日程第6 議第129号 平成18年度水俣市一般会計補正予算（第6号） .....	10
日程第7 議第130号 平成18年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号） .....	13
日程第8 議第131号 平成18年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号） .....	14
日程第9 議第132号 平成18年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号） .....	15
日程第10 議第133号 熊本県後期高齢者医療広域連合の設置について .....	15
日程第11 議第134号 公有財産の取得について .....	19
市長の提案理由説明 .....	19
日程第12 議第117号 平成17年度水俣市病院事業会計決算認定についてから日程第18 議第123号 平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで7件に関する委員会の審査報告 .....	21
厚生委員長の報告 .....	22
産業建設委員長の報告 .....	23
一般会計決算特別委員長の報告 .....	25
委員会審査報告書 .....	28

委員長報告に対する質疑 .....	1 ~ 29
討 論 .....	29
野中重男君の反対討論（議第119号） .....	29
採 決 .....	30
散 会 .....	31

平成18年12月12日（火）     --- 2日目 ---

出欠席議員 .....	2 ~ 1
事務局職員出席者 .....	1
説明のため出席した者 .....	1
議事日程第2号 .....	2
開 議 .....	2
諸般の報告 .....	2
日程第1 一般質問 .....	3
大川末長君の質問 .....	3
1 水俣病問題解決について .....	3
2 産業廃棄物最終処分場問題について .....	3
3 湯の児、湯の鶴温泉の観光振興について .....	4
4 産業振興について .....	4
市長の答弁 .....	5
大川末長君の再質問 .....	6
市長の答弁 .....	6
市長の答弁 .....	7
大川末長君の再質問 .....	8
市長の答弁 .....	8
大川末長君の発言 .....	9
産業建設部長の答弁 .....	9
大川末長君の再質問 .....	10
産業建設部長の答弁 .....	11
大川末長君の再々質問 .....	11
産業建設部長の答弁 .....	11

産業建設部長の答弁 .....	2 ~ 12
大川末長君の再質問 .....	13
産業建設部長の答弁 .....	13
休憩・開議 .....	14
野中重男君の質問 .....	14
1 水俣病損害賠償請求訴訟及び和解問題でのチッソの時効の主張について.....	15
2 水俣湾と百間水路のダイオキシン類処理について.....	15
3 介護保険の要介護認定者の障害者控除制度の新設について.....	15
市長の答弁 .....	16
野中重男君の再質問 .....	17
市長の答弁 .....	20
野中重男君の発言 .....	20
産業建設部長の答弁 .....	20
福祉環境部長の答弁 .....	21
野中重男君の再質問 .....	22
産業建設部長の答弁 .....	23
福祉環境部長の答弁 .....	24
野中重男君の再質問 .....	25
市長の答弁 .....	26
休憩・開議 .....	26
松本満良君の質問 .....	26
1 水俣の環境モデル都市づくりについて.....	27
2 県教育委員会の県立高校再編整備等基本計画案について.....	29
3 「水俣病問題に係る懇談会提言書」について.....	29
4 民有人工林伐採後の山林管理について.....	30
市長の答弁 .....	31
松本満良君の再質問 .....	33
市長の答弁 .....	35
松本満良君の再々質問.....	36
市長の答弁 .....	36
教育長の答弁 .....	37
松本満良君の再質問 .....	38

教育長の答弁 .....	2 ~ 39
松本満良君の発言 .....	40
福祉環境部長の答弁 .....	40
助役の答弁 .....	41
松本満良君の再質問 .....	42
福祉環境部長の答弁 .....	43
助役の答弁 .....	43
産業建設部長の答弁 .....	43
松本満良君の発言 .....	45
休憩・開議 .....	45
千々岩巧君の質問 .....	45
1 ダイオキシン類の最終処分について .....	46
2 産業廃棄物最終処分場問題について .....	47
3 水俣病公式確認50年事業について .....	47
4 環境・福祉先進モデル地域（仮称）の指定について .....	47
5 地域活性化と地産地消の推進について .....	48
市長の答弁 .....	49
産業建設部長の答弁 .....	49
千々岩巧君の再質問 .....	50
産業建設部長の答弁 .....	50
千々岩巧君の発言 .....	51
市長の答弁 .....	51
千々岩巧君の再質問 .....	53
市長の答弁 .....	54
千々岩巧君の発言 .....	54
市長の答弁 .....	54
千々岩巧君の再質問 .....	55
市長の答弁 .....	57
助役の答弁 .....	58
千々岩巧君の再質問 .....	59
助役の答弁 .....	59
産業建設部長の答弁 .....	60

総務企画部長の答弁 .....	2 ~ 61
千々岩巧君の再質問 .....	62
産業建設部長の答弁 .....	64
総務企画部長の答弁 .....	65
千々岩巧君の発言 .....	66
休憩・開議 .....	66
真野頼隆君の質問 .....	66
1 洪水対策について .....	66
2 市職員の採用について .....	67
3 読書のまちづくりと図書館の活用について .....	67
4 エコパークみなまたの活用について .....	68
市長の答弁 .....	68
産業建設部長の答弁 .....	68
真野頼隆君の再質問 .....	70
産業建設部長の答弁 .....	72
真野頼隆君の再々質問 .....	73
総務企画部長の答弁 .....	73
市長の答弁 .....	74
真野頼隆君の再質問 .....	75
市長の答弁 .....	75
教育長の答弁 .....	76
真野頼隆君の再質問 .....	77
教育長の答弁 .....	79
真野頼隆君の発言 .....	80
教育長の答弁 .....	81
真野頼隆君の再質問 .....	82
産業建設部長の答弁 .....	82
教育長の答弁 .....	83
真野頼隆君の発言 .....	83
散    会 .....	84

平成18年12月13日（水） --- 3日目 ---

出欠席議員 .....	3 ~ 1
事務局職員出席者 .....	1
説明のため出席した者 .....	1
議事日程第3号 .....	2
開 議 .....	3
諸般の報告 .....	3
日程第1 一般質問 .....	3
清水晶夫君の質問 .....	3
1 医療問題について .....	4
捧 「医療制度改革法」の制度改定に伴う基本認識について	
放 難病患者の対策について	
2 丸島町2丁目、3丁目の排水対策について .....	5
捧 雨水排水路の改善について	
放 丸島雨水ポンプ場の能力アップについて	
市長の答弁 .....	6
福祉環境部長の答弁 .....	6
清水晶夫君の再質問 .....	8
福祉環境部長の答弁 .....	10
清水晶夫君の発言 .....	10
市長の答弁 .....	11
清水晶夫君の再質問 .....	11
市長の答弁 .....	13
休憩・開議 .....	14
中村幸治君の質問 .....	14
1 コミュニティバスについて .....	15
捧 コミュニティバス運行について	
放 木臼野への路線延長について	
2 観光について .....	15
捧 観光事業について	
放 観光商品開発について	
方 観光客誘致宣伝事業について	

朋 観光対策について

市長の答弁 .....	3 ~ 16
総務企画部長の答弁 .....	16
中村幸治君の再質問 .....	19
総務企画部長の答弁 .....	22
中村幸治君の再々質問 .....	24
市長の答弁 .....	26
市長の答弁 .....	26
中村幸治君の再質問 .....	28
市長の答弁 .....	29
中村幸治君の再々質問 .....	30
市長の答弁 .....	31
休憩・開議 .....	31
西田弘志君の質問 .....	31
1 産業廃棄物最終処分場問題について .....	32
2 生ごみ袋について .....	33
3 政策事業評価について .....	33
4 環境保全活動について .....	33
5 教育問題について .....	33
市長の答弁 .....	34
西田弘志君の再質問 .....	35
市長の答弁 .....	36
西田弘志君の発言 .....	36
市長の答弁 .....	37
西田弘志君の発言 .....	37
助役の答弁 .....	38
西田弘志君の再質問 .....	39
助役の答弁 .....	39
西田弘志君の発言 .....	40
福祉環境部長の答弁 .....	40
西田弘志君の再質問 .....	41
福祉環境部長の答弁 .....	42

西田弘志君の発言 .....	3 ~ 42
教育長の答弁 .....	44
西田弘志君の再質問 .....	46
教育長の答弁 .....	48
西田弘志君の再々質問 .....	50
市長の答弁 .....	50
休憩・開議 .....	51
本井道弘君の質問 .....	51
1 総合医療センターの諸問題について .....	52
2 国保ドックについて .....	52
3 農林水産業の諸問題について .....	53
4 産業振興について .....	53
5 小・中学校の諸問題について .....	53
6 産業廃棄物最終処分場について .....	54
市長の答弁 .....	54
総合医療センター事務部長の答弁 .....	55
本井道弘君の再質問 .....	56
総合医療センター事務部長の答弁 .....	56
本井道弘君の再々質問 .....	57
総合医療センター事務部長の答弁 .....	57
福祉環境部長の答弁 .....	58
本井道弘君の再質問 .....	58
福祉環境部長の答弁 .....	58
市長の答弁 .....	59
産業建設部長の答弁 .....	60
本井道弘君の再質問 .....	60
市長の答弁 .....	62
産業建設部長の答弁 .....	62
市長の答弁 .....	63
本井道弘君の再質問 .....	64
市長の答弁 .....	65
本井道弘君の発言 .....	65

教育長の答弁 .....	3 ~ 66
本井道弘君の再質問 .....	69
教育長の答弁 .....	69
市長の答弁 .....	69
本井道弘君の発言 .....	69
散 会 .....	70

平成18年12月14日（木） --- 4 日目 ---

出欠席議員 .....	4 ~ 1
事務局職員出席者 .....	1
説明のため出席した者 .....	1
議事日程第 4 号 .....	2
陳情文書表 .....	3
開 議 .....	3
諸般の報告 .....	3
日程第 1 一般質問 .....	3
藤本寿子君の質問 .....	4
1 水俣市の独居老人対策について .....	4
2 学校給食センター建てかえについて .....	5
3 水俣市百間雨水幹線、水俣湾ダイオキシン類対策について .....	5
4 水俣市の観光振興について .....	6
市長の答弁 .....	7
福祉環境部長の答弁 .....	7
藤本寿子君の再質問 .....	8
福祉環境部長の答弁 .....	9
藤本寿子君の再々質問 .....	10
福祉環境部長の答弁 .....	11
教育長の答弁 .....	11
藤本寿子君の再質問 .....	13
教育長の答弁 .....	14
藤本寿子君の発言 .....	15

福祉環境部長の答弁 .....	4 ~ 16
藤本寿子君の再質問 .....	17
市長の答弁 .....	18
藤本寿子君の再々質問 .....	19
市長の答弁 .....	19
市長の答弁 .....	19
藤本寿子君の発言 .....	20
休憩・開議 .....	22
吉田正和君の質問 .....	23
1    ダイオキシン類最終処分場問題について .....	23
2    長崎・木白野地区に建設予定の産業廃棄物最終処分場問題について .....	24
市長の答弁 .....	25
福祉環境部長の答弁 .....	25
吉田正和君の再質問 .....	26
市長の答弁 .....	31
吉田正和君の再々質問 .....	32
市長の答弁 .....	32
市長の答弁 .....	32
吉田正和君の再質問 .....	34
市長の答弁 .....	38
吉田正和君の再々質問 .....	39
市長の答弁 .....	40
休憩・開議 .....	40
中山徹君の質問 .....	40
1    入札制度改善・談合防止対策について .....	40
2    政策事業の評価・管理について .....	43
3    IWD東亜熊本の産業廃棄物最終処分場問題について .....	43
4    市役所電算機更新について .....	43
市長の答弁 .....	44
総務企画部長の答弁 .....	44
中山徹君の再質問 .....	46
総務企画部長の答弁 .....	48

助役の答弁 .....	4 ~ 49
中山 徹君の再質問 .....	50
助役の答弁 .....	51
市長の答弁 .....	52
中山 徹君の再質問 .....	53
市長の答弁 .....	55
産業建設部長の答弁 .....	56
福祉環境部長の答弁 .....	56
中山 徹君の再々質問 .....	56
市長の答弁 .....	57
総務企画部長の答弁 .....	57
中山 徹君の再質問 .....	57
総務企画部長の答弁 .....	58
休憩・開議 .....	59
牧下恭之君の質問 .....	59
1 行政経営の時代と来年度予算編成について .....	59
2 新介護保険について .....	60
3 教育問題について .....	60
捧 いじめ問題について	
放 早寝・早起き・朝ごはん運動について	
方 地産地消について	
市長の答弁 .....	62
牧下恭之君の再質問 .....	65
助役の答弁 .....	66
市長の答弁 .....	66
福祉環境部長の答弁 .....	66
牧下恭之君の再質問 .....	68
福祉環境部長の答弁 .....	68
教育長の答弁 .....	69
牧下恭之君の再質問 .....	72
教育長の答弁 .....	73
牧下恭之君の再々質問 .....	74

教育長の答弁 .....	4 ~ 74
休憩・開議 .....	75
質    疑 .....	75
日程第 2 議第126号 水俣市高齢者福祉センターの設置等に関する条例の制定について	
日程第 3 議第127号 水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について .....	75
日程第 4 議第128号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について .....	75
日程第 5 議第129号 平成18年度水俣市一般会計補正予算（第 6 号） .....	76
日程第 6 議第130号 平成18年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第 3 号） .....	76
日程第 7 議第131号 平成18年度水俣市病院事業会計補正予算（第 2 号） .....	76
日程第 8 議第132号 平成18年度水俣市水道事業会計補正予算（第 3 号） .....	76
日程第 9 議第133号 熊本県後期高齢者医療広域連合の設置について .....	76
日程第10 議第134号 公有財産の取得について .....	77
議案上程 .....	77
日程第11 議第135号 平成18年度水俣市一般会計補正予算（第 7 号） .....	77
市長の提案理由説明 .....	77
休憩・開議 .....	78
質    疑 .....	78
松本満良君の質疑 .....	78
産業建設部長の答弁 .....	78
委員会付託 .....	78
日程第12 陳情の取り下げについて（陳第 4 号 社会福祉法人さかえの杜の事業支援等を求める意見書提出に関する陳情について） .....	78
散    会 .....	79

平成18年12月20日（水）      --- 5 日目 ---

出欠席議員 .....	5 ~ 1
事務局職員出席者 .....	1
説明のため出席した者 .....	1
議事日程第 5 号 .....	2

開 議 .....	5 ~ 3
諸般の報告 .....	3
日程第 1 議第126号 水俣市高齢者福祉センターの設置等に関する条例の制定についてから日程第11 陳第 5 号学校給食施設新設について慎重審議を求める陳情についてまで11件に関する委員会の審査報告 .....	3
総務文教委員長の報告 .....	4
厚生委員長の報告 .....	5
産業建設委員長の報告 .....	6
委員会審査報告書 .....	8
委員長報告に対する質疑 .....	9
討 論 .....	9
藤本寿子君の反対討論（議第129号） .....	9
清水晶夫君の反対討論（議第133号） .....	10
野中重男君の賛成討論（陳第 5 号） .....	10
竹下武義君の反対討論（陳第 5 号） .....	11
採 決 .....	11
日程第12 委員会の閉会中の継続調査について .....	13
採 決 .....	13
閉会中継続調査申出書 .....	13
議案上程 .....	14
日程第13 議第136号 公有財産の処分について .....	15
市長の提案理由説明 .....	15
休憩・開議 .....	15
質 疑 .....	16
委員会付託 .....	16
休憩・開議 .....	16
総務文教委員長の報告 .....	16
委員会審査報告書 .....	17
委員長報告に対する質疑 .....	17
討 論 .....	17
採 決 .....	17
議案上程 .....	17

日程第14	議第137号	教育委員会委員の任命について	5 ~ 18
日程第15	意見第8号	障害者自立支援法の円滑な運営のための改善を求める意見書について	18
		市長の提案理由説明（議第137号）	19
		松本満良君の提案理由説明（意見第8号）	19
質	疑		21
討	論		21
採	決		21
日程第16		議員派遣について	22
閉	会		22

平成18年12月 1 日

平成18年12月第 4 回水俣市議会定例会会議録  
(第 1 号)

提案理由説明

# 平成 18 年 12 月第 4 回水俣市議会定例会会議録（第 1 号）

1、平成18年12月1日水俣市長第4回水俣市議会定例会を招集する。

1、平成18年12月1日午前10時0分水俣市議会議長第4回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、平成18年12月20日午前11時42分水俣市議会議長第4回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

---

平成18年12月1日（金曜日）

午前10時0分 開会

午前10時46分 散会

（出席議員） 22人

緒方誠也君	西田弘志君	福田齊君
藤本寿子君	吉田正和君	中村幸治君
大川末長君	真野頼隆君	淵上道昭君
牧下恭之君	田中功君	谷口真次君
野中重男君	清水晶夫君	本井道弘君
大川久洋君	竹下武義君	岩阪雅文君
松本和幸君	千々岩巧君	松本満良君
中山徹君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局長（牛迫秀基君）	次長（田畑純一君）
議事係長（栄永尚子君）	書記（赤司和弘君）
書記（岩坂正輝君）	

（説明のため出席した者） 14人

市長（宮本勝彬君）	助役（森近君）
総務企画部長（葦浦博行君）	産業建設部長（吉海安丈君）
福祉環境部長（吉本哲裕君）	総合医療センター事務部長（濱崎昭博君）
総務企画部次長（仁木徳子君）	産業建設部次長（桑畑達美君）
福祉環境部次長（中田和哉君）	水道局長（山田敏博君）
教育長（大淵洋君）	教育次長（森田幸治君）
総務企画部総務課長（田上和俊君）	総務企画部財政課長（本山祐二君）

議事日程 第1号

平成18年12月1日 午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議第126号 水俣市高齢者福祉センターの設置等に関する条例の制定について
- 第4 議第127号 水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第128号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第129号 平成18年度水俣市一般会計補正予算(第6号)
- 第7 議第130号 平成18年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 第8 議第131号 平成18年度水俣市病院事業会計補正予算(第2号)
- 第9 議第132号 平成18年度水俣市水道事業会計補正予算(第3号)
- 第10 議第133号 熊本県後期高齢者医療広域連合の設置について
- 第11 議第134号 公有財産の取得について
- 第12 議第117号 平成17年度水俣市病院事業会計決算認定について
- 第13 議第118号 平成17年度水俣市水道事業会計決算認定について
- 第14 議第119号 平成17年度水俣市一般会計決算認定について
- 第15 議第120号 平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 第16 議第121号 平成17年度水俣市老人保健特別会計決算認定について
- 第17 議第122号 平成17年度水俣市介護保険特別会計決算認定について
- 第18 議第123号 平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

開会

午前10時0分 開会

○議長(緒方誠也君) ただいまから平成18年第4回水俣市議会定例会を開会します。

---

○議長(緒方誠也君) これから本日の会議を開きます。

---

○議長(緒方誠也君) 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

厚生、産業建設の各常任委員会並びに一般会計決算特別委員会から、閉会中の継続審査となっ

ていた平成17年度の一般会計、特別会計及び企業会計に関する決算7件について、それぞれ委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、市長から、地方自治法第180条第2項の規定による市長の専決処分の報告3件がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、去る9月定例会で可決された道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書外2件は、関係大臣等へ提出しておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から、平成18年4月分、5月分、6月分、7月分、8月分の一般会計、特別会計等の例月現金出納検査の結果報告及び平成18年6月分、7月分、8月分の公営企業会計例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、地方自治法第100条第12項及び水俣市議会会議規則第159条の規定により、田中功議員、大川末長議員を水俣市の観光・経済に関する要望活動のため熊本市に、議席に配付の議員派遣書のとおり派遣しましたので、御報告します。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、宮本市長、森助役、葦浦総務企画部長、吉海産業建設部長、吉本福祉環境部長、濱崎総合医療センター事務部長、仁木総務企画部次長、中田福祉環境部次長、桑畑産業建設部次長、山田水道局長、田上総務課長、本山財政課長、大淵教育長、森田教育次長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（緒方誠也君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において淵上道昭議員、本井道弘議員を指名します。

---

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（緒方誠也君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

---

平成18年12月第4回定例会（12月1日招集）会期日程表

（会期 12月1日から20日まで20日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	12月1日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 17年度一般・特別・企業会計決算の委員長報告 質疑 討論 採決
2	2日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	3日	日			市の休日（日曜日）
4	4日	月			議案調査
5	5日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	6日	水			議案調査
7	7日	木			議案調査
8	8日	金			議案調査
9	9日	土			市の休日（土曜日）
10	10日	日			市の休日（日曜日）
11	11日	月			議案調査
12	12日	火	午前9時30分		本会議
13	13日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
14	14日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
15	15日	金	----	委員会	委員会
16	16日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	17日	日			市の休日（日曜日）
18	18日	月		委員会	委員会
19	19日	火	----		議事整理日
20	20日	水	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（緒方誠也君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から20日までの20日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、20日間と決定しました。

---

日程第3 議第126号 水俣市高齢者福祉センターの設置等に関する条例の制定について

日程第4 議第127号 水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議第128号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議第129号 平成18年度水俣市一般会計補正予算（第6号）

日程第7 議第130号 平成18年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第8 議第131号 平成18年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）

日程第9 議第132号 平成18年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）

日程第10 議第133号 熊本県後期高齢者医療広域連合の設置について

日程第11 議第134号 公有財産の取得について

○議長（緒方誠也君） 日程第3、議第126号水俣市高齢者福祉センターの設置等に関する条例の制定についてから、日程第11、議第134号公有財産の取得についてまで、9件を一括して議題とします。

---

議第126号

水俣市高齢者福祉センターの設置等に関する条例の制定について

水俣市高齢者福祉センターの設置等に関する条例を次のように制定することとする。

平成18年12月1日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市高齢者福祉センターの設置に関する条例

水俣市老人福祉センターの設置等に関する条例（昭和49年条例第1号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第5項の規定に基づき、高齢者に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上、レクリエーション等の利便に供するため、老人福祉センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 水俣市高齢者福祉センター

位置 水俣市白浜町34番地

(所管)

第3条 センターは、福祉環境部の所管とする。

(休館日)

第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。

捧 日曜日及び土曜日

放 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(敬老の日を除く。)

方 12月29日から翌年の1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、休館日を変更することができる。

(開館時間)

第5条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(使用者の資格)

第6条 センターを使用できる者は、次の各号に定めるものとする。

捧 本市に住所を有する60歳以上の者

放 前号の者の介護のために同伴した高齢者家庭奉仕員又は高齢者介護人

方 その他市長が特に使用を認めた者

2 市長は、前項各号に定める者の使用に支障がないと認めるときは、他市町村に住所を有する60歳以上の者の使用を認めることができる。

(使用の許可)

第7条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の取消)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

捧 秩序を乱し、施設の運営方針に反すると認められる者

放 政治活動、宗教活動又は営利を目的としていると認められる者

方 その他センターの管理上支障があると認められる者

(使用料)

第9条 センターの使用料は、別表のとおりとする。

2 使用の許可を受けた者は、使用料を前納しなければならない。

3 既納の使用料は還付しない。ただし、使用者の責めによらない事由によるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第11条 センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 市長は、前項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合で、市長が特別の事情があると認めるときは、水俣市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例(平成17年条例第28号。次項において「手続条例」という。)第3条の規定にかかわらず、指定管理候補者の選定を行うことができる。

3 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、市長は、選定を行おうとする法人その他の団体と協議し、手続条例第3条第1項各号の書類の提出を求め、手続条例第4条各号に照らし総合的に判断するものとする。

(指定管理者の業務)

第12条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

捧 高齢者の生活、住居、身上等に関する相談及び指導援助

放 高齢者の疾病の予防、治療、機能回復等に関する相談及び指導援助

方 高齢者の教養の向上及びレクリエーションのための事業並びに必要な便宜の提供

前 3号に掲げるもののほか、指定管理者がセンターの管理上必要と認める業務

(原状回復義務)

第13条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなったセンターの施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(賠償の義務)

第14条 故意又は過失によりセンターの施設又は設備をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(過料)

第15条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額(当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第9条関係)

挿 第6条第1項第1号及び第2号並びに同条第2項に規定する者の使用料

		水俣市に住所を有する者	水俣市に住所を有しない者
個	人	無 料	50円
団	体	無 料	1人につき 30円

放 第6条第1項第3号に規定する者の使用料

	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
集 会 室 ( 大 広 間 )	1,200円	1,500円	2,500円
娯 楽 室 ( 1 室 )	400円	600円	1,000円

(提案理由)

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、水俣市高齢者福祉センターの管理を指定管理者に行わせるとともに、所要の規定の整備を図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第127号

水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成18年12月1日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例(平成9年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条の表医療費の項を次のように改める。

医療費	<p>捧 「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）」の例により算定した費用</p> <p>放 「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第102号）」の例により算定した費用</p> <p>方 「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）」別表1 購入基準により算定した額</p> <p>（注）医療費には、生活保護法（昭和25年法律第144号）第15条の規定による医療扶助及び交通事故等による第三者からの賠償として支払われる医療費を含まない。</p>
-----	--

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

（提案理由）

障害者自立支援法の施行に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第128号

水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について  
 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。  
 平成18年12月1日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

水俣市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条の7」を「第24条」に改める。

第5条第2項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号中「別表第1」を「別表」に改める。

第6条中「当該非常勤消防団員等に対して、」を削る。

第8条中「当該非常勤消防団員等に対して、」及び「、1日」を削る。

第8条の2第1項を次のように改める。

非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6箇月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなった場合には、市は、その状態が継続している期間、傷病補償年金を支給する。

捧 当該負傷又は疾病が治っていないこと。

放 当該負傷又は疾病による障害の程度が、次条第2項に規定する第1級から第3級までの各障害等級に相当するものとして規則で定める第1級、第2級又は第3級の傷病等級に該当すること。

第8条の2第3項中「別表第2中の」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 傷病補償年金の額は、当該負傷又は疾病による障害の程度が次の各号に掲げる傷病等級（前項第2号の傷病等級をいう。以下同じ。）のいずれに該当するかに応じ、1年につき補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

捧 第1級 313倍

放 第2級 277倍

方 第3級 245倍

第9条第1項を次のように改める

非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに次項に規定する障害等級に該当する程度の障

害が存する場合においては、市は、障害補償として、同項に規定する第1級から第7級までの障害等級に該当する障害があるときには、当該障害が存する期間、障害補償年金を毎年支給し、同項に規定する第8級から第14級までの障害等級に該当する障害があるときには、障害補償一時金を支給する。

第9条第7項中「別表第3中の」を削り、「等級」を「障害等級」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項を削り、同条第4項中「等級」を「障害等級」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同項各号中「等級」を「障害等級」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項中「別表第3に定める」を「障害等級に該当する」に、「障害の等級」を「障害等級」に、「応ずる等級」を「応ずる障害等級」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 障害等級は、その障害の程度に応じて重度のものから順に、第1級から第14級までに区分するものとする。この場合において、各障害等級に該当する障害は、規則で定める。

3 障害補償年金の額は、1年につき、次の各号に掲げる障害等級（前項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）に応じ、補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

捧	第1級	313倍
放	第2級	277倍
方	第3級	245倍
朋	第4級	213倍
法	第5級	184倍
泡	第6級	156倍
烹	第7級	131倍

4 障害補償一時金の額は、次の各号に掲げる障害等級に応じ、補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

捧	第8級	503倍
放	第9級	391倍
方	第10級	302倍
朋	第11級	223倍
法	第12級	156倍
泡	第13級	101倍
烹	第14級	56倍

第9条の2第1項本文を次のように改める。

傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、市は、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。

第9条の2第1項第2号を次のように改める。

放 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第6項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

第9条の2第1項に次の1号を加える。

方 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として規則で定めるものに入所している場合  
第9条の2第2項を次のように改める。

2 介護補償は、月を単位として支給するものとする。

第11条第1項第4号中「次に掲げるいずれかの状態」を「規則で定める障害の状態（次条、第13条及び第16条の2において「特定障害状態」という。）」に改め、同号ア及びイを削る。

第12条第1項第1号中「前条第1項第4号ア若しくはイに掲げる状態」を「特定障害状態」に改め、同条第4項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「前条第1項第4号ア又はイに掲げる状態」を「特定障害状

態」に改め、同項第2号中「前条第1項第4号ア若しくはイに掲げる状態」を「特定障害状態」に改める。

第13条第1項第5号及び第6号中「第11条第1項第4号ア又はイに掲げる状態」を「特定障害状態」に改める。

第16条の2第1項第2号中「第11条第1項第4号ア若しくはイに掲げる状態」を「特定障害状態」に改める。

第18条中「対して、」を「対して、葬祭補償として」に改める。

第18条の2中「防禦」を「防御」に、「第8条の2第1項、第9条第1項」を「第8条の2第2項、第9条第3項若しくは第4項」に改め、「別表第2に定める」を削り、「同表に定める第2級の傷病等級」を「第2級の傷病等級」に、「別表第3に定める第1級の等級」を「第1級の障害等級」に、「同表に定める第2級の等級」を「第2級の障害等級」に改める。

附則第3条の3第1項中「障害の等級に」を「障害等級に」に改め、同項の表中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同条第2項中「、第9条第6項」を「、第9条第8項」に改め、同項第1号中「障害の等級」及び「障害の程度」を「障害等級」に改め、同項第2号中「障害の等級」を「障害等級」に、「第9条第6項」を「第9条第8項」に、「別表第3に定める」を「加重後の」に改める。

附則第3条の4第4項中「障害の等級」を「障害等級」に、「第9条第6項」を「第9条第8項」に改める。

別表第2から別表第4までを削り、別表第1を別表とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条の2第1項第2号の改正規定及び同項に1号を加える改正規定は、平成18年10月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 改正後の規定(第9条の2第1項第2号及び第3号の規定を除く。以下同じ。)は、平成18年4月1日から適用し、同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償、介護補償及び遺族補償については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(提案理由)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成18年9月26日に公布され、同日から施行されたことに伴い、本案のように制定しようとするものである。

## 議第129号

### 平成18年度水俣市一般会計補正予算(第6号)

平成18年度水俣市の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39,076千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,380,236千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加・変更は、「第3表地方債補正」による。

平成18年12月1日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正(第6号)

歳入

(単位:千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
15. 県 支 出 金		1,039,911	17,437	1,022,474
	1. 県 負 担 金	506,178	158	506,336
	2. 県 補 助 金	445,544	1,708	443,836
	3. 委 託 金	88,189	15,887	72,302
19. 繰 越 金		279,639	54,250	333,889
	1. 繰 越 金	279,639	54,250	333,889
20. 諸 収 入		325,661	3,863	329,524
	4. 雑 入	160,563	3,863	164,426
21. 市 債		1,066,400	1,600	1,064,800
	1. 市 債	1,066,400	1,600	1,064,800
補正されなかった款に係る額		10,629,549		10,629,549
歳 入 合 計		13,341,160	39,076	13,380,236

歳出

(単位:千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2. 総 務 費		1,564,348	29,206	1,593,554
	1. 総 務 管 理 費	1,044,200	26,696	1,070,896
	4. 選 挙 費	25,456	2,510	27,966
3. 民 生 費		3,696,899	2,256	3,699,155
	1. 社 会 福 祉 費	1,475,473	3,455	1,478,928
	2. 児 童 福 祉 費	1,477,703	1,199	1,476,504
4. 衛 生 費		1,991,309	24,486	2,015,795
	1. 保 健 衛 生 費	685,314	16,982	668,332
	2. 清 掃 費	742,862	41,444	784,306
	4. 環 境 対 策 費	206,594	24	206,618
5. 農 林 水 産 業 費		493,458	13,433	480,025
	1. 農 業 費	304,701	2,522	307,223
	2. 林 業 費	127,855	15,955	111,900
6. 商 工 費		232,965	700	233,665
	1. 商 工 費	232,965	700	233,665
8. 消 防 費		391,692	3,105	388,587
	1. 消 防 費	391,692	3,105	388,587
9. 教 育 費		908,143	7,143	915,286
	2. 小 学 校 費	140,483	410	140,893
	4. 社 会 教 育 費	210,567	239	210,806
	5. 保 健 体 育 費	264,089	6,494	270,583
	10. 災 害 復 旧 費		679,998	8,177
	1. 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	150,644	8,177	142,467
補正されなかった款に係る額		3,382,348		3,382,348
歳 出 合 計		13,341,160	39,076	13,380,236

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
県議選・市議選共同選挙ポスター掲示場設置及び撤去委託料 (選挙管理委員会)	自 平成18年度 至 平成19年度	千円 3,434
県議会議員選挙選挙システムサポート委託料 (選挙管理委員会)	自 平成18年度 至 平成19年度	321
県議会議員選挙投票所器材運搬委託料 (選挙管理委員会)	自 平成18年度 至 平成19年度	188
県議会議員選挙投・開票所ビニールシート清掃・収納委託料 (選挙管理委員会)	自 平成18年度 至 平成19年度	41
市議会議員選挙投票所入場整理券印刷業務委託料 (選挙管理委員会)	自 平成18年度 至 平成19年度	68
市議会議員選挙投票用紙印刷業務委託料 (選挙管理委員会)	自 平成18年度 至 平成19年度	142
市議会議員選挙不在者投票用封筒印刷業務委託料 (選挙管理委員会)	自 平成18年度 至 平成19年度	76
市議会議員選挙選挙公報印刷業務委託料 (選挙管理委員会)	自 平成18年度 至 平成19年度	111
市議会議員選挙選挙システムサポート委託料 (選挙管理委員会)	自 平成18年度 至 平成19年度	300
市議会議員選挙投票所器材運搬委託料 (選挙管理委員会)	自 平成18年度 至 平成19年度	188
市議会議員選挙投・開票所ビニールシート清掃・収納委託料 (選挙管理委員会)	自 平成18年度 至 平成19年度	41
明水園管理運営委託料 (福祉課)	自 平成18年度 至 平成19年度	193,326
老人福祉センター管理運営委託料 (健康推進課)	自 平成18年度 至 平成19年度	6,154
ワークプラザ管理委託料 (健康推進課)	自 平成18年度 至 平成19年度	209
養護老人ホーム恵愛園管理運営委託料 (健康推進課)	自 平成18年度 至 平成19年度	109,283
勤労青少年ホーム管理運営委託料 (商工観光課)	自 平成18年度 至 平成19年度	6,852
みなまた環境テクノセンター管理運営委託料 (商工観光課)	自 平成18年度 至 平成19年度	14,493
湯の鶴温泉保健センター管理委託料 (商工観光課)	自 平成18年度 至 平成19年度	6,450
みなまた観光物産館まつぼっくり管理委託料 (商工観光課)	自 平成18年度 至 平成19年度	2,245
体育施設管理委託料 (生涯学習課)	自 平成18年度 至 平成21年度	178,587
公演委託料 (生涯学習課)	自 平成18年度 至 平成19年度	2,940
給食センター建設調査設計業務委託料 (給食センター)	自 平成19年度 至 平成19年度	15,607

第3表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般公共事業 (災害関連事業)	千円 5,300	証書借入又は 証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
計	5,300			

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
減税補てん債	千円 28,000				千円 21,100			
補正されなかった事業に係る額	1,038,400				1,038,400			
計	1,066,400				1,059,500			

議第130号

平成18年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）

平成18年度水俣市介護保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,616千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,565,421千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成18年12月1日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
1. 保険料		403,795	235	403,560
	1. 介護保険料	403,795	235	403,560
4. 国庫支出金		628,700	2,717	631,417
	2. 国庫補助金	204,091	2,717	206,808
5. 支払基金交付金		752,476	191	752,667
	1. 支払基金交付金	752,476	191	752,667
6. 県支出金		367,706	77	367,783
	2. 県補助金	7,917	77	7,994
8. 繰入金		386,377	1,134	385,243
	1. 一般会計繰入金	386,377	1,134	385,243
補正されなかった款に係る額		24,751		24,751
歳入合計		2,563,805	1,616	2,565,421

歳出

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
1. 総務費		74,768	1,211	73,557
	1. 総務管理費	34,633	1,211	33,422
2. 保険給付費		2,413,536	0	2,413,536
	1. 介護サービス等諸費	1,823,878	287,000	2,110,878
	2. 介護予防サービス等諸費	444,185	293,800	150,385
	4. 高額介護サービス等費	43,479	6,800	50,279
3. 財政安定化基金拠出金		2,477	28	2,505

	1. 財政安定化基金拠出金	2,477	28	2,505
4. 地域支援事業		44,391	3,181	47,572
	1. 介護予防事業	13,807	3,181	16,988
6. 公債費		5,562	382	5,180
	2. 財政安定化基金 借入金償還金	5,561	382	5,179
補正されなかった款に係る額		23,071		23,071
歳出合計		2,563,805	1,616	2,565,421

議第131号

平成18年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成18年度水俣市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成18年度水俣市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 総合医療センター事業収益	6,356,658千円	11,735千円	6,368,393千円
第1項 業 業 収 益	6,134,125千円	11,735千円	6,145,860千円
収 益 的 収 入 合 計	6,387,551千円	11,735千円	6,399,286千円
	支	出	
第1款 総合医療センター事業費	6,476,042千円	37,707千円	6,513,749千円
第1項 業 業 費 用	6,177,209千円	37,707千円	6,214,916千円
収 益 的 支 出 合 計	6,504,115千円	37,707千円	6,541,822千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「120,717千円」を「122,093千円」に、過年度分損益勘定留保資金「80,204千円」を「81,580千円」に改め、第1款総合医療センター資本的支出に第3項負担金返還金を追加し、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 総合医療センター資本的支出	1,119,878千円	1,376千円	1,121,254千円
第3項 負 担 金 返 還 金	0千円	1,376千円	1,376千円
資 本 的 支 出 合 計	1,120,878千円	1,376千円	1,122,254千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

区 分	科 目	既決予定額	補正予定額	合 計
病院別				
1 総合医療センター	捧職員給与費	3,776,366千円 (3,426,518)	30,000千円 (30,000)	3,806,366千円 (3,456,518)
合 計		3,785,845千円 (3,435,406)	30,000千円 (30,000)	3,815,845千円 (3,465,406)

上記の（ ）書きは、一般職員分内書。

（債務負担行為）

第5条 予算第8条の次に、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり追加する。

追 加

事 項	期 間	限 度 額
総合医療センター	院内清掃業務委託 自 平成18年度 至 平成19年度	19,026千円
	保安警備業務委託 自 平成18年度 至 平成19年度	12,367千円
	医療廃棄物処理業務委託 自 平成18年度 至 平成19年度	単価契約額に排出数量を掛けた額
	看護衣等洗濯業務委託 自 平成18年度 至 平成19年度	単価契約額に枚数を掛けた額
	防虫管理施工作業委託 自 平成18年度 至 平成19年度	639千円
	消防用設備等点検業務委託 自 平成18年度 至 平成19年度	1,238千円
	寝具・病衣借上 自 平成18年度 至 平成19年度	単価契約額に入院患者数を掛けた額

平成18年12月1日提出

水俣市長 宮本勝彬

議第132号

平成18年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成18年度水俣市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収支の補正）

第2条 平成18年度水俣市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 水道事業収益	506,559千円	20,534千円	527,093千円
第1項 営業収益	505,948千円	20,534千円	526,482千円
第2項 営業外収益	609千円	0千円	609千円
第3項 特別利益	2千円	0千円	2千円
	支	出	
第1款 水道事業費	435,931千円	24,786千円	460,717千円
第1項 営業費用	356,235千円	24,786千円	381,021千円
第2項 営業外費用	78,544千円	0千円	78,544千円
第3項 特別損失	152千円	0千円	152千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第7条第1号中「138,356千円」を「163,142千円」に改める。

平成18年12月1日提出

水俣市長 宮本勝彬

議第133号

熊本県後期高齢者医療広域連合の設置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の規定により、平成19年2月1日から、熊本市、八代市、人吉

市、荒尾市、水俣市、玉名市、天草市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市、城南町、富合町、美里町、玉東町、和水町、南関町、長洲町、植木町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村及び苓北町と後期高齢者医療に関する事務を処理するため、次のとおり規約を定め、熊本県後期高齢者医療広域連合を設置する。

平成18年12月1日提出

水俣市長 宮本勝彬

## 熊本県後期高齢者医療広域連合規約

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、熊本県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、別表第1の市町村(以下「構成市町村」という。)をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、熊本県の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のうち、別表第2に定める事務については構成市町村において行う。

捧 被保険者の資格の管理に関する事務

放 医療給付に関する事務

方 保険料の賦課に関する事務

朋 保健事業に関する事務

法 その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

(広域連合の作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。)には、次の項目について記載するものとする。

捧 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び構成市町村が行う事務に関すること。

放 広域計画の期間及び改定に関すること。

(広域連合の事務所)

第6条 広域連合の事務所は、熊本市健軍2丁目4番10号に置く。

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、32人とする。

2 広域連合議員は、構成市町村の長及び議員のうちから、次の各号に掲げる区分に応じて選出するものとする。

捧 市長 8人

放 町村長 8人

方 市議会議員 8人

朋 町村議会議員 8人

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員の選挙に当たっては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものの推薦がなければならない。

捧 前条第2項第1号に掲げる者 すべての市長をもって組織する団体又は構成する市の長の総数の12分の1以上の者

放 前条第2項第2号に掲げる者 すべての町村長をもって組織する団体又は構成する町村の長の総数の12分の1以上の者

方 前条第2項第3号に掲げる者 すべての市議会の議長をもって組織する団体又は構成する市の議員定数の総

数の12分の1以上の者

前条第2項第4号に掲げる者 全ての町村議会の議長をもって組織する団体又は構成する町村の議員定数の総数の12分の1以上の者

- 2 広域連合議員は、前項に規定する推薦があった者のうちから、前条第2項第1号及び第3号に規定する者にあつては各市議会、前条第2項第2号及び第4号に規定する者にあつては各町村議会において選挙するものとする。
- 3 広域連合議員の当選人は、市議会における選挙についてはすべての市議会の、町村議会における選挙についてはすべての町村議会の選挙における得票総数の多い者から順次その選挙における定数に達するまでの者とする。
- 4 各市町村議会における選挙については、地方自治法第118条第1項（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第95条の規定を準用する部分を除く。）の例による。

（広域連合議員の任期）

第9条 広域連合議員の任期は、2年とする。

- 2 広域連合議員が構成市町村の長又は議員でなくなったときは、同時にその職を失う。
- 3 広域連合の議会の解散があつたとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定の例により、速やかにこれを選挙しなければならない。
- 4 前項の広域連合議員に欠員が生じたときの選挙（以下「補欠選挙」という。）により当選した議員の任期は、第1項の規定にかかわらず、当該欠員となった議員の残任期間とする。
- 5 前項の補欠選挙は、欠員となった議員の残任期間が3箇月以内の場合に行わない。ただし、広域連合議員の数がその定数の3分の2に達しなくなったときは、この限りでない。

（広域連合の議会の議長及び副議長）

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

- 2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

（広域連合の執行機関等の組織）

第11条 広域連合に、広域連合長、副広域連合長1人及び会計管理者1人を置く。

（広域連合の執行機関等の選任の方法）

第12条 広域連合長は、構成市町村の長のうちから、構成市町村の長が投票によりこれを選挙する。

- 2 前項の選挙は、第15条の選挙管理委員会が定める場所において行うものとする。
- 3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。
- 4 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。
- 5 会計管理者は、広域連合長が任命する。

（広域連合の執行機関等の任期）

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、2年とする。ただし、広域連合長及び構成市町村の長を兼ねる副広域連合長の当該構成市町村の長としての任期が2年に満たないときは、当該任期による。

（補助職員）

第14条 広域連合に必要な職員を置く。

（選挙管理委員会）

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。
- 3 選挙管理委員は、構成市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものの中から、広域連合の議会においてこれを選挙する。
- 4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

（監査委員）

第16条 広域連合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選

任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- 捧 構成市町村の負担金
- 放 事業収入
- 方 国及び熊本県の支出金
- 朋 その他

2 前項第1号に規定する構成市町村の負担金の額は、別表第3により、広域連合の予算において定めるものとする。

(補則)

第18条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成19年2月1日から施行する。ただし、第11条中会計管理者に関する部分及び第12条第5項の規定は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 広域連合は、平成20年3月31日までの間は、第4条に規定する事務の準備行為を行うものとする。

3 広域連合設立後はじめて行う広域連合長の選挙においては、第12条第2項の規定にかかわらず、熊本市健軍2丁目4番10号にて行うものとする。

別表第1(第2条関係)

熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、天草市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市、城南町、富合町、美里町、玉東町、和水町、南関町、長洲町、植木町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、苓北町
---

別表第2(第4条関係)

- |                               |
|-------------------------------|
| 1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付      |
| 2 被保険者証及び資格証明書の引渡し            |
| 3 被保険者証及び資格証明書の返還の受付          |
| 4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し |
| 5 保険料に関する申請の受付                |
| 6 上記事務に付随する事務                 |

別表第3(第17条関係)

- |                                    |         |
|------------------------------------|---------|
| 1 共通経費                             | 負担割合    |
| 均等割                                | 100分の10 |
| 高齢者人口割                             | 100分の50 |
| 人口割                                | 100分の40 |
| 2 医療給付に要する経費                       |         |
| 高齢者医療確保法第98条に定める市町村の一般会計において負担すべき額 |         |
| 3 保険料その他の納付金                       |         |

高齢者医療確保法第105条に定める市町村が納付すべき額  
市町村が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減相当額

備考

- 1 人口割については、前々年度の3月31日現在の住民基本台帳の人口数による。
- 2 高齢者人口割については、平成18年度から平成21年度までの間においては、前々年度の3月31日現在の老人医療受給者数、平成22年度以降は、前々年度の3月31日現在の後期高齢者医療制度の被保険者数による。

(提案理由)

広域連合を設置するには、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

### 議第134号

#### 公有財産の取得について

本市は、公有財産を次のように取得することとする。

平成18年12月1日提出

水俣市長 宮本勝彬

取得する財産の表示			取得の相手方	取得の目的	取得の予定価格	取得日
区分	所在地	面積				
土地	水俣市月浦字新開867番3外11筆	5,727.00㎡	水俣市土地開発公社	(仮称)水俣市営住宅月浦団地第二期建設事業用地	104,804,100円	平成19年1月31日(予定)

(提案理由)

(仮称)水俣市営住宅月浦団地第二期建設事業用地を取得するため、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものである。

○議長(緒方誠也君) 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

(市長 宮本勝彬君登壇)

○市長(宮本勝彬君) 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議第126号水俣市高齢者福祉センターの設置等に関する条例の制定について申し上げます。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、水俣市高齢者福祉センターの管理を指定管理者に行わせるとともに、所要の規定の整備を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第127号水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

障害者自立支援法の施行に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第128号水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成18年9月26日に公布され、同日から施行されたことに伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第129号平成18年度水俣市一般会計補正予算第6号について申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,907万6,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ133億8,023万6,000円とするものであります。

主な補正内容といたしましては、第2款総務費に、県議会議員選挙費、第3款民生費に、地域生活支援事業、第4款衛生費に、水俣芦北広域行政事務組合負担金、第5款農林水産業費に、果樹産地構造改革支援事業、第9款教育費に、学校給食センター建設事業等を計上いたしております。

なお、これらの財源としましては、第15款県支出金、第21款市債を減額し、第19款繰越金、第20款諸収入を増額して調整いたしております。

このほか債務負担行為の補正としまして、体育施設管理委託料外21件を追加しております。

また、地方債の補正としまして、災害関連事業に係る一般公共事業を追加し、減税補てん債の限度額を変更いたしております。

次に、議第130号平成18年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号について申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ161万6,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ25億6,542万1,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、人事異動等に伴う人件費及び保険給付費の調整、財政安定化基金拠出金、地域支援事業費の増額等を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第8款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第131号平成18年度水俣市病院事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入に1,173万5,000円、収益的支出に3,770万7,000円、資本的支出に137万6,000円をそれぞれ増額し、補正後の収益的収入額を63億9,928万6,000円、収益的支出額を65億4,182万2,000円、資本的支出額を11億2,225万4,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、まず、収益的収入については、出向職員に係る退職給与等負担金を増額するものであります。

次に、収益的支出については、中途退職者の増加に伴い、退職給与金を増額し、また、熊本大学医学部附属病院等からの医師招請に伴い、必要な報償費及び手数料の経費を増額するものであ

ります。

資本的支出につきましては、平成17年度熊本県医療施設等設備整備事業補助金を受けて実施した医療機器整備事業の実績額が確定したため、昨年度受け入れ済みの補助金を返還するものであります。

なお、この県補助金は市の一般会計を通して県へ返納しますので、今回、一般会計負担金返還金として計上しているものです。

このほか、債務負担行為といたしまして、院内清掃業務委託、保安警備業務委託外5件を計上いたしております。

次に、議第132号平成18年度水俣市水道事業会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、平成18年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を2,053万4,000円増額して、補正後の収益的収入の額を5億2,709万3,000円にするとともに、収益的支出の額を2,478万6,000円増額して、補正後の収益的支出の額を4億6,071万7,000円にするものであります。

補正の主な内容といたしましては、退職手当制度改正及び自己都合退職者の発生に伴い、人件費を増額いたしております。

次に、議第133号熊本県後期高齢者医療広域連合の設置について申し上げます。

広域連合を設置するには、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を経る必要がありますので、本案のように提案するものであります。

次に、議第134号公有財産の取得について申し上げます。

水俣市営住宅月浦団地第2期建設事業用地を取得するため、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき提案するものであります。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第126号から議第134号までについて、順次提案理由の御説明を申し上げますが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（緒方誠也君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

- 
- |       |        |                               |
|-------|--------|-------------------------------|
| 日程第12 | 議第117号 | 平成17年度水俣市病院事業会計決算認定について       |
| 日程第13 | 議第118号 | 平成17年度水俣市水道事業会計決算認定について       |
| 日程第14 | 議第119号 | 平成17年度水俣市一般会計決算認定について         |
| 日程第15 | 議第120号 | 平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について |
| 日程第16 | 議第121号 | 平成17年度水俣市老人保健特別会計決算認定について     |
| 日程第17 | 議第122号 | 平成17年度水俣市介護保険特別会計決算認定について     |

日程第18 議第123号 平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

○議長（緒方誠也君） 日程第12、議第117号平成17年度水俣市病院事業会計決算認定についてから、日程第18、議第123号平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、7件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、厚生委員長中山徹議員。

（厚生委員長 中山徹君登壇）

○厚生委員長（中山 徹君） おはようございます。

ただいま議題となりました議案のうち、厚生委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

初めに、議第117号平成17年度水俣市病院事業会計決算認定について申し上げます。

まず、坂本院長から、決算の総括説明を受けた後、濱崎事務部長、淵上総務課長から、決算報告書、財務諸表、決算附属書類に基づき詳細な説明を受けました。

平成17年度は、湯之児病院の統合による総合医療センターのリハビリ館が開院し、新規病院体制がスタートした。年度当初こそ入院患者数が低迷したが、年度後半から盛り返し、目標の平均入院患者数380人を達成した。その結果、病院事業損益においては、平成15年度、平成16年度に引き続き黒字決算となった。

収支状況は、収益的収入68億2,330万3,498円に対し、収益的支出64億4,862万7,976円で、損益計算書による当年度純利益は3億6,431万5,894円となり、当年度未処理欠損金は13億2,230万3,832円となった。

また、資本的収入3億6,773万6,779円に対し、資本的支出4億9,148万3,509円で、差し引き不足額1億2,374万6,730円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補てんした。

以上のような説明を受け、質疑を行い、本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

なお、委員から、当センターは自治体病院の使命として不採算医療、救急医療を担っており、医師への負担も大きいため、特に医師の給与等の待遇を改善し、今後も医師確保に努めていただきたい。また、職員の給与体系やその決定方法、人事異動のあり方なども今後早急に検討すべき課題であるとの意見が出されました。

次に、議第120号平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について申し上げます。

盛下市民課長から、決算書、事項別明細書に基づき詳細な説明を受けました。

歳入総額36億5,223万7,855円、歳出総額35億1,673万8,275円で、差し引き1億3,549万9,580円

は翌年度へ繰り越した。

以上のような説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、国民健康保険事業財政調整基金の状況についてただしたのに対し、国保財政は厳しい状況にあり、基金の取り崩しも必要な時期に来ているとの答弁がありました。

また、国民健康保険税の他市との比較についてただしたのに対し、平成8年度の改正後、税率を据え置いており、県下で9番目くらいの額となっている。このまま据え置けば、後に被保険者に大きな負担を強いることになるので、見直しも検討したいとの答弁がありました。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

なお、委員から、人間ドックの助成について、希望者がなるべく多く受けられる体制づくりをお願いしたいとの意見が出されました。

次に、議第121号平成17年度水俣市老人保健特別会計決算認定について申し上げます。

盛下市民課長から、決算書、事項別明細書に基づき詳細な説明を受けました。

歳入総額44億3,437万4,790円、歳出総額44億5,901万7,107円で、差し引き2,464万2,317円の不足額が生じたが、その不足額については、翌年度歳入繰上充用により補てんしている。

主に以上のような説明を受け、質疑を行い、本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

最後に、議第122号平成17年度水俣市介護保険特別会計決算認定について申し上げます。

盛下市民課長から、決算書、事項別明細書に基づき詳細な説明を受けました。

歳入総額24億5,439万2,161円、歳出総額24億2,381万7,657円で、差し引き3,057万4,504円は翌年度へ繰り越した。

以上のような説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、介護保険料普通徴収分の徴収率の動向についてただしたのに対し、経済情勢などの影響もあり、低下しているとの答弁がありました。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定いたしました。

以上で厚生委員会の審査報告を終わります。

○議長（緒方誠也君） 次に、産業建設委員長田中功議員。

（産業建設委員長 田中功君登壇）

○産業建設委員長（田中功君） ただいま議題となりました議案のうち、産業建設委員会に付託されました決算2件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

初めに、議第118号平成17年度水俣市水道事業会計決算認定について申し上げます。

まず、水道局長から、本決算の概要について説明を受けた後、決算報告書、その他財務諸表に基づき詳細な説明を受けました。

本決算の収支状況は、収益的収入 4 億8,988万9,052円に対し、収益的支出 3 億8,883万9,538円で、消費税等調整後の純利益は 1 億104万9,514円となった。

また、資本的収入2,703万4,559円に対し、資本的支出 1 億7,561万8,729円となり、差し引き不足額 1 億4,858万4,170円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金で補てんした。

以上のような説明を受けた後、質疑を行いました。

質疑の中で、固定資産の特例償却の適用の適正化についてただしたところ、これまで、補助金等で取得した資産は、すべて減価償却の対象から外していたが、今後はすべてを対象から除外するのではなく、補助金等の交付された目的に応じて特例償却を適用するかどうかを決定するよう制度を改善した旨の答弁がありました。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

次に、議第123号平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について申し上げます。

産業建設部長から、平成17年度下水道事業の概要説明を受けた後、下水道課長から、歳入歳出決算事項別明細書に基づき詳細な説明を受けました。

収支状況は、収入済額14億9,399万4,469円に対して、支出済額14億9,050万7,639円となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は 7 万4,330円となった。

以上のような説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、一般会計からの繰入金が増え、市財政にとって大きな負担となっているが、使用料等の見直しはどのように考えているのかとただしたのに対し、人口の減少による市街地の空洞化等の問題もあり、使用料収入も伸び悩んでいるため、今後は費用対効果を含め全体計画の見直しを検討しているとの答弁がありました。

また、浄化センター運転業務委託料の内容についてただしたのに対し、施設の運転業務・保守点検及び水質検査等の業務を民間に委託しているものであるとの答弁がありました。

なお、委員から、委託料の金額が高いように感じられるため、内容についてほかの自治体と比較、検討等を行っていただきたいとの意見がありました。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

以上で産業建設委員会の審査報告を終わります。

○議長（緒方誠也君） 次に、一般会計決算特別委員長淵上道昭議員。

(一般会計決算特別委員長 瀧上道昭君登壇)

○一般会計決算特別委員長(瀧上道昭君) おはようございます。

ただいま議題となりました議案のうち、一般会計決算特別委員会に付託されました議第119号平成17年度水俣市一般会計決算認定について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

審査に先立ち、助役のあいさつに次いで、総務企画部長から、本決算の概要について次のような説明を受けました。

平成17年度の決算は、歳入134億4,971万8,000円、歳出126億7,188万5,000円、歳入歳出差引残額は7億7,783万3,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源2,359万6,000円を差し引いた実質収支は7億5,423万7,000円で、本年度実質収支から昨年度実質収支を引いた単年度収支においては2,010万8,000円の黒字となった。しかし、単年度収支に基金積立金1万2,000円を加え、基金取り崩し額1億6,673万1,000円を差し引いた実質単年度収支では1億4,661万1,000円の赤字となっている。

歳入歳出総額について、前年度と比較すると、歳入で約24億9,800万円、15.7%の減少、歳出で約25億3,100万円、16.6%の減少となっている。

その内訳の主なものとして、歳入においては、災害復旧費負担金・補助金の減少などにより、国庫支出金が約10億円、38.4%、県支出金が約4億2,000万円、31.7%と大きく減少している。

地方交付税は、普通交付税が減税補てん債への振替分の約3億2,000万円を含め約5億8,000万円減少し、特別交付税は、約7,500万円の減少となり、合計で約6億5,500万円、12.2%の減少となった。

また、市債は、減税補てん債が、昨年度発行した借換分の約3億6,000万円の減少と九州新幹線関係固定資産税に係る先行減税分の約4億2,000万円の増加があり、約6,000万円の増加となったが、災害復旧事業債の約1億3,000万円、臨時財政対策債の約1億1,000万円、過疎対策事業債の約1億円などの減少により、1.8%、約3億4,900万円の減少にとどまっている。

市税については、総額で約2,000万円、0.8%の増加となっており、その中で、固定資産税が九州新幹線関係償却資産の増加などにより約4,000万円、個人市民税が税制改正により約2,000万円の増加となったが、法人市民税は景気の影響による高額納税企業の減少により約4,400万円の減少となっている。

そのほか、増加したのものとしては、繰入金で財政調整基金からの繰り入れを行ったため約2億円、717.5%、繰越金が約8,000万円、27.4%、地方譲与税が所得譲与税の増加により約5,600万円、27.9%となっている。一方、減少となったものは、諸収入が九州新幹線湯水等被害対策事業収入等の減少により約5億円、56.0%、利子割交付金などの各種交付金が約3,500万円、8.5%と

なっている。

また、歳出においては、災害復旧事業費が平成15年度発生災害の復旧事業が大きく減少し、約14億円、84.9%の減少となった。普通建設事業費についても、九州新幹線濁水等被害対策事業の終了や、白浜団地建てかえ事業、月浦台地開発事業等の事業費の減少に伴い、約5億3,000万円、39.8%の減少となっている。

義務的経費は、人件費が退職金が少なかったことなどにより約1,000万円、0.4%減少、扶助費が法人立保育所運営費負担金の減少等により約1,700万円、0.6%の減少となっている。

公債費は、16年度において約3億6,000万円の減税補てん債の満期一括償還があったこと、そのほか起債の償還終了により、約5億3,000万円、24.2%の減少となった。

そのほかの経費について増加となったものは、積立金が公共施設整備基金への積み立てにより約4,800万円、42.5%の増加、減少したものは、物件費が約6,600万円、5.2%、補助費等が約4,400万円、2.7%減少した。

この結果、年度末における財政調整基金の現在高は、前年度末現在高から約3億6,800万円増加し、12億5,855万円となった。

また、市債の現在高は、135億8,030万7,000円で、前年度末から約7,900万円減少している。

決算統計等から算出する財政指標については、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が、98.0%と、昨年度と比較し0.7ポイント悪化している。これは、歳出の経常経費の削減に比べ、歳入の経常一般財源等の減少が進んでいるためで、財政の硬直化が一層進んだ状況となっている。

また、公債費に係る指数のうち、起債制限比率は、公債費の減少に伴い11.2%で前年度から1ポイント改善している。また、今回から一般会計の公債費に他会計の公債費に充当する繰出金等を加算して算出する実質公債費比率が導入され、この指数が18%を超えると、起債発行に係る国の関与が同意から許可へ変わるが、本市では、公共下水道事業特別会計及び病院事業会計への繰出金が多いことから17.7%と高い値となっている。

このような状況の中、平成17年度の各種の事業を展開してきた。また、平成18年度においても、各事業を進めているが、三位一体の改革に伴う国庫補助負担金の一般財源化、地方交付税の減少となお厳しい財政状況が続いている。

平成19年度においては、国の仮試算などから地方交付税の減少が見込まれ、税源委譲等による市税の増加はあるものの、税源に乏しい本市では一般財源の減少が見込まれ、平成19年度当初予算については、さらに全事業の必要性や効果を再検討し、歳出の抑制を行うとともに限られた財源の重点的・効率的な配分を行い、計画的な事業実施と財政健全化を図っていきたい。

以上のような説明を受けた後、予算の効率的な執行あるいは投資的效果という見地から、事項別明細書等の関係資料をもとに、各担当課長から、款別に逐次説明を受け、質疑を行いました。

質疑の主なものを申し上げますと、まず、水俣市の実質公債費比率と県内での位置についてただしたのに対し、従来の一般会計の公債費の負担を示す公債費比率に加え、下水道や病院事業における公債費に対する一般会計の負担金を加算した額の割合を示すものとして18年度から制定された実質公債費比率は、本市は17.7%であり、かろうじて許可制度へ切りかわる18%に近く、県内でも高い水準となっているとの答弁がありました。

次に、資源ごみの売り払い収入のうち、各区ごとに配分される金額と収入の動向についてただしたのに対し、17年度の助成金総額は約770万で、地区別の最高額は約96万円、最低額が約9万円となっている。近年、紙の値段が上がっており、増加傾向にあるとの答弁がありました。

次に、薬草利活用方法調査業務委託料の内容、今後の活用についてただしたのに対し、みなまた環境テクノセンター内にあるウェルリーフという会社に、本市に自生している植物、薬草等についての有効成分調査や健康食品等への導入可能な品目の選定、販路開拓に向けた方策について調査を委託した。調査は平成17年度で終了し、選定品目の一つであるスイゼンジナやベニフウキ等の栽培面積拡大を図っている。今後は調査業務で提案された有効成分を用いた商品や農産加工品等の開発を進めたいとの答弁がありました。

次に、災害対策費の中に計上されている気象情報システム保守委託料のサービスの中身についてただしたのに対し、平成15年の水俣豪雨の後、水俣の局地的な情報の提供を受けるほか、気象予測等直接情報交換できるようになっているとの答弁がありました。

最後に、審査の中で、委員会として要望したことについて申し上げます。

1、丸島水路公害防止事業費事業者負担金元利金の収入未済については、平成17年度は預金利子の差し押さえによってわずかではあるが、努力されている。今後も継続して積極的に回収に努めていただきたい。

2、研修会、各種会議等への出席に当たっては、他市との交流を図ることが重要であり、懇親会等への出席ができるよう旅費の支給については配慮していただきたい。

3、市有地の遊休資産については、売却処分された土地には多くの住宅が建設されており、市民に喜ばれている。今後も積極的な売却処分に努めていただきたい。

4、市有林、久木野分収林、学校林については、安易に民間に売却することは乱開発につながりかねないという懸念はあるが、維持費に多額を要しており、今後の検討課題としていただきたい。

5、農林道等の整備に対する生コン原材料の支給についての事業効果は極めて大きいものがあり、地域住民の要望にこたえるため、増額を検討していただきたい。

6、商店街の空き店舗の解消について、行政として何らかの対応を検討していただきたい。

7、水俣市が行う公共工事の入札に当たっては、地元業者を優先し、特殊工事についてはベンチャーでの発注、あるいは建築工事等は分離発注するなど、地元業者の育成に努めていただきたい。

8、小・中学校における施設・設備修繕料については、子どもの安全を第一義に考え、必要な予算を優先的に配分していただきたい。

以上であります。これらの要望事項については、執行部におかれては十分御検討の上、対処されるようお願いいたします。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく認定すべきという意見と、予算の執行そのものに違法、不当な事項はなかったものの、予算審査の時点で、水俣港湾改修事業は不要不急の事業であり、市民の生活に密着したほかの公共事業に回すことによってもっと有効活用できると主張してきたが、それがそのまま執行された決算であるので認定しがたいという意見に分かれましたので、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

以上で一般会計決算特別委員会の審査報告を終わります。

---

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成18年10月23日

厚生常任委員長 中山 徹

水俣市議会議長 緒方 誠也 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第117号	平成17年度水俣市病院事業会計決算認定について	認 定	全 員 賛 成
議第120号	平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	認 定	全 員 賛 成
議第121号	平成17年度水俣市老人保健特別会計決算認定について	認 定	全 員 賛 成
議第122号	平成17年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	認 定	全 員 賛 成

---

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成18年10月25日

産業建設常任委員長 田中 功

水俣市議会議長 緒方 誠也 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第118号	平成17年度水俣市水道事業会計決算認定について	認 定	全 員 賛 成
議第123号	平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	認 定	全 員 賛 成

## 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成18年11月1日

一般会計決算特別委員長 淵上道昭

水俣市議会議長 緒方誠也 様

### 記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第119号	平成17年度水俣市一般会計決算認定について	認定	賛成多数

○議長（緒方誠也君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

野中重男議員から、議第119号について討論の通告がありますので、発言を許します。

野中重男議員。

○野中重男君 日本共産党の野中重男です。

ただいま議題になりました議第119号平成17年度水俣市一般会計の決算認定について、反対討論を行います。

私たち日本共産党議員団は、市民の皆さんへのアンケートをこの秋実施いたしました。ことしは4年前と比べても大幅にその回答がふえまして、450通の回答をいただきました。

その結果と市民の皆さんの要望については、先日執行部に要望書を提出したところであります。

その中で、市民の皆さんが負担に感じていると回答されたのは、一番多い順から国民健康保険料、次いで介護保険料、その次に介護にかかわる利用料負担でありました。日本の景気は回復していると言われてはいますが、庶民のところではその実感がないのが実情ではないでしょうか。その一方で、庶民への増税と負担が強化されてきた。このような政治の結果が回答に反映されているというふうに思いました。

このような中で、地方政治はどうあるべきなのかが問われていると思います。

平成17年度決算で申し上げますと、不急の水俣湾沿岸道路建設に一般会計から2,200万円がつかまれています。また、予備費2,000万円についてもそのままでありました。

商店街が疲弊しています。生活密着型の公共事業については、その市民の皆さんの要望の多く

が次年度に回っています。医療費とか介護での負担増で市民の皆さんは大変な生活をしています。これらに予算を振りかえるべきであったというふうに思います。

私たちは、政策判断として、予算の組み方に課題があるということで、この予算には反対してきましたけれども、私たちのこの判断は、この間私どもが行った市民の皆さんからの御意見、要望からしても正しかったと考えております。

よって、決算においては不正なところはなかったと思いますけれども、この決算認定については反対であります。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 以上で通告による討論は終わりました。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議第117号平成17年度水俣市病院事業会計決算認定について、議第118号平成17年度水俣市水道事業会計決算認定について、以上2件を一括して採決します。

本2件に対する委員長の報告はいずれも認定であります。

本2件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって本2件は、いずれも委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

○議長（緒方誠也君） 次に、議第119号平成17年度水俣市一般会計決算認定についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は認定であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（緒方誠也君） 起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

○議長（緒方誠也君） 次に、議第120号平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定についてから、議第123号平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、以上4件を一括して採決します。

本4件に対する委員長の報告はいずれも認定であります。

本4件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 異議なしと認めます。

したがって本4件は、いずれも委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

○議長(緒方誠也君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

明2日から11日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、12日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により12日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は5日正午まで、議案質疑の通告は12日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午前10時46分 散会

平成18年12月12日

平成18年12月第4回水俣市議会定例会会議録  
(第2号)

一 般 質 問

# 平成 18 年 12 月第 4 回水俣市議会定例会会議録（第 2 号）

平成18年12月12日（火曜日）

午前 9 時30分 開議

午後 4 時54分 散会

（出席議員） 22人

緒方誠也君	西田弘志君	福田齊君
藤本寿子君	吉田正和君	中村幸治君
大川末長君	真野頼隆君	淵上道昭君
牧下恭之君	田中功君	谷口真次君
野中重男君	清水晶夫君	本井道弘君
大川久洋君	竹下武義君	岩阪雅文君
松本和幸君	千々岩巧君	松本満良君
中山徹君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局 長（牛迫秀基君）	次 長（田畑純一君）
議事係 長（栄永尚子君）	書 記（赤司和弘君）
書 記（岩坂正輝君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（宮本勝彬君）	助 役（森近君）
総務企画部長（葦浦博行君）	産業建設部長（吉海安丈君）
福祉環境部長（吉本哲裕君）	総合医療センター事務部長（濱崎昭博君）
総務企画部次長（仁木徳子君）	産業建設部次長（桑畑達美君）
福祉環境部次長（中田和哉君）	水道局長（山田敏博君）
教 育 長（大淵洋君）	教 育 次 長（森田幸治君）
総務企画部総務課長（田上和俊君）	総務企画部財政課長（本山祐二君）

議事日程 第2号

平成18年12月12日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- |          |                                    |
|----------|------------------------------------|
| 1 大川末長君  | 1 水俣病問題解決について                      |
|          | 2 産業廃棄物最終処分場問題について                 |
|          | 3 湯の児、湯の鶴温泉の観光振興について               |
|          | 4 産業振興について                         |
| 2 野中重男君  | 1 水俣病損害賠償請求訴訟及び和解問題でのチッソの時効の主張について |
|          | 2 水俣湾と百間水路のダイオキシン類処理について           |
|          | 3 介護保険の要介護認定者の障害者控除制度の新設について       |
| 3 松本満良君  | 1 水俣の環境モデル都市づくりについて                |
|          | 2 県教育委員会の県立高校再編整備等基本計画案について        |
|          | 3 「水俣病問題に係る懇談会提言書」について             |
|          | 4 民有人工林伐採後の山林管理について                |
| 4 千々岩 巧君 | 1 ダイオキシン類の最終処分について                 |
|          | 2 産業廃棄物最終処分場問題について                 |
|          | 3 水俣病公式確認50年事業について                 |
|          | 4 環境・福祉先進モデル地域（仮称）の指定について          |
|          | 5 地域活性化と地産地消の推進について                |
| 5 真野頼隆君  | 1 洪水対策について                         |
|          | 2 市職員の採用について                       |
|          | 3 読書のまちづくりと図書館の活用について              |
|          | 4 エコパークみなまたの活用について                 |

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前9時30分 開議

○議長（緒方誠也君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（緒方誠也君） 本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

---

## 日程第1 一般質問

○議長（緒方誠也君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、大川末長議員に許します。

（大川末長君登壇）

○大川末長君 おはようございます。

自民党議員団の大川末長でございます。

私どもは去る10月、今年6月に財政破綻した北海道の夕張市を視察しました。市役所、商工会議所職員の悲壮感漂う説明には、何とも複雑な気持ちで聞き入りました。既に職員の中には動揺が広がり、85%の職員が早期退職を検討しているということでございます。

その中で、私が痛感したのは、その時々の方の市長の先見性と決断力、そして議会の健全なチェック牽制機能がいかに必要であるかということでございます。そして、水俣はこういう事態に決まらなくてはならないということを感じてまいりました。

それでは、質問に入りたいと思います。

### 1、水俣病問題解決について。

水俣病は、今年、公式確認から50年の節目を迎えて、国、県、市で事務局が設けられ、さまざまな事業が行われています。この水俣病公式確認50年事業を通して、多くの人々が出会い、もやい直しが進められることはよいことであると思っておりますし、これを機会に、この問題解決も一気に前進するものと、多くの市民は期待していました。

ところが、最近、連日のように、水俣病問題が新聞やテレビで報道されているのを見ると、なかなか困難な状態にあるように感じられます。

しかし、早期に解決が実現しないと、長引けば長引くほど地域の混乱は深まり、今まで進めてきたもやい直しがもとのもくあみになりかねません。

そこで、以下について質問します。

### 1、水俣病問題解決はどのような方向で進んでいるのか。

2、市長は水俣病問題をどのように解決していきたいと考えておられるのか。そして、どう行動されているのか。

大きな2でございます。最終処分場問題について。

木臼野に建設予定の産業廃棄物最終処分場問題は、今、水俣市民の最大の関心事であり、何としても建設を阻止したいものである。

市長は、1%でも建設阻止の可能性のある要因は拾い出して手を打っていくと言っておられた

が、現在どのような動きをされているのか。

市長の諮問機関である検討委員会の立ち上げと、その動き、また、事業者も10月ごろには県へ準備書を提出するのではないとも言われていたが、そのあたりの動きは把握できているのか。

そして、処分場予定地内に存在する国有地を市で買い上げて、建設阻止の一助とするようなことも言っておられたが、その対処はどう進んでいるのか。

以上について質問します。

質問の3です。湯の児、湯の鶴温泉の観光振興について。

ここ数年の熊本県、そして水俣市、湯の児の宿泊者数をデータ的に見ると、熊本県では平成13年が約700万人をピークに、平成17年の約640万人と、毎年数%ずつ減少している。水俣市全体では平成11年の約17万人をピークに、平成16年の約11万3,000人と、熊本県の落ち込みより多い割合で減少している。湯の児を見てみると、平成11年の約11万人をピークに、平成17年は約6万3,000人と激減している。湯の鶴温泉については、データが入手できなかったが、恐らく湯の児と変わらないような減少傾向と思われる。

こういう現象がもとで、両温泉地では旅館業の廃業が目立っている。水俣の代表的な観光地の旅館が、くしの歯が抜けたように減っていったのでは、何とも寂しいことであり、水俣市としても大変憂慮すべき事態であります。

そこで、以下、質問します。

1、湯の児の観光客の激減は、昨今の水俣病報道の風評被害によるものが大きいと言われていたが、これについて、市長はどう思っておられるか。

2、湯の児、湯の鶴温泉の観光振興をどう考えておられるか。

質問の4番目、産業振興について。

私は、水俣の産業の疲弊、それに伴う税収の落ち込みによる自主財源の減少を憂慮しております。交付金なども減少する中では、予算規模を縮小せざるを得ないかもしれませんが、ある一定の予算規模は保っていかないと、水俣市全体の活力がなくなってしまうのではないかと思います。

そこで、とりあえず外貨を稼げる業種に特化して誘導策を講じるべきと唱え続けております。つまり、水俣市の外からお金を稼ぎ込んでくるような業種に特化して、誘導策を講じたらどうかということを唱えているわけでございます。

そして、徳島県上勝町の葉っぱ産業の例を取り上げて、新しい産業の創造を模索する仕掛けも必要であると提案してきました。

先ほど述べましたように、夕張市のような状態を招かない活気に満ちた元気な水俣にするには産業振興が最も大事であると思います。

そこで、以下、質問します。

1、現在における行政の産業振興への取り組みについて質問します。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 大川議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣病問題解決及び産業廃棄物最終処分場問題については私から、湯の児、湯の鶴温泉の観光振興及び産業振興については産業建設部長から、それぞれお答えします。

水俣病問題解決についてお答えします。

まず、水俣病問題の解決がどのような方向で進んでいるかでございますが、現状といたしましては、一昨年10月の関西訴訟の最高裁判決から2年の間に、認定申請者が4,500名を超え、昨年開始された新保健手帳も約6,500名に交付されております。

新たな訴訟も始まり、報道等でも伝えられていますが、解決に向けては非常に困難な状況が続いております。

このような中で、環境省と熊本県が中心となって対策を講じようとして取り組まれています。被害者側の要求をまとめることができずに苦慮されているようです。さらに、水俣病問題は、平成7年の政府解決策による和解を初め、これまでの歴史の中で多くの事象がありますので、問題解決が複雑になっています。しかし、一方では、救済策と地域づくり対策は車の両輪と位置づけ、地域づくりの対策を検討する水俣病発生地域環境福祉推進室が環境省内に設置されました。また、先般開かれました与党水俣病問題プロジェクトチームにおいて、被害の概要を把握し、救済策を構築しようとして未認定患者を対象とした調査の動きも出てきております。

次に、水俣病問題の解決についてですが、その場しのぎでなく、すべての方々が納得できる全面解決を望んでいます。そのためには、熊本県知事もおっしゃっておりますが、高次元の政治決着しか打開の道はないと思っております。

そして、解決に向けては、被害者救済はもちろんのこと、地域振興も忘れてはならないと思っております。

次に、解決に向けての私の動きでございますが、高次元の政治決着を求めるためには、中央政府に本腰を入れていただくしかありません。そこで、去る11月22日に、近隣の首長とともに、環境大臣を初め地元選出の国会議員へ、一刻も早い被害者の救済と提言書に基づいた地域振興を強く要望してきたところでございます。

また、地元市長といたしましては、今後、解決に向けての重要な役割が出てくると思いますので、その際に積極的に対処していく所存でございます。

現在は、解決策が示されておりませんので、被害者の方々を初め市民の皆様の気持ちをくみ取ることが、私に課せられた使命だと考えております。

○議長（緒方誠也君） 大川末長議員。

○大川末長君 2回目の質問をいたします。

環境省と熊本県が中心となって対策を講じようとして取り組まれており、被害者の要求をまとめることができず、苦慮されているという答弁でございました。

また、地元の市長としては、今後解決に向けての重要な役割が出てくると思う。その際には積極的に対処するとの答弁でしたが、平成7年の政治決着を導き出すに当たっては、当時の市長は、被害者やその団体、国、県を東奔西走しながら、粉骨砕身努力され、要求をまとめ上げられ、そして政治決着にこぎ着けられたと認識しております。これこそ地元市長の役目ではないかと思えます。そういう意味では、今こそ地元市長の出番ではないか。そして全面解決には潮谷知事もおっしゃっておられる高次元の政治決着しか打開の道はないと思うとの答弁にもありましたが、そうであれば、この際、訴訟派も出ておりますけれども、この訴訟派の説得にも努力され、一緒に政治解決に向けられるような、そういう動きをされるのが、市長の役目と思うが、市長、どのように考えておられるか質問します。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今の御質問は、そのときが来たらではなくて、今すぐ水俣の地元の市長として、どう取り組んでいくかというような御質問だったと受けとめております。

私も市長に就任させていただきましてから、この水俣病問題の重さ、あるいは水俣病の被害者の方々が抱えていらっしゃる痛みといたしますか、そういったものを改めて今受けとめさせていただいてるところでございます。

私は、地元市長として、国や県とどこが違うのかということを考えますときに、やはり地元市長は、被害者の方々の気持ちとか、被害者の方々の思い、そういったものをしっかり、被害者の方々の声をよく聞き、よく受けとめることができるのが地元市長の役目だと、今そのように思っているところでございます。

したがって、被害者の皆さん方の、まずはそれぞれの思いや、それぞれの要望を私はしっかり受けとめなくてはならないと思っております。

行政不信が起らないように、できるだけ出向いて行って、語り込みをしながら、そして地道に信頼関係を築いていく、このことがまず私は解決の第一歩だと、そのように思っているところでございます。

そして、その都度お伺いした思いや、あるいは意見や訴えを、それぞれ国や県に、あるいは世論に対してどう働きかけていくのか、その都度訴えかけていく、それが私の今の仕事だろうと思

っているところでございます。いずれにいたしましても、今は私は信頼関係を結んでいく、そのことに全力を尽くすべきだと思って、今、今後も引き続き頑張っていきたいと、そのように思っております。

それからもう一つは、不知火患者会のこととして受けとめてよろしゅうございますでしょうか。訴訟に当たっていらっしゃる方々のこととして受けとめさせていただくとするならば、大石会長とも数回にわたってお話をさせていただいておりますし、誠意を持ってお答えをいただいているところでございます。もし、そういう形ですぐにでも説得できるという状況であれば、すぐにも出ていってお話をさせていただきたいと思うんですが、やはりいろんな思いもありますし、いろんな歴史がありますし、かなり厳しい状況であるということは間違いございません。

今後とも語り込みをしっかりとさせていただきながら、できるだけ信頼関係を深いものにしながら、そして具体的な案が出たときにさっとお互いの気持ちが通じ合っているような努力を今後とも進めていきたいと、そのように思っております。

○議長（緒方誠也君） 次に、産業廃棄物最終処分場問題について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、産業廃棄物最終処分場問題についてお答えします。

建設阻止に向けた取り組みの現状についてお答えします。

産業廃棄物最終処分場建設の阻止に向けたこれまでの取り組みを簡潔に申し上げますと、3月に関係部課長による市内対策委員会を設置、4月に担当部署として産業廃棄物対策室を設け、6月には全市民的な運動組織である産廃阻止！水俣市民会議を立ち上げ、市民総決起大会を開催、その後、事業者や国・県等へ要望活動を行いました。

また、7月には、休止状態となっていた廃棄物最終処分場検討委員会を再編し、再開をいたしました。

9月末には、市民会議として2度目の事業者や国等への要望活動を行いました。このように、産廃阻止に向けて必要な行政、市民、専門家の3つの体制を整えるとともに、現地見学会の実施など、市民に産廃問題を理解してもらう取り組みも行ってきたところです。

しかし、産廃を絶対阻止したいという市民の強い思いや、これまでの要望活動にもかかわらず、事業者は建設に向けた準備を進めているようです。

先月28日には、県に環境影響評価準備書の原稿が提出され、県の方で形式審査をした後、来年1月中旬ごろには正式に提出される見通しです。おかれていた手続きがいよいよ動き出すこととなりますので、今後、準備書縦覧への対応や意見書の提出など、市や市民が手続きののりこたえを適切に乗り越えるための適切な対応策をとっていく必要があります。産廃阻止！水俣市民会議を中心に、市民の力を結集

し、市民と市、市議会が一致団結して最終処分場建設の取り組みを進めていかなければなりません。市議会を初め、市民各位のより一層の御協力をお願いします。

次に、処分場予定地内の国有地への対処についてお答えします。

現在、処分場予定地周辺では、地籍調査が進められているところです。作業状況としては、予定地と接する境界の土地の確定作業をまず進め、国有地に関する聞き取り調査も行いながら、仮図面を作成して、来年2月には国有地を管理する県と、予定地所有者である東亜道路が立ち会って境界を確定することになっています。その後、地籍調査に定められた一種の手続きを経て、国有地の面積や位置、形状が最終的に確定していくことになります。土地所有者である九州農政局の話では、土地が確定しない限り、売り払いの手続きには入れないとのことですので、その手続きが始まる前に、国有地を市に優先的に払い下げてもらうための公共利用計画を現在検討中です。庁内対策委員会や担当課で複数案を検討していますが、まだ成案に至っていない状況です。計画に伴う予算措置も必要ですので、来年3月をめどに検討を進め、有効と思われる公共利用計画を策定し、県へ働きかけていきたいと考えています。

○議長（緒方誠也君） 大川末長議員。

○大川末長君 2回目の質問をいたします。

第1質問の冒頭にも述べましたが、建設阻止につながるような事案は、ほかにどのようなものがあると考えておられるのか。例えば市報11月1日号に掲載された静岡県で株式会社IWD関係の役員数名が告発されているという事件が起きているようであるが、その中には株式会社IWD東亜熊本の小林景子社長も含まれているとのことである。

まだ裁判の結果が出ていないにせよ、被告発人に名を連ねるような方が代表を務められる会社が、ここ水俣に進められている産廃処分場建設を阻止する手だての一つにならないものか。しかし、逆に静岡では被告発者側が、この市報情報を根拠のない情報掲載として、逆告発の姿勢を打ち出しているとも聞くが、そういう事実があるのか。

それと、処分場予定地内の国有地の払い下げは事業者の方へ話が進んでいるようにもお聞きしますが、それについてはどうなのか。

以上、3点について質問します。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 国有地買い上げ以外のほかに阻止できる可能性があるのは何かということでございますけれども、現在のところ、国有地取得のほかに当面のところはございません。今、答弁に申し上げましたとおり、今後、そういう形で準備書が出てまいりますので、それについて適切に一つ一つ対応していくというような段階に入っていくんじゃないかなと、そのように思っております。

それから、静岡からのお話でございますけれども、実はこれは静岡県のあるお方から、IWDを不法投棄で告発したという告発文が郵送してまいりました。事実関係を確認、そこに電話をし、そして確認をいたしました。先方の方は間違いはないというようなお答えもありましたし、公表してもよろしいというようなお答えがございました。したがって、市報に掲載させていただいたということでございますが、この件につきましては、早速もう一度検討をして、対処してまいりたいと、そのように思っております。

それから、3点目の国有地につきまして、事業者の方が有利に展開しているというようなお話でございますけれども、その情報はまだ入ってきておりませんので、できるだけ早く情報をつかみまして、適切な対応ができるように努力してまいりたいと思っております。

○議長（緒方誠也君） 大川末長議員。

○大川末長君 3回目の質問に入ります。

それと、IWD東亜熊本の役員所有の新幹線廃土埋立地内には医療廃棄物の不法投棄のうわさが出ております。市と保健所もこれに動いたと聞いております。県の廃棄物対策課もきょう現地調査を行うといううわさも聞いております。

きょうのことであり、答弁はできないと思いますが、事実関係を把握して議会にも報告してほしいと思います。なぜならば、こういうのが事実であれば、やはり建設を阻止する手だてになるんじゃないかと思うからであります。

これは要望としておきます。

○議長（緒方誠也君） 次に、湯の児、湯の鶴温泉の観光振興について答弁を求めます。

吉海産業建設部長。

（産業建設部長 吉海安丈君登壇）

○産業建設部長（吉海安丈君） 次に、湯の児、湯の鶴温泉の観光振興についての御質問に順次お答えします。

まず、水俣病報道による風評被害に関し、市長はどう思っているのかについてお答えします。

本市では、本年、水俣病公式確認から50年の節目の年を迎え、各種メディアを通して水俣病関連についての数多くの報道がございました。

本市における観光入り込み客のうち、宿泊客について、市独自に一部旅館に聞き取り調査を行いましたところ、昨年と比較して、特に湯の児において本年6月の宿泊客に大きな落ち込みが見受けられました。

また、ある旅館経営者からは、水俣の魚は大丈夫かとの問い合わせがあったとお聞きしており、結果としては、水俣病報道が観光面に何らかの影響があったということは否めないのではないかと考えております。

いまだに水俣病の発生があっているかのような認識を持った人々がおられるとしたら、本市にとりまして大変残念なことであり、今後はこのような誤解を生じないような情報や、水俣の山・川・海など、恵まれた自然や水俣の魅力を市外に積極的に発信し、観光入り込み客の増加につなげてまいりたいと決意を新たにしているところでございます。

次に、湯の児、湯の鶴温泉の観光振興をどのように考えているのかについてお答えいたします。

本市では、皆様御承知のとおり、海の湯の児温泉、山の湯の鶴温泉と趣の異なる2つの温泉地があり、本市の核となる観光地となっております。

近年、水俣市全体で観光入り込み客の減少に歯どめがかからない現状がありますが、湯の児、湯の鶴温泉の観光振興を図っていくことは、本市の活性化を図っていく上で、大変重要な施策であると考えております。

具体的に申しますと、まず、湯の児に関しましては、本年度、観光関係団体が主体となって、ジギングやシーカヤックなど、海を活用した体験型観光の実証実験を行ったほか、地元の観光業者や住民等で組織する団体が主体となって、菜の花など四季折々の花の植栽を行っております。

また、本年度末には、同団体が主体となって、ブーゲンビリアという花を湯の児の観光の一つにしようと、湯の児ブーゲンビリアの谷づくり事業の実施が計画されており、市といたしましても、積極的に支援してまいりたいと考えております。

次に、湯の鶴に関しましては、観光関係団体、地域住民、行政が連携しながら、地域でもてなす湯の鶴湯治村づくりを進めておりますが、本年度は、昨年から実施しております観光素材調査や地元特産品等の販売を行う湯の市の取り組みのほかに、観光関係団体が主体となって、頭石地区・村丸ごと生活博物館の取り組みと連動した、自然豊かな地域を散策させるトレッキング商品開発及び情報発信事業の実施が計画されており、市といたしましても、これを支援してまいりたいと考えております。

先日は、熊本県、水俣、芦北1市2町の主催により、福岡方面の旅行関係業者に対して、各市長、町長が地域の魅力を売り込む、水俣・芦北観光マーケットを実施したところでございます。

今後も、観光関係団体が実施する集客イベント等への助成を初め、水俣、芦北地域が一体となった観光キャンペーン等の実施、さらにはスポーツイベントの誘致や村丸ごと生活博物館と、観光との連携事業など新しい企画も盛り込みながら、湯の児、湯の鶴地域への観光入り込み客の増加と観光振興につなげてまいりたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 大川末長議員。

○大川末長君 2回目の質問いたします。

先日、水俣商工会議所会頭、観光物産協会エコみなまた会長、湯の児・湯の鶴の旅館、商店、釣り舟などの関係者が熊本県及び県議会に対し、4項目にわたる要望書を提出されました。これ

に対して、水俣市としてどういうふうを考えておられるか質問します。

あるいは今の1回目の答弁の中に含まれているやもしれません。そうであれば、ここらあたりがそうだというふうに該当する場所を示していただければ結構です。

その中でも、4項目の早期集中的御支援というくだりは、金融支援の意味合いがあるようですが、低金利長期返済型の、あるいは国・県あたりの融資制度で該当するようなものがないものか。これは市が直接受けた要望ではないが、検討支援の余地はないか質問します。

○議長（緒方誠也君） 吉海産業建設部長。

○産業建設部長（吉海安丈君） 去る11月の要望を受けまして、市といたしましても、要望される団体と同行いたしまして、県の方にも皆様方と一緒にあって対応させていただいているところでございます。ただ、県の方に要望いたしております内容の中で、実際県の方ですすぐり組まれるということで、まずしていただきましたこと、先ほどお話ございました4番目の項目ということで、早期集中的な御支援というくだりがございますが、これにつきましては、早期集中的支援といたしまして、まず、金融支援、いわゆる金融政策の要望もなされております。このため、先月の30日に熊本県の方から、商工政策課、それから経営金融課、観光物産総室、芦北振興局の方から湯の児の方に職員が出向かれておられまして、各旅館等の御主人等の参加を得て、金融政策等の説明会が開催されたところでございます。

会議におきましては、種々の金融制度、融資制度についての詳細な説明がなされましたが、要望に適したような融資制度は見当たらないというふうな状況でございました。旅館の中には金融支援については考えていないと言われるところもございますが、市といたしましては、先ほど申し上げました各種観光事業を支援していくことが、結果として湯の児等の支援につながっていくものと考えているところでございまして、今後も引き続き努力させていただきたいと思っております。

○議長（緒方誠也君） 大川末長議員。

○大川末長君 3回目の質問をいたします。

湯の児、湯の鶴の観光振興については、先ほど回答いただきました。そのほとんどがソフト事業であったように思います。ハード面の整備も進められておりますが、もっと力を入れてもらえないかというふうに思います。

例えば、近年、湯の児においては人工的に入れた砂が流れて、干潮時には水深が浅くなり、海水浴に支障が生じる声もあるようであるが、どのように考えておられるのか質問します。

○議長（緒方誠也君） 吉海産業建設部長。

○産業建設部長（吉海安丈君） 湯の児の海水浴場には毎年6,000人余りの海水浴客が来られまして、大変好評いただいているところでございますが、市といたしましては、毎年度7月の初めに

砂の整地とか、カキ殻等を埋め込むような海水浴場の整備についても、毎年行っているところでございます。

その経費といたしまして、砂をきちんと整地したりとか、そういったものに毎年約40万円程度必要になっております。海水浴場の抜本的対策といたしましては、当該海水浴場が人工砂というのを入れている状況でございまして、干潮のときに浅くなるから砂の除去をせよというような考えもあるかと思いますが、これを行うとなりますと相当量の砂となりますために、工事費も大変な金額となってまいります。

さらに、海水浴場の周りがカキ殻とか、そういったものがついているところもたくさんございますので、そういったものの対策を考えますと、現在行っております整地工事、これを毎年きちんとしながら繰り返していくことが、現時点におきましては適当ではないかと考えておきまして、引き続き海水浴場の整備につきましては、毎年度きちんと進めてまいりたいと思っております。

○議長（緒方誠也君） 次に、産業振興について答弁を求めます。

吉海産業建設部長。

（産業建設部長 吉海安丈君登壇）

○産業建設部長（吉海安丈君） 次に、産業振興への取り組みの現状についてお答えします。

9月議会でも御説明いたしましたとおり、産業振興を行う上で、まず、多分野に及ぶ施策を行い、産業界全体を底上げし、活性化を図りながら環境やリサイクル、バイオマスをキーワードとした環境モデル都市水俣にふさわしい取り組みや、水俣エコタウン等地域ブランドを生かした事業、また、地域に存在する資源を活用し、特化させていくものなど、水俣らしい産業振興策への展開を国や県、大学等、関係団体の支援を受けながら行っていく必要があると考えております。これらの動きが特化した産業振興につながり、他産業振興の誘導に結びついていくものと思っております。

具体的に申し上げますと、9月議会での御説明の内容に加え、農林水産業に関する施策につきましては、現在、大学が自治体や企業などと連携協力して、地域の産業振興に取り組む事例がございまして、本市におきましても、この協定を1月に締結するために、現在協議を行っております。

また、地域に存在するかんきつ類や木材などを原料として、大学や企業、関係官庁による組織、これは仮称でございますけれども、脱化石燃料研究協議会といったものを年内に立ち上げてまいりたいと考えております。

商工業に関する振興策としましては、水俣市産業技術開発ものづくり補助金制度を基盤とする新技術や新商品を創出させるための環境を整備し、また、市内の商工業団体の連携強化や企業間連携の場を構築することで、新商品や新事業の創出による地域内の企業の活性化を図っております。

す。

また、みなまた環境テクノセンターが現在、経済産業省の事業補助を受けまして、南九州環境・バイオネットワーク構築事業というものを実施しております。これは熊本県と鹿児島県を中心とした農工連携や企業間のネットワークづくりを行う中、企業マッチングによる企業課題の処理や新技術、新商品の開発事業に加え、販売促進に係る事業も展開しております。

市といたしましても、全面的にテクノセンターを支援しており、市内企業に対しても積極的な参加と事業の活用を促しているところでございます。

また、現在、経済産業省の委託事業により、株式会社三菱総合研究所が、熊本県南地域における環境への負荷低減型産業集積地構築のための実証調査というものを実施しており、チッソ株式会社など、地場の企業が持つ電気や工業用水など、遊休的な資源及び処理やリサイクル技術などをむだなく、低コストで最大限に活用するための実証的調査が行われております。

この調査の内容が実現しますと、地域の独自性、経済的な優位性が打ち出され、地域経済力の維持向上に大きく寄与するものと思われまます。

観光等に関連する振興策につきましては、国・県の委託事業等を活用しながら、観光関係団体が主体となって、水俣らしい教育旅行産業の創出を目指し、環境学習、体験型観光プログラムの開発、国内外における教育旅行誘致活動の展開、ガイド・インストラクター等人材育成事業及び受け入れ体制の整備について、積極的に取り組んでいる状況でございます。

そのほか、観光客の増加につながる各種事業とあわせまして、市といたしましても、可能な限りの支援を図ってまいりたいと考えております。

このような取り組みをもとに、産業振興を図ってまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（緒方誠也君） 大川末長議員。

○大川末長君 2回目の質問をいたします。

答弁にありましたように、産、学、官の連携による地域の産業振興への取り組みなどは、効果が期待できるものと思えます。

本市も協定締結へ協議を行っておられるとのことでございますけれども、ぜひ締結をされて実働にかかって効果を上げてほしいと思えます。

また、仮称脱化石燃料研究協議会の年内立ち上げの話もありましたけれども、もしよければどういうものかお聞かせいただければと思えます。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 吉海産業建設部長。

○産業建設部長（吉海安丈君） 当市では、今、バイオマスタウン構想ということで、これをつく

りまして指定を受けておりますが、このバイオマスタウン構想の中で、一つの事業といたしまして、先ほど脱化石燃料研究協議会という名前が出ましたが、エタノールを活用した事業というのを研究を進めてみたいというふうに思っております。

かんきつ類、ミカンとか、いろいろアマナツとか、そういったもののかんきつ類とか、木材のいわゆる廃材とか、チップ類とか、そういったものを利用しました、原料にしましたエタノール、そういった脱化石燃料というものを研究するために、メンバーといたしましては、大学、それから果実を扱う果実連とか、県の工業技術研究所とか、市内の企業、テクノセンター、そういったところでメンバーを編成しまして、そのような研究をする協議会を立ち上げたいと、そのように今考えておるところでございます。

○議長（緒方誠也君） 以上で大川末長議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時16分 休憩

---

午前10時26分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野中重男議員に許します。

（野中重男君登壇）

○野中重男君 おはようございます。

日本共産党の野中重男でございます。

私は、宮本市政が産業廃棄物最終処分場建設阻止を初めとして、各方面の政策で前進することを希望し、同時に市民の皆さんが安心して生活できる水俣になるように積極的な提案も行ってきたいと思っています。

私たち日本共産党水俣市議団は市民の皆様アンケートをお願いしました。御返事いただいたのは約450通でありました。その中で、60%以上の方たちが暮らし向きが悪くなったと回答され、負担が重いと感ずるものでは、比率が高いものから国保税21%、介護保険料17%、市民税15%、医療費11%となっていました。水俣病問題では水俣市も全面解決に動いてほしいというのが53%でありました。

そして、私たち議員団への意見では、今、日本の政治は上下の差が広がっている、庶民のために頑張ってもらいたい、80歳男性、高齢者と低所得者の格差を根本的に検討してほしい、現状の国政は日が変わりメニューで先が見えない、71歳男性、一時の利益よりも長い目で見た得がたい利益の追求をお願いします、既存の経済産業にこだわらず、これから求められる社会体制へとシフトする動きを支援してください、福祉と教育と農水産業、これらの自由で根本的な改善を望みます、

23歳女性など、どれもこれも切実なものでありました。

12月10日の夜、NHKは2回目のワーキングプアという放送をしていました。私は、政府の不安定雇用政策の拡大と高齢者の医療と介護制度の相次ぐ後退が格差と貧困をさらに拡大しているように思います。

一方、地方自治体も大変な岐路にあると思います。

市の財政課が本年11月につくった水俣市財政事情によりますと、地方交付税と臨時財政対策債が減り、厳しい財政運営が迫られていると述べています。交付税は、平成11年と17年の比較では12億5,000万円減り、歳出では土木費が11億5,000万円、商工費が7,500万円と、交付税が減った分とほぼ同じ金額減っています。この傾向は、全国の地方都市で起きております。もし、水俣などで経済が冷え込んでいるとの議論があるとするれば、その根本原因は、交付税や臨時財政対策債などが減って、国土の均衡ある発展を放棄して地方都市の切り捨てを進め、庶民への負担の強化で国民の購買力を低下させている政府の政策にあると言わなければならないと思います。

このような状況の中での水俣市政のかじ取りは多くの困難を伴うと思います。しかし、1歩でも2歩でも前進することを望みながら、具体的な質問に入ります。

1、水俣病損害賠償請求訴訟及び和解問題でのチッソの時効の主張について。

、チッソは、最近熊本地方裁判所に準備書面を提出し、加害責任について時効を主張し、責任はないと述べたと報道されておりますが、どのように聞いておられますか。

、チッソは、水俣病第一次訴訟のときも時効を主張しました。熊本地方裁判所はどのような判決を下して、その判決はどのようなになったと理解しておられるかお尋ねします。

、熊本県と鹿児島県の水俣病認定審査会はいまだに開かれず、認定申請者は認定か棄却か処分されなければなりません、それがされておられません。いつ開かれると聞いておられますか。

、環境大臣の水俣病問題に係る懇談会は提言を出しました。その中でチッソの責任と行政の不作为責任、被害者の苦しみを償う制度、環境・福祉先進モデル地域の構想、未来へのメッセージを提言していますが、どのようなものですかお尋ねいたします。

2、水俣湾と百間水路のダイオキシン類処理について。

、本年10月26日、この問題で現地説明会が開かれました。住民からは多くの批判が出されました。どのようなものが出されましたか。

、そのとき、熊本県土木部港湾課は、意見を持ち帰って検討すると答えました。その後はどのようなになっていますか。

、有害毒物の処理は、後世に禍根を残さない初期の対応が決定的と思いますが、いかがでしょうか。

3、介護保険制度で要介護認定者の障害者控除制度の新設について。

、本年度から65歳以上の高齢者の介護保険料はすべての人において20%値上がりしました。

さらに、小泉内閣のときの所得税法改正によって所得税、住民税が上がり、20%にさらに上乘せして上がった人たちがいます。この人数は何人かお尋ねします。

、この制度は、平成14年8月1日付の厚生労働省社会援護局の事務連絡で、各都道府県に通知され、各市町村にも届いていたと思われませんが、前市長のときはつくられませんでした。市町村長の障害認定で要介護認定者は所得税、住民税、介護保険料が減額されます。早急にこの制度を新設していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 野中議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣病損害賠償請求訴訟及び和解問題でのチッソの時効の主張については私から、水俣湾と百間水路のダイオキシン類処理については産業建設部長及び福祉環境部長から、介護保険の要介護認定者の障害者控除制度の新設については福祉環境部長から、それぞれお答えします。

水俣病損害賠償請求訴訟及び和解問題でのチッソの時効の主張についてお答えします。

まず、チッソの時効の主張をどう聞いているかとお尋ねでございますが、チッソや関係者から直接お話を聞いておりません。新聞報道で知る限りの情報しかございません。

次に、第1次訴訟の際の時効についての判決をどのように理解しているかでございますが、昭和44年6月14日に提訴された第1次訴訟において、チッソの時効についても争点になっております。その際に、チッソは、昭和34年12月30日締結の第1次見舞金契約の当事者である原告については、チッソに対して損害補償金の請求をした昭和34年11月25日に、その他の原告についても、自己もしくは近親者が水俣病の認定を受けたときに水俣病による損害の事実を知っていたので、提訴までに既に3年以上が経過していることを理由に、損害請求権は時効により消滅していることを主張しました。しかし、判決では、消滅時効の起算点は、水俣病の原因が厚生省から公表された昭和43年10月9日ごろが妥当であるとして、チッソの主張を退けられたと理解しております。

次に、熊本県と鹿児島県両県の水俣病認定審査会についてですが、まだ開会のめどは立っていないとお聞きしています。この状況では、議員御指摘のとおり、申請者は処分を待ち続けることとなります。水俣市といたしましても、何とかこの状況を打開したいと、環境大臣を初め、熊本県知事、国会議員へ認定審査の再開と、一刻も早い被害者の救済を要望しております。

次に、環境大臣の水俣病問題に係る懇談会は提言を出した。その中で、チッソの責任と行政の不作为責任、被害者の苦しみを償う制度、環境・福祉先進モデル地域の構想、未来へのメッセー

ジを提言しているが、どのようなものかという御質問についてお答えします。

ことし9月に出された水俣病問題に係る懇談会の提言書は、小池前環境大臣の私的諮問機関として設置された懇談会で、1年4カ月に及び会合を経て、9名の有識者によりまとめられた提言書であります。

懇談会で作成された提言でありますので、どのようなものかという御質問にうまく答えられませんが、加害企業があり、最も被害を受けた地域の長として、提言書についての私なりの考えを述べさせていただきます。

提言書の中では、チッソの責任を改めて断罪してあります。

また一方で、被害の拡大を未然に防ぎ得なかった行政の不作为を盛り込まれております。まとめられるまでには、紆余曲折があったとお聞きしておりますが、行政の長の私的諮問機関であることを考えると、一步踏み込んだ提言がなされたと考えております。

また、これらの反省の上に立ち、多くの犠牲があり、何より命と健康の大切さを大事にすべきとの提言があったことも、企業や行政は未来永劫忘れてはならず、それを生かした企業経営や行政運営を行っていかねばならないことも盛り込まれております。

被害者の苦しみを償う制度については、現に救いを求めている被害者が納得できるような救済策や法整備が図られ、一日も早い全面解決を期待しております。

環境・福祉先進モデル地域構想につきましては、本市が待ち望んでいたことであり、水俣市民が環境を柱にしたまちづくりをしてきた成果が報われると同時に、水俣病患者の福祉対策に明るい展望が開けるものと大いに期待しております。

今後、市内に設置した環境・福祉先進モデル地域の指定に向けたプロジェクトチームを中心に、モデル地域にふさわしいまちづくり案を検討し、県や環境省内に設置された環境福祉推進室を通じ、モデル地域の国指定の実現を国や関係機関に積極的に働きかけてまいります。

また、提言書では、水俣病の総合的な調査研究を行うことと、未来へのメッセージを残されております。

水俣病はいまだに被害像や病像が明らかでなく、そのことが地域に大きな混乱を招いております。与党水俣病問題プロジェクトチームにおかれても、第2の政治決着を行う前に、水俣病の全体像を知る必要があるとお考えであると聞いており、調査研究を早期に実施していただくことをお願いするとともに、そのことが水俣病問題の解決につながると考えております。

○議長（緒方誠也君） 野中重男議員。

○野中重男君 御答弁いただきましたので、2回目の質問をさせていただきます。

これは時効、あるいは除斥とかというふうにも表現するようですけども、そこにずっと絞っていきたいと思いますが、今、御答弁いただいた中で、与党プロジェクトチームが調査されよう

としているのは、現在認定申請なさっている方と、保健手帳をいただいております方なんですよ。熊本県がこの間ずっと政策提言されている不知火海沿岸住民の47万人を調査して、その中から被害者であるべき人についてはピックアップして、何らかの処置をとっていくという、そういうものとは全く違うということも、これはぜひ事実関係として私たちは認識しておきたいというふうに思います。私は一部分の人だけ、特に症度だけを調べるものであるとすれば、すべての被害者の人たちを全部確認して救済するものにはならないというふうに思っております、与党プロジェクトの案については、これは検討し直して、熊本県が主張しているようなものを実施していただきたいと、私は思っているところです。

次に、時効あるいは除斥の問題ですけれども、事実関係をずっと確認しておきたいと思えます。

昭和48年3月20日にあった熊本地方裁判所の判決については、今紹介していただいたとおりですけれども、その部分で紹介しますと、この判決を紹介しますと、このように加害者の身体を侵害する行為があった後にも、それによる損害は継続的に発生している場合、被害者が最初に損害の一部及び加害者を知ったときからその損害全部の賠償請求権について、消滅時効が進行するという解釈は到底とり得ないということですね。被害が継続している場合は時効を採用しないんだというのが、48年の判決です。

それからもう一つ、2つ紹介します。京都地方裁判所でも判決がありました。ここでも結論は、こういうふうに言っています。加害者と被害者間の具体的事情から見て、加害者をして除斥期間の定めによる保護を与えることが相当でない特段の事情がある場合においてまで、除斥期間の計画による消滅という法律効果を認めることは、民法724条後段の趣旨に反するというのが京都地方裁判所の判決です。大阪高裁も、関西訴訟の大阪高裁もほぼ同じことを言っております、これはチッソは上告しませんでしたので、大阪高裁段階でチッソが主張した時効・除斥論は確定しております。この主張は認めないということで確定しております。

それから、最高裁の判決ですけれども、こういうふうに述べております。要約ですけれども、除斥期間についてというのがありまして、民法724条後段の除斥期間は不法行為のときより20年と規定されていると。しかし、身体に蓄積する物質が原因で人の健康が害されたり、一定の潜伏期間後に症状があらわれたりする疾病などのように、加害行為が終了してから、相当の期間が経過した後に損害が発生する場合には、損害の全部または一部が発生したときが除斥期間の起算点と介するのが相当だということで、被害が継続している、あるいはいつ症状が出るかわからないというようなときには、これは排除するんだというのが最高裁の判決でありました。

一方、皆さんの中には誤解される方もいらっしゃると思えますけれども、最高裁において一部除斥を認めたじゃないか、時効・除斥を認めたじゃないかという議論がありますけれども、これは、国と熊本県による意図的な不法行為が34年11月段階では確定していた。周知期間を1カ月と

ったとしても、35年1月1日以降については、不法行為が成立するという事柄ですね。これが判決です。ですから、国の責任が発生するその前にこの地域を出た人については、チッソの加害責任は認められるけれども、国の不法行為は35年1月1日以降ですから、それは該当しない。その後は除斥を認めますよという議論でありまして、今、チッソが主張しているような時効が最高裁で認められたということではないということも事実であります。

それで、最近の幾つかの新聞をずっと見てみまして、熊本日日新聞の11月25日付、夕刊ですけども、熊本学園大学の環境法の教授で、富樫先生がこういうふうにご意見を述べておられます。チッソに求められているのは、最後の1人の被害者まで、誠意を持って補償の責任を果たすことだ。法的な問題以前に加害者としての社会的責任を踏まえれば、チッソは時効を主張すべきではないというのが、富樫先生は元熊本大学法文学部におられた法学関係の先生ですけども、こういう主張をされております。

同じように、熊本県知事が11月29日に記者会見されて、それが30日付の新聞に載っておりますけれども、これだけ申請者がいる現実や排出者責任をどう考えておられるのかという強い懸念を表明したというのが、熊日の記事であります。もし時効論を主張するとすれば、熊本県が提案している第2の政治決着を含め、与党プロジェクトが提案しているものについても、これは成り立たなくなるよということなんですね。それで今市長が御答弁いただいたように、環境大臣の懇談会の中でもチッソの加害責任は明確にした上で、高度なレベルの政治判断がなければ、これは解決しないと。今、水俣病問題解決しないというのは、もうだれが考えても周知の事実だろうというふうに思います。

それで振り返って考えますと、今、たくさんの方たちが名乗り出ておいでになりますが、私もお話を聞くことがあります。これまで名乗り出てこれなかったという人もいらっしゃいました。あるいは自分の症状がお医者さんに診察してもらって初めて、自分では不自由を感じて、何かおかしいと思ってたけれども、これが水俣病の症状かがわからなかったという人もおられます。それから実態さえも明らかになってない。そもそもどれくらいの被害者がいるのかわからない、治療法も不明である、あるいは汚染がいつの時点で終わったのかもはっきりしない、こういうことを考えれば、この時効論が成立しないというのは、私はこの間の判例等から考えても、もう当然のことだというふうに思っております。

それで、今の時期にこういう主張をされること自体、主張すること自体はお互いに主張しているわけですけども、それで社会的な責任果たせるのだろうか。あるいは社会的な合意を得て、チッソの評価が上がるのかといったら、私はそうではないというふうに思います。富樫先生がおっしゃったように、汚染者負担原則に基づいて、きちっと最後までこれを解決するのがチッソの社会的存在意義も高めることになりまして、被害者を救うということで、後世に残る解決をしたん

だということにも、私はなるというふうに考えています。

そういうふうには思っているんですけども、市長においては、この時効論の主張についてはどのように考えておられるか御答弁いただきたいというふうに思います。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 先ほどの答弁にも申し上げましたけれども、今回どのような理由でチッソがそのような主張をされているのかということは把握しておりませんので、まずはチッソに対しても、そのお考えをお聞きしたいのと、今、お話をお聞きしながら思っているところでございます。

また、この主張についての判断というのは司法の場で結論が出されると思っておりますので、あれこれ意見を言える立場ではございませんけれども、しかしながら、私新聞報道を見ましたときの、素直な自分の気持ちを申し上げるとするならば、やはりここまで長引いている問題の根深さと、それから被害者の方々の心情を理解し、真の問題解決に向かい合うことが最も大切なことではないかなと、そのように受けとめております。

○議長（緒方誠也君） 野中重男議員。

○野中重男君 質問ではございませんけれども、私も正面から向かうべきだというふうに思います。完全に解決してこそチッソの責任を果せるというふうに思ってます。

この主張を初め、幾つかまだ経緯があると思えますけれども、水俣市も解決に向けて動いてほしいというのが、市民の皆さんのアンケートの結果でもありましたので、議会も執行部も一緒になって、いかに被害者が納得する、そしてこの間の法的な判断に基づいた解決がされるかということを見守りながら、努力していかなければならないのではないかなというふうに考えております。

この問題については、これで終わります。

○議長（緒方誠也君） 次に、水俣湾と百間水路のダイオキシン類処理について答弁を求めます。

吉海産業建設部長。

（産業建設部長 吉海安丈君登壇）

○産業建設部長（吉海安丈君） 水俣湾と百間水路のダイオキシン類処理についての御質問に順次お答えします。

まず、本年10月26日、この問題で現地説明会が開かれ、住民から多くの批判が出されていたが、どのようなものが出されたのかについてお答えします。

しゅんせつ土砂の最終処分場予定地が、梅戸港南側台地のチッソ所有地であるヘリポート付近であったため、梅戸町地区・明神町地区・汐見町地区を対象として、3地区合同で説明会を実施いたしましたところ、説明対象地区について、地区ごとや水俣市民全体を対象とすべきとの意見

や、説明会時の資料の配布を要望されるなど、説明会の開催方法についての御意見がございました。

また、最終処分場の場所については、梅戸町ではなく、ダイオキシン類発生原因者であるチッソの工場内や工場裏山にある処分場等で処分するべきであるという意見がございました。

それから、しゅんせつ土砂を陸上で埋立処分する計画については、水俣病の原因である有機水銀を未処理のまま抱えている水俣市であるため、多額の費用をかけてでも無害化処理を実施し、より安全にするべきという意見や、最終処分場が海岸に近いことによる安全性への疑問、あるいは将来地震が起きても未来永劫安全と言えるのかなどの意見がございました。

そのほか、計画した処分場の土壌汚染状況や地下道の調査要望、ダイオキシン類の発生源であるチッソ工場内の硫酸カリ製造施設以外の施設からのダイオキシン類発生状況調査の有無等についての質問がございました。

次に、その時に熊本県土木部港湾課は意見を持ち帰って検討すると答えたが、その後はどのようになっているのかについてお答えします。

最終処分場の場所等につきましては、熊本県において対応を検討されていると伺っておりまして、本市に対しましても、その後の対応について協議がなされているところでございます。

また、説明会時に住民から出されましたその他の意見等につきましても、現在、熊本県において調査・検討中という状況でございます。

○議長（緒方誠也君） 吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 有害毒物の処理は後世に禍根を残さないよう初期の対応が決定的であると思うがいかがかについてお答えします。

百間排水路のダイオキシン類につきましては、平成12年に地元から悪臭に伴うしゅんせつの要望があり、熊本県では事前調査として、平成14年2月に水銀やダイオキシン類等の調査を行い、その結果、360ピコグラムのダイオキシン類が検出されています。

その後、平成14年7月に底質の環境基準が告示され、9月に施行されています。底質ダイオキシン類の基準は150ピコグラムとされたことから、百間排水路に堆積したダイオキシン類の対策が必要になりました。

対策として、最初に汚染原因者を特定するために、水俣市百間排水路等ダイオキシン類調査委員会を設置し、調査を行い、平成15年3月にチッソが汚染原因者であると特定されています。

次の段階として、底質ダイオキシン類を、安全・確実に除去するために、平成15年4月から平成16年12月まで、水俣港底質ダイオキシン類対策検討委員会が設置され、ダイオキシン類を含む土砂のしゅんせつ範囲、工法等が検討、決定されています。

このように、百間排水路に堆積しているダイオキシン類が環境基準を超えることが判明した時点で、迅速に対応がとられていますが、さらに、最終処分の方法や処分地についても、後世に悔いの残らないように、安全にかつ慎重に県に要望すべきことはきちんと行い、県と連携して事業を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（緒方誠也君） 野中重男議員。

○野中重男君 このダイオキシン類の処理については、私、9月議会でも質問をさせていただきました。その時点で、幾つか事実関係もはっきりしましたし、議会の公害環境対策特別委員会も開いていただいて、そこでも地質データとか、いろんな資料を出していただいて、経過だとか出していただいて、随分理解が深まったというところであります。

それで、私は議会運営委員会の視察で福岡県筑紫野市に行かせていただきました。筑紫野市は既に安定型の産業廃棄物処分場ができていますけれども、議長さんや、あるいは対策担当課の課長さんからもお話を聞きました。大変勉強になった視察でありました。ここでは、何と、以前議会でも私取り上げたことがありますけれど、硫化水素ガスが発生していて、作業員3人が亡くなっている。最近わかったことですが、その処分場の中からウランまで検出された。それから、処分場から川に流れ込んでいる水は、水生生物などが生きられないような環境基準をはるかに超える水が流れ出ている、しかも処分場から1.5キロ下流には、筑紫野市民だとか、太宰府の市民の一部の方が利用されている飲み水などに使われているダムがある。筑紫野市は、市長、議会挙げて住民運動も起こして、福岡県に許可を出さないようにずっと要望したけれども、許可になって、埋め立てられてしまった。今は、これを全部撤去してくれということで福岡県に言ってるんだけど、福岡県がなかなかうんと言ってくれないということで、いつ飲み水が汚染されるのかも大変なことだということで、ずっと継続的な対策をとっているということでありました。

それで産廃処分場がさらに拡大されないように、周辺の山林を市で購入されるとか、あるいは水質だとか、大気の検査もずっとされているそうですけれども、6億円の費用を筑紫野市として使ったということでありました。ですから、議長さんも盛んにおっしゃってたんですけど、つくらせたら絶対だめですよというふうにおっしゃってました。

また、地方都市が都会地の犠牲になることはないというのは、全国の市長会などでも、ほぼ共通認識になりつつあるということも議長さんおっしゃいました。そういう意味では、市長を初めとし、今、管理型産業廃棄物処分場についてとめようとしている動きは、全国の地方都市の流れにも沿うことですし、同時に、この毒物、あるいは何が捨てられるかわからないものが捨てられると大変なことになるという事例を改めて思いました。

それで、このダイオキシンというのは、まさに捨てられるものの中でも、有害毒物としては、

それこそ最強の毒物と言われるものです。これだけをほぼまとめて処理しようというわけですから、よほど慎重でなきゃいかんというふうに私は思っています。

それで、熊本県の土木部の方たちの発想はどういう発想をしてるんだろうかと、私本当に疑います。ただ単にヘドロをくみ上げてどっかに捨てればいいんだという発想で動いてるのではなからうか、土木部港湾課ですね。熊本県は水俣病の教訓を何と考えているんだというふうに、実は思ったりしています。

それで、そういうものに水俣市は引きずられないで、独自の判断基準を持って対処していただきたいと。今、御答弁いただいたように、初期の対応が必要なので、安全に慎重にせないかんという答弁いただきましたけれども、そのとおりで、水俣市独自に判断基準を持たないと、にっちもさっちもいかないですよ、物言いようがないわけですから。熊本県が言ってるから、それに従えばいいんだらうという発想では、今、独立した地方自治体の役割は僕は果たせないと思います。一番身近で一番水俣病のことを知っていて、患者さんも抱えていて加害企業もある中で、どんなに水俣市がこの五十数年間苦勞してきたかというふうに考えれば、毒物の処理については、熊本県がこう言ってるから、水俣市もはいそいですかということでは、絶対あってはならないというふうに思うんですね。これまでの対応が、対応されてきた下水道課だとか、環境対策課が対応されてきたんだと思いますけれども、その対応がどうだったのか、具体的にはもう検証しようがありません。しかし、もしその部署が対応されるのであれば、独自に僕はどの方法が一番安全なのかという研究をされるべきだと思います。

例えば無害化処理という話もあります。あるいは私が伺った、馬奈木先生からお話を伺ったんですけれども、例えば全部陸に上げて、コンクリートで固化して、風雨にさらされないで、下もコンクリートで張ったようなものところに保管するという方法もあるぞということを言われました。どの方法が、この濃度で、この量だったらベストなのかということ、私は独自に水俣市は研究すべきなんだろうと思います。その判断基準がないと、熊本県に引きずられます。県の関係者から話を聞きますと、土木部と、その水俣病を扱ってきた環境対策関係のところでは、もう温度差があるというんですね。毒物の扱い方でも物すごい温度差がある、認識の違いもある、一番理解の浅い土木部に引きずられてたんでは、安全な対策は私はできないと思います。

それで、最後に提案ですけれども、だからこそよく勉強して、どの方法が一番安全な方法なのかということをしっかり研究して、熊本県にも物言っていくというような立場で臨んでいただきたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか、考えを聞かせていただきたい。

○議長（緒方誠也君） 吉海産業建設部長。

○産業建設部長（吉海安丈君） 熊本県の土木部の港湾課の方では、今後、意見を持ち帰って検討するというふうなお答えでございまして、私どもの方の市といたしましても、どのように対応す

るかということにつきましては、部内でも福祉環境部、それから産業建設部、いわゆる環境対策課と下水道課の方で交えまして、庁議等でもいろいろ審議をしているところでございます。

本市といたしましても、処分場につきましては、いろいろ御意見が出ましたように、無害化処理とか、そういうふうな処分が理想と考えておりますけれども、それが困難な場合は、国土交通省の技術指針というのもございますし、そのような基準よりもさらに厳しい低濃度無害化、あるいは先ほどお話が出ましたような、コンクリートで固化する方法とか、そういったような処理をして外界と遮断をして処理をするというふうな方法も検討すべきであるというふうな認識を持っておりまして、このようなことにつきましても、県の方にその後の要望の中で申し上げているところでございまして、私どもの方も申し上げるべきところは、きちんと要望してまいりたいと思っております。

○議長（緒方誠也君） 次に、介護保険の要介護認定者の障害者控除制度の新設について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 次に、介護保険についての御質問に順次お答えいたします。

まず、65歳以上の高齢者について、税法改正の影響を受けた方の人数についてお答えいたします。

本年度の介護保険料の当初賦課の人数につきましては、平成18年7月1日現在8,625人で、このうち約19%の1,600人が所得税法の改正により税額が上がっております。

次に、介護保険認定者の障害者控除制度について、早急に新設してはいかかの御質問にお答えします。

平成14年8月1日付で、厚生労働省から通知のありました高齢者の所得税、地方税上の障害者控除の取り扱いについての文書で、新たに65歳以上の介護認定者についても、身体障害者と認定されている方と同等の障害の程度であることを基準として、市町村長で認定ができるものとなっております。

認定は、認知症がある方や、常に就床を要し、複雑な介護を要する者、いわゆる寝たきりの状態にある方を、状態に応じて障害者、または特別障害者として市町村が認定することができるとなっております。

また、その認定により、納税者自身、または控除対象配偶者や扶養親族が所得税法、地方税法上の障害者にあてはまる場合には、障害者控除と言っておりますが、税額の計算の基礎となる所得から一定額を控除することができる仕組みとなっております。

県下14市において現状を伺いますと、障害者控除を実施している市が2市、今後、実施予定の

市が3市ございますが、本市といたしましては、このような他市の状況も把握しつつ、また、障害者控除認定者による所得税、住民税や介護保険運営で、重要な財源である介護保険料収入への影響等も考慮する必要があります。

介護認定者の障害者控除制度については、今すぐ実施するという状況にはありませんが、検討していきたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 野中重男議員。

○野中重男君 今、御答弁いただいたことを復唱する形に、最初なりますけれども、所得税法が変更されました、平成17年の所得については、所得税、住民税が上がると。介護保険料が上がった。それで、ことしの介護保険料は3年ごとの見直しがあっっていて、全体の人が20%上がっただけでも、その上にさらに、今御答弁あったように、1,600人ぐらいの人たちが所得税法の影響を受けて上がっていると、だから第2段階から第3、第4とか、あるいは第3段階が第4、第5だとか、第6になっておられる方がかなり発生しているということですね。その総数が1,600人であるということです。

熊本県下の14市とおっしゃいましたけれども、実施しているのが熊本市と荒尾市だと思います。あるいは合志市あたりからも、これを一斉にやったらどうかという提案が県下の市長会でもあったというふうに聞いておりますけれども、今、全国に広がって行ってます。私、手元に資料あるのは、いずれにしても市役所の担当課の方でも調査してほしいということで、インターネットからとってもらった資料ですので、共通の資料があると思いますけれども、今、本当にあっちこっちで広がっています。

例えば、新潟県の上越市、長岡市、愛知県でも行われておりますし、あるいは山梨県の甲府市の事例も手元にあります。あるいは、そのほかで瀬戸内市の例もありますし、宮崎県の日向市の例もあります。確かに介護保険の財源としては、65歳以上の第1号被保険者のところの保険料負担が50%でしたか、徴収するようになっていきますので、影響は大きいと思いますけれども、しかし、厚生労働省もこういう通達を出して、ほぼ障害者と同じだというふうに行っているわけですから、これはこういう制度を活用するということは、大いに僕は進めていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。

介護保険制度の矛盾は、そもそも第1号被保険者のところに保険料負担をかぶせてきたところが根本原因の矛盾なわけですから、そこについて改善してくれというのを全国市長会等でも物言われているところだというふうに思うんですね。引き続き継続的に検討するというので、これはぜひ進めていただきたいと思いますけれども、ちょっと市長の見解を聞きたいと思います。

私は、担当課の方でも研究するというのもおっしゃいましたけれども、ぜひ研究して、早く

実施できるように、いろんな資料も集めながら、財政事情も集めながら研究をするということで、そういうふうになっておられれば、そういうふう御答弁いただければ結構ですし、そうでなければそうでないということでも結構です。見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） ただいま議員の御要望のとおり、その方向で検討してまいりたいと思っております。

○議長（緒方誠也君） 以上で野中重男議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時まで休憩します。

午前11時12分 休憩

午後1時0分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、松本満良議員に許します。

（松本満良君登壇）

○松本満良君 こんにちは。

無限21の松本です。

通告に従って、以下、質問いたします。

今や地球規模で破壊されつつある環境は、取り返しのつかないところまでできていると一般的に指摘されています。

ことし7月の大雨洪水が九州を襲ったときにも、水俣市では、過去、私が経験したことのない市内全戸に対する避難勧告が発令されたように、今、日本各地で、いや世界的にと言われていますが、深刻な洪水の被害が多発し、異常気象が人類の脅威となりつつあると言われていています。こんな折、アサヒビール株式会社の主催で、東京都墨田区において、「地球温暖化のポイント・オブ・ノーリターンは今年か？急がれる持続可能な生産と消費」と題して集会が開かれ、東京大学生産技術研究所の山本良一教授が講演されたという内容を、少々長くなりますけれども、一部引用してみたいと思います。

山本教授は、人類が気候を変えている科学的証拠が増大していることや、深刻な環境影響の発生が不可避となる地球温暖化の引き返すことのできない地点 --- これを、ポイント・オブ・ノーリターンと言うそうですけれども --- が間近に迫っていることを警告し、脱温暖化で循環型の持続可能な社会の実現が急がれると提唱して、さらに、地球は今や重病で、まさにこの状況は無知蒙昧から来る人類の集団自殺だと厳しく指摘しておられます。

今、地球表面の平均温度は確実に上昇し、温暖化している。その原因は、森林の伐採や、化石

燃料を燃やして炭酸ガスを出すなど、ひとえにその責任は我々人類にある。既に地球上には8,000億トンの炭酸ガスが空気中にたまり、過去の長い歴史の中で変わらなかった平均温度を0.8度C押し上げていると、そして昨年の炭酸ガスの排出量は275億トンで、年間165億トンが吸収されずに空気中にたまっている。このまま温暖化が進めば、10年後には1.5度C、22年後には2度C、さらに52年後には3度Cの上昇で、氷河が溶け、アマゾンが砂漠化し、気候が完全に崩壊するだろうと警告されたそうでもあります。

そして、温暖化が進む今の状況を、1平方メートル当たり0.85ワットの豆電球を地球全体でつけ放しの状態と同じで、これらの熱の大部分は、海水に吸収されるため、徐々に海水温度は上がっていく。それによって、空気の温度が上昇するまでには、かなりな時間的おくれがあるため、今、炭酸ガスの排出をゼロにしたとしても、すぐに温暖化はとまらないと説明され、まさにことがポイント・オブ・ノーリターンと私は見ていると話されたそうでもあります。

それでも最後に、解決方法はある、それには、気候安定化への挑戦として、これからの10年が勝負で、覚悟を決めて空前絶後の政策転換を行うべきだ。今のように大量の資源エネルギーや食料をむだにする文化ではなく、環境を文化として受け入れることだ。それにはエコマテリアル --- 環境に配慮した材料や、エコデザイン --- 環境に配慮したデザインなどの製品開発や普及を進め、グリーンな生産や消費を推進するための大きな社会システムの変換が不可欠となる。問題は、私たちが本気でやる気があるかどうかだと締めくくられたそうでもあります。

この講演内容は、環境モデル都市づくりを全国に表明し、一つ一つ取り組みを進めている私たち水俣市民に多くの示唆を与えてくれる内容を含んでいるものだと思います。

これを参考にしながら、以下、質問します。

#### 1、水俣の環境モデル都市づくりについてであります。

私たちのまち、水俣病問題を早期に解決するための取り組みの中で、熊本県の協力もいただきながら、環境創造みなまた'92が開催された平成4年11月14日の総合閉会式の中で、日本全国に向かって環境モデル都市づくりを宣言しました。以降、水俣は、他自治体に先駆けた環境にこだわったまちづくりに取り組んでまいりました。この間、ごみの分別収集では全国から注目される市民総参加の取り組みをしてきましたし、ISO14001取得や、学校版ISO、家庭版ISO、環境マイスター制度、元気村づくりなど、文字どおり全国に誇れる取り組みをしてきていると自負しているのではないのでしょうか。ただ今日、ごみの分別収集などでは、水俣より先に進んでいるまちもあるとの指摘もありますし、ごみ排出ゼロの取り組みをしている自治体もあると言われています。

そこで、環境モデル都市として、他市に先駆けた取り組みをするに当たって、今後の水俣としての構想をお聞きしたいと思います。

、水俣市として、他自治体の先導役を果たすべき環境モデル都市の将来像はいかにあるべきだと考えますか。

、京都議定書の6%炭酸ガス削減目標を100%達成するための水俣市の努力目標について、まず見てみたいと思いますが、ことし2月に発行された水俣市地域省エネルギービジョンによる市民や企業対象のアンケートによりますと、自動車やエアコンに頼らず、自転車や扇風機をできるだけ使うようにしている、使っていない電気器具はできるだけコンセントを抜くようにしている、入浴は短時間シャワーで済ます、むだな電気はできるだけ消す、通勤は自転車を使用する、自転車使用を全国にアピールせよ、アメリカ・中国など、大国に京都議定書を守らせる運動、距離を決めて徒歩・自転車通勤を決めよなど、多くの市民が省エネに積極的に努力している姿が見えます。

水俣市における削減実現のための具体的施策の一つとして、民間企業などの協力を得て、2キロメートル以下の通勤距離では、できるだけ徒歩・自転車通勤実施に向けて検討する考えはありませんか。

、ことしの4月、熊日新聞が「MINAMATA」に学ぶ海外・水銀削減という特集を組まれました。それによりますと、世界各国で、特に欧米では、神経質なほど水銀や水銀化合物を使った製品の製造・輸出・使用、または、石炭火力発電所からの水銀の飛散・拡大などについて、国際会議を開き、真剣な論議と削減方針等を取り決めたりされています。日本でこのようなことが議論されているのかよく知りませんが、去る11月14日の熊日新聞によりますと、欧州連合が、水銀の使用や排出削減に向けた各国に国際条約づくりの必要性を訴えていることに対し、環境省の田村事務次官は、13日の定例会見で、条約化に反対している途上国の意見も含め、引き続き検討したいと慎重姿勢を示したと報じられています。公害の原点と言われる水俣病を引き起こし、一昨年の最高裁判決でその責任の一端は国にもあると指摘されている日本こそ、世界に先駆けて提案すべきものと考えますが、不思議でなりません。

そんな中で、我が水俣は、環境省などの姿勢に関係なく、日本国内でこの問題についてリードする姿勢があっているのではないかと思います。

そこで、次のことについて見解をお聞きしたいと思います。

水俣において、水銀及び水銀化合物を使った製品の削減に向けた検討を始める考えはありませんか。また、将来においては、不使用及び水俣市内における水銀在庫ゼロ化宣言をされるつもりはありませんか。

、水俣市は、資源ごみの分別収集や一般ごみの週2回の収集を実施していますが、山中や道路下などへの不法投棄が後を絶たない現状です。水俣の環境モデル都市づくり宣言をされて14年が経過した今日でもこの現状であります。11月15日号の広報みなまたでも、窓口からのお知らせ

で特集されていますが、その原因は何だと考えますか。また、市報掲載以外の方法として、環境モデル都市の水俣にふさわしい、このごみの不法投棄ゼロ対策について、どのようにすべきだと考えますか。

次に、2、県教育委員会の県立高校再編整備等計画案についてであります。

県教育委員会は、ことしの7月20日、もやい館において、県立高等学校再編整備等基本計画に関する地域説明会として、その第1回目を水俣で開催されました。

その内容の主なものは、市町村の合併によって県内自治体が94から48になった。少子化によって学校が小規模化し、平成元年に比べ平成27年度は生徒数が39.9%減少し、1学年3学級以下の学校が8校から21校に増加する。通学区域の数を現行8から3とする。平成21年度入学者からとし、県北、県央、県南となり、水俣市は県南になる。入学者選抜学区外枠を現行6.5%から20%へ拡大する。水俣工業高校と水俣高校を再編統合する。校地は、現水俣高校とする。八代高校に併設型中・高一貫教育を導入する。

おおよそ、水俣を中心にする、以上のような内容になっていると私は理解しましたが、このことについて、以下、質問いたします。市長の見解をお聞かせください。

水俣高校と水俣工業高校の統合が計画の中にありますが、このことについて、いかが考えられますか。

県南では、八代市に中・高一貫教育が予定され、中・高校教育は八代中心になってしまうように思われますが、このことについて水俣市としてどのように判断されますか。

現行の8学区制から3学区制に移行し、通学区域を拡大する計画になっていますが、教育条件の格差拡大につながるとは考えられませんか。

学区外枠の現行6.5%を20%に拡大することによって、水俣高校、水俣工業高校に与える影響が懸念されますが、その影響をどのように考えますか。

この再編計画案は県の財政事情のみの視点からの計画で、一部家庭や一部の生徒からすれば、ありがたいと思われる点もあるかも知れませんが、多くの保護者の家庭事情や地方の学校運営・教育環境への配慮などは念頭になく、多くの保護者や子どもたち、地方のことを考えた再編案ではないように思いますがいかがでしょうか。

次に、3、「水俣病問題に係る懇談会提言書」についてであります。

この提言書は、膨大で、しかも微に入り細にわたって点検し、分析してあると拝読させていただきました。しかも、環境省の官僚の力をかりるところか、独自で作成され、余りにも厳しい指摘が網羅されていて、かなり多くの部分にわたって、削除・修正が指摘されたと新聞報道で知ることができました。

この提言書の内容について、市長は、水俣病問題を解決し、水俣のまちづくりを考えるに当た

って、これをどのように評価し、活用しようと考えておられるか、以下、見解をお伺いいたします。

、提言書の命の安全の危機管理体制の中で、2.5人称による意識改革を指摘されています。1人称、2人称に成り切ってしまうと、感情移入が過度になり、客観的な判断ができなくなる。冷静な3人称の視点を失わず、現行の規則や慣行の中で対応することはできないか、どうしても無理なら規則を変えることはできないかといった柔軟な発想と態度が生まれてくるはず。これを2.5人称の視点と呼ぶと。この指摘と判断によって、水俣病をとらえ、完全解決に向けた取り組みについていかが考えられますか。

、水俣市とその周辺地域を特別の環境・福祉先進モデル地域に指定するよう提言されています。その内容にまで言及され、国においては関係自治体と連携して、胎児性患者のニーズを軸に、この地域の一般障害者も視野に入れた特別な福祉対策を充実していくことが急務と結論づけています。

ここで提案されていることに加えて、国において管理運営する胎児性患者及び障害者の入所授産施設の建設を国に求める考えはありませんか。

、提言では、総合的な調査・研究と東京に水俣病環境科学センター設置を提言していますが、住民の健康調査や被害地域の実態調査は提言の中にはないようであります。このことについて、早急に実施するよう求める考えはありませんか。

、提言では、とりわけ現在問題になっている産業廃棄物処理施設をあえて水俣市に建設しようとしている計画については、懇談会としても無関心ではいられず、熊本県が地域住民の声に耳を傾け、慎重に対処することを望むとし、通告書の方では私は書いていませんが、加えて、国もこの問題について、環境モデル都市構築の視点から、積極的にかかわるべきであるとしています。このことは、マスコミでも何回も報じられたように、環境省の本提言書作成中、何項目にも及ぶ修正・削除がなされたと言われる中でも、このことが盛り込まれていることからすれば、この点については、環境省もある程度了解済みであると認識できるため、9月26日に水俣から22名で陳情に行ったときにも強く求めてこられたことは知っていますが、業者から産廃最終処分場建設申請があった場合、環境省が許可しないよう、熊本県を指導すると約束するまで、強く求めてほしいと思いますがいかがでしょうか。

、提言書全体を総合してどのように評価されますか。

最後に、4、民有林伐採後の山林管理についてであります。

今日の山林の荒廃ぶりは、私たち山林問題に素人でも、このまま放置されたままで大丈夫ですかと思いたくなるような状況です。

今日の山林伐採は重機が入って人手を必要としない仕事がされているようですが、その伐採後

の山は、宝川内のあの災害を目の当たりにして、大丈夫か心配になります。下部が川に面しているところは、崩落でもすると新潟で災害があってダムができあがって帰宅するにも帰れないといった問題が発生したように、同じような条件にあるのではないかと心配される山林があるように見えるところがあります。

そこで、以下、質問いたします。

、現在のように、伐採のため重機を入れた跡地放棄は、豪雨時の災害誘因の可能性が予測されるため、地主及び伐採を行った業者に対して、跡地整備を厳しく管理指導すべきだと思いますがいかがでしょうか。

、伐採後の荒廢地に補助金を出して、環境のまちを目指す水俣の施策の一つとして、環境自然林への回帰を図りながら、例えば、クヌギなどの広葉樹の植林を進め、成木になった後はシイタケの栽培などを大々的に進めて自然環境の復元と、大分などには負けないようなシイタケの一大産地として収益を上げることに連動させることなどは考えられませんか。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 松本議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣の環境モデル都市づくりについては私から、県教育委員会の県立高校再編整備等基本計画案については教育長から、「水俣病問題に係る懇談会の提言書」については福祉環境部長及び助役から、民有人工林伐採後の山林管理については産業建設部長から、それぞれお答えいたします

まず、水俣市環境モデル都市の将来像はいかにあるべきかについてお答えします。

環境モデル都市づくりは、環境に負荷をかけないという市民の暮らしの仕方が、他の人々の模範となるような、そんなまちを市民みんなで作っていきましょうという決意をあらわしたものです。可能な限り、自然や環境に負荷をかけるような生活の仕方はやめましょうという暮らし方宣言であります。

行政と住民のパートナーシップで活動したその成果が、環境的に他と比べてモデルとなるようなまちであり、将来的には環境に負荷のかからない生活行動を意識的に、継続的に行う新しい水俣の環境文化をつくることであると考えております。

平成5年から、ごみの高度分別は、市民の皆様の熱心な取り組みと当時の自治体としては最高の分別項目であったことが高い評価を受け、市外から大勢の方が視察に訪れています。

このことが、市民にとって大きな自信と誇りにつながっています。

水俣市民は、水俣病の経験と教訓を踏まえ、地球環境の破壊者に決してならず、環境と共生のできる生産活動とライフスタイルを創造しようという高い理念を持っています。

これからの地域振興においても、市民の環境意識の高さや率先行動は、とても大切な要素であると考えております。

これらのことが評価され、環境首都コンテストで2年連続の1位になっているのだと思います。

このことは、環境モデル都市づくりの理念と、これまでの取り組みが正しい水俣の進むべき道であったと言えます。

これからも、この理念のもと、これまでの取り組みを進化させ、環境のトップランナーとして、新たな取り組みを市民・民間事業者・行政の協働で進め、環境首都の称号を取得したいと考えております。

さらに、その先の世界のトップクラスの環境都市を目指してまいります。

次に、水俣市における炭酸ガス削減の実現のための具体的対策として、民間企業などの協力を得て、2キロメートル以下の通勤距離では、できるだけ徒歩・自転車通勤に向け検討する考えはないかという質問にお答えします。

本市は、環境ISO14001の取得後、職員の通勤車両削減調査を実施しております。職員の往復の通勤手段を軽油自動車、ガソリン車、バイク、それと自転車・徒歩・公共交通機関・人の車に便乗の4つに区分し、年間の削減目標を定めております。

平成13年度6.7%、14年度4.4%、15年度8.8%、16年度10.4%、17年度10.5%と、削減目標は達成しておりますが、ここ2年ほど頭打ちの状態を続けております。

まずは、率先行動として、職員に高い削減目標を求め、その実績を示した後、民間企業に理解を求めてまいりたいと考えております。

次に、水銀及び水銀化合物を使った製品の削減に向けた検討と、将来においては不使用及び水俣市内水銀在庫ゼロ化宣言をされるつもりはないかという質問にお答えします。

水俣病は、皆様御承知のとおり、水銀による公害であります。水銀を無謀に扱ったことの結果による被害をこうむった地であります。

松本議員がおっしゃられるように、本市における水銀及び水銀化合物を使った製品の削減に向けた検討を行いたいと思います。

まずは、水銀及び水銀化合物を使った製品の情報や適正な取り扱い方、代替製品の紹介など、市民の皆様へ情報を提供して、情報の共有化を図ってまいります。

次に、ごみの不法投棄の原因と不法投棄ゼロ対策について、どのようにすべきかとの質問にお答えします。

平成5年度から、水俣市は、ごみの高度分別を開始しました。市民の大多数の皆様には、ごみ

の分別をきちんとしていただき、心から感謝をしているところであります。

しかし、不法投棄が後を絶たないのも事実であり、これはごく一部の心ない方のモラルの問題であると考えております。

現在、不法投棄の多い現場には、職員が定期的にパトロールを実施しております。また、保健所でもパトロールを行っており、日ごろから情報提供等の連携を行っております。

不法投棄を発見した場合は、本人を特定するよう努め、再発がないよう啓発を行っており、悪質なものについては、警察にも協力いただいております。

さらに、地区環境協定を締結している地区の環境行動では、身近な自然を大切にし、その自然を生かした暮らしをする中で、ごみの不法投棄防止のための監視活動をしていただいております。頼もしい限りであります。

今後、身近な自然を守る地区環境協定地域が面的にふえていくような努力をしてまいります。その結果が、心ない人の不法投棄に対する抑止につながるのではないかと考えております。

○議長（緒方誠也君） 松本満良議員。

○松本満良君 2回目の質問をさせていただきたいと思っております。

実は私は、平成4年5月に水俣病問題に若干関与しておったという関係で、ブラジルのクリチバというところで開催をされた世界環境都市フォーラムに参加させていただいたことがあります。ブラジルというところは、皆さん御存じのように、日本の何十倍もあるところですから、参考にはならないと思いますが、日本の小さければ小さいなりの活用の仕方というのがあるのではないかと参考になるのではないかとこのように思いますので、そういう視点から質問を若干してみたいと思っております。

私が行ったのは、到着したのがサンパウロで、会議があったのがクリチバというところで、帰ってきたところがリオデジャネイロですから、そのほんの一部しか見てませんから、わかりませんが、その見た限りで言いますと、どこも車の洪水で、日本の真裏であるところでもこういう状態かということで、びっくり、啞然としたわけですが、ブラジルの人たちは平然とそのときからしておられました。なぜかといいますと、乗用車の半分はガンリンのかわりにサトウキビからつくったエタノールを使っている、十数年前からこういうことだったわけですね。だから、いつ地球上からガソリンがなくなっても困らないと、こういうふうなことを言っておられますし、すごいなというふうに思いましたけれども、まちづくりそのものも、クリチバというところは住宅の日照権を大事にするために、高速道路の両サイドだけ高層ビルを認めている。あとは一切高層ビルというのは、高い建物は認めないといったようなまちができております。若干高いところに上ってみましたところが、ちょうど蛇がくねくねとこういつてるような感じで、その高速道路の周辺だけが建物が高く立体的になっているという、そういう様を見て、まちづく

りにもびっくりしたわけですが、それにあわせて道路の真ん中に公園をつくっている。その公園の中にサイクリングロードができておると。それを使って通勤通学、自転車で行ってる。できるだけ歩くか自転車という感じで、自動車の量も非常に多いんですけども、それでもなおかつ自転車・徒歩というのを優先するまちづくりを進めておると、そういうようなところであったわけです。

先ほども言いましたように、自動車そのものの半分はエタノールですから、ガソリンから出るような廃棄物が出ないというのはわかってますけれども、それでもそういう取り組みをしている。こういった姿勢というのは学んでいいのではないのかなというふうに、私はそのときにも思いました。そういうことで、水俣で、先ほども言いました、徒歩だとか、自転車で通勤通学をする道路というのをつくることを検討してみる考えはないのか。それがもしできないとすれば、時間制限をして、よく自動車の進入がこの時間帯はだめだというのがるように、時間制限をそういう形でして、徒歩・自転車優先の道路をつくってみるということは考えられないか。そういったことをしながら、全国に先駆けた環境に優しい、そして市民の健康管理上も利用できるようなまちづくりというのを考えてみることはないかということ、ひとつ考え方をお聞かせいただければというふうに思います。

それから、水銀や水銀化合物の不使用や、在庫ゼロ化宣言についてですけども、いきなりそんなことができるとは私も思ってません。思っていないんですけども、将来はそういうことも検討していくんだという姿勢を持つことは必要なのではないかという視点からお伺いしますけれども、さきの熊日新聞の記事によりますと、欧米3カ国では、カナダの10州3準州の歯科医療施設でアマルガム分離機が設置をされたこと、そういうものが進んでおると。米国では石炭火力発電所からの水銀排出に規制が導入されたことなどを報道されていました。これには罰則規制はないそうですけれども、罰則がなくても、国際条約を締結するまでには時間が必要だから、それまでに任意に取り組む、そういった姿勢でやっていながら、国際条約化に向けた取り組みが必要なんではないか、そういうふうに新聞報道で示されておりました。このように認識したところから実施していく方法もあると、そういうふうに思いますけれども、日本の中から、特に我が水俣市で、こういうことについてアドバルーンを上げて見ることも必要でないかと思いますがいかがでしょうか。

それから、さっきブラジルのこともちょっと例に挙げましたけれども、このときに、会議の最終日に、クリチバの市長が、1時間余りにわたって講演をされたわけですが、この市長の講演内容は、人々はよく地球規模的環境問題を論じ、何か自分も貢献したいと言う。それは非常に結構なことだ。しかし、そんな地球規模的問題を言う前に、まず、自分でできることから始めよう。私たちの足もとには、今、環境を最大限に破壊している元凶であるごみ問題がある。一人

一人がそれから取り組もうというふうに、講演をされました。しかし、それを一人一人がやるまでにはかなりの時間を要すると。大人にこれを言ってもなかなか聞いてくれない。しかし、子どもが家に帰って自分の両親に言うと、その両親はやっぱり子どもの手前からも一生懸命取り組むようになっている。そういうことで、子どもの教育からまず取り組んだという報告をされました。こういうことで、水俣もいろいろ学校版ISOなどもやっておられるわけですから、取り組んでおられますけれども、子どもたち一人一人をそういう方向で指導する、リードをしていくというような教育から始めていただくことはできないか、ひとつ考え方をお聞かせいただきたいと思えます。

2回目の質問は以上です。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点は、自転車・徒歩で通勤通学できる、そんなまちづくりにしたかどうかという御質問だったと思うんですけれども、本市でも、以前この自転車のまちづくりには取り組んだ経緯があると伺っておりますけれども、私、先ほど答弁で申し上げましたように、ぜひ環境首都の称号を取りたいと、そのように今思っております。この環境首都の称号を取るには、いろんなハードルをクリアしなければなりませんけれども、その一番大きな要素として、いわゆる交通手段のそれをクリアするというような、そういう条件が一つあります。

そういう意味からも、ぜひこの自転車のまちづくり、あるいは徒歩によるまちづくりは取り組んでみたいと、そのように今、思っているところでございます。ここは今、水俣の一番弱いところでもございますので、ぜひこの問題には前向きに取り組んでいきたいと思えます。

特に、日本一長い運動場もございますので、日本一長い運動場と、あるいは既存の歩道とか、路地とか、そういったものを組み合わせて何かできはしないだろうかという思いはしておりますので、まずは市役所の職員から取り組んでいかなければと思っております。

議員御指摘のように、道路をつくると、あるいは時間制限といったものについては、かなり厳しい条件もあるようですので、まずはそういった意味から、市役所の職員からまず取り組んでいきたいなと、そのように考えておるところでございます。

ちなみに、助役は、大迫から3キロの距離を毎日徒歩で通勤しておりますので、頑張ればできるんじゃないかなという思いもしておりますので、ぜひ取り組んでみたいなと思っております。

それから、水銀や水銀化合物の不使用について、水俣からアドバランを上げることはどうかということですが、議員御指摘のように、これは非常に積極的に取り組んでいかなければならないと、これは水俣に課せられたものであるということは、そういうぐあいには受けとめております。ただ、御承知かも知れませんが、先日、幸いなことに環境省が、水銀など有害金属による環境汚染に対する専門的な会議を初めて設置するというようなニュースが出ており

ました。その中には国立水俣病研究センターの方が、そのメンバーとして入られるということでございますので、そこらあたりのところに、いろいろ私の方からもお願いをしながら、まずはそこからひとつスタートが切れたらなと、今思っているところでございます。

それから、もう一つ、不法投棄ゼロに向けた子どもの教育ということでございますけれども、もちろん学校教育におきまして、道徳の時間の中でありますとか、あるいは体験学習、ボランティアを通して、これは小さい部分からやっていかなければならないということは十分承知しておりますし、今後もぜひ教育長ともお話をさせていただきながら、この問題については、学校版環境ISOも取り組みまして、環境教育にはぜひ力つけてまいりたいなと思っております。

さっき議員からも御指摘がございましたように、やっぱり子どもというのは大人のまねをするようにできている、そういうプログラムをされているのが子どもだと思いますので、やはり大人の意識を変えていかなければならない、これが私は先じゃないかなと思っておりますけれども、この方面の啓発もできればなと思っております。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 松本満良議員。

○松本満良君 もうほとんど今の市長の答弁で、ありませんけれども、お願いみたいな形でちょっと見解聞きたいんですけれども、平成4年、5年ごろから、この環境問題について、本当に水俣は真剣な議論を深めてまいりました。ただ、先ほどごみの不法投棄なども言いましたように、かなりやっぱり今そういった市民みんなが熱を帯びた議論をするという機会が若干不足気味になりつつあるのではないのかなというふうに思います。そういう意味で、環境称号などというのは、取るのが目的ではなくて、市民みんながまとまってやっていきながら、結果としてそういう称がいただけるといったものでないといかんのじゃないかという意味から、ここに来て、再度こういう環境問題に対する市民一人一人の議論をする場というのを何らかの方法で、場所をつくってみる必要もある時期に来てるんじゃないか、そういう考えについていかがか、市長の見解を求めたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 議員御指摘のように、環境首都の称号を取るというのは、あくまでも環境モデル都市を目指す一つ的手段であると考えておりますので、それを取ることによって、環境モデル都市を目指したいと、そのように思っております。

今、先ほどの答弁の中にもございましたけれども、14年が経過しております。14年が経過しておりますして、市民の皆様にももちろん何が不足してきているのか、どこに力を入れなければならないのかということがもうだんだん今見えてきているのではないかと思います。そういう意味で、ぜひ議員のおっしゃるように、我々の意識を高める意味でも、そういう場をぜひ設けていきたい

と思っております。

○議長（緒方誠也君） 次に、県教育委員会の県立高校再編整備等基本計画案について答弁を求めます。

大淵教育長。

（教育長 大淵洋君登壇）

○教育長（大淵 洋君） 次に、県立高校再編整備等基本計画案について順次お答えします。

まず、水俣高校と水俣工業高校の統合計画の御質問についてお答えします。

現在、県全体の中で進められております計画案では、全日制高校の約3分の1に当たる21校を対象に、通学区域の拡大や、地域拠点校への中・高一貫教育の導入などが計画をされており、各地区で地域説明会が開催されました。

この説明会の中では、当地域の水俣高校、水俣工業高校、芦北高校につきましても説明がありました。近年では、この3校の募集定員に対する水俣芦北管内の中学校卒業生の管内進学率などを考えますと、毎年いずれかの高校において定員に満たない状況にあり、本年度は3校とも定員割れの状況にありました。今後さらに少子化が進み、高校生の数もさらに減少していくことから考えますと、本管内での再編はやむを得ないものと考えております。

次に、県南の中学、高校の教育では、八代市が中心になるのではないかについてお答えします。

県の計画では、全日制普通科のみを対象として、通学区域について、県北、県央、県南の3つに分けることになっており、水俣市を含む県南地区には、中・高一貫教育校を現在の八代高校に設置されることになっております。

八代、天草、球磨、芦北の県南地域全体の中で1校だけであることを考えますと、少数の生徒が対象であり、また、水俣市の地理的要因から考えましても、本市にとりましては影響は小さいものと考えられます。

次に、この高校再編整備が教育条件の格差拡大につながらないかについてお答えします。

議員の御指摘は、県下全体を考えます時に、通学区域を拡大することにより、通学距離や通学時間など、教育条件の格差拡大につながるのではないかという趣旨であると思いますが、水俣市の場合は学区外枠での受験生や水俣高校全日制普通科に入学する生徒は、極めて少ない状況にあり、影響は少ないと考えております。

通学区域の制限があるのは、県立高校の全日制普通科に限られるわけですが、ちなみに昨年度の状況を見ますと、学区外枠で他地区の県立高校へ入学した生徒は1名、逆に水俣高校へ学区外枠で入学した生徒は1名ということでした。

このような状況から勘案しまして、本市の場合におきましては、近隣の高校への志向が高いと見られ、通学区域の拡大がありましても、このような状況が続くものと思われまします。したがいま

して、教育条件の格差拡大に影響することは極めて少ないと考えております。

次に、学区外枠の拡大による影響をどのように考えるかについてお答えします。

議員御指摘のように、学区外からの入学に関する割合を定める学区外枠を現行の6.5%から20%に拡大することになっても、若干の学区外への進学が進むことがあるかもしれませんが、その数は少数にとどまるものと推測をしております。

また、八代までは従来どおりの通学生があるにしましても、それ以上遠くになりますと、地域の実態や、これまでの進学希望者の動向から判断しまして、急激に増加することは予測をしております。

さらには、今回の学区外枠の拡大は、普通科のみに限られますので、水俣高校商業科、定時制及び水俣工業高校は対象外となり、これらの学科、高校に対する進学は今後も見込めると考えております。このようなことから、総合的に見ましても、学区外枠の拡大による影響を懸念することはないと考えております。

次に、この計画案は、地方のことを考えていないのではないかについてお答えします。

今回示された案では、子どもたちへの教育効果を最も重視して、今後さらに進むであろう少子化の問題を念頭に、学校経営のあり方や学校の地域振興に果たす役割などをかんがみ、各地域における高校の一層の特色づくりを目指すものであるとされています。

本市の場合について申し上げますと、水俣高校と水俣工業高校が統合されることになっておりますが、両校は近距離の位置にありますので、通学上の問題はほとんど生じることはないと考えております。

また、水俣高校に工業系を設ける形で、進学選択肢の幅を配慮していただけるのであれば、再編整備に当たっての支障にはならないものと考えております。

○議長（緒方誠也君） 松本満良議員。

○松本満良君 ただいまの教育長答弁いただきましたけれども、余り水俣には影響ないだろうと、基本的にはそういうふうにとれました。

ただ、今一定程度の学区外枠というのが6.5%という形でありますので、去年は1人だったとか、2人だったとかという程度にとどまったというはあるかもしれませんが、これが20%に拡大をしていけば、はかり知れない問題というのもあるんじゃないか。そういう中で、子どもさんたちが熊本の方に学校に行きたいと言った場合に、親御さんたちはやっぱり自分自身の家庭の状況がどうあろうと、子どもの要望というのは、涙を飲んででも、たくあん食ってでも出すというのが親心だと、私は思うんですね。そういう意味で、やっぱり水俣から外の方に出ていく子どもさんというのは出てくるんじゃないか、そういったことをどのように、そういうことはないというふうにお考えなのか、そういう影響も場合によってはあるかもしれない。だから格差拡

大の影響というのが、そういう意味でも出てくるのではないかというふうに私は思うわけですね。通学距離からの問題だけじゃなくて、そういう各家庭の生活基盤条件にまで影響を及ぼしてくる。どうしても出せない家庭というのはやっぱりどれだけ子どもが望んでも出せない家庭もあるだろう。しかし子どもさんはどうしても行きたいというのはあるだろう。それでも出せないところはどうしても出せない。ところが出せる家庭というのもある。そういうところとの格差というのはどんどん通学距離が広がってくれば拡大をしていくのではないかという視点でとらえるべきではないのかなというのが一点。

それともう一つは、学級数というのが3クラス以下が21校にふえる云々というのが、県の説明の中でもあったわけですが、これはあくまでも40人学級を想定してるから、そういうふうにとらえられるわけで、やはり子どもさんたちのクラスの数というのは少なければ少ないほどいいということではないそうですけれども、一般的には30人ぐらいが一番適当ではないのかなというふうに言われているわけですね。そういうふうに、だからそういう教育条件も40人にこだわらない視点でとらえてみる必要もあるのではないかというふうに思うわけですが、そこら辺のことについていかが考えられるか、考え方をお聞かせいただければと思います。

○議長（緒方誠也君） 大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） 今の学区を拡大したときに、保護者の負担あたりも考えなければならぬんじゃないかと、そういうふうな御意見ではなかったかと、そういうふうに思うわけですが、できる限り地元の高校にというふうな話があるということは、私も承知をしてるところですけれども、しかし、義務教育を終了した子どもは、将来の社会的な自立を目指して、それぞれの進路を選択していかねばならないわけです。

高校から、さらに上級に進む者、上級学校に進む者、あるいはまた就職を選ぶ者、いろいろございますけれども、また、希望する就職先もさまざまです。そういうふうなことを考えましたときに、この進路選択というのは、特に中学校からの進路選択というのは子どもの将来を大きく左右しますので、それで、それはすなわち人生の選択にもつながってくるのではないかと、そういうふうにも思うわけです。そういうふうにと考えると、子どもたちの将来の可能性というのを考えたときには、やはり最終的には子どものこと、あるいはまた家族の希望、そういうのを私は尊重すべきではないか、そういうふうにと考えておるところです。

あと一つ、40人では多過ぎるんじゃないかと、30人程度でいいんじゃないかということですが、確かに多過ぎたり少な過ぎたりというのは、いろいろ問題点も指摘をされておりますけれども、しかしその前後というのは、当然子どもたちの数というのは、プラスマイナス幾つというのは考えられるわけですので、どこかで数字というのは考えなければならぬわけです。

この数字につきましては、枠を考えて県の方もしているわけですが、やはり県の財政とか、

いろんなこと、職員数とか、いろいろなことを考えたときには、この数字にある程度の枠をはめることは、それはやむを得ないのではないかと、そういうふうに考えているところです。

したがって、今、小・中学校につきましても、40人が枠になっておりますけれども、高校につきましても、それは40人という数字でも私はいいのではないかと、そういうふうに考えておるところです。

○議長（緒方誠也君） 松本満良議員。

○松本満良君 余りかみ合ってませんから、もう3番目は質問じゃなくて要望にしたいと思うんですけども、これも御存じのとおり、新聞などを見ますと、八代市長だとか、天草市長だとか、その他の町長あたりも、県の教育委員会に対して、今回のこの計画については、再考を求める談話を発表されたり、直接求められたりしておられます。

先日は新聞に載ってた他のPTAだとか何とか、いろいろな方々も入った対策会議みたいなのもできあがっておりますけれども、八代は入っていらっしやらないようですが、水俣としてもやっぱりいろいろこうもう少し幅広く検討していただいて、こういうところと同じような視点で、簡単に県の今計画されているとおりに、事が進めさせるといふじゃなくて、もう少し地方の水俣のようなまちで、やっぱり子どもたちが外に出れば、それだけ水俣も疲弊をしていくということにもつながっていきかねませんので、そういうことも含めて、もう少しぜひ検討していただければと思います。これはもう要望にしておきたいと思います。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 次に、「水俣病問題に係る懇談会提言書」について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 次に、「水俣病問題に係る懇談会提言書」について順次お答えします。

まず、水俣の地域再生と水俣病問題の解決に当たって、2.5人称の視点に立った解決を提言されていることについて、どのように考えられるかという御質問についてお答えします。

懇談会が、行政から離れた第三者であるとの立場を明確にし、国民の命を守るという視点から新しい行政倫理をつくり、その遵守を明らかにするとともに、ぬくもりと潤いのある2.5人称の視点という新たな観点で、行政官の意識改革を求めたことは、水俣病発生からこれまでにあった多くの事件を考察すれば、大いに注目すべきことであると考えております。

水俣病問題の解決に当たっては、決して他人事に考えては先に進まないこと、企業や行政が人の命や健康を我が事として考えられなかったから水俣病が発生し、被害の拡大を防ぐことができなかったと、提言がなされております。

まさにそのとおりの提言であり、多くの被害者を抱える水俣市として、その当時のお話を聞くたびに、また、半世紀を経てもまだ痛みや苦しみに耐え、生き抜いていらっしゃる方が多くおられることを考えると、残念であり、例えようのない気持ちでいっぱいです。

今はただ、すべての被害者が納得し、安心して暮らすことのできる救済策が図られるために、国や関係機関に訴えてまいるとともに、ぬくもりと潤いのある2.5人称の視点に立ち、被害となられた方々の声を自分のものとする気持ちで、水俣病問題の全面解決に当たってまいります。

次に、国が管理運営する胎児性患者及び障害者の入所授産施設の建設を求める考えはないかとの御質問ですが、現在、入所授産施設については、建設費や管理運営費等について、国・県の間でも検討されているようです。しかし、国直営の施設を建設することは難しいものがあるようです。やはり、関係団体が主体となり、国・県の支援を受けて取り組んでいくことになると思います。

次に、住民の健康調査や被害地域の実態調査の実施を求める考えはないかについてお答えします。

この調査実施については、議員も御承知のとおり、一昨年に関西訴訟最高裁判決後、平成16年11月29日に、熊本県が「今後の水俣病対策について」に盛り込み、それ以後も国に対し要望を続けています。

また、現在の認定問題の状況を考えますと、水俣病の全貌解明につながる調査であると認識しておりますので、健康管理事業の充実とあわせて、国に求めていきたいと思っております。

○議長（緒方誠也君） 森助役。

（助役 森 近君登壇）

○助役（森 近君） 次に、本提言書の中で、産業廃棄物処理施設をあえて水俣市に建設しようとする計画については、懇談会としても無関心ではいられず、熊本県が地域住民の声に耳を傾け、慎重に対処することを望むという提言が盛り込まれていることからすれば、この点については、環境省も了解済みと確認できるため、業者から産廃処分場建設申請があった場合、環境省が熊本県を指導すると約束するまで求めていくべきと思うがとの御質問にお答えします。

まずは、このような環境大臣直々の懇談会の提言として、本市の産廃問題を取り上げていただいたことに大変感謝申し上げますと同時に、これまで私たちが強く訴えてきたことと同じ思いを提言の中に込め、懇談会から水俣市に送られた心強いエールであると受けとめております。

今後、事業者から処分場の設置許可申請が出た場合、事務手続は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従って進められることとなりますが、国からの法定受託事務であるため、最終的には熊本県知事が許可、不許可の決定をすることとなります。

今回の設置許可申請が出た場合、環境省がどのような形で、どの程度熊本県を指導することが

できるか、法的な面も含めて、市としましては調査し勉強しておく必要があると思っております。

しかしながら、本提言には国もこの問題について環境モデル都市構築の視点から積極的にかかわるべきであるとするように、どのようにかかわるかはわかりませんが、環境省もこの問題に積極的にかかわるべきであると思います。

今後も、本市としましては、水俣市民の思いは環境省に強く訴えていきたいと思っておりますし、環境省にも、この問題について、熊本県への働きかけも含め、積極的にかかわっていただくよう求めていきたいと思っております。

次に、提言書全体を総括して、どのように評価されているかという御質問にお答えします。

提言書は、認定基準の見直しを求める委員側と、現行制度を維持する環境省側の溝を埋めるために、多くの時間と協議がなされ、現在の提言書になったものとお聞きしております。

しかし、既存の救済策から漏れる人たちを救うために、恒久的な枠組みの構築を求めたこと、国が救済・補償の前面に立つ仕組みづくりを促したことの意味は大きく、環境省にはその実行を期待しております。

また、水俣病患者の身体的な機能の低下と、看護する家族の高齢化などの状況に対応し、水俣病患者と一般障害者が安心して暮らせるための総合的な医療・福祉対策に取り組むため、水俣地域を福祉先進モデル地域に指定する提言をされたことは、被害者が不安に感じていたことを少しでも解消するという意味において、価値のある提案であると考えております。

さらに、水俣地域を世界にも誇り得る環境モデル都市に指定するという提言は、これまで水俣市民が水俣病を教訓として環境モデル都市づくりに取り組んできたことへの称賛であり、この後の水俣市の環境へ特化したまちづくりが地域振興へとつながると同時に、環境聖地への扉を開くものであると大いに期待をしております。

○議長（緒方誠也君） 松本満良議員。

○松本満良君 大体、納得できるような答弁いただきましたので、あれなんです、一つだけ聞きしたいんですけども、関係団体が主体となり、国・県の支援を受けてとありますけれども、この関係団体というのは何を指してあるのか、その点についてできれば御説明をいただきたいと思っております。

それともう一点なんです、水俣病胎児性患者、あるいは障がい者の授産施設の建設については、いろいろ国の方には国の方の基準なりがあって困難だということなんですけれども、やっぱり国にもこの責任があるということが最高裁できちっと確定したわけですから、国はその姿勢というのをやっぱり示していただく必要があるんじゃないか。そういう意味で、今ある国の法律の中だけで、他の自治体とも同じようなレベルで判断をするというのではなくて、やっぱり水俣の、この水俣病というのは国も関係して発生をし、被害が拡大をしていったんだというところを

るならば、国の責任において、その授産施設を水俣につくるということが、やっぱり必要なんではないか、それがなければいけないのではないか、それくらいのことをやっぱり水俣に対してすべき責任があるというふうに私は思うんですね。

そういう意味で、現行法律の中で云々というとらえ方でない視点で、国に対するもっと強力な働きかけというのをぜひお願いをしたいと思いますけれども、もう一回見解をお伺いをしたい。

その点についてお願いいたします。

○議長（緒方誠也君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 先ほどの答弁で、関係団体ということをお答え申し上げましたが、水俣市内には社会福祉事業団明水園というのがございますし、あとほかにNPO法人、あるいはその他の福祉法人等もあるようでございます。そういった既存の施設団体等を十分に機能させていくと、そういう方向で一通り進めていきたいというぐあいに思っております。

○議長（緒方誠也君） 森助役。

○助役（森 近君） 胎児性患者の施設等につきまして、現行法の枠を超えてという形で国に要望する考えないかということですが、私たちとしましても、当面の施策としては、環境省の制度になりますので、福祉の現行法の制度ではないと思っております。より補助率を上げてもらったりとか、運営が順調に行われるように、そういった意味で国、県のかかわりを求めていきたいなと思っております。

またそのほか、今回のいろんな提言の中でも、今回要望書にも盛り込みましたけれども、やはり特別立法等を制定していただいて、そういう根拠のもとに、恒久的な水俣病対策、地域対策をしていただくということも、あわせてこれから要望してまいりたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 次に、民有人工林伐採後の山林管理について答弁を求めます。

吉海産業建設部長。

（産業建設部長 吉海安丈君登壇）

○産業建設部長（吉海安丈君） 次に、民有人工林伐採後の山林管理について、現在のように伐採のため重機を入れた跡地放棄は、豪雨時の災害誘因の可能性が予測されるため、地主及び伐採を行った業者に対して、跡地整備を厳しく管理、指導すべきだと思いがいかかとの御質問にお答えいたします。

民有林の管理については、県が作成する地域施業計画に基づき、森林所有者で作成する森林施業計画によって管理されることとされております。

この森林施業計画は、植栽、下刈り、間伐、皆伐等の計画を5年を1期として作成し、この計画にのっとり、適正な管理を行うという計画書であり、この中で、林木の伐採をするときは、市町村長への届け出と皆伐後は2年以内に植栽することが義務づけられております。

そのため、市といたしましては、広報、あるいは森林組合に依頼し、届出義務の周知を図っているところでございます。

それでも実際は届け出のないままの伐採が多くを占め、特に市外及び県外の木材生産業者による高性能林業機械を使った大規模な皆伐が目立ち、林地の売買等も把握できていない状況でございます。

また、届け出がありましても、高齢化や植栽費用、また、多大な人数と、いろんな経費がかかるため、植栽が行われていないというのが現状でございます。

しかし、このまま伐採跡地がふえると、御指摘のとおり、森林の持つ多面的機能が発揮できず、豪雨時に土砂が流出し、災害の誘因となる危険性がありますので、これまで県と協力し、伐採跡地の調査を行い、公共施設や人家裏等の特に危険と思われる箇所については、植林するよう指導を行っているところであります。

今後、市といたしましても、平成17年度から県税として導入されております水と緑の森づくり税を原資として交付される補助金等を活用しながら、県及び森林組合等と連携し、皆伐後放置され、回復の見込みのない森林に広葉樹などの植栽を行い、早急な森林回復ができるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、伐採後の荒廃地などに補助金を出して環境自然林への回帰を図りながら、例えばクヌギなどの広葉樹の植林を進め、成木になった後はシイタケの栽培などを大々的に進めて、自然環境の復元とシイタケの一大産地として収益を上げることに連動させることは考えられないかとの御質問にお答えします。

伐採後の植林がなされない理由につきましては、林業経営に意欲のある森林所有者は経済林としての再興と公益性を考え、植林を行っておられますが、一般的な森林経営では伐採してもその後の植林、下刈り、間伐等保育経費を試算すると、手元に残る収益はわずかなものであることなどの理由で、植林が進まないのが実情でございます。

人工林の再生につきましては、スギ、ヒノキ等の針葉樹に限らず、クヌギ等の広葉樹の植林についても国庫事業による補助金を交付しております。

実際に、平成11年の台風18号の被害の後、針葉樹は根の張りが浅く風に弱いということから、広葉樹の植林が行われた事例がございます。

しかし、有用樹である広葉樹は生長が遅く、商品価値のある材を得るまで時間がかかるとともに、建築用材としての需用が低く、クヌギ等の特用樹につきましては、まだまだ植栽が進んでいないのが現状であります。このことから、シイタケの一大産地として計画を進めることは現状では厳しい状況ですが、今後の検討課題としてまいりたいと考えております。

また、市単独で広葉樹の植林補助は困難であります。例えば、久木野の愛林館で行われてお

ります広葉樹植林としての市民の森づくりなどへの協力を市民にも呼びかけて、その拡大を図ってまいりたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 松本満良議員。

○松本満良君 他の自治体をいろいろ視察などで見せていただくと、あらゆる可能性をとらえて、いろいろやっぱり行政が第一次産業の人たちをリードして、いろいろとやっぱり努力をしている跡が見えるわけですね。この前、私たち福井県の池田町に行きましたけれども、たしかあそこは3,500名ぐらいだったというふうに思うんですが、そこでできた農産物を福井市まで運んで、そこで年間1億以上の販売をしてる。ちょっと我々は余り考えなかったことなんです。私は余り考えなかったことだけれども、そういうアイデアというはあるんじゃないか。だから例えばこのクヌギを植えてシイタケを栽培をする、だからこれで生計を立てようとするれば非常に苦労するんじゃないか。そんな簡単に伸びるものではないというふうに私は思います。だから、今は遊んでる山を、荒れ地になってる山に植栽をして、そこで一家が、かなり第1次産業の方は高齢者が多いという話、だから山に行くのも無理なんだと言われればそれまでかもしれませんが、そこでクヌギを植えてシイタケを栽培して、年間数万円でもいい、月に1万ぐらいでもいい、そのシイタケで上げることによって、自分自身に現金が入ってくれば、やはり市民というのは、どんどん活力が湧いてきて、取り組みが拡大をしていって、ひいては将来日本有数のシイタケの水俣のまちなんということもあり得るんじゃないか。そこら辺の夢を持ったことで、この問題に取り組んでいくということが必要なんじゃないのかというように私は思いますので、できれば今は厳しい、将来は検討しますじゃなくてですね、検討しますですから検討でいいんだけど、もう少しやっぱりそこら辺の意欲を持った検討の姿勢というのをぜひお願いをして、答弁は要りません。そういう気持ちで取り組んでいただきたいということをお願いをして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 以上で松本満良議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午後2時13分 休憩

---

午後2時23分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、千々岩巧議員に許します。

（千々岩巧君登壇）

○千々岩 巧君 こんにちは。

新政会の千々岩巧です。

ただいま議長より発言の許可を得ましたので、さきの通告に従い、私見を交えながら質問をいたします。

残りわずかとなりましたこの平成18年は、水俣病公式確認50年という節目の年でありました。今、長かった50年の重みを考えますとき、一市民として思いますのは、私たちは水俣がこれまで背負わされたさまざまな悲劇の様を振り返り、これまで何をして、何をしてこなかったのか、また、50年で何を学んだのかをきちんと検証することだと思えます。

同時に、困難な問題が山積する中、また、先行きが不透明な中で、これからの50年を水俣はどこに向かうのか、何で飯を食っていくのか、どんな暮らし方をするのかなどを厳しく問われる新たなスタートの年であると認識するものであります。

この50年の中で、水俣病の発生により、住民も地域も環境も言うに言われぬ悲惨な目に遭い、いまだ全面解決に至っていないことは周知のとおりであります。

その上に、今度はあろうことが、とてつもなく大規模な産業廃棄物最終処分場建設問題で水俣は大揺れし、住民の不安はピークに達しました。さらにはダイオキシン類の最終処分問題が発生し、いずれも環境汚染が危惧される問題であり、環境モデル都市を標榜する水俣に、まことに勝手に、まことに皮肉な話であります。なぜ水俣が、なぜ水俣に、なぜ水俣でという、まことに腹立たしく悲しい気持ちでいっぱいあります。

しかしながら、今を生きる私たちには子孫のためにも決して目をそらせたり、立ちどまることは許されず、どんな困難な問題にも真正面から立ち向かう行動を今起こさなければならないと思います。

以下、当面する諸問題につきましてお尋ねをいたします。

まず初めに、ダイオキシン類の最終処分についてであります。

このことは、定例会でも活発な議論が展開されておりますが、御承知のように、12月9日付の新聞報道のように、市民団体からその処分方法についての陳情がなされました。ここに来て、市民の間にも大変関心の高い問題として認識され始めた証拠ではないでしょうか。

私は、最終処分方法は、無害化、最終処分地については、現予定地は適地ではないと思っております。

以下、4点についてお尋ねをいたします。

、これまでの県の事業計画説明についてどう思われるか。

、処理方法や最終処分地などについて、今、県とどの程度協議、検討はなされておられるのか。

、協議、検討の中で、本市の考えはどのように伝えておられるのかお尋ねをします。

、現在のところ、無害化の技術が確立され、実用化して最終処分したところがあれば、かかった費用も含めてお尋ねをいたします。

次に、産業廃棄物最終処分場問題についてお尋ねをいたします。

一連の環境影響評価を行う手続の中で、現時点は準備書段階にありますが、これまで建設反対市民団体の動きと、市に設置されました市民会議と対策室の動きだけで、事業者の動きがいまいち見えてきませんでした。やっとここに来て環境影響についての調査、予測及び評価を求めた環境影響評価準備書が提出されそうだとお聞きをいたしました。

いよいよこれからが建設阻止に向けた本格的な戦いが始まるものと認識するものであります。

そこで、以下、3点についてお尋ねをします。

、事業者からの準備書の提出が延び延びになっており、年内には提出されるだろうとお聞きをいたしますが、その状況をお尋ねをいたします。

、その後の国有地の公共利用計画の進捗状況と今後の見通しについて、また、新たな動き等はないのかお尋ねします。

、産廃阻止！水俣市民会議の活動状況についてお尋ねをします。

次に、水俣病公式確認50年事業についてお尋ねをします。

公式確認から50年というこの節目の年に、被害者団体はもちろん、鹿児島県を含めた周辺市町村の参加を得られ、地域を挙げた実行委員会を設置され、市内外で取り組まれてきました。

また、東京を初め、新潟県、芦北町、津奈木町、出水市の各地域でも事業展開をされ、大きな広がりを見せたものと思います。

これだけの時間をかけ、しかも手づくりの企画で多岐にわたり運営されたことは近年にない事業であり、水俣の歴史に深く刻み込まれたものと認識するものであります。

計画された事業は、まだすべてを終えてはおりませんが、今までのところでの考えを、以下2点お尋ねをいたします。

、平成17年度から取り組まれた本事業及びさまざまな関連事業が市内外で展開されましたが、これまでの中で、市民並びに市外での反応はどのようなものだったと受けとめられておられるのか。また、各事業を通して感じられた率直な思いをお尋ねをいたします。

、50年という節目に当たり、これまでの50年をどう総括されるのか、同時に、これからの50年に向けての思い、また、考えをお尋ねいたします。

次に、環境・福祉先進モデル地域の指定についてお尋ねをいたします。

昨年5月から今年9月にかけて10人の委員で、合計13回に上る議論を積み重ねられ、まとめられた提言書は、命の安全調査委員会の設置や、すべての被害者を補償、救済する恒久的な枠組みづくり、そして、環境・福祉先進モデル地域の構築など、12項目にわたり提言がなされておりま

す。

水俣にとっては当たり前と思われる提言の数々を拝見しますとき、やっと水俣の再生のスタートラインに立ったという思いがし、感慨深いものがあり、あわせてありがたいことであると思います。要は、この提言を国がどこまで真剣に考え、どう取り組むかにかかっていると思います。

以下、2点についてお尋ねをします。

、水俣病問題に係る懇談会の提言書の中で、提言の主要な柱の一つとして、環境・福祉先進モデル地域の指定を掲げてありますが、この提言に対し、国の反応はどのようなのか、また、具体的にはどのような構想なのかお尋ねをします。

、この構想に対する市の基本的な考え方と計画についてお尋ねします。

最後に、地域活性化と地産地消の推進についてお尋ねをします。

今、水俣での話題の中心は、景気がよくない、売上げがだめだと、仕事がないなど、日常生活に直結した悲鳴が一番多いのではないのでしょうか。

確かに水俣だけの問題ではありませんが、一方のテレビ・新聞では、かつてない好景気だと盛んに報じておりますが、その実感が少しも沸いてこないのは、決して私一人ではないと思います。

近年、国の三位一体改革による国庫支出金のカット並びに地方交付税の見直し、あるいは少子・高齢化の波、団塊世代による2007年の問題、加えてサラリーマンの労働時間規制の問題など、ますます先行き不安な時代の到来を予感させます。

このような状況の中、打開策の一つとして、団塊世代に向かって、ふるさとにいらっしやいという呼びかけをする自治体の競争が始まったと新聞報道もありましたが、翻って水俣の産業振興はどうするのか、地域活性化にはどう取り組むのかが大きな課題となってきます。

私は今、仲間の人たちと、農業からの地域活性化を目的に、農産物直売所を立ち上げ、実践をいたしております。元気な地域づくりを目指しているところであります。

きょうはその実践した手ごたえと、そして水俣から、今全国に向けて発信されている地元学の考え方を交え、以下、3点についてお尋ねをします。

、1次産業の活性化なくしてまちの元気はないと考えるものですが、どう思われるかお尋ねをします。

、地産地消の視点から、給食畑構想が推進されていますが、具体的な中身についてお尋ねをします。

、今こそないものねだりではなく、地域の足元にあるものを掘り起こし、磨きをかける時だと思いますが、いかがかお尋ねをいたします。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本市長。

(市長 宮本勝彬君登壇)

○市長(宮本勝彬君) 千々岩議員の御質問に順次お答えします。

まず、ダイオキシン類の最終処分場については産業建設部長から、産業廃棄物最終処分場問題及び水俣病公式確認50年事業については私から、環境・福祉先進モデル地域の指定については助役から、地域活性化と地産地消の推進については産業建設部長及び総務企画部長から、それぞれお答えします。

○議長(緒方誠也君) ダイオキシン類の最終処分について答弁を求めます。

吉海産業建設部長。

(産業建設部長 吉海安丈君登壇)

○産業建設部長(吉海安丈君) ダイオキシン類の最終処分についての御質問に順次お答えします。

まず、これまでの県の事業計画説明についてどう思われるかについてお答えします。

熊本県の最終処分場計画は、ダイオキシン類対策特別措置法や公害防止事業費事業者負担法及び国土交通省の技術指針等にのっとり計画がなされ、基準以上の安全対策が施された計画であると思っております。

ただ、水俣市という地域の特殊性を考えますとき、技術指針で定められた処分方法より厳しい処理方法の検討が必要ではなからうかと感じております。

次に、処理方法や最終処分地などについて、県はどの程度協議、検討をなされておられるのかについてお答えします。

本年10月26日に開催しました説明会以降、熊本県と本市がチッソに対して、再度工場敷地内の処分用地提供の協議等を行ったり、本市の意向や要望について検討されている状況であります。

また、説明会時において、十分な説明や回答が不足した事項について、調査や検討をされているところがございます。

次に、協議・検討の中で、本市の考えはどのように伝えてあるのかについてお答えします。

本市としましては、処分場はチッソ工場敷地内が理想と考えておりますが、それが困難な場合は、国土交通省の港湾における底質ダイオキシン類対策技術指針で定められた最終処分方法より厳しい低濃度無害化あるいはコンクリート等で遮断した処理方法を検討すべきであると考えており、熊本県との協議の中で県に対しての要望を行っているところがございます。

次に、現在のところ無害化の技術が確立され、実用化して最終処分したところがあるのかについてお答えいたします。

島根県において処分場の確保が困難であったため、河川の改修済みの区間の底質土約300立方メートルを低濃度化し、未改修区間の約800立方メートルは固化をした例があります。しゅんせ

つなどを除いた低濃度化処理のみの費用が、1立方メートル当たり約20万円であったとお聞きをいたしております。

○議長（緒方誠也君） 千々岩巧議員。

○千々岩 巧君 答弁をいただきました。

私はこのダイオキシンの処分方法いかんによっては、今現在、市を挙げて取り組んでおる産廃処分場の建設反対の理論の整合性が根元から崩れていくような懸念を持っているわけです。地下水汚染が心配だから、そして危険が伴うからと、それから農作物の風評被害などを含めて、今、産業廃棄物の処分場に反対をしているわけでございます。この現地をこの前見てきましたけど、ヘリポートの横には広大なタマネギ畑も広がっております。そこの方からもぜひここは適地じゃないからやめてくれという、風評被害を心配された方もおられます。しかし、現実には場所に行ってみると非常に海に近いということですね。これはやはり幾ら掘って埋めても、地震、あるいはそういった災害が起きた場合には、海の中にまた溶け出す心配、そういったものがあります。ですから一貫して、この議会でもいろんな方が無害化と、それから適地じゃないということをおっしゃっております。今、答弁の中で工場内を考えている、最終処分地は、そして低濃度で固形化して処分する方法は島根県にもそういった例があるとおっしゃいました。ぜひそういった方法を模索しながら、そして県にもそのことを十分に水俣の考え方として伝えていながら、無害化、そして最終処分地はチッソの敷地の中でやるということを再度繰り返してお願いをしておきます。

それについて、今、1立方メートル20万円程度という試算があると云われましたが、今、実施されようとしている県の負担分、あるいは水俣市の負担分をこの計算方式でいきますとどれくらいの金額になるのか、それをまずお伺いをしたいと思います。

それから先般10月でしたか、付近住民を集めてのダイオキシン処理に対する説明会があったというふうに聞いております。ただ、そこに行かれた人たちの話では、そこに原因企業であるチッソの方が出席をされていなかったということでもあります。私はむしろチッソは積極的に出席をされて、地域住民に対してきちんと説明をする義務があるというふうに考えます。

市として、次の説明会はいつごろを予定をされておられるのか、予定されておったら、ぜひチッソの方も出席をされて、住民の前で説明をしていく、こういう姿勢をとっていただくように市の方から交渉する考えはないかお尋ねをいたします。

○議長（緒方誠也君） 吉海産業建設部長。

○産業建設部長（吉海安丈君） 無害化についての費用について、水俣市、県の金額はどのくらいだろうかということですが、これは単純に計算いたしまして、現在、県の方の処理する分が約1万立方メートルくらいでございます。市の方が約300立方メートルくらいということで、単純に先ほどの計算をいたしますと、1立方メートル当たり20万円といたしますと、県の処理す

る分が約20億円、市の処理する分が6,000万円程度、これは無害化処理の費用という形で、この程度の試算になるのではないかと考えております。

それから、次の説明会につきましては、チッソに対しても出席要請をという話でございますが、現在、県の方と次の説明会をどうするのかということで、この前の10月の説明会の際の御意見を踏まえまして、お互い協議をしているところでございますが、まだはっきりこれは日程としては決めておりません。その中で、先ほど御意見が出ましたようなことにつきましても、協議をさせていただいて、住民の皆様が不安をできるだけ払拭できるような形になるような方向で進めてまいりたいと思っておりますので、引き続き県の方と協議をさせていただきたいと思っております。

○議長（緒方誠也君） 千々岩巧議員

○千々岩 巧君 今、無害化に対する試算が発表されましたが、県の場合が約20億円、市の場合が約6,000万円ということでございます。大ざっぱな計算ということなんですが、水俣病が発生してから、これまで相当な金でもって補償をしてまいりました。そしてまた、地域再生にもかなりの金をつぎ込んできた経緯がある中で、初期の段階でとめることが肝要だという水俣病の教訓に従えば、この市が持ち出す6,000万円という金は、私はすぐ無毒化、そういったものをきちんとやるべきだというふうに思います。県のことについては立場上言えませんが、県が判断することだと思いますが、後になって、しまったあのときに処理しておけばよかったという反省が水俣病でもかなりのところで見られました。ぜひともこの無害化については、きちんとやるということを積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから、まだ次の説明会は検討中だということで聞きましたが、住民の不安は日に日に高まっていきはしないだろうかという危惧を持っております。できれば早い段階で、この地域説明会を再度開催をしていただきますよう、お願いを込めましてこの質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 次に、産業廃棄物最終処分場問題について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、産業廃棄物最終処分場問題についてお答えします。

まず、準備書提出の状況についてお答えします。

事業者からの環境影響評価書の提出は、これまで1年近く延びていましたが、最近になってようやく動き始めました。

大川議員への答弁の中でも申し上げましたように、11月28日には、県に環境影響評価準備書の原稿が提出され、現在、県で形式的な事前審査が行われているところです。

この審査が終了後、事業者は印刷製本をして、来年1月中旬ごろには正式に提出される見込み

と聞いています。したがって、このスケジュールからしますと、来年2月には準備書の公告・縦覧になるのではないかと予想しております。

次に、国有地の公共利用計画の進捗状況と今後の見通し、また、新たな動き等についてお答えをいたします。

大川議員への答弁でも申し上げましたように、現在、処分場予定地周辺で地籍調査が進められており、予定地内の国有地については、来年2月ごろ、国有地を管理する県と予定地所有者の東亜道路が立ち会って境界を確定することになっています。

この地籍調査による国有地の土地の確定を受けて、その後の売り払いに関する手続が開始されることとなります。

九州農政局の話では、土地が確定しない限り売り払い手続には入らないと言っていますので、市ではこの手続が始まる前に、国有地を市に優先的に払い下げってもらうための公共利用計画を策定したいと考えています。現在、庁内対策委員会や担当課で具体案を複数検討しているところですが、まだ成案には至っていない状況でございます。

公共利用計画には、これに伴う予算措置も必要ですので、来年3月をめどに、有効と思われる公共利用計画を検討、策定し、県へ働きかけていきたいと考えています。

また、新たな動き等はないかとお尋ねでございますが、国有地に関しては、今のところ新たな動きはありません。

次に、産廃阻止！水俣市民会議の活動状況についてお答えします。

市民会議は、6月5日に市内の各種団体52団体で設立され、6月25日には文化会館で市民総決起大会を開催し、その後代表者で県・県議会、事業者、環境省等への要望活動を実施、9月26日、27日にも事業者や環境省等へ要望活動を行ってきたところです。

また、これまで4回の理事会を開催し、産廃阻止に向けた取り組みについて、毎回熱心に論議がなされています。年内にもう一回理事会を開催し、来年の準備書提出後の取り組みについての活動計画や予算案を詰めることにしています。

さらに、事務局の産業廃棄物対策室では、市民会議の核となっている水俣の命と水を守る市民の会や水俣に産廃はいらない！みんなの会の定期的な会議や、独自の活動にも積極的に参加し、情報の共有を図りながら、連携・活動支援を行っています。

今後の準備書提出後の取り組みに関しては、意見書提出など、市民一人一人の積極的なかかわりが大変重要となってきます。市報への記事掲載や会報の発行、市民集会や住民説明会などを開催し、市民が危機感を持ち、みずから行動していただけるよう、市民会議を中心に、これまで以上に積極的な活動を展開していかなければならないと考えております。

○議長（緒方誠也君） 千々岩巧議員。

○千々岩 巧君 答弁いただきました。

いよいよ動いてきたなという感じがいたしております。けさも大川議員に対する答弁でもおうかがいしたんですが、1月中旬ごろ提出されるだろうと。それから公告とありますが、2月ごろからその縦覧が始まるだろうということです。

それで、今まで私もそれに対する住民の意見書というのを座談会をしながら集めてまいりましたが、今現在、どれくらいの意見書が集まっているのか、その数を教えてもらったというふうに思います。

それから、準備書の広告から1カ月プラス2週間以内に意見書もまだ出すことができます。意見書はなるべく多い方がいいということを聞いております。ですから、今からでもこの市民からの意見書を集めたらというふうに思いますが、その計画はないのかお伺いをいたします。

それから、の公共利用計画については、今のところは複数の案が出て検討中であるということでありましたので、そして、新たな行動は、動きは今のところないという報告でございますので、これについては了解をいたしました。

番目の、産廃阻止！水俣市民会議の活動状況についてであります、かなりの活動をされておりますし、動いておられるというふうに思います。ただ一点、心配するのは、さきの市長選が終わってからこちら、産廃を争点とした市長選でしたが、これで宮本市政ができあがって産廃がとまるから安心だという、住民の中には安心感が漂っているような、私はそういう気がいたします。

ですから、今、市長もおっしゃいましたように、戦いはこれからだということですので、やはり住民が危機感を持ってほしいということも言われました。私も今からの戦いに備えては十分に、関係者だけではなくて、あるいは市民の団体だけじゃなくて、全住民がやはり水俣に産廃は要らないという危機感を持つことが共通の運動ではないだろうかというふうに思います。そして、市民会議、あるいは対策室、もっと言えば議会まで含めて、連携をとりながら今後の運動を進めていかなければならないと思います。

先ほど、野中議員の中にも出てきましたが、私も筑紫野市に行ってまいりました。確かに安定型ではありましたが、火災が2度発生しております。硫化水素ガスが発生をして3の方が亡くなっておられます。私もびっくりしたんですが、ウランが国の基準の2倍も検出されたところで。安定型の処分場でさえこうですから、我々のところに今計画されております管理型処分場については、もう推して知るべしだというふうに思います。ですから、もう一度、この産廃阻止の市民会議と対策室、あるいはまた議会も含めて、市民の方に危機感を持って、戦いは今からですよというアピールといえますか、啓発活動をできないものか、これをまず答弁をお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、意見書がどのくらい集まっているかということでございますけれども、市民団体の方で、今そちらの方で頑張っていていただいておりますので、今ちょっとここに手元に数がどのくらいかということは把握しておりませんが、今後、議員御指摘のように、できるだけ多く集った方がいいということは間違いございませんので、我々も一緒になってこの分については進めてまいりたいと思っております。

それから、今後連携をもってさらに市民みんなの意識を高めるための運動をすればどうかという御提案でございますが、前回、第4回の理事会をさせていただきました。その中でも理事の皆さん方からたくさんの御意見をいただきました。例えば業者に向かって市民一人一人がはがきを書いてやめてくれと、そういった部分の取り組みをしたらどうかとか、あるいは東京の行動をまずやるべきではないかと、また、市民集会をもう一度やって氣勢を上げるべきではないかと、いろんな御意見をちょうだいしたところでございます。今度、また、臨時にその会議を開きますので、その中で十分、今後の戦いについては検討されていこうと思いますが、今、議員御指摘のように、総力を挙げて、今後いかなければならないし、これからは戦いの始まりだと私も認識しておりますので、そのつもりで頑張りたいと思っておりますので、ぜひ御支援のほどお願いしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 千々岩巧議員。

○千々岩 巧君 産廃阻止については、馬奈木弁護士からも、本気でとめる気だったら体を使え、体を動かしてとめなさいということを言われたのが、今、頭の中で印象深く残っております。どうか住民の啓発については、対策室、それから市民会議あたりで、さらに行動が深まるように御指導をお願いしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 次に、水俣病公式確認50年事業について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 水俣病公式確認50年事業について、平成17年度より取り組まれた本事業及びさまざまな関連事業が市内外で展開されましたが、これまでの中で、市民並びに市外での反応はどのようなものだったと受けとめておられるか、また、各事業を通して感じられた率直な思いはどのようなものかという質問にお答えします。

水俣病公式確認50年事業は、水俣病の公式確認から50年という節目の年に、「記憶、祈り、そして未来へ」をテーマとし、水俣病の犠牲者を慰霊し、水俣病の教訓を発信するとともに、地域福祉やもやいづくりの機運を盛り上げ、水俣を初め、水俣病発生地域の振興を図っていくことを

目的として実施してまいりました。

これらの事業に対する反応についてですが、事業の実施に当たりましては、100名を超える地域内外の方が、企画段階から実施に至るまで、ボランティアで積極的にかかわっていただき、各事業における参加者も多く、報道機関も好意的に報じていただくなど、総じて前向きに受けとめていただき、それぞれの事業目的に沿った事業展開ができたのではないかと考えています。

特に、10月にエコパークで実施しましたみなまともやいの日の事業では、校歌祭や1,000人コンサートを実施し、私も参加いたしました。水俣再生に向けた大きな可能性と市民のエネルギーを強く感じることができました。

また、胎児性水俣病患者、障害者の思いを伝える創作舞台芸術におきましては、関係者の置かれている状況や思いについても、十分受けとめることができたと思っております。

これらの事業の成果を今後の市政運営に生かしていかなければならないと感じました。

また一方では、事業実施に伴う報道機関による大量の報道により、観光面において影響を受けたという意見もありました。

次に、50年という節目の年に当たり、これまでの50年をどう総括されるのか、また、同時にこれからの50年に向けた思い、また、考えはどうであるかという質問にお答えします。

水俣病公式確認からこれまでの50年は、水俣にとってまさに苦難の多い歴史ではなかったかと思えます。後から振り返ってみますと、被害者への救済や支援の問題、工場排水など、反省すべき点多々ありますが、足りなかった部分につきましては、今後、十分反省を加え修正し、今後に生かしていかなければならないと思っております。

今から15年ほど前の環境創造みなまた推進事業を契機に、水俣病問題に向き合い、プラスに生かしていくための取り組みを始めましたが、現在では、水俣市は環境首都コンテストで1位になるなど、新しい芽も出てまいりました。

これからの50年につきましては、現在なお未解決の水俣病問題をまずは早期に解決できるよう、地元なりに精いっぱい努める必要があると考えております。

そのためにも、50年事業を通して訴えてきた水俣病問題に対する理解をもっともっと深めていかなければならないと思っております。

またそれが、水俣市が目指している環境首都の称号を獲得し、名実とも環境モデル都市と言われるまちの実現につながっていくのではないかと考えております。

○議長（緒方誠也君） 千々岩巧議員。

○千々岩 巧君 市内外で展開をされました事業ですが、かなりきめ細かな対応がなされたように思います。また、各報道でかなりの部分に取り上げられて、市民の間にも、あるいは国内的にも大きな発信が水俣からできたものというふうに評価をしているところであります。

この市民の反応、あるいはこれまでの率直な感想は非常によくわかりましたが、50年からの総括、あるいはこれからの50年ということで、私見を交えてもう一度お尋ねをするつもりであります。確かに苦難の日々の連続であったという感想であります。一口に言って、この50年は国の施策による高度成長の犠牲であったということが言われるのではないかというふうに思います。

特に、原因をつくられましたチッソ、それから拡大を見過ごしてこられた国・県、そういった方々に今から寄っていただいて、そして水俣を再生に向けていく、このことがこれからの50年に生かされなければ何も意味がないのではないかというふうに思います。

それはまさに、後でも申しますが、提言書にうたわれた提言の実行ではないだろうかというふうに思います。

もう一つは、やはりこの狭い水俣に加害者と被害者が同居をしたということから、非常に悲惨な差別が生まれた、あるいは市民の中に京藤が生まれて、対立が始まったという事実がございます。これも、これからの50年に向けてはもやい直し、もやいづくりということで進めていかなければならないというふうに思います。

それから、ひとつお伺いしたいのは、これまで我々も含めてチッソが悪い、あるいは国がとめなかった、県も悪かったというふうに外に向けて責任を言い続けた節があります。確かにそんなんですが、翻って考えますと、私たちが水俣を大きくとらえたときに、一つのやはり家族の一員であったというような気がいたします。

被害者も我々普通の市民も、そのことにかんがみて話をすれば、やはり国・県、チッソに向かってその責任を求めるのももちろんでございますが、水俣市民も仲間の方が犠牲になられたときにどんなことをしたのかということを考えるときに、謙虚にやはり反省を含めて振り返ることが新たなスタートに私はつながっていく、あるいはもやい直し、もやいづくりにつながっていくような気がいたします。

反省という言葉を使うといかにも悪いことをしたような感じを受けますが、そうじゃなくして、水俣病の患者さんたちの苦しみを目の前にしながら、私自身何もしてこなかったという反省があります。そういったことを市民の方に求めるといふか、そういう気構えをつくるような政策が今後必要になってくるかというふうに思います。

そのことに関して、もやい直し、もやいづくりを含めた政策の進め方についてどう思われるのか、その考え方をお聞きをしたいと思います。

これからの50年については、やはりまず何といたっても、一日も早い完全救済と全面解決じゃないだろうかというふうに思います。そのためには、各方面、各団体の協力を仰がなければなりませんけど、ひとつその労力を市長みずから先頭に立っていただいてとっていただきたいというふうに思います。

これからの50年の中で、いろいろ反省を振り返ってきますと、今進めている環境モデル都市が何といってもその最たるものではないかというふうに思います。あくまでも、やはり環境で水俣は飯を食べていくんだ、あるいは生きていくんだという、一点突破、そういったものが環境モデル都市の確立につながっていくんだというふうに思います。

あわせて被害となられた患者たちの福祉、そういったものを連携をしながら構築していくことが肝要かというふうに思います。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今後の取り組みについてということでございますが、今、議員がおっしゃいました。やはり水俣は環境を追い求めていかなければならないし、そこは水俣の生きる道だと私も考えております。いわゆる環境一点突破、そしてそれで全面展開をしていく、そんなまづくりをしていかなければならないと思っております。今、お話にございましたように、つい先日、50年史の出版記念式典がございました。私もそれに参加させていただいたわけですが、その中で浜元さんがおっしゃった言葉が非常に印象に残っておりますので、ちょっと紹介をさせていただきますが、この50年の事業を通して何が一番よかったのかと言えば、自分は多くの人と出会ったことが一番の喜びであったと、そういうことを言われておりました。その多くの人と出会うことによって、そしていろいろ語り合うことによって、それぞれの思いを乗り越えることができるんじゃないか、たくさんのいろんな思いがある、それを乗り越えるための出会いがあったし、それが50年事業の大きな成果ではなかったかと、そういうことを言われました。まさに私もそのとおりであろうと思って、大変うれしくありがたく思ったところでございます。

今後も議員御指摘のように、やはりこの水俣病の問題の解決というのは、もちろん救済はそうでございますけれども、やっぱり心のケアの問題もありましょうし、同時にそれをセットにしながら、全世界へ向かってこの問題を発信していかなければならない、そういったものが一つになって、やっぱり今後取り組んでいかなければならないんじゃないかなと、今、思っているところでございます。

要は、いずれにいたしましても、やはり私たちはそれぞれ一人一人の心を揺さぶるような、そういった何か展開を仕掛けていかなければ、理屈ではわかってるんだけど、なかなかそれが自分の気持ちとして入っていかない部分があるんじゃないか。やはりそれぞれのこの水俣病の被害者の方々の思いや痛みをどう自分のこととして受けとめていくのか、そこに私はかかっているんじゃないかなと思っております。

だから、そういう意味で、その心をどう揺さぶっていくのか、そういった仕掛けを今後どんどん打っていく必要があるんじゃないかと、そのように考えているところでございます。

今後50年が、今回だけで終わるのではなくて、これを契機に新しい50年に向けて頑張っていかなければならないということでございますので、ぜひこれをこの事業を引き継ぎながら、残しながら、いいところは残しながら、さらにこういった事業を通して市民の皆さん方の心に響くような、イベントにしても、事業にしても、持っていけたらいいなど、そういうふうにも今思っているところでございます。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 次に、環境・福祉先進モデル地域の指定について答弁を求めます。

森助役。

（助役 森近君登壇）

○助役（森 近君） 次に、環境・福祉先進モデル地域の指定について順次お答えします。

まず、水俣病問題に係る懇談会の提言書の中で、提言の主要な柱の一つとして、環境・福祉先進モデル地域の指定を掲げてあります。

この提言に対し、国の反応はどうか、また、具体的にはどのような構想かという御質問にお答えします。

小池前環境大臣の私的諮問機関として設置された水俣病問題に係る懇談会は、1年4カ月に及び会合を経て提言書を提出されました。

その中で、環境・福祉先進モデル地域構想は、本市が待ち望んでいたことであり、水俣市民が環境を柱にまちづくりをしてきた成果が報われると同時に、水俣病患者の福祉対策に明るい展望が開けるものと大いに期待をしております。

提言がなされた後、環境省内に環境福祉推進室が設置されました。また、本市においても、庁内に環境・福祉推進モデル地域の指定に向けたプロジェクトチームを設置しております。

国は、まず、水俣病患者被害者の福祉対策を優先に作業を進められておりますが、モデル地域の指定についても、提言を尊重され、実現していただくことを強く国に要望してまいります。

また、具体的にはどのような構想かという御質問ですが、提言書では具体的な構想までは述べられておらず、当然国においては指定に向けた基準づくりを、本市ではモデル地域指定にふさわしいまちづくりを行っていかねばならないと考えております。

今後は、環境福祉推進室や県と連携を図りながら、モデル地域指定に向けた検討を行ってまいります。

次に、この構想に対する市の基本的な考え方と計画についてお答えします。

水俣は、その道しるべを環境とし、環境で生きていかねばならないと考えております。また、水俣には、長年の懸案である水俣病問題があり、いまだに多くの方々が苦しんでおられます。被害を受けた方々を救済しながら、環境をキーワードとしたまちづくりを行っていくためには、

水俣市の力だけでは到底やっていけるものではなく、国に水俣地域を福祉・環境モデル地域にさせていただくことが、何よりもの近道であると考えております。この構想は、水俣にとっては追い風であると感じております。

しかしながら、指定にふさわしい取り組みが必要であり、庁内プロジェクトチームでは、福祉保健医療部会、環境部会、経済振興部会に分かれ、それぞれに具体策の検討作業を行っております。

今後の計画としましては、チームで出された策を実施可能なものから順に国へ要望し、モデル地域の指定の柱となる構想の策定に向け、国や県と協議を行いながら作り上げていきたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 千々岩巧議員。

○千々岩 巧君 具体的な構想については、まだないということでありました。それから、国の指定に向けた、現時点では指定に向けた基準づくりの段階だろうということでありましたが、私はこの提言書の中で、きちんとたわれたことを国が実行するのが、水俣の再生につながるというふうに先ほど申しましたが、全くそのとおりであります。ただ、こういった福祉の先進モデル都市の指定を受けるに当たりましては、やはり国に任せるのではなくて、あるいは県に任せるのではなくて、水俣市独自の、水俣の福祉・環境モデル先進地域はこうありたいと、あるいはこうしたいという、まず、水俣市が構想を私は立てるべきだというふうに思います。そして県・国あたりの言いなりにならないようにといたしますが、まず、本市で計画目標を高く設定をして、それに引き上げていくような基準を設置していく、そうしないとただの普通の福祉のレベルでしたら、どこもかしこも同じような福祉のレベルになってしまって、水俣がせっかく指定を受けようとする先進地福祉というのがなくなるような気がします。

ですから、国の施策の失敗で水俣病という非常に暗い50年を送ったわけですから、できればお金も国から出せ、あるいはまた、環境のことはまず水俣でやってくれということを、きちんと主張すべきだと思いますが、これについて考え方をお願いいたします。

○議長（緒方誠也君） 森助役。

○助役（森 近君） 確かに福祉・環境モデルの構想につきましては、国・県に任せるんじゃなくて、地元でちゃんとした形の構想を出していくということが必要だと思っております。そういった意味で、なぜ今福祉・環境モデルなのかといったことも含めながら、庁内で議論をしながら、地元で取り組めることをやっていきたいなど。その具体的なものにつきましては、これからの協議になりますけども、特に財政的な問題もありまして、なかなか今まで福祉への対応とかなんかも難しい部分がありましたので、そういったものも含めて、実現可能なことを要望していきたいなど思っております。そういった意味で、議員の皆さんからもいろんな提案をいただきながら、

また、市民の方々の意見も聞きながら、そういったものをつくり上げていく必要があると思いますので、そういった対応も含めて、今後、検討をしていきたいと思えます。

○議長（緒方誠也君） 次に、地域活性化と地産地消の推進について答弁を求めます。

吉海産業建設部長。

（産業建設部長 吉海安丈君登壇）

○産業建設部長（吉海安丈君） 次に、1次産業の活性化なくしてまちの元気はないと考えるが、どう思われるかとの御質問にお答えします。

1次産業である農林水産業は、自然界に働きかけて、直接的に富を得る産業として、また、人が生きていく上で欠かすことのできない食を支え、環境を守る、大変重要な産業であると認識しております。

また、議員御指摘のとおり、1次産業の衰退は、農地の荒廃や過疎化など、直接的に集落機能の低下を招き、ひいては集落の消滅につながるなど、その影響は大変大きいものと考えております。

このようなことから、本市では、水俣の特性を最大限に生かした農林水産業の振興を図るため、農業ではデコポンやアマナツなどのかんきつ類、お茶、サラダタマネギを基幹作物として、機械施設等の導入や圃場整備事業とともに、商品作物の振興に向けた取り組み支援を行っております。

また、林業では、森林の保護育成に努めるため、除間伐の推進や森林整備事業等を実施いたしておりますし、水産業の振興につきましては、藻場の造成や放流事業などによる水産資源の確保・漁業の振興に努めているところでございます。

ところで先日、石坂川のふるさと祭りが開催されましたが、農産物品評会には野菜やミカン、農産加工品、シイタケや竹ぼうきなど、たくさんの地場産が出品されていたとおうかがいいたしました。

また、昔ながらのもちつきや豆腐づくり体験などを通して、地域外の方々との交流が行われていたとのことで、このような1次産業と一体となった集落の小さいながらも輝きのある取り組みが地域の活力を生み、自治会活動を活発にさせ、市全体の活性化につながるのだと再認識をいたしましたところでございます。

頭石で進めております元気村づくりや東部地域のかっさい市場、本井木地域の農家風レストランもその一つでございますが、各地域の魅力、資源をもう一度見詰め直し、1次産業の持続的な発展に向けた振興施策を展開してまいりたいと思えます。

次に、地産地消の視点から推進されている給食畑構想の具体的な中身についてお答えいたします。

本市では、第4次水俣市総合計画の中で、地産地消の推進として、環境や健康に配慮した農産

物生産、地域内流通を進めることといたしております。

その一環として、平成17年度から実施しております給食畑構想は、将来の水俣を担う子どもたちへ安心、安全で新鮮な食材を提供するとともに、農家の所得向上による持続的な農業生産活動を維持するということが目的といたしております。

現在は、教育委員会の学校給食センターと農林水産課で打ち合わせを行い、市内で生産されている食材をメニューに取り入れ、栽培農家の掘り起こしと、現地調査などを行った上で、全体使用量の一部を試験的に納入をしていただいております。

将来的には、減農薬・無農薬栽培や使用する堆肥など、栽培基準にこだわった生産圃場を給食畑として認定し、小・中学校などと連携して、学習・交流の場として活用したり、そこで生産された農産物を病院や福祉施設でも使用するなど、市内で流通の促進を図るとともに、直売所等の活性化にもつなげていきたいと考えております。

しかしながら、まずは安定した量を計画的に供給できることが必要となりますので、生産者の組織化など、安定供給体制づくりを検討し、学校給食への地元産農産物の使用割合をふやしてまいりたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 次に、ないものねだりではなく、地域の足元にあるものを掘り起こし、磨きかけるときではないかとの御質問についてお答えします。

現在、本市では、村丸ごと生活博物館の取り組みを行っているところであります。基本は、まさしく議員御指摘の、地域の足元にあるものを掘り起こすことで、そこに住む人が元気になり、地域が元気になる。そして経済が元気になるという考え方で進めております。

現在、この村丸ごと生活博物館に指定された地域は、頭石、大川、久木野の3地区であります。この3地区の活動が口コミを中心に広まり、修学旅行、視察などで全国各地から多くの人々が訪れています。殊に山間地で同じ悩みを持つ地域からの視察や相談が多いことも、先進的な水俣独自の取り組みの結果であり、魅力であろうと思っております。

これまで各地で行われてきた村おこし、地域づくりは、往々にして地域で誇れる宝であったり資源といったものだけ取り上げ、それがなければ、ここには何も無いと言ってきた傾向があります。

しかし、この村丸ごと生活博物館では、何気ない普通の暮らしに隠されたさまざまな知恵、生活の積み重ねを自信を持って自慢できるものとして、住民が自覚し、地域に住む人々がみずからの元気づくりを進めようとするものであります。

訪れた人々と触れ合うことで、ここには何も無いと言っていった村人の視点が、ここにはあれ

もある、これもあるへと変わり、次の活動への意欲につながっています。

頭石地区では、お母さんたちが家庭料理で培った腕を生かして、加工所を立ち上げ、元気村弁当の販売を始めました。食材は自分たちの畑でとれたものを使い、毎週1回、平均100個の弁当を配達しています。その結果、畑の作付面積がふえ、村の景観も生き生きとしてまいりました。地元にあるものを生かして収入につなげ、弁当の売り上げや案内料の一部を積み立て、地域の活動資金にするといった仕組みを自分たちでつくっています。

足元を見詰め直し、そこにあるものを掘り起こし磨いていくことは、これからの地域づくりの大きなキーワードだと思います。

市といたしましても、市内の各地域で、このような地域づくり活動が活発に行われるよう、今後も引き続き支援してまいります。

○議長（緒方誠也君） 千々岩巧議員。

○千々岩 巧君 最後の答弁をいただきました。

まず、給食畑構想について、三、四点ほどお尋ねをいたします。

給食畑構想の切り口から見えてくるのは非常に大きいものがあるというふうに、調査をしながら感じました。

まず、目的については、子どもたちに安全で新鮮なものを食べさせたいということと、農家の所得向上ということを言われましたが、まさにそれ以上の波及効果があるのではないだろうかというふうに思いますので、強力に進めていきたいと思います。

この成功に弾みをつけますと、今答弁の中にもありましたように、これから病院施設、あるいは福祉施設まで、そういったものが広がっていく。もっと言うならば、水俣で消費する野菜類について、農産物については、水俣で賄っていく。そうすることによって、水俣の自給率が上がってくる。ということは、水俣の中で域内でお金が回るという仕掛けにまで私は発展していくのではないだろうかというふうに思います。

さらには、給食畑構想から水俣の農業振興になってきて、それから、それが地域活性化につながっていく、そこには新たな私は仕事が生まれていくような気がしてなりません。非常にいい着想だというふうに思います。この給食畑の構想を成功させることによって、さらに環境モデル都市を標榜する水俣の農業のあり方がきちんとできはしないだろうかというふうに思いますので、自信を持って進めていきたいと思いますが、この中で、これまで取り組まれた食材の提供といたしますか、こういった食材を現に給食で使われたのか、わかっている範囲で結構ですので教えていただきたいと思います。

それから、給食畑の認定基準の基本的な考えた方をお尋ねをしたいんですが、綾町あたりでは、例えば化学肥料を3年間やっていない畑を認定をすとか、そういう基準を設けております。水

俣市ではどういった基準を、基本的な基準を考えておられるのか、あったら教えていただきたいと思います。

それからやはり給食センター、あるいはそれから発展していきますと福祉施設、病院関係となっていくと、やはりどうしても安定的に供給することが肝要かと思います。

それならば、その安定的に供給するためには、やはりつくっていただく農家の方、熱心な農家の方の組織化が必要になってくると思います。先ほど組織化についても考えているということでございましたので、どういった組織化を考えておられるのか、計画段階でいいですので教えていただきたいと思います。

それからよそにはない、水俣にあるものとして、環境マイスター制度とかというのがあります。農業の方にもかなり多くの方が環境マイスター制度を認証されて現地で頑張っておられます。

もう一つは、この環境マイスターをふやしていくのも一つの方法ですが、環境マイスターの方たちとさらに給食畑構想をリンクをさせていくことが、さらに発展につながっていくような気がいたします。これについて考え方を聞かせていただければというふうに思います。

それから、ないものねだりはやめてということでは言いました。言いたかったのは、今、全国のあちこちで取り組まれている、あちこちといってもはっきりしないといけませんけど、岩手県、それから香川県、長野県、北海道、宮崎県、岐阜県、愛媛県、福井県、高知県、数えて、これに市町村まで加えてみますと、数え切れないぐらい、水俣から発信された地元学が受け入れられて、実践をされて、生き生きとしたまちづくりがつくられています。何もその肩に力を入れて村づくりをするんじゃなくて、今答弁の中にもありましたが、地域の中にあるものを利用して、それを磨きをかけていけばということの発想なんです。

地元学とはどういうことかといいますと、私なりにちょっとまとめてみましたが、地元で学ぶことということで書いてあります。それから、足元にあるものを探して磨くこと、ないものねだりをやめて、あるものを探して新しいものと組み合わせ、まちや村の元気をつくること。大川地区、頭石地区、それから久木野地区が取り組んでおりますが、中でも頭石の方とお話をしてみますと、生き生きとされておりまして、取り組んでよかったという感じですね、大きな金ではないですが、熊本からお客さんとして来られる方の小さなお金がどんどん落ちていっております。

私は日本で考えますと、東京が中心であります、熊本県は地方、さらに水俣はまたその地方であります。この水俣をそれに当てはめてみますと、市街地を真ん中にしますと、袋、湯出、東部、久木野、あるいは大迫辺まで含めた市内を取り巻く地域が元気になってこそ、私は水俣が一段と浮揚するという考え方を捨てきれません。今、東部地域で仲間の皆さんと一緒に、小さな農産物直売所を市の協力を仰ぎながら、指導を受けながらやってきました。ことし4年目に入ります。何と出荷者の高齢の方は82歳です。しかし、そこには小さな金ですけど、生きがいを感じる

ということで、毎回元気に持ってこられます。

4年目に入って事務局をしながら感じることは、非常に力強い手ごたえがあります。それはまだまだ水俣の郡部地域には底力があるということです。確かに先行き不透明な水俣の現状です。少子・高齢化は迫ってくる、補助金、あるいは税源移譲がなされて地方交付税もどんどん減ってくる。国・県のパイプもあてにならない時代になってきました。それならばどうするのか、やはり自分たちのところは自分たちの手でという自治だと、幸い水俣も平成20年度から自治会に正式に移行いたします。私はいい意味で、今度は自治会同士の競争になってきはしないかというふうに思います。

私の知り合いで、22区の自治会長さんがおられますが、非常に自治会の活動が盛んになってきた、22区の方が燃えてきたということをお聞きします。行って聞いてみますと、自治会の新聞も発行されて、そしてさらには先般、何でもかんでも文化祭というのをやっておられます。そういった自治会というのは、とことん伸びていくような気がいたします。

時間も余りありませんけど、そういったあれもない、これもないという愚痴をこぼすよりも、今そこにあるものを、足元をもう一回掘り起こして、それに磨きをかけていったら、きっとそれがビジネスチャンスにつながってくる、そういう可能性を持った政策であります。

改めてお伺いしますが、このすばらしい政策、今、国会議員も注目しているというふうにお聞きしております。この地元学が水俣から発信されております。これをさらに水俣各地域に浸透させる、そういった手だてを考えられないものか、改めてお伺いをいたします。

○議長（緒方誠也君） 吉海産業建設部長。

○産業建設部長（吉海安丈君） 給食畑構想の中の農作物の品目でございますが、これまで大根、白菜、ホウレンソウ、アスパラガス、キュウリ、トマト、ピーマン、ナス、ブロッコリー、サツマイモ、シイタケといった一般的な品物でございますが、11品目となっており、長崎、越小場、市渡瀬、深川などの生産者からいただいております。

今後は、品目数や出荷量の増加なども考えられますので、地域の拡大を図って、可能な限り長い期間出荷できるような供給体制になればいいと考えております。

それから、栽培基準でございますけども、議員も御指摘のように、市町村独自で定められたものや県単位とか、国のJAS法に定められた基準がいろいろございますが、農薬や化学肥料などの化学合成物質を極力使わず、安定的に収量を収穫すると、そして品質、味を確保するというのは大変難しい問題もございます。技術的なことも克服する必要がございますが、なかなか一足飛びに普及できないのではないかと考えております。

ただ、子どもたちにはできる限り安全で安心な食材を供給したいということに変わりませんので、専門の各関係機関等の御指導をいただきながら、生産農家の方々と一緒になって考えてまい

りたいと思っております。

それから、組織化でございますけども、まずは現在までに試験的に納入いただいております生産者を中心に、今年度中には立ち上げて、出荷する品目とか数量、時期、集荷体制などの話し合いを進めながら、年度計画を作成して、その取り組みを広げていきたいと思っております。

それから、組織化に当たりましては、生産計画はもちろんでございますけれども、給食センターと連絡を密にしながら、献立の計画とか、そういったものともリンクしてまいりますので、そのような体制につきましても、最善な方策を見出していきたいと考えております。

それから、環境マイスター制度の関係でございますが、現在、環境マイスター制度につきましては、現在まで26名の方が認定を受けておられまして、そのうち農林水産課関係の生産者の方が17名いらっしゃいます。実際にできた農林水産物を給食食材としても御提供いただいているところでございます。

農林水産関係の環境マイスターと給食畑生産者というのは、その取り組み内容が重複することもございますので、環境マイスターの方に栽培指導を教えていただきましたりとか、逆にマイスターの研修会に給食畑の生産者も参加できるようにするなど、いろいろな情報交換を行っていただきたい、そして質の向上を図っていただきたいと考えております。

また、環境マイスターにつきましては、難しい栽培技術の実践によって、環境や健康にこだわったものづくりをつくっていただいておりますし、その組織、継続的な取り組みが環境モデル都市づくりへの役割も果たしていただいていると思っております。

水俣市のホームページには、環境マイスターを紹介したコーナーとか、給食で使用している旬の地場産品を学校給食だよりとして紹介したコーナーもございますし、今後は給食畑生産者もこのホームページや広報紙等を用いながら、その認知度を高めて、地位向上につながるように、水俣市としても施策を考えてまいりたいと思っております。

○議長（緒方誠也君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 地元学のお話で、地元を見詰め直し、地元学ぶという運動というのを広めていったらどうかということだと思いますけども、本市では平成13年9月に水俣市元気村づくり条例というのを制定しております。まさにこれが地元学であろうというふうに思っております。その実践として、村丸ごと博物館、生活博物館という事業の取り組みを今行っているということで、頭石のほかは久木野、特に先ほどありましたように、頭石では次々とその波及効果というか、まさに生き生きとして地元学を実践しているということだろうというふうに思っております。

さらに、今年度中にもう1カ所、越小場の岩井口等々を候補として、今選定をしつつございます。指定できたらなというふうに思っておりますので、今、御指摘がありましたように、市民は

地元から逃れられないというか、地元で生きていくという意味からいけば、本当に真剣に足元を見直していくのが一番大切じゃないかなというふうに思っておりますので、これを推進していきたいというふうに思っております。

○議長（緒方誠也君） 千々岩巧議員

○千々岩 巧君 時間も少なくなってきました。これで終わりにしたいと思いますが、最後に評論家の田原総一郎さんが早稲田大学の講義の中での地元学に関するコメントがありましたので、これを紹介しながら終わりたいと思います。

ないものねだりは愚痴であり、あるもの探しは自治である。調べる力、考える力、新しい物をつくり出す力が必要、すべての地方自治体の首長、議員、役人たち、そしてそこに住むみんなが肝に銘ずべきことだ。この講義まで私は地元学を知らなかったが、これは学問ではなく、生き方だ。しかし、とても大事な生き方だと思った。

以上で終わります。

○議長（緒方誠也君） 以上で千々岩巧議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午後 3 時36分 休憩

---

午後 3 時46分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、真野頼隆議員に許します。

（真野頼隆君登壇）

○真野頼隆君 自由民主党議員団の真野でございます。

本日は5番目だということで、少々皆様お疲れでしょうが、あと半時ほどおつき合いを願いたいと思います。

それでは、さきの通告に従い、私見を交えながら順次質問をしてまいりますので、執行部の明快なる御答弁をよろしくお願いいたします。

まず最初に、洪水対策についてであります。

ことしの夏も出水市、大口市、旧宮之城町、現さつま町でございますが、川のはんらんのために町が浸かりました。温暖化現象などに象徴される地球環境の変化によって、異常気象が続き、毎年のようにどこかで集中豪雨が発生しております。決して水俣も例外ではありません。

集中豪雨の発生のたびに、水俣川もはんらんの危険性が生じ、住民に対して避難勧告や避難指示が出されています。

そこで、次の5点について質問します。

、水俣川のはんらんの防止策としてどのようなことを考えておられるのかお尋ねします。

、国は、災害が発生したら激甚災害対策特別緊急事業という形で予算をつけてくれますが、例えば川をカットして別の流れをつくるとか、あるいは遊水地計画のような災害防止事業に対しては、国の助成は得られないのかお尋ねします。

、水俣川、湯出川の上流部の保水能力はどれくらいかお尋ねします。

、もし、水俣川がはんらんし、市街地が水に浸かった場合、雨水や下水等の処理はどうなるのかお尋ねします。

、水俣川の堤防の決壊の危険性はないのか、もしあるとしたらどこなのかお尋ねします。

次に、市職員の採用についてであります。

ここ3年くらい一般行政職の新規採用がないわけですが、余りにもこのような状態が続くと、職員の配置にも支障を来すおそれがあります。私は若干名でもいいから、バランスよく採用する必要があると思います。

そこで、次の3点について質問します。

、過去10年間の一般行政職の職員数の推移と新規採用者数についてお尋ねします。

、一般行政職の事務職と技術職の割合はどうなっているのか、また、今の職員数でいろんな事業に対して十分な対応ができていないのかお尋ねします。

、今後の職員採用計画をどのように考えておられるのかお尋ねします。

次に、読書のまちづくりと図書館の活用についてであります。

私も二、三週間に1度は図書館へ行きます。

私は、読書は人を成長させる肥やしだと思っています。人は読書によって知識を増し、また、勇気づけられたり、落ち込んだり、あるいは笑ったり、泣いたり、人それぞれの感情の赴くままに、私たちが変化をするわけでございます。

人はどちらかというと、楽な媒体を好む傾向がある中で、テレビよりはラジオ、ラジオよりは新聞、または読書を選択する傾向の必要性が重要になってくると思います。そうすることによって、思考能力も増してくるはずで。

そこで、以下、3点について質問します。

、市長はいつも日本一の読書のまちづくりを目指すと公言されていますが、日本一とは何を指すのか。読んだ本の数なのか、あるいは時間なのか、または、読書ができる環境の整備なのか、読書のまちづくり計画の具体的構想についてお尋ねします。

、平成18年度から5カ年計画で、学校輪番制配本の実施が予定されていますが、どうなっているのかお尋ねします。

、図書館で、絵本で遊ぼうとか、読み聞かせなどの時間を定期的に設ける考えはないか、ま

た、年1回は図書館祭りを開催してほしいがいかがお尋ねします。

最後に、エコパークみなまたの活用についてであります。

エコパークみなまたの健康の森の陸上競技施設、潮騒の広場のソフトボール場の1面を野球場に変える工事の整備も着々と進められています。両方とも早く完成して、水俣市のスポーツ振興に寄与してくれることを願って、以下、2点について質問します。

、エコパークみなまたの健康の森に整備中の陸上競技施設について、県の方でこけら落としを考えていると聞きましたが、いつごろの予定で、市はどのような対応をされるのかお尋ねします。

、エコパークみなまたは、県の施設ではありますが、利用者のほとんどが水俣市民であり、今後のいろんなイベントのこともある中で、教育委員会としては、エコパークを利用したスポーツ振興をどのように考えておられるのかお尋ねします。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 真野議員の御質問に順次お答えします。

まず、洪水対策については産業建設部長から、市職員の採用については私から、読書のまちづくりと図書館の活用及びエコパークみなまたの活用については教育長から、それぞれお答えいたします。

○議長（緒方誠也君） 洪水対策について答弁を求めます。

吉海産業建設部長。

（産業建設部長 吉海安丈君登壇）

○産業建設部長（吉海安丈君） 洪水対策の質問についてお答えいたします。

近年の異常気象により、毎年のように集中豪雨が発生し、そのたびに水俣川のはんらんの危険性が生じ、住民に対して避難勧告や避難指示が出されているが、そのはんらんの防止策としてどのようなことを考えているかについてお答えいたします。

御承知のように、ことしの7月22日、23日の集中豪雨では、避難勧告や避難指示を発令し、1,166世帯、2,849人が避難をされました。

また、河川のはんらんにより水俣川護岸の一部決壊、長野地区水田の冠水被害や田子の須地区及び陣内地区の道路冠水等の被害がございました。

中でも、水俣川の総合体育館横の堤防は、隘水寸前の状況であり、大変心配をいたしましたところでございます。

河川のはんらん防止策といたしましては、河川改修による断面の拡張や護岸のかさ上げ、あるいは河川内の土砂しゅんせつ等が考えられます。

近年では、河川改修として、鶴田橋の下流から長野橋の上流まで実施されており、現在、中鶴地区を施工中であります。

また、河川護岸のかさ上げにつきましては、県へ要望し、水俣川河口及び小崎のチッソポンプ場から鶴田橋までの間を実施いたしており、今回の豪雨にも対応できたものと思っております。

しかし、現在、懸念されております総合体育館横から下流川の護岸かさ上げや、そのほか河川のしゅんせつ等については現在要望をしているところであります。

次に、川をカットして別の流れをつくる、また、遊水地計画のような災害防止事業に対して、国の助成は得られないかについてお答えいたします。

水俣川は熊本県の管理でございまして、県へお尋ねいたしましたところ、河川の一部をカットして分流させて流量を分散する方法、あるいは遊水地の整備等は、河川改修事業の中の一つの工法であり、国の補助対象であるとのことでした。

なお、現在、水俣川は国の補助を受け、水俣川広域基幹河川改修事業により、昭和55年から平成25年度までの期間で、水俣川河口より深川の気子地区までの6,000メートルが計画され、継続的に改修中であります。

次に、水俣川、湯出川の上流部の保水能力はどれくらいかについてお答えします。

この件につきましては、水俣川、湯出川流域の森林、耕地等の状況調査が必要と思われれます。

このことについても、県へお尋ねしましたが、県でも調査したことがないため、保水能力はどれくらいあるかは持ち合わせていないとの回答でございました。

近年、水俣川、湯出川の上流部では山林の伐採が目立っており、植林がされず放置された状況を見ますと、山林の保水能力が落ちていると思っております。

一たん、雨が降ると早々に河川へ流れ込み、河川下流部で水量がふえ、洪水の原因になるのではないかと考えております。

次に、水俣川がはんらんし、市街地が水に浸かった場合、雨水や下水等の処理はどうなるのかについてお答えします。

大まかに想定できる事態として、市街地の水路もはんらんし、地盤が低い地域は家屋浸水はもとより、道路や宅地が河川のような状況になるであろうと想像されますので、大規模なはんらんの場合は、雨水排水の処理は不可能な状況になると思われれます。

また、下水等の処理につきましては、家屋が浸水した場合、くみ取り便所では汚物が家屋内外に流出することがありますが、水洗便所では、浸水の規模によりますけれども、浄化センターが機能する限り、そのようなことはないものと考えております。

そこで、被災後の衛生面を考慮いたしますと、公共下水道による市街地の水洗化は重要でございます。水俣川左岸の市街地の水洗化率は80%から90%程度であります。陣内、古城地区は供用開始後間もないこともあり、約40%という状況でありますので、今後も公共下水道の普及及び水洗化の向上に向けて、住民の理解を得ていきたいと思っております。

次に、水俣川の堤防の決壊の危険性はないのか、もしあるとしたらどこかについてお答えいたします。

水俣川の堤防決壊の危険性のある場所については、特定はいたしておりません。堤防の決壊の危険性のあるところは、堤防の狭いところがその可能性があると思われれます。つまり、堤防の幅に左右されると思っております。実際に、水俣川の長野地区で、今年7月の集中豪雨では堤防幅が狭い部分の護岸が被災をしております。河川等の設計においては、計算上、安全と数値であらわしても、地震や大雨、台風等、自然の力にははかり知れないものがございますので、河川の堤防が安全である、危険性はないとは言えません。

このようなことから、県は毎月、雨季の前には河川の安全点検、パトロール等を実施し、安全対策に努めているところであります。

市といたしましても、特に、市街地の水俣川堤防の強度、安全性の検証等につきましても、県へ要望してまいりたいと思っております。

○議長（緒方誠也君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 答弁をいただきましたので、2回目の質問をいたします。

水俣川のはんらの防止策として考えられることとして、例えば川をしゅんせつするとか、あるいは川幅を広げるとか、あるいは護岸工事のかさ上げをして浸水を防ぐとか、そういったいろんな方法が考えられるかなというふうに思っております。

私は、11月30日に、宮之城町、現さつま町ですけれども、現在は宮之城と鶴田町と、もとの薩摩町の3町が合併してさつま町というふうになってますけれども、そのさつま町の役場が宮之城町の役場にありまして、そこへ行っていろいろお尋ねをしてみました。現地の方も見させていただきました。最高水位が、まあ危険水位というんですか、あれが8.7メートルぐらい、8.6メートルか8.7メートルだったんですよ。それでもそれを上回ったのは3メートル上回って、11.66メートルという、3メートルも危険水位を超えてしまったわけですね。それで皆さんもテレビなんかでよく見られてましたように、家が流されて川の欄干にどんとぶつかるような、すごいそのやっぱり3メートルもオーバーするということは、水俣だったらもう全部市内、全部浸かってしまうんじゃないかなという、そのぐらいのすごいはんらんというか、洪水があったわけですね。これはもちろんその原因は何かと申しますと、鶴田ダムというのがその上流にありまして、結局その5日間に1,200ミリを超える雨が降ったということで、この1,200ミリの雨量というのは、年間

の50%がその5日間に降ったということですから、非常に鶴田ダム上流で物すごい雨が降ったということで、鶴田ダムを放流をしなければやむを得なかった。もし放流しなければ結局上からオーバーフローして、どうせ水は流れてくるんだと、そういうことで、電源開発の方が、もう事前に判断をして放流をしようと、放流をしたのと、その地域に5日間に降った物すごい量が一挙にそこであふれてしまったということなんですね。そういうことではらんが起きたわけなんですけれども、この宮之城温泉街が、昭和47年にやはりそういう被害を受けております。その被害を受けて、その後激甚災害を受けまして、その激特の事業で、そこを護岸を高くしたわけですね。そのことによって、今回は宮之城温泉は被害はなかったということでございます。だから次の手を打つということも必要かなと思っております。

ですから、水俣川のはんらんを防ぐためには、じゃどういことをこれから考えればいいのかということで、今からちょっと3点ほどお尋ねをしてみたいと思うんですけれども。

現在、総合体育館横から下流部の護岸のかさ上げ、あるいはしゅんせつを県へ要望をしているということございました。それで、今この市役所のすぐ目の前の川に、川の中に川があるわけですね。ですからもししゅんせつをする必要性が生まれてきた場合、その川の中の川を壊してまでもしゅんせつをされるのか、あるいは、いやこれは絶対もう残さんといかんといいことで残されるのか、その辺の判断をどうされるのかということ、まず1点お尋ねをしたいと思えます。

それから、ことしの夏も田子ノ須付近の道路が、一番狭いところが、三差路のちょうど突き当たりのところですかね、あそこが岩にぶつかって道路が冠水をしたということでございます。そしてまた、総合体育館の横の堤防ももう水が越えるような、そういう状況だったということですね。また、遊水地の整備にも国の補助の対象になると、そういうことであれば、例えばあそこの長野の水俣燃料の前の田んぼ、あるいはあそこの田子ノ須の新幹線高架の下のあの辺の田んぼあたりに遊水地をつくって、一たん水をオーバーフローさせて、あふれさせると、そうやって水俣川の水を少しずつでも、その流れを減らすんだと、水の量を減らしてあふれないようにするんだと。だからどこかであふれさせないことには、この水をどこかに持っていきようがないわけですから、もしそういうふうに市街地にあふれさせよよりは、私はそういうどっか遊水地をつくって、そこにオーバーフローさせて、一回あふれさせて、市街地は大丈夫だと、守るんだというよな、やっぱりそういう遊水地計画をすべきじゃないかなと思っております。その点について、どう思われますかということ。

もう一点が、その前に言わなくちゃいけなかったんですけども、田子ノ須の中州がございませぬ。あれを少し下げたということで、今回は少しでも助かったんじゃないかなという部分もあるかなと思うんですよ。それでもういっそのことあの中州をなくしてしまおうじゃないかと、なくしてしまえば、大分量は違いますよ。水位を少しでも抑えられるということで、私はもう思い切

って、あの中州を削りってしまうという、そのぐらいのやっぱり何かですね、やらないと、これはそのうちに本当に水俣川がはらんして市街地がそういうふうに浸水してからでは、何でしなかったのかなと言われないうちにも、やはりそういうできることをちゃんと市はどんどん進んで対策を講じるということが大事じゃないかなと思います。

そういうことで、その3点をお尋ねします。

○議長（緒方誠也君） 吉海産業建設部長。

○産業建設部長（吉海安丈君） 2回目の質問の中の、まず、水俣川の川の中にできている川についてどうするかということでございますが、これはその川をつくったときに、断面とか、そういったものにつきましては、いろいろこれまでの川と流量が変わらないような検討がされていると思われましても、長年の水とか何かで、土砂とか何かも大分たまっております。ですから、川としての、川の中の川というのがはっきりもうわからないような状況になっておりますが、こういったものにつきましても、当然、流量を確保するためにはしゅんせつ、そういったものが必要であると思っておりますので、形状を全部壊してしまうということはどうかわかりませんが、しゅんせつにつきましては、これは県の方とも十分協議をいたしましてお願いをしまいたいと考えております。

それから、遊水地の計画でございますけれども、遊水地計画を県の方にもお聞きしましたところ、一般的には河川沿いに人家等が密集して、川幅の拡幅が困難な場合とか、堤防のかさ上げが困難な場合とか、そういったようなときに流水量の調整を図る目的で、河川の上流域に計画されるものとお聞きしております。ただ、水俣川の基本的な改修計画につきましては、河川の断面の不足するところは河川の幅を拡幅し、それから河口の断面確保といいますが、そういう形でかさ上げ等の計画ということをおつくりしておりますので、現在のところ遊水地等の計画についてはないというふうに伺っております。

それから田子ノ須の中州の件でございますが、流れをスムーズにするために撤去した方がよいのではないかと御提案でございます。

このことにつきましては、平成15年の7月に豪雨災害がございましたが、その後、中州の高さを低くしてほしいという地域からの要望がございまして、昨年17年度でございますが、県において一部中州の撤去の工事がなされたところでございます。議員御指摘のように、撤去をすると流れがスムーズになるということでございますが、実はこの場所には自動転倒堰というのがございまして、自動転倒堰の一部、その基礎部分と申しますか、その堰を自動的に上げ下げする動力を伝える、そういったものの基礎部分がございまして、構造的な問題から中州の全部を撤去することはなかなか難しいというふうなことでございます。

ただ、県が管理をしておりますので、そういった自動転倒堰の効能がどれくらい維持できるの

か、そういったのを含めまして、どれくらいあと中州の方が撤去できるのかについても御相談を  
してまいりたいと思っております。

○議長（緒方誠也君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 先ほどちょっと言い忘れた部分がありますけども、今から要望を2つと、あともう  
一つ、もう一回質問をしてみたいと思います。

水俣川がはらんした場合の雨水や下水道の処理なんですけれども、やはりその水洗とくみ取  
りでは、やっぱり床下浸水の場合でも、いろんな衛生面で違うんだと。それで体育館側の市街地  
の方は80%から90%の水洗化率であって、陣内の方はまだ40%、これはもちろんこちらはまだ工  
事がこれからというか、まだそんなにかかって長くなりませんので、これからかなという感じは  
しますけれども、そういうもし床下浸水にでもなった場合の、そういう衛生面とか、そういうふ  
うなことから考えても、できるだけ早くやはりこの水洗化率を上げていただいて、もし万が一、  
どこかの堤防が崩れたりとか、あるいはオーバーフローしたりとか、そういったことに対しても  
床下浸水ぐらいならば、水洗化にさせていただくと、そういう衛生面とかも大丈夫ですよと、そ  
ういう意味でもこの下水道のやっぱり普及をそういうふうに進めていただきたいと、これは要望に  
したいと思います。

それと湯出川、水俣川の上流部の保水能力なんですけども、先ほど松本議員の方からも質問が  
出てましたけども、やっぱりそういう伐採後にやはりこの植林がなされないと、どうしてもやっ  
ぱりもう直接その水が川にどっと流れて、そういう土石流とか、そういうものが発生しやすいと  
いうことでございますので、やはりその伐採後は2年以内には植林をしなければいけないという、  
何か義務があるとか言われましたけども、そういった早期の植林と、そういう計画的伐採を、山  
を持たれてる方に、もう余り乱開発というんですが、そんなに続けて、毎年のように続けて切る  
んじゃないかと、ここを切ったから、あとその付近ではあと5年後ぐらいにお願いしますとか、そ  
うじゃないともう次から次に、お金になるからといって早く切ってしまうとかというふうな感  
じで、皆さんがそういうふうに使われて、上流部でそういう伐採が行われたら、もう本当にこの  
洪水の原因にもつながりますので、そういったことも計画的伐採を行っていただくように、指導、  
徹底をしていただきたいと、この2つは要望にしたいと思います。

それと、これは質問なんですけども、現在ハザードマップを作成中というふうに聞いたんです  
けれども、例えば水俣川がはらんした場合、あるいは土石流が発生した場合というふうな、そ  
ういう何かシミュレーション的な、何かそういうものを考えながら作成をされているのかなとい  
うふうに思いますので、その現在の進捗状況、内容についてお尋ねをしたいなと思います。

○議長（緒方誠也君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） ハザードマップにつきましては、私どもの方で担当しております

ので。

実は水俣川というのは県の管理河川ということでございまして、水俣川のはんらんについてのシミュレーションというのを、直近で最近、そういうのができておりまして、水俣市街の浸水の状況、あるいはその深さ等、あるいは土石流等についても、それがシミュレーションされたものがございます。それを我々の方も採用させていただきたいなというふうには思っておりますけれども、それによりますと、例えば浸水につきましては、水俣川の小崎の下流、左岸を大体3カ所ぐらい堤防が切れたということを想定して、シミュレーションしてございます。それによりますと、議員常々おっしゃってますように、市内のほぼ大半、南の方に下りますと百間近くまでやっぱり水が及ぶというふうになっております。それでいきますと、実は地図上でメッシュを切っておりますけれども、それが50センチメートル未満、あるいは50センチメートルから1メートル、1メートルから2メートル、2メートルから5メートルというふうなことで、色塗りでそういう仕分けをしております。それを今後の、例えば避難の情報に生かしていくとかというふうになるかというふうに思いますので、正確にそれを今度は市民の皆様にも周知して、災害に備えていきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（緒方誠也君） 次に、市職員の採用について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、過去10年間の一般行政職の職員数の推移と新規採用者数についての御質問にお答えします。

本市におきましては、厳しい財政事情等を考慮し、行財政改革に取り組み、事務事業の見直し、組織機構の簡素合理化を図りながら、定員の適正化に努めてまいりました。その結果、一般行政職の職員数につきましては、平成9年4月1日現在で454人であったものが、平成13年4月1日現在で413人、平成18年4月1日現在で346人となっており、この10年間で108人削減しており、全体の23.8%の削減率となっております。

新規採用者数につきましては、採用を行いました平成9年から平成16年の8年間で、一般行政職70人、技術職7人、技能労務職8人の合計85人を採用しており、17年以降は採用を行っていない状況です。

次に、事務職と技能労務職を除く技術職の割合につきましては、平成13年4月1日の実人員17人に対し、平成18年4月1日は13人と、この3年間新規採用を行っていないこともあり、4人の減少となっております。

なお、割合としては、平成18年4月1日現在で全体の3.6%であります。

現在の職員で事業対応が可能かにつきましては、平成15年7月20日に発生しました土石流災害

後、災害復旧事業対応、今年度の水俣川隘水後の災害復旧事業など、緊急に対応する必要があったときには技術職の不足が生じたので、全庁的な流動応援体制で対応しました経緯がありましたが、通常業務においては、現職員で何とか対応できている状況であると考えております。

次に、職員採用計画につきましては、財政健全化計画において、平成16年度から18年度の3年間の集中期間でありましたので、今年度までは新規の採用を控えてきましたが、このまま採用しない場合、職員間の年齢構成の偏りが予想されること、また、退職者補充のための採用を行う場合に、単年度で多数の人数の採用を行う必要があるのではないかと懸念しております。

よって、本計画の平成20年の最終目標年度である5年間で医療・看護職を除く職員数の20%を削減する計画を2年程度先送りして、来年度から職種等も考慮しながら、最低限必要な人数を採用して平準化を図れないかと考えています。

○議長（緒方誠也君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 今、市長は答弁で十分、今の現状の職員数で十分足りていると、対応できているというような答弁だったかなと思うんですけど、実は私はそうは思わないんですね。というのは、やはり災害とか、そういうこの突発的に発生した場合、やはりそういうところに駆り出されるわけですね、そういう技術職の職員というのは。そしたら、我々が例えば何かこういうんな要望とか、そういうところに行っても、みんな外に出払っていませんとか、そういったことなんです。それじゃその年度内に行わなければいけない、そんなまた事業もあるわけですよ。だからルーチンワークに対する対応が私はできてないんじゃないかなと思うんですよ。そういう突発的に起こるから、しょうがないとは言いますが。やはり一般市民の方がやっぱりそういうふうに来られても、実は地元のこういう要望もしたいんだよと言っても、だれも担当の職員がいませんと、じゃだれかわりにしてもらえればいいけども、そういう技術職の職員のかわりは事務職の職員というのはなかなかできないだろうと思うんですよ。そういう意味において、今後、そのあと2年先延ばしして、若干名でもいいから新規採用していきたいという答弁だったかと思imasので、ぜひ今度新規採用をされる場合は、技術職を優先的に採用されますよう、なぜかと申しますと、技術職の職員は事務職にも対応できると思うんです。でも事務職の職員は、そういう技術職の専門的な対応には非常に難しいだろうと。だから若干名の中に、やはり3名雇われるとしたら、2名は技術職をと、1名を事務職をと、やはりそういった割合で、今後私は新規採用をしていくべきだろうと思いますが、この点に関して市長の御意見をお伺いします。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） なかなか難しい問題でございますけれども、今後の職員採用の基本的な採用の方針としましては、定員適正化計画の目標数値を出してありまして、それを念頭として最少の人員で効率的なサービスが行えるように採用をしていくというのが基本的なスタイルでございます。

ます。今おっしゃるとおり、そのような状況で出ているやにお受けしたところでございますけれども、今後、採用する場合には、ぜひそこ辺のところも十分考えながら、今、議員がおっしゃったところも加味しながら、今後採用については検討をしていかなければならないと思っております。要するに市民の行政に対するニーズというのは非常に多様化しております、市民もより高度な知識を求められてきている現状がございます。そういう意味からも、今、議員がおっしゃったことをぜひ念頭に置きながら、今後の採用は考えてまいりたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 次に、読書のまちづくりと図書館の活用について答弁を求めます。

大淵教育長。

（教育長 大淵洋君登壇）

○教育長（大淵 洋君） 次に、読書のまちづくりと図書館の活用についての御質問に順次お答えします。

まず、市長は、日本一の読書のまちづくりを目指すと言われているが、日本一とは何を指すのか、また、読書のまちづくり計画の具体的構想についての御質問にお答えします。

近年の活字離れ、読書離れへの危機感から、国において子どもの読書活動の推進に関する法律、文字・活字文化振興法が制定され、心豊かで活力ある社会の実現のための環境整備が進められております。

本市におきましても、心豊かで活力ある社会を実現するためには、読書の果たす役割は大きいと考えております。

何をもち日本一を目指すのかとのお尋ねでございますが、まずは市民が本に触れる機会をふやす、広げていくことに重点を置いて推進してまいりたいと考えております。

また、読書のまちづくり計画の具体的構想につきましては、学校教育と生涯教育の両面から施策を推進する必要がありますので、本年度中に読書のまちづくりのための協議会を立ち上げ、平成19年度に読書のまちづくり計画を策定してまいりたいと考えております。

その主なものとしましては、親子読書運動の取り組みや、読書の日の制定、学校図書館の利活用や環境整備、市図書館からの幼稚園等に対する団体貸し付け事業、読み聞かせボランティアの育成など、積極的な活動を展開してまいりたいと考えているところです。

次に、平成18年度から5カ年計画で学校輪番制配本の実施が予定されているが、どうなっているのかについての御質問にお答えします。

現在、本に親しむ機会の提供をふやすことを目的として、輪番制学校図書館5カ年整備計画を策定し、着手したところです。

輪番制の概要は、小学校9校各100冊、中学校7校各80冊の約1,500冊を、移動図書館車を利用して、毎月小・中学校に配本し、各学校の図書室配本コーナーに常備していくことにしています。

そして、毎月移動図書館車で各学校の図書の入替えを行い、図書の有効利用を図るとともに、学校の読書活動を支援することを目的としています。

今後の計画では、本年度から毎年300冊を購入し、平成22年度までに1,500冊を整備する計画を立てております。しばらくの間は図書が不足しますので、図書館の本を活用しながら進めていく予定としています。ただ、現在、学校再編成が進められておりますので、若干、早目の整備ができるのではないかと考えているところです。

また、輪番制の導入につきましては、水俣市小中学校教科等研究会図書館教育部会におきまして、先日、実施計画を具体的に説明するとともに、学校が希望する図書につきましても意見を聞いたところです。

今後は、取り急ぎ本の発注をして、来年の2月からの実施に向けて進めてまいりたいと考えております。

次に、図書館で絵本で遊ぼうとか、読み聞かせなどの時間を定期的に設ける考えはないか。また、年1回は図書館祭りを開催してはいかがかとの御質問にお答えします。

現在、図書館では毎年11月から3月までの5カ月間にわたり、毎月第2・第4土曜日に童話教室を開催しております。子どもたちも楽しみにしていますので、図書館としましては、今後、一層の充実を図ってまいりたいと思います。

また、読み聞かせボランティア研修会などを開催して、読み聞かせボランティアの方々の人数をさらにふやし、学校だけでなく、将来は図書館でも定期的の実施できるように努めてまいりたいと考えております。

また、年1回図書館祭りを開催したらいかがかとのことですが、現在、11月の読書週間に行っている古本交換会、3月の生涯学習フェスティバルで行っている展示会などを見直して、新年度から図書館祭りとしてみんなで親しめる新たな企画を計画し、開催する方向で進めてまいりたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 私、一月ほど前に栗野の図書館に行ってみただけですけども、あそこはできてからまだ6年ぐらいにしかないんですね。非常に新しい図書館で、今のその図書館の作り自体が大体本棚が余りそんなに高くなくて、書架ですね、向こうが見渡せるような感じで、そして光をいっぱい取り入れていて、明るい雰囲気の中に、そしてあそこには絵本の読み聞かせのお部屋とか、そして座敷みたいな畳の間とかあって、いろいろくつろいで本を読めるような、そしているんなところにイスが設けてあって、ちょこっとそこに座って読めるような、そういう非常にやっぱり図書館自体のそういう整備がなされているのかなというふうな感じはします。

ですから、やっぱり私たちもいるんなところの視察に行ったとき、いろんな図書館を見てくる

んですけども、やはり明るい雰囲気図書館というのが、やっぱりよく利用をされているのかなと。

水俣の図書館はちょっともう古くなっていて、ちょっと何か入り口の部分から、ちょっと暗いなという部分があるもんですから、やっぱりそういう光を取り入れて、もっと明るく本当はできたらいいのかなというふうには思っているんですけども。でも今ある中で、先ほど何か千々岩議員も申されていましたが、ないものねだりというよりも、そのある中で、そのあるものをどうやって活用していくのかと、そういうことを考えますと、やっぱり今のあそこの場所で、やっぱり活用をしていかなければいけないんですけども。その中で、市長が読書の日本一のまちづくりをするんだという、そういう意気込みを私も買うところがあります。私もそういう気持ちは同じでありますから、ぜひ本当に、だからいろんな面でいいと思うんですよ。いろいろ何を指すか、すべてを指すでもいいじゃないですか、そういう欲張りの気持ちというのがないと、やっぱり日本一になりませんよ。一つのことだけじゃ私は日本一は絶対できないだろうと。いろんなことに総合的に日本一を目指すんだという、やっぱりそういう心意気がないと本当の日本一にはなれないと。やっぱり目標は高く持たないと絶対これは日本一どころか、日本でも2番とか3番とかしかなれませんので、やっぱりそういう世界一とか、そういう気持ちがあって、日本一かなという、やっぱりそういうぐらいの意気込みでやっていただきたいと思います。

その中で幾つか質問をしてみたいと思うんですけども、仮称水俣市読書のまちづくり検討委員会というような、そういうのをまずつくって、そしてその中でいろんなことを考えていくということなんですけども、そのメンバー構成がもしわかれば。そして、やはりそのメンバーの中に、図書館をよく利用される方がいらっしゃるんですよ、私は二、三週間に一週しか行きませんが、必ず出会う人というのはいるんですね。やっぱりそういう人というのは、本当にこの図書館を愛してる、そしてまた、本を、読書を愛してるという方なんです。そういった方々もぜひそのメンバーの中に、私はぜひ加えていただきたいと。そしてそういう人たちの意見を聞いて、本当にこの日本一の読書のまちづくりを目指すんだという、そういう形で進んでいきたいと思うもんですから、ぜひ、その中に加えて、逆にお誘いをしたらどうかという部分があるもんですから、その点について、まずお伺いをしたいということになります。

それと、学校輪番制の配本なんですけれども、今から5年間で合計1,500冊、毎年300冊の本を今から購入されて、それを各学校に100冊ずつですか、小学校は。中学校で80冊というような感じで言われたかなと思うんですけども、その購入される300冊の小学校、中学校のこの配分の問題と、ジャンルのどういった内容の本を今回新たに購入をしようというふうな計画なのか、その点についてお尋ねをしたいと。

それともう一つ、絵本で遊ぼうとか、読み聞かせのための部屋、これ図書館へ入ってすぐ左手

の奥に絵本というか、幼児用のちょっとした部屋があるかなと思うんですけども。あそこではちょっとやっぱりいろいろ声を出して、ちょっと騒いだりすると、やはりほかの人の迷惑にもなるかなと思うものですから、できれば何とか公民館の方の2階、3階、その一角をそういったコーナーに活用できないかなという気持ちがあるんですよ。そういう思いがあるものですから、その部屋を独自に確保できないか、その3点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） まず、1つ目の件でございますが、協議会のメンバー構成について、どのようなメンバーを考えているのか、また、よく図書館を利用される方をそのメンバーに加えたかどうかの提案でございますが、まず、私たちが考えておりますメンバーについて申しますと、読み聞かせのボランティアの方、それから幼稚園、保育園の方、それから学校関係者、行政関係者、そういうふうな方々をまちづくりの推進委員会の企画立案、また、調査をしていくためのメンバーとして組織をつくって考えているところですが、今、図書館をよく利用される方の意見も聞いてみたら、また、メンバーに加えてみたらという新たな御意見もありましたので、そのことも含めて検討して、今後、要綱を作成していきますので、その要綱を作成する中で検討させていただきたいと、そういうふうに思っております。

それから2つ目の配本についてでございますが、小学校100冊、中学校80冊と、そういうふうなことで、それを基本に考えているところですが、ただ、一部の学校では、その数だけでは不均衡を生じる可能性もあるんじゃないかなと。例えば石坂川小学校と一小では同じ数ではやっぱり不均衡が生じるとか、そういうふうなことも考えられるんじゃないかなと、そういうふうに思います。

そこで、大きい学校につきましては、数が不足する可能性が十分ありますので、図書館に現在保有しているものをつけ加えて貸し出すと、そういうふうな調整をしながら対応したいと、そういうふうに思っております。それで何か図書館の担当者に聞いてみまして、不都合が生じるようであれば、再度また調整をしていくと、そういうふうに考えているところです。

それからジャンルについてでございます。基本的には文学作品を中心に考えているところですが、先ほど申しましたように、学校の先生というのは子どもたちの読書の趣向とか、よく読む内容とか、そういうのもよく知っておられますので、先般その先生方に聞いて、そして選んでもらったところですけども、今後もそういうふうな形で、学校の先生方の御意見も学校の状況あたりも聞いてもらって、そしてそういう意見も取り入れながら進めたいと、そういうふうに思っているところです。

来年以降は、協議会の委員の方に読み聞かせのボランティアとか、そういうのも考えておりますので、そういう方々の御意見を聞くとか、あるいはまた、将来的には子どもに読ませたい、例

えば子どもに読ませたい100冊とか、何かそういうのも考えられますので、そういうのもあわせてそのジャンルの中にも含めさせて考えていきたいと、そういうふうに思っております。

それからあと一つは、絵本と遊ぶための場所が今のところでどうかなというふうな疑問も少しあるんじゃないかなと思っておられるんじゃないかなというふうに承ったところですけども、私は市全体の読書のまちづくりを考えると、子どもの小さいころから本に親しませる、そういう習慣づけをしていく、それが将来にわたって非常に大切なことではないかなと、そういうふうに思いますし、また、これから先、まちづくりをしっかりとっていくためには、それはぜひ必要なことではないかなと、そういうふうに思っております。今の図書館を見ましたときに、確かにコーナーは設けてあるわけですけども、それで十分な広さなのか、あるいは備えてある内容は十分なのか、そこあたりも課題として考えなければならないんじゃないかと、そういうふうに思っております。

そこで、来年度協議会のメンバーの中に、先ほど申しました読み聞かせのボランティアとか、いろんな人たち、関係の人たち、幼稚園、保育園の方たちも代表として入ってもらう予定ですので、そういう方々の御意見も伺いながら、今後どういうふうな形で進めていくか、検討させていただきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（緒方誠也君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 絵本で遊ぼうとか、読み聞かせのことなんですけれども、ちょっと騒がしいとか、何かそういう部分があってというような感じで、私今言ったんですけども、その逆の考え方もあるわけなんです。というのが、その中で、例えば毎月第何土曜日の何時から何時までの1時間、あるいは1時間半とか2時間とか、時間を区切って、その時間帯にそういったものをやりますということで、そこを利用される方も逆にそういうコーナーがあつてるんだ、そういう今時間帯なんだというような形で割り切ってもらえれば、やっぱりそのお互いに図書館を利用するという、そういうことがあって、まあそれはひとつのそういうマナーなんだというか、その後も大目に受け入れるという、そういう許容能力がほかの方々、大人の人にも必要になってくるんじゃないかなと思うんですよ。子どもは騒いで当たり前と、だからその時間帯は少々うるさいですけども、その辺は大目に見てやってくださいというような、逆にその大人の中で、そうやって子どもたちもそういうふうに本に触れ合うという、そういう逆に時間帯を区切って設ければ、そんなに批判の声は逆に上がらないんじゃないかなというふうにも思いますので、その辺のところも含めて検討をしていただきたいと。

それと図書館祭りをぜひ開催をしたいということでしたので、私、大変うれしいんですけども、例えばだからその図書館祭りですらんなちょっとした講演とか、私が今まで、人生の中で一番その気になった1冊とか、そういった方で、いろんな何人がスピーチみたいな感じで、そうい

うようなことを何人かされて、それをだから子どもたちにいろいろ聞かせるという、この人生80年の中で、私が最も印象に残った本はこの1冊ですという何か、そういうやっぱり、そういう人の話を聞くのは、我々としてもうれしい気持ちがあるんですよ。ですからやっぱりそういう図書館祭りのときにそういった方に何人かずつ、いろいろ選んで、そういった方のちょっとスピーチをしていただくとか、そういうことも少ししながら、古本祭りとかりサイクル祭りとか、そういうような形でやっていけば、絶対毎年1回図書館祭りは私はできるだろうと思います。ぜひそういう方向で頑張っていたいただきたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 次に、エコパークみなまたの活用について答弁を求めます。

大淵教育長。

（教育長 大淵洋君登壇）

○教育長（大淵 洋君） 次に、エコパークみなまたの活用についての御質問のうち、まず、健康の森に整備中の陸上競技施設のこけら落としについての御質問にお答えをします。

陸上競技施設のこけら落としの実施について熊本県にお尋ねをしましたところ、県として意思が決定しているわけではありませんが、熊本県独自でのこけら落とし等のイベントは考えていないとのことでありました。

市としましては、昨年の12月議会でもお答えしましたように、施設が熊本県の所有であること、また、これまで竹林園や潮騒の広場などが完成された際にも実施されていないことから、現状では市としては実施する予定はありません。

次に、エコパーク全体を利用したスポーツ振興についてお答えします。

現在、エコパーク水俣では、年間を通して、グラウンドゴルフ、テニス、ジョギング等、多くの市民が日常的に利用しております。

また、各種目協会の主催により、サッカーやソフトボール、グラウンドゴルフなど、たくさんのスポーツ大会も開催され、子どもからお年寄りまで多くの方々の健康づくりの場所となっています。

ことしの本市の行事としまして、10月には潮騒の広場で市民体育祭を開催し、多くの市民が参加していただきました。

昨年3月には市民駅伝競走大会も開催されています。

エコパーク広域公園内の施設整備につきましては、来年3月ですべての施設工事が完了することになります。

本市としましては、スポーツで明るい豊かなまちづくりの視点から、エコパークみなまたを屋外スポーツの拠点として位置づけ、スポーツに触れる機会をふやし、競技力の向上や市民の親睦と健康づくりを目的とした各種大会を開催するとともに、各種目スポーツ大会の誘致を図りなが

ら、地域活性化にもつなげていけるように、市体育協会等の意見も伺いながらスポーツの振興を進めてまいりたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 県の方ではこけら落としは考えていないということで、また、答弁をいただいたわけなんですけれども、非常に残念な、私は残念に思っているんですけれども。

やはり県があればいいものをエコパークにつくってくれて、そしてそれを利用するのは水俣市民が主なんです。水俣市民がほとんどあそこを利用するというので、その健康の森が完成した時点で、やはり何らかのそういう式典というものを県の方で、私はしていただきたいというふうには思っているんですけれども。

現在、水俣市陸上競技協会の方で、2007年、来年4月15日にあそのエコパークみなまたの健康の森に整備中の陸上競技施設において、女子の走り幅跳びの日本記録保持者、スズキの池田久美子選手なんですけども、ついきのうおとといたったですかね、アジア大会で見事36年ぶりに金メダルを取ったということで、そのスズキの池田久美子選手、そしてまた、同じスズキに所属してます長距離、これ甲佐で10マイルのレースが行われたわけなんですけれども、ここで3連覇を成し遂げたという、そういうマーティン・マサシという選手がいるんですけれども、その選手、あるいはことしの箱根駅伝を制した亜細亜大学のそういう駅伝部を招待して、オープニングセレモニーや、そういう記録会、あるいは陸上教室等を陸協の方で計画をしております。できれば、それにあわせて県の方でも、その前にいろんな式典をできれば県知事あたりが来られて、ちょっと祝辞でも述べていただくような、そういう式典を開催していただくように、市の方から県の方に対して働きかけをしていただきたいと思いますが、いかががお尋ねをしたいと思います。

それともう一つ質問がございますが、エコパークの入り口の部分、橋を渡った入り口の部分に、できればいろんな行事の開催と、今、どういう大会が行われていますというような、大きな看板を立てて、何月の何日にサッカーの少年大会が行われてますとか、あるいは今度野球場もできるわけですから、そういった形で、野球大会、あるいはソフトボール大会、グラウンドゴルフ大会とか、いろいろ競技は、いろんな種目がございます。それを広くこの内外に知らしめるためにも、あそこに大きな掲示板をつくって、いろんな行事の開催を知らせてほしいというふうに思うんです。

それともう一つは、やはりそのエコパーク全体の案内図みたいなのを同時に、一番この3号線からもぱっと見えるようなところに、やはり大きな案内板をつくっていただきたいと思いますが、いかがか、この2点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 吉海産業建設部長。

○産業建設部長（吉海安丈君） 真野議員の第2の質問で、オープニングセレモニーや記録会、陸

上競技大会、そういったものにあわせてオープニングセレモニーと申しますか、そういったものを県に働きかける考えはないかということでございますが、水俣市の陸上競技協会が計画されておられますイベント等の内容につきまして、これは県の方の都市計画課というところが、この管轄と申しますか、健康の森等の管轄でございますが、そちらの方にイベント等の内容をお伝えいたしまして、式典等の開催ができないかどうかにつきましてはお尋ねをしてみたいと思っておりますので、それを踏まえたところで検討させていただきたいと思っております。

○議長（緒方誠也君） 大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） エコパークみなまた入り口に案内図、または大会日程の看板の設置はできないかと、そういうふうなことでございます。それについてお答えしたいと思います。

議員の御質問は、今後のスポーツ振興策とか、あるいはまた市全体のイメージアップ、あるいはまた経済効果あたりを考えたときの提案、そういう提案を含めたところの御質問ではなかったかというふうに、私受けとったところですが、御承知のとおり、あの場所が県の所有になっておりますので、市独自では決めることはできないと考えておりますので、まずは設置ができるかどうか、その可能性について、県の方と相談をする必要があるのではないかと、そういうふうに考えております。

そして、その後、また、管理あたりをどうするのかと、いろいろ連絡調整等も、あとどうするのかと、そういうようなこともありますので、将来にわたってこれは考えていく必要があるんじゃないかと、そういうふうに思いますので、今後、十分検討させていただきたいと、そういうふうに思います。

○議長（緒方誠也君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 ぜひ、前向きに検討していただきたいと思います。それが水俣のスポーツ、エコパークを利用した私はスポーツ振興につながっていくものだ、と、そういうふうに思います。

施設は県の施設なんですけれども、利用は水俣市民なんです。ですから最初につくってもらうのは、だから県にお願いをして、県につくってもらって、あとの維持管理は水俣市でやりますというようなそういう意気込みでやらないと、これはうまくいかないと思いますので、ぜひその辺のところをよろしくをお願いをしたいと思います。

そしてまた、陸協の方では、来年の4月15日のその開催に向けて、一流選手を呼ぶわけですから、非常にお金もかかるわけなんですね。そういったことで、水俣芦北地域振興基金の方へぜひ応募をしようと思っておりますので、ぜひその辺の絶大なる御支援をお願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 以上で真野頼隆議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は、明13日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、あすの会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後4時54分 散会

平成18年12月13日

平成18年12月第4回水俣市議会定例会会議録  
(第3号)

一 般 質 問

# 平成 18 年 12 月第 4 回水俣市議会定例会会議録（第 3 号）

平成18年12月13日（水曜日）

午前 9 時 31 分 開議

午後 4 時 8 分 散会

（出席議員） 21人

緒方誠也君	西田弘志君	福田齊君
藤本寿子君	中村幸治君	大川末長君
真野頼隆君	淵上道昭君	牧下恭之君
田中功君	谷口真次君	野中重男君
清水晶夫君	本井道弘君	大川久洋君
竹下武義君	岩阪雅文君	松本和幸君
千々岩巧君	松本満良君	中山徹君

（欠席議員） 1人

吉田正和君

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局長（牛迫秀基君）	次長（田畑純一君）
議事係長（栄永尚子君）	書記（赤司和弘君）
書記（岩坂正輝君）	

（説明のため出席した者） 14人

市長（宮本勝彬君）	助役（森近君）
総務企画部長（葦浦博行君）	産業建設部長（吉海安丈君）
福祉環境部長（吉本哲裕君）	総合医療センター事務部長（濱崎昭博君）
総務企画部次長（仁木徳子君）	産業建設部次長（桑畑達美君）
福祉環境部次長（中田和哉君）	水道局長（山田敏博君）
教育長（大淵洋君）	教育次長（森田幸治君）
総務企画部総務課長（田上和俊君）	総務企画部財政課長（本山祐二君）

---

議事日程 第3号

平成18年12月13日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 清水晶夫君
- 1 医療問題について  
捧 「医療制度改革法」の制度改定に伴う基本認識について  
放 難病患者の対策について
  - 2 丸島町2丁目、3丁目の排水対策について  
捧 雨水排水路の改善について  
放 丸島雨水ポンプ場の能力アップについて
- 2 中村幸治君
- 1 コミュニティバスについて  
捧 コミュニティバス運行について  
放 木臼野への路線延長について
  - 2 観光について  
捧 観光事業について  
放 観光商品開発について  
方 観光客誘致宣伝事業について  
朋 観光対策について
- 3 西田弘志君
- 1 産業廃棄物最終処分場問題について
  - 2 生ごみ袋について
  - 3 政策事業評価について
  - 4 環境保全活動について
  - 5 教育問題について
- 4 本井道弘君
- 1 総合医療センターの諸問題について
  - 2 国保ドックについて
  - 3 農林水産業の諸問題について
  - 4 産業振興について
  - 5 小・中学校の諸問題について
  - 6 産業廃棄物最終処分場について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○議長（緒方誠也君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（緒方誠也君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

吉田正和議員から、所用のため、本日の会議には欠席する旨の届け出がありましたので、お知らせします。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第 3 号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

#### 日程第 1 一般質問

○議長（緒方誠也君） 日程第 1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め 1 人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、清水晶夫議員に許します。

（清水晶夫君登壇）

○清水晶夫君 おはようございます。

御苦労ですけれども、おつき合いをお願いいたします。

通告に従いまして、質問に入っておりますが、まず初めに、私の思っていることを述べさせていただきますと、ことしも早いもので、師走の半ば、振り返ればいろいろなことがありましたし、また課題もたくさんあります。2月の市長選挙では宮本市長が誕生しました。また、水俣病問題では、50年目の節目を迎えたということもあり、いろいろな事業計画の取り組みが行われてまいりました。そして、今日的には被害者救済問題の課題が、今後大きな課題として提起をされていますし、また産業廃棄物の最終処分場建設計画問題では、業者の準備書提出が明けて1月中旬か、2月にかけて出されてくるのではないかとされる中で、その計画阻止のために、52を超える団体の市民会議が組織されるなど、市長を初めとする行政と市民団体が一体となって、今日活動が展開されてきているところであります。

また、7月の大雨による大小の被害など、被害対策の問題、雇用問題を初めとする農業活性化の問題を含め、市の経済活性化の課題や、医療や福祉、教育の充実のための課題など、これから取り組まなければならない課題が山積をしており、さらなる新しい年に引き継がれていくことになるわけであります。

一方、国政について見てみますと、今国会、最大の焦点である教育基本法の改定ということで、政府・与党は、愛国心の強制や、教育内容への国家権力の無制限な介入を伴うこの法案を、会期

末があさって、15日に迫る中で、1週間程度の会期延長も視野に公聴会後の採決に持っていく考えのようであります。

アメリカの要請にこたえ、戦争する国に日本を持っていくために、教育基本法を変え、ひいては憲法9条まで変えるねらいの、これらの悪い法案は私は廃案にすべきであると考えています。平和な日本を築いていこうと思っている国民にとって、今最大の危機にある平和の課題ではないでしょうか。

来年は、一斉地方選挙と参議院選挙の2大選挙の年です。早々から大変な年になりそうです。あすの市民本位の水俣づくり、あすの国民本意の日本を築いていく上で、気を引き締めて緊張感を持って頑張っていく決意が議会にも、私たち議員にも求められているのではないのでしょうか。

それでは、質問に入ります。

#### 1、医療問題についてであります。

国民に新たな負担増を押しつけ、保険証の使える医療を大幅に切り縮めるとともに、法的医療保険の役割に重大な変質をもたらす医療制度改革関連法、これが半年前の国会でまかり通りました。

この医療制度改革関連法案は、国民の医療がよくなるような制度改革の印象を受けまされけれども、そうではなくて、高齢者や重症患者への言いようのない過酷な負担増を押しつける法律であります。患者への受診抑制で、命と健康を破壊する悪しき法律と言わなければなりません。

例えば、ことしの10月から、70歳以上で現役並み所得とされる200万人の窓口負担が3割に引き上げられました。このうち小泉増税で現役並み所得となった90万人は、7月からこの10月の間に1割、2割、3割と、負担が3倍化しております。

さらに、2008年4月からは、低所得者も含め、70歳から74歳の窓口負担が2割に値上げをされるわけです。

入院問題で言いますと、この10月からは、療養病床に入院する患者、これは70歳以上ですけれども、これの食費・居住費の負担増が強行をされました。10月からです。従来の食材費負担に調理コストと水光熱費が加わり、住民税課税の人で、月3万円もの負担増と言われております。2008年4月からは、65歳から69歳も対象となり、その場合1カ月の入院費用は13万円を超えと言われております。

高齢者だけでなく、入院や手術で医療費が高額になったときに適用される高額療養費制度、これも10月から全面改悪されました。現役世代、言うならば住民税課税の1カ月の負担上限額は、これまで、7万2,300円不足医療費掛ける1%でしたけれども、これが、8万100円不足医療費掛ける1%に引き上げられました。70歳以上の自己負担限度額も大幅に引き上げられたわけであります。また、人工透析の月額負担も、一定所得以上の人は自己負担が2倍となります。これらの

非情な負担増は日本経団連など、財界が提案をし、政府がそれを忠実に法案化したものと言われております。

そこで、質問をいたしますが、まずは、捧、医療制度改革関連法の改定に伴う基本認識について伺いたいと思います。

、医療制度改革関連法が、6月14日、国会で可決・成立しましたが、その制度内容により、本市にとってどのような影響がもたらされているのか、その概要について把握されていると思いますのでお尋ねをまずいたします。

、病気にかかりやすく、治療に時間のかかる高齢者や、重い病気・けがを負った重症患者への負担増は、受診抑制による健康破壊をますますひどくし、命の危険をも生じさせます。患者負担をふやして、受診を抑制することは、病気の早期発見・早期治療を妨げて重症化させ、かえって医療費増大を招くことになるのではないかと危惧をいたします。

本市としてのこの点についての見解をお聞きしたいと思います。

、この医療制度改革関連法の中で、後期高齢者医療制度として、後期高齢者だけの独立保険をつくる制度改変も盛り込まれていますが、地域医療にどのような影響が出てくると考えておられるのかお尋ねいたします。

次に、放といたしまして、難病患者の対策についてお尋ねをいたします。

政府・厚生労働省は、来年度にも難病の公費負担医療制度のうち、潰瘍性大腸炎の軽症と、パーキンソン病の中等症の患者、計9万人近くを補助対象から外す計画を進めていると聞いております。この病気では失職する患者も多いと聞いております。補助がなくなれば、高額な医療費が生活を脅かし、受診抑制は病状悪化に直結すると言います。政府が、患者の唯一のセーフティネットを断つというのかという現場の声に耳を傾けるよう、地方行政の防波堤としての役割を持つ機関として、認識新たに対応すべき問題と思います。

そこで、お尋ねをいたします。

、難病とされる病名は主にどんなものがあり、本市における患者はどれくらいおられるのかお聞きをしたいと思います。

、この問題についての対策で、国の難病の公費負担医療見直しで、患者が補助対象から切り捨てられないよう、国・厚生労働省への働きかける気持ちはないかお尋ねをいたします。

2、丸島町2丁目、3丁目の排水対策についてであります。

この一帯は、町内のど真ん中を走る県道より低いとされる地域で、強い雨が降り出すと、また浸水にならないか、胃が痛むと言われております。これまでも取り上げてきた問題であります。9月議会に引き続き質問をさせていただきます。

捧、雨水排水路の改善について。

9月議会の答弁では、今年度の委託の中で、ルート変更や改良可能な部分の雨水排水路について、測量や計画の実施設計を行い、平成19年度に工事施工ができるよう予算化を図りたいと思っておりますと、こういう内容の答弁でございました。この内容の答弁どおりできるのかどうかをお尋ねをいたします。

放、丸島雨水ポンプ場の能力アップについて。

同じく9月議会で、平成19年度以降に財政状況等を見極めながら、事業化を図ることとしておりましたが、依然として財政状況は厳しいところでありますので、今後とも流入水路の整備を行い、降雨時はできるだけ早目にポンプ稼働を行うなどして、浸水対策を図りたいと考えておりますとの答弁がありました。私は、しっかり検討してほしいという要望をいたしました。地元では、財政事情は理解はできるものの、大雨に悩まされる市民の気持ちを考えれば、優先的に計画を入れてほしいとの強い再度の要望がなされました。計画的にして時間がかかるにしても、ポンプの能力アップに向けて、前向きに取り組んでいく気持ちはあるのかお尋ねをいたします。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 清水議員の御質問に順次お答えします。

まず、医療問題については福祉環境部長から、丸島町2丁目、3丁目の洪水対策については私から、それぞれお答えします。

○議長（緒方誠也君） 医療問題について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 初めに、本年6月14日、国会において可決・成立した医療制度改革関連法により、本市にどのような影響がもたらされるかについてお答えをいたします。

今回の医療制度改革は、高齢化の進展に伴い、老人医療費は増大することが見込まれており、国民皆保険制度を堅持し、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとしていくことを目的に、医療費適正化の総合的推進、新たな高齢者医療制度の創設、保険者の再編統合などの措置が講じられております。

医療費適正化の総合的推進では、生活習慣病対策や長期入院の是正など、中長期的な医療費適正化を実施し、現役並みの所得がある高齢者の患者負担を2割から3割へ、70歳から74歳までの高齢者の患者負担を1割から2割へ引き上げるとともに、乳幼児の患者負担軽減措置を3歳未満から義務教育就学前まで拡張するなど、保険給付の内容・範囲の見直しが行われることとなりま

した。

また、新たな高齢者医療制度の創設では、原則75歳以上の後期高齢者を対象とした国民健康保険や社会保険などの被用者保険から独立した医療制度を創設し、後期高齢者医療制度の被保険者となる方々から医療給付費の1割を保険料として負担いただくこととなりました。

次に、患者負担の増加は受診を抑制し、かえって医療費増大を招くことになる、本市としての見解はについてお答えをいたします。

今回の医療制度改革では、従来の病気の早期発見、早期治療という2次予防中心の考え方から、メタボリックシンドロームという概念を取り入れ、病気になる前に生活習慣病の予防に努める1次予防がより重要であるという考え方が取り入れられました。すなわち、肥満症や高血圧症、高脂血症、糖尿病などの生活習慣病は、それぞれが独立した別の病気ではなく、内臓脂肪型肥満が原因である。内臓脂肪の蓄積に加え、高血圧、高血糖、高脂血症の症状が続くと、脳梗塞などの脳血管疾患や心筋梗塞などの心疾患、糖尿病やその合併症などの発症リスクが数倍以上になるとされています。

平成20年度から、医療保険者は生活習慣病の1次予防を目的とした特定健診・保健指導が義務づけられ、これらに取り組んでいくこととなります。運動習慣を身につけ、食生活に気をつけ、健康への意識を向上させることで、より健康な状態を維持し、生活の質の維持・向上に寄与するものです。

健康への意識の向上により、受診がふえ、一時的に医療費が増加する場合も考えられますが、5年、10年後には、ふえ続ける医療費の増加を抑制すると期待しています。

このような取り組みの中には、保険者として特定健診とレセプト情報により、治療が必要な人に治療を進め、適切な治療を受けているか、あるいは治療を中断していないかといったことも確認できるようになり、重症化の予防にも取り組むこととされています。

次に、後期高齢者医療制度の創設により、地域医療にどのような影響が出てくると考えられるかについてお答えをいたします。

後期高齢者医療制度は、都道府県内のすべての市町村が加入する広域連合が運営主体となり、後期高齢者の医療給付費の5割を公費で、1割を後期高齢者の保険料で、4割を国民健康保険や被用者保険の現役世代からの支援金で賄われます。平成19年度までの老人医療制度では、医療給付費の5割を公費で、5割を現役世代の拠出金で賄っており、老人医療の対象者は保険料の負担はありませんでした。老人医療費は、かかった費用がそのまま公費と現役世代の負担となり、現役世代はどこまで負担すればよいのか、現役世代と高齢者世代の負担が不明確でした。ふえ続ける老人医療費を支える現役世代の負担に歯どめをかけ、給付と負担の明確化を図るため、1割の保険料負担を求めたところでございます。

この保険料については、国民健康保険と同様に、所得に応じて7割、5割、2割の軽減措置や被用者保険の被扶養者であった高齢者については、2年間保険料を半額にする激変緩和措置を講じることとしており、保険料負担の軽減を図っております。

今回の改正では、高齢者の方々に負担を求める項目が多く掲げられておりますが、国には応分の負担を求めつつ、高齢者を現役世代が引き続き支えていくことが可能な医療制度の構築は必要と考えます。

次に、難病対策についての御質問にお答えします。

まず、難病とされる病名はどんなもので、本市における患者さんはどれぐらいかの御質問にお答えいたします。

難病は、医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、いわゆる不治の病に対するの社会通念として用いられてきた言葉です。

昭和47年の難病対策要綱において、原因不明で治療方針が確立していないなど、治療が極めて困難で、病状も慢性に経過し、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、かつ医療費も高額で経済的な問題だけではなく、介護等の家庭における精神的負担の大きい疾病を難病と言い、その上、症例が少ないことから、全国規模での研究が必要な疾患を特定疾患と定義されています。

特定疾患は現在121疾患あり、うち診断技術が一応確立し、かつ難治度、重症度が高く、患者数が比較的少ないため、公費負担の方法により医療機関への受診を促進しないと原因究明や治療方法の開発などに困難を来すおそれのある45疾患が、特定疾患治療研究事業の公費負担助成の対象となっています。

特定疾患の公費負担助成は、県が実施主体となって実施しており、本市における公費負担助成受給者は、10月1日現在189人おられます。

受給者を疾患別に見ますと、パーキンソン病33人、網膜色素変性症25人、後縦靭帯骨化症17人、強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎14人、全身性エリテマトーデス13人の順となっています。

次に、難病の公費負担医療見直しで患者が補助対象から切り捨てられないように、国へ働きかける考えはないかの御質問にお答えをいたします。

難病の公費負担助成につきましては、厚生労働省内に設けられている特定疾患対策懇談会の中で見直しが検討されていると伺っておりますが、具体的な内容につきましては、詳細な情報が入っておりませんので、確認した上で、今後の対応について検討してまいりたいと考えています。

○議長（緒方誠也君） 清水晶夫議員。

○清水晶夫君 御答弁いただきましたので、再質問に進ませさせていただきます。

先ほどから、私の所見なり、そしてまた今御答弁いただきました内容などから見てみますと、6月の小泉内閣が国会に提出をしたこの医療制度改革関連法案、もう案じゃありませんけれども、

国民に新たな負担増を押しつけるということでは、かなり皆さんの御意見というのは多いわけ  
あります。保険の見えない医療、これを大幅に拡大するという、こういう内容になっております。  
こういう内容の改悪が強引に、国会を取り巻く国民の闘いもありましたけれども、こういう中で  
押し通された中で、その法律の一つとして、先ほど御答弁の中にもありましたが、後期高齢者医  
療制度があるわけでありまして。

この制度は、中身についても御説明いただきましたが、75歳以上の高齢者、これを後期高齢者  
と言うわけでありまして、現在加入している国民健康保険、組合健保からこれを切り離すと。そ  
して後期高齢者だけ、75歳以上だけを被保険者とする独立した医療保険制度にするものであると  
いうことは説明のとおりです。これが第164国会で成立をして、医療制度改革法の一つだという  
ふうになったわけでありまして、この新制度の最大の問題と言えば、後期高齢者の医療給付費が  
ふえれば後期高齢者の保険料の値上げにつながるという、こういう仕組みになっているわけあり  
ます。そのことが受診抑制につながるということになるわけで、高齢者の命と健康に重大な影響  
をもたらすことが、私は懸念されるというふうに、この点で思うわけでありまして。最大の問題と  
いうのは、ここにあるんじゃないかというふうに私は思っております。

また、すべての後期高齢者が介護保険と同様の年金天引き方式などで保険料を徴収されるとい  
うことに、さきの説明でもなりますが、保険料の滞納者は保険証を取り上げられ、短期保険証、  
資格証明書が発行されるということに中身はなっております。私はこういう高齢者をねらった弱  
い者いじめの医療制度には反対をするものであります。

そこで、再質問であります。医療費の負担がふえていくもとの現国保などでの保険料滞納  
者が本市でも出ているのかいないのか、出ているとすればどのような対応でしのいでおられるの  
かという点について質問をしたいと思います。現国保の保険料滞納者に対しての問題であります。

それから、後期高齢者のこの医療制度、この運営主体については、今回の提出議案を見ればわ  
かりますように、新たにつくられた広域連合を都道府県単位で結成をされ、全市町村が加入をし  
ているという仕組みになっているという説明はそのとおりだと思いますし、広域連合は保険料額  
の設定など、基本的な運営を行う。市町村は保険料の徴収、納付、各種届け出、受け付けなどの  
事務を行うというふうになっているようであります。

流れとしては、今議会で広域連合の規約の議決を行い、2007年7月には保険料設定の事前準備  
が行われ、2007年11月に広域連合議会で保険料を条例で制定をする。2008年4月より施行予定と  
なるというふうに、中身を見てみましたらこういうふうになっております。被保険者は基本的  
には75歳以上の高齢者ですけれども、65歳から74歳までの寝たきり患者、寝たきり認定を受けた高  
齢者も対象となるということでありまして。

認定基準は老人保健制度と同じということでありまして、この保険料についての算定について

は、国保の算定基準を考えた額になると聞いておりますけれども、この後期高齢者医療制度の保険料の2008年度の全国平均は、大体算定的に推計してどれくらいになるのか、つかめていたらお尋ねをしたいと思います。

以上、2点について再質問いたします。

○議長（緒方誠也君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 現国保の滞納といいますが、滞納があるのかということと、それに対する対応、それと後期高齢者医療制度に関連いたしまして、今後の被保険者の負担料ですか、どれくらい見込まれているのかというようなお尋ねであったかと思いますが、現保険料に対しましては、確かに滞納者はございますけれども、それぞれの事情があるということも踏まえて、個別に納付相談等を行いまして、個別の事情に配慮した対応を行っていきたいというところで、現行取り組んでございます。

それから、後期高齢者の保険料の見込みにつきましては、これは細かい試算があるわけではございませんけれども、厚生労働省が平成20年における推計ということで試算したところによりますと、全国平均で被保険者1月当たりの保険料は軽減措置を適用しない場合、応益割が3,100円、それから応能割同じく3,100円ということになりまして、月額6,200円程度というぐあいに見込まれております。

以上でございます。

○議長（緒方誠也君） 清水晶夫議員。

○清水晶夫君 推計的な概算の状況については把握できました。

再々質問ですけれども、難病患者の公費負担医療制度の適用範囲縮小を検討をしていた厚労省の特定疾患病対策懇談会というのがあるそうでありますが、これが11日、おとといですか、潰瘍性大腸炎とパーキンソン病の患者合わせて9万人以上の補助の打ち切り意見をこの懇談会がまとめたそうであります。

政府・厚労省は、これを受けて、来年度予算案に盛り込む構えだと聞いております。難病医療の縮小については、難病を取り扱う制度が始まって以来の補助打ち切りということになるそうであります。

先ほどの答弁で、本市における難病のパーキンソン病を初めとする数値が、どれだけの患者が大体把握されているかということで聞いた中で、約100名をちょっと超えるような患者の人たちが本市にもおられると。潰瘍性大腸炎とパーキンソン病でこの補助対象から外れる人もおられますけれども、しかし、これだけやっぱり難病患者がおられる、しかもそれが言うならば歴史的に見ても、難病患者の医療費を切り縮めていくという、そういうことがもうここまで来たのかという思いがするわけでありまして。ことしの漢字について、テレビできのうでしたか、清水寺の住職

がその漢字を命ということで書いておりましたけれども、まさに命を切り縮めていくような、そういう難病患者に対しての仕打ちというのが出てきているというふうに、私は思うわけでありませう。

こういうことについても、やはり本市として、どう対応していくのかというのは、大きな今後の課題というふうに思うわけでありませう。この点については、やはり第一の質問で言いましたように、やはり国への働きかけ、難病患者にやはり命を大事にするというような、そういう思いで政府へも来年度予算にそういうことが盛り込まれないように、ひとつ働きかけをしていただきたいということで、この点については要望といたしておきます。

○議長（緒方誠也君） 次に、丸島町2丁目、3丁目の排水対策について答弁を求めませう。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、丸島町2丁目、3丁目の排水対策について順次お答えいたします。

初めに、雨水排水路の改善につきましては、9月議会で答弁いたしましたとおり、現在、県道を境に南北に位置する丸島町2丁目及び3丁目の、特に道路冠水や床下浸水の発生頻度が高い荒瀬鮮魚店付近を中心とした約1.7ヘクタールの区域において、浸水対策に向け、計画水路断面の改良や新設、排水ルートの変更による雨水流入量を減少させる等、検討の絞り込みを行っているところであります。

予算化につきましては、平成19年度からの工事着手に向けて、補助対象事業として実施できるよう国、県へ要望資料の提出を終えたところでございませうので、新年度事業として予算化を図ることとしております。

次に、丸島雨水ポンプ場の能力アップについてお答えします。

丸島雨水ポンプ場の能力アップについても、同様に9月議会で答弁いたしましたとおり、将来的には毎秒5トンのポンプ施設1台を増設する計画としていますが、先ほどお答えしました丸島町2丁目や3丁目の浸水発生頻度の高い区域については、雨水排水路の能力不足や地形的に低地であることが直接的な原因であり、ポンプ施設を増設が直接的には浸水の解消につながらないと考えておりますので、今後は、雨水排水路の改良を優先的に進めながら、どうしても排水できない箇所については、局部的な、規模の小さいポンプ施設の検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 清水晶夫議員。

○清水晶夫君 御答弁いただきました。

この丸島町2丁目、3丁目の排水対策については、きょうも傍聴に、坂本ミサ子さんなどいつもこの排水問題で悩みを抱えておられる方々も傍聴に来ておられますけれども、やはり雨が降る

たびに、そういう思いをしなきゃならないというつらさ、これは市長を初め皆さんも、今御答弁にありましたように、何とかこの排水対策を、やはり住民のそういう思いを少しでもなくしていかうという思いがあるということは、これはもう百も私もそういうふうに思うわけですが、今、市長の答弁の中で、ある一定のところ、荒瀬付近というふうな、丸島の四つ角周辺ですけれども、私はあそこで生まれたんですけれども。確かに排水の、もちろん川幅、側溝の幅とか何か以前から比べて、そのままの状態、ずっともうそうですよね、私は60数余年、そういう形でずっときてるんですね。改良、改善といっても、なかなかどこがどうだったのかということも言えないような、私の受けとめ方なんです。どうなんだろうという思いはどうしても強くあるものですから、やっぱりこの排水の対策という点で、荒瀬付近がそういうふうなことということなんですけれども、やはりそれに連なる海岸線に近い方向、それから3丁目の砂地方面、祇園神社の左下あたりのあいう低いところ、こういったところについてのルートといいますか、これがかなり複雑になっていて、もう今どこをどう流れているのかというような、私はかなり以前からの流れの状態というのは、大体把握してるつもりなんですけれども、それがどうつながって行って、排水の、結局は丸島雨水ポンプ場に行くのかという、ここら付近というのが、非常に不明確な話になっています。年齢をとった人たちは詳しく御存じのようなんですけれども、それ以外のところでは、もう流れんとはしようがなかったいなということに、やっぱりこの返事が返ってくるとかというような問題があります。

それで荒瀬付近、あるいはそれ以外のところで大体のルート変更などというふうなこと、改良可能な部分とかということなんですけれども、大体予算化を図っていきたいということで考えておられますけど、主なところは、ここをこういうふうにしていきたいんだというふうな、もっと具体的なやつありますか。この点については、ちょっとこの排水対策の問題では、ちょっと聞いてみたいなと思っているところであります。

そして、この点が、大体概要でいいですから、もし計画内容があるとなれば、その内容的なやつをちょっと説明していただければなというふうに思いますけれども。

それと、もう一つは、ポンプの能力アップですね。これについては、これまで白浜ポンプ場、牧ノ内ポンプ場、それから百間ポンプ場、それから浜ポンプ場、それから丸島、大体5つの雨水ポンプ場ということになるというふうな受けとめているんですが。確かに百間ポンプ場、この問題でも一般質問で取り上げて、浸水しているところの、あの山手町入り口付近の低い道路について、水がたまって車も通れないというふうな状況もあった中で、この排水対策を考えてほしいということで質問したことがあります。そのときには、百間ポンプ場の計画があるのでということでした。これが建設をされた後、この山手入り口の低い道路に水がたまるという問題が、これがなくなっているわけですよ。雨がひどく降ったときに行ってみましたら、以前のよう

な浸水状態ではありませんでした。やはりこのポンプの威力というのがあるんじゃないか。これはもう白浜でもそうです。市営住宅あたりが浸水していたのが、やっぱりポンプを早く回して、容量的にもですけれども、やはりそういう浸水がなくなってきているということからいたしますと、やはりこのポンプ能力アップというのが、非常に効果を発揮するというふうに、私は踏んでおります。

そういった点で、確かに規模の小さいようなポンプを考えるだとか、いろいろそういう工夫をしたやり方も考えていきたいというふうに言われました。そしてまた、ポンプのこの増設によって、この排水の、言うならば、はけてない問題については、直接やっぱりこのポンプの能力だけに頼るということでは、つながらないんじゃないかというふうな話もありましたけれども、私はやっぱりあと毎秒6トン近くのまだ能力を持っているところに、それが6トン近くの排水が加わっていくとなれば、かなり丸島ポンプ場の排水能力というのはぐっと高まるというふうに思います。

それで、この5つのポンプ場建設について、これまでも歴代の市長を初め、市政が携わってきたように、財政難があるからできないというふうな、能力アップについてはできないんだということではなくて、やっぱり長期的な視野に立ってポンプ設置、やっぱりここをひとつ外さないようにして行って、ポンプの能力アップということで、やはり対策をぜひ立てていただきたいというふうなことを、非常に思うもんですから、この点で能力アップを前提にした長期的な計画予算を確保するというお気持ちで取り組んで、ぜひこのポンプの能力アップが将来にわたって、ああできてよかったんだと言えるような、そういう手だてを少しずつでもとっていただくというふうにしていただけないかと。ポンプアップはもうちょっと無理だもんなどということじゃなくて、やはり取り組んで長期的に考えてやっていってほしいと、これがやっぱり地元丸島の皆さんの悩みに沿う対応じゃないかというふうに思います。

この点については、今後、この点もぜひ対策に入れて、対策をとって対応を図っていただきたいということを要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点は、雨水路の整備状況はどこら辺をどのようにやっていこうとしているのかというような御質問だったと思います。

これはさきの答弁でも申し上げましたけれども、丸島町の場合は、浸水の直接的な原因といたしますのは、やはり先ほど申し上げましたように、既設雨水排水路の能力不足とか、あるいは地形的な問題がありますので、まず支障なく雨水を排水できるようにするために、雨水の排水路の整備からまず着手をしたいというのが、まず第1番目でございます。

したがいまして、今御指摘いただきました部分も含めて十分調査をしながら、今後取り組んでまいるということになっております。したがいまして、今具体的にどこのことというのはちょっと申し上げられませんので、十分調査をしながら対応してまいりたいと思っております。

それからポンプの件でございますけれども、御承知のように、これ1台据えつけるのに5億円から6億円かかるというようなものでございます。したがいまして、まず丸島の場合は、今申し上げましたように、そういった雨水、排水路の整備から着手をしながら、それでどうしてもというような状況については、小さなポンプあたりで対応すると。長期的にわたっては、今おっしゃるような形で、非常にお金もかさむものでございますので、十分そこら辺のところも検討しながら取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（緒方誠也君） 以上で清水晶夫議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時26分 休憩

---

午前10時36分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中村幸治議員に許します。

（中村幸治君登壇）

○中村幸治君 おはようございます。

せいうんの中村です。

ただいまより質問したいと思いますので、よろしく願いいたします。

さて、日本の状況を見てみますと、子どもの関係ではいじめによる自殺、地方に住む者にとっては都会との格差、働く人たちには賃金・雇用形態の格差と大変な時代です。

政府の景気判断は、いざなぎ景気を超え、この景気はまだしばらくは続くとのことですが、しかし、我々地方に住む者にとって本当にそうなのでしょうか。この景気はアメリカに支えられた輸出関連の黒字、あるいはリストラによる人件費削減での好景気と言われています。その証拠に、私たちが肌で感じている不景気の影響で、国内の個人消費に火がついていないのが現状です。

農業に目を向けてみますと、温暖化の影響などで、県内の米は4年連続の不作です。県内作付の6割強を占める2つの品種が不振ということで、その主因は、日照不足や高気温による収量と品質の低下だそうです。県の適地・適作のお墨つきをいただいた奨励品種が気候に合わなくなってきたとの指摘があります。

農産物の輸入関係では、日本とオーストラリアの間で、F T A（自由貿易協定）が始まるのが事実上決まったようです。

このような問題に対して、まさに今、政治が力を発揮するときではないのでしょうか。

自治体に目を向けてみますと、国からの交付金削減による厳しい財政事情があり、市長は難しい市政運営に頭を痛められていると思います。そろそろ来年度の予算編成の時期であります。今回の質問は、その厳しい財政状況の中で、水俣の将来についての投資も含め、来年度の予算にかかわる質問をいたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最初は、コミュニティバスについてです。

この問題は、高齢者を含め、市民の足として本当に必要な交通手段です。

そこで、お尋ねいたします。

捧、コミュニティバス運行について。

、みなくるバスと既存の路線バスの違いは何か。

、現在運行しているみなくるバスの路線で、乗り入れの要望がある地区はあるのか、もし、あるならばどこの地区か。

、みなくるバスの運営を維持していくためには何が必要か。

以上、3点をお尋ねします。

放、木臼野への路線延長についてですが、この件については、平成15年1月にみなくるバスが開通してからの住民の要望です。

平成15年の6月議会で、緒方議長も質問をされていますが、いまだに実現していません。

そこで、お尋ねします。

、木臼野まで路線を延長するのに、最初の経費はどれくらいかかるのか。

、延長した場合の収支見込はどのように試算されているのか。

、県の補助金にはどのようなものがあるのか。

、木臼野まで延長した場合に、県の補助金は受けることができるのか。

、木臼野地区の皆さんは、みなくるバスの延長を強く望んでいます、市としてはどのように対処されるつもりかお尋ねします。

次に、観光についてですが、水俣の観光産業は厳しい状況に置かれています。11月13日に湯の児温泉の旅館経営者とともに、当議会からも田中議員、大川末長議員が同行され、県に要望書を提出されました。

観光客の減少は、2つの温泉地を抱える本市にとって大変重要な問題です。

そこで、次の質問をいたします。

捧、観光事業について。

、観光事業に関する業務委託先はどのようになっているのか。

、どのような事業にどれだけの予算を組まれているのか、また、観光客誘致に係る予算

はどのようになっているのか。

、年間の外国人入り込み観光客は何人が、そのうち、中国、韓国からの観光客はどれくらいかお尋ねします。

放、観光商品開発についてです。

、観光商品の開発の現状はどうなっているのか。

、現在までにどのような観光商品開発があったのか。

、開発した商品はどのような売り込みをされているのかお尋ねします。

方、観光客誘致宣伝活動についてです。

、今年度の観光客誘致宣伝に関する予算はどうなっているのか。

、観光客誘致宣伝活動はどのようにされているのかお尋ねします。

朋、観光対策についてお尋ねします。

、今後の観光客増加対策には何が必要かお尋ねします。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 中村議員の御質問に順次お答えします。

まず、コミュニティバスについては総務企画部長から、観光については私から、それぞれお答えします。

○議長（緒方誠也君） コミュニティバスについて答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） コミュニティバスの運行について順次お答えいたします。

まず、みなくるバスと既存の路線バスの違いについてお答えします。

既存の路線バスは、バス事業者が運行内容を策定し、運輸支局へ運行申請を行い、国土交通省による認可を受けて運行している路線であります。

コミュニティバスは、採算性及び利便性の向上を目的として、自治体が主体となり運行内容を策定し、新たなバスシステムを構築しようとするものでございます。

コミュニティバスの形態といたしましては、1つ目に、運行主体でありますバス事業者に自治体が策定した運行内容の提案を行う提案型、2つ目に、事業主体となり、バス事業者に運行を委託する委託型、3つ目に、自治体が運行を含めたバス事業全体の運営を行う直営型がございます。

本市のみなくるバスにつきましては、提案型に該当をしております、運行主体はバス事業者

となっております。

水俣市のコミュニティバス導入の経緯について申し上げますと、利用者が毎年減少し、バス事業者において経費節減の努力を行っているにもかかわらず、本市の補助総額が、平成10年度に1,844万円から平成17年度は3,314万円と、年々増加している状況にあります。

高齢者の通院・買い物及び児童・生徒の通学など、地域の生活の足であるバスを確保しながら、赤字欠損補助総額の圧縮を図るため、平成15年1月よりみなくるバスの運行を開始したところでございます。

次に、現在運行しているみなくるバスの路線で、乗り入れの要望がある地区についてお答えします。

みなくるバスにつきましては、平成15年1月に茂川・梅戸港線、平成18年1月に大川線・中屋敷線を導入しております。

乗り入れの要望のある地区につきましては、茂川・梅戸港線では、木臼野地区と梅戸港停留所の奥の梅戸地先の地区がでございます。

大川線・中屋敷線においては、寺床と大川停留所から旧大川分校付近の地区、吐合、合畑、内野地区がでございます。

また、乗り入れの要望のほかには、停留所の増設、土曜・日曜日の増便等の要望もみなくるバス導入以降も多数寄せられています。

次に、みなくるバスの運営を維持していくためには何が必要であるのかについてお答えします。

バス運営を維持していくためには、利用者の確保が第一であります。

みなくるバス茂川・梅戸港線の場合、コミュニティバス導入前の平成14年度では、1便当たり平均乗車人数が約10人程度であったものが、平成16年度には19人と、大幅に増加しているものの、平成17年度からは利用者が減少してきており、平成18年度では約17人となっております。

利用者の減少に伴い、バス事業者に対する赤字欠損補助額は、導入前、平成14年度では約411万円、導入後の平成16年度は約205万円と半減しておりますけれども、平成17年度では249万円と増加してきており、本年度におきましては、さらに増加する見込みでございます。

みなくるバスを維持していくためには、1人でも多くの方に利用していただくことが、一番重要でありますので、市といたしましても、沿線住民の皆様に乗車をお願いするとともに、利用促進に向けて広報・周知をしてまいりたいと考えております。

次に、木臼野への路線延長につきましてお答えします。

まず、木臼野まで路線を延長する場合の導入経費についてお答えします。

路線を延長する場合、初期投資として、停留所にかかる費用と運行時刻変更に伴う時刻表表示シートの作成、合わせて約40万円程度の経費がかかります。

また、木臼野までの道路幅が狭いことから、離合箇所の整備が必要であり、さらにカーブミラー、ガードレール等の交通安全施設を新たに設置する必要があるとございます。

次に、延長した場合の収支見込みについてお答えします。

現行の茂川・梅戸港線における木臼野地区からの最寄りの停留所は木臼野入り口となりますが、当該停留所から木臼野地区の奥の集落まで約3キロメートルの距離がございます。

毎日4便を木臼野まで乗り入れた場合、年間で約6,200キロメートルの運行距離の延長となり、現在のところ、新たに赤字欠損補助額が約100万円膨らむと試算をしております。

また、燃料費の高騰等により、運行経費はさらに膨らむものと思っております。

次に、県の補助金についてお答えします。

バス事業に対する熊本県の補助制度につきましては、熊本県地方バス運行等特別対策補助金が該当をいたします。

同交付要綱におきましては、導入に関する補助として、車両購入費補助、停留所施設の整備等が補助対象となる生活交通確保方策事業費補助があり、路線維持に関する補助としては運行費補助が規定されております。

ことし1月に導入しております大川線・中屋敷線の場合、車両購入費補助は、バス事業者が約1,200万で1台購入しており、そのうちの補助対象限度額である300万円の補助を受け、生活交通確保方策事業費補助は、停留所施設の整備費等が対象となっており、補助対象限度額である100万円が交付をされております。

また、路線の維持に関する補助であります運行費補助は、2路線合わせまして274万円が交付されております。

次に、木臼野まで延長した場合に県の補助は受けることができるのかについてお答えします。

まず、熊本県地方バス運行等特別対策補助金において、運行費補助及び車両購入費補助を受ける要件といたしましては、国庫補助対象系統以外の経常損失を生じた系統で、平成13年3月31日時点で運行していたもの、単一市町村運行系統につきましては、キロ程が10キロメートル以上であることとなります。ただし、コミュニティバス等の再編路線につきましては、県が合理的な再編として認めた場合に限り継続して補助を受けることができ、みなくるバス茂川・梅戸港線及び大川線・中屋敷線は補助対象路線となっており、県及び市の補助により運行をしております。

路線延長が合理的な再編として判断される基準といたしましては、熊本県に確認をいたしましたところ、地域の状況変化や地域住民の要望等の合理的な理由に基づくこと、原則として既存路線のおおむね2分の1以上と重複すること、補助申請前に再編に関する文書報告が行われていること、原則として起終点が同一であることに留意し、個別に判断をされているというふうにお聞きしております。

みなくるバス茂川・梅戸港線の起終点は茂川及び梅戸港であり、木臼野への乗り入れの場合、起点の延長となりますので、引き続き県の補助要件に該当することは難しいと考えております。

県の補助要件に該当しない場合、赤字欠損補助額は市単独での補助となります。

さらに、停留所施設の整備等が補助対象となる生活交通確保方策事業費補助につきましては、補助要件が生活交通の確保を目的とした既存路線の再編に伴うものと規定されており、要件は満たしておりますが、当該補助は市町村合併に関するものを優先してありまして、補助の枠も小さいことから、補助の認定は厳しいものと考えております。

次に、木臼野地区への延長に関する市の対応についてお答えいたします。

みなくるバス茂川・梅戸港線につきましては、コミュニティバス導入前と比較して、1便当たり乗車人数が増加しており、バス事業者に対する赤字欠損補助額も、導入前の平成14年度の約411万円から、平成16年度では約205万円に圧縮しております。

しかしながら、少子・高齢化及び人口の減少等により、平成17年度からは年々利用者は減少しており、さらに燃料費の高騰等による運行経費の増加に伴い、バス事業者に対する補助額は、平成17年度では約249万円に増加しており、本年度の補助額についても前年度より増加する見込みとなっております。

さらに、バス事業者に対する本市の赤字欠損補助総額は、平成16年度では3,114万円、平成17年度では3,314万円であり、今年度補助額につきましても、前年度より増加する見込みとなっております。

現在のところ、みなくるバス茂川・梅戸港線の赤字圧縮は、導入前より図られているものの、バス事業者に対する補助総額は、年々増加の一途をたどっております。

木臼野地区までの路線延長により、約100万円の赤字補助の増加が見込まれており、さらに、停留所の設置及び交通安全施設の設置等の導入経費もかかることから、本市の厳しい財政状況を判断いたしますと、路線延長は大変難しいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 2回目の質問に入りたいと思います。

まず、今の部長の答弁で、木臼野の路線延長、これはなかなか難しいのかなと。私もこの1カ月間以上、担当者といろんな話をしまして、その話を聞いたときには、木臼野延長、これにまず私が聞いたのは3.15キロメートルという格好になってますから、これで運行経費が100万円以上かかると。これ聞いたときには、本当にこれはちょっと大変だなという気がしました。

しかし、それで本当にいいのだろうか、特に住民の皆さんが、これは平成15年1月からずっとこれは望んでいらっしゃるんですよ。そういうことを考えると、無理ということじゃなくて、じゃどうすればこれが延長できるのかなということを少し考えていく必要があるのかな

と。

特に今の答弁で、ほかの地域、特に木臼野以外には大川の分校、また梅戸の先とか、寺床関係等の要望もあるということなんですけど、私はこの全部の地域を自分の足で確認してみました。

特に木臼野には何回も足を運んで、現状把握という格好で、自分の目で見詰め直してみました。なぜみなくるバスが必要なんですか、これはバス会社にできない、きめ細かな住民サービス、これができるということなんですよね。市長はマニフェストの中で、たしか小さくてもほっと安心できるぬくもりのあるまち、また所信表明では、たしか市民が元気よく安心して暮らせる環境づくりというような格好で、この高齢化社会が進んでいる現在の中では本当に必要なことを言われています。

その高齢者が元気で長生きするという、この時代に生活する足、移動、これが絶対必要なんです。特に水俣は、水俣のまちづくりの戦略として、水俣は福祉バスが充実してますよということとは一つの売りにもなるのかなと思っております。

そこで、先ほども言ったように、どうにかみなくるバスを木臼野まで延長できないかという格好で、私も自分なりにちょっと試算をしてみました。最少の経費、これは拡張工事関係でもちょっと言われましたけど、そこは置いておきまして、まず停留所の標識板、これが必要だということで、これが木臼野であれば3基必要なんです。これは角形はちょっと高いもんですから、ひまわり型という格好になると思いますが、これが1基1万4,000円、ということは3基です。約4万2,000円ですね。それから停留所の時刻表、その時刻のシートがあります。これを張りかえるのに、中屋敷・大川方面の開通のときには、たしか25万円程度かかっていると。しかし、これは今現在水俣が一番大事なことは、住民参加でいるんなことをやっていくということですので、こういうことについては、ボランティアという格好で、市民の皆さんにボランティアを訴えてやっていけるというようなことで、ここは少しカットができるのかなと私は思っております。

それと停留所の標識の時刻表のシート、これは要するに時刻が変わるからシートをつくらなければいけないということで、これは5万6,000円ほどかかるのかなと。それとバス路線の時刻表、図面なんですけど、これは年間各家庭に1枚ずつ配布をされていると。これが約16万円という格好ですれば、約26万円かかるというようなことになるのかなと。もし県の補助が受けられるということであるならば、半分の13万円が水俣市の持ち出しの分ですよということになると思います。

それと運行経費についてなんですけど、先ほども答弁の中で、木臼野まで延長をしたら約100万円ほどかかるということなんです。確かにそのとおりなんです。ところが私ずっと、運行がどういう格好でいくのかなと、いろいろ考えてみたんですけど、私、まず茂川までの開通のときに、水俣市の職員の方は、よく考えられたなと思ってるんですよ。というのは、あのバスを茂川

に置くというような考え方ですね。そして最初の出発も茂川からですよということで、2回ほどの節約をされているというようなことにもなってるんですよ。ということであるならば、これを木臼野まで延ばして、木臼野にバスを置くということが考えられるのかなと。現地を見てみたら、バスを停留できる場所があります。ということで考えてみますと、往復4回で、市は8回という格好で試算をされています。これが6回ということになるならば、約78万円ということで、26万円ほど市が試算している部分と違ってくるのかなということになります。

それともう一つ、ともかく木臼野の皆さんは、木臼野まで延ばしてほしいという願いが本当に強いんですよ。ということであるならば、これは本当譲れないんですけど、もし最悪の場合でも、木臼野の一番先じゃなく、木臼野の公民館、ここまでだったら、距離が約2.4キロメートルということであるならば、59万円。運行経費が約60万円の試算になるということで、市が試算したよりか約45万円違いますよということになっています。私なりにこの試算をしてみたんですけど、これについて、もし何かあるならば部長の答弁を、ひとつ私の試算について求めたいと思います。

それと先ほどの答弁にもちょっとあったんですけど、バス運行をしていくためには、市民の皆さんがいかにか利用していただくか、これが一番大事なんです。これはみなくるバスだけではなく、市の補助対象になっている市内バスの路線、これはすべてに言えることなんですよね。先ほどの木臼野へ延長した場合の収入見込みということで、利用客の方の話はなかったんですけど、もしこういう考え方ならちょっとそれは間違っているのかなと思います。というのは、利用客数によって収入が入ってくるわけですから、もし木臼野まで路線を延長する場合に、木臼野の人たちが乗らなければ収入はなかなか入ってこないですよというような考え方であるならば、それはちょっと間違いかなと思います。

特に、みなくるバスを野川まで延長した場合に、新しく入り込んだ路線がありますよね。野川とか小田代、侍、汐見、こちらの方面は今まで産交バスは通ってなかった。それが新しく通った路線、これは市民の足のためにそうなったと思いますけど、結果的にはそういうところが新しくなったときに、いかに延びたか、ということであるならば、木臼野まで路線延長する場合には、やっぱり平均的に、どれだけの利用客があったのかなということを考えないと、新しく延長したところだけの利用客数という格好で収入見込みをするならば、これは当然、新規に延長というのは絶対に望めないのかなという気がします。

だから、みなくるバスの運行の一番大事なところは、利用客数をふやすということですので、そこでひとつちょっとお尋ねしたいと思いますけど、平成15年1月の開業から利用客数をふやすために、どのような対策をしてこられたのか、先ほどは、最初のころは利用客がふえたと、途中でこう若干減ってきたということなんですけど、そういう何か対策を考えられたのか。

それともう一つ、先ほども言われたように、少子化でだんだん減ってくるということで、利用

客もそんなに望めないというような答弁の言い方をされたんですけど、もし利用客数の伸びが望めないとした場合に、みなくるバス、また路線バス、すべていいんですけど、これを維持していくために、どのような対策があるのか、そこをひとつ教えてもらいたいと思います。

それから、次に、県の補助についてなんですけど、先ほどの答弁では県の補助がなかなか出にくいと、出ないと言われたのですかね。そのような現状ですよということを言われたんですけど、私は11月24日に、県の交通対策総室の担当の方にちょっと電話をして聞いてみました。すると担当者の話によると、先ほども部長が答弁されましたとおり、基本的には起点終点の考え方ですよ。路線の起点終点を変えないと、市が述べられたとおりのことを言われましたけど、ただ最後に、私ちょっとどうにかできないのかなと思ってお聞きしたところ、平成19年度に要綱の改正をすることになっていますと。その内容としては、今まで新規ルートは認めないということになっていたが、その他の状況を満たすとその限りではないと、新規ルートを認めるように要綱が変わってきますというような、私はお話をお聞きしました。というのは、要綱がまだできてないということなんです、文書的には、それを市の職員の方には、それは口頭でお伝えしましたよということを聞いてます。ということであるならば、県もこういう前向きな姿勢という格好で、県の補助金もどうにかなるのかなという気がいたします。

そこで、県の要綱についてですが、19年度の改正について聞いておられるのかどうか、もし聞いておられるならば木臼野についての県の補助金というのはどうなるのか、その件をひとつお聞きをしたいと思います。

それから木臼野の延長については、もう部長本当に厳しい答弁をされました。私が、今申し上げたとおり、どうしても住民の方の意向、それと色々な格好で状況は変わってきてる。また本当にやれるような、どうすればやれるのかという考え方、そういうことを思って、再度お聞きをしたいんですけど、木臼野の延長と、それからほかのところもいいですけど、そういうことはできないのかどうか、ひとつそこをお聞きをしたいと思います。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 実はいろいろありましたので、漏れるかもしれませんが、お答えしたいと思います。

最初は、初期投資、あるいは運行経費を議員出していただきまして、本当に考え方としては全然間違っていないと、議員のおっしゃられたことは間違っていないというふうに思います。ただ、初期投資とか、運行経費とかがまず問題じゃないというふうに私も考えておりまして、市といたしましては、市のバス事業をどうやっていくかという、全体像を実は今考えているというところでございます。木臼野につきましても、初期投資、あるいは運行投資を含めますと、100万円以

上、初年度に要るわけですね。それはもう事実です。本当は利用者の利便性を考えていくということでは、当然してあげるべきことなのかなというふうには、実は考えておりますけれども、ただ、先ほど答弁いたしましたように、市のバスに対する補助というのは、ことしは実はもう4,000万円を超えるんじゃないかというぐらいまで悪化をしております。ですから、バス事業そのものの再編が今いろいろ問われているということでございまして、本当に住民のお気持ちを考えると、非常に我々もつらいところなんですけれども、初期投資とか運行経費の問題をちょっと除外していただいて、私としては市全体のことで、まず判断をしたいというふうには実は思っております。

それから、利用者の件で、木臼野だけ考えたらまずいんじゃないかということでございまして、野川とか小田代とか侍とか回したじゃないかということなんですけれども、ここがコミュニティバスのみそでございまして、本来、代替バスを運行する場合、利便性の確保、あるいは利用者の確保というのを目指していくわけですけれども、先ほど申しましたように、水俣市の場合は提案型ですから、なるべく利用していただく方向でということで、基本はバス路線を起終点で1系統として見ていただきますから、その中をある程度、集落があるところを通していかないと、利用者の確保はできないということで、これは相当検討委員会、あるいは地元の意見もお聞きして、この路線を決定した実は経緯がございます。ですから、起終点を延長する場合とかなり状況が違うかなというふうには考えております。ですから、利用増対策は何があったのかということもございましたけれども、利用増につきましては、実は今、路線のそういう中をいろんな集落を通ること、あるいは例えばあそこは一小、二小に通う子どもたちの話もありまして、そういうのもなるべく拾っていくということで、できる範囲で可能な限りいろんな利便性を図っていったという、そういう路線で利用者が倍ぐらいふえたわけです。だからそういう努力は市としてもやっていっております。

そして、住民の声をよく聞くという、木臼野の住民の声を聞かないわけじゃないんですけれども、最善の方法をとって利用者増の対策もやっていったということでございます。

維持するためのその対策とは何なのかということなんですけれども、基本的に過疎化が進んでいくと、水俣市の場合も実は日本の縮図じゃないんですけれども、山間地域というのは当然過疎化が進んでいって、高齢化が進んでいくということで、本来、そういうのもちゃんと見ていくべき、我々行政の課題であります。それも十分検討して、実はやっているつもりなんです、いかにせん赤字が年々ばんばんふえていくと。以前は40路線、実は10年ぐらい前まで系統としてはありました。今は25系統です。それぐらいやっぱり縮小していっても赤字はだんだんふえていくという、そういう現実をやっぱり直視せざるを得ない現状がございます。

それから、県の補助は出ないのかと、聞いているのかということも実はありました。実は19年

度から変わるということは聞いております、正式じゃございませんけども、お尋ねをしております。県の補助が出ないということではありません。もし延長しても、出る可能性はあります。ただ、それは県の裁量があります。それと、補助率あたりも2分の1からオール3分の1と。今、市内関係路線の10キロメートル以上の部分は3分の1なんですけれども、19年度からほかのは延べて3分の1ということで、県も広げているわけじゃなくて、補助率を下げたって、県費も抑えようということで、県費を抑えるとどうなるかという、逆に市の負担がふえるというふうな仕組みに、逆になっているということで、国とか、国庫補助がふえたり県補助がふえたりすると、非常にありがたいんですけども、逆の今はやっぱり格差社会というのを、国、県も地で行ってますので、非常に我々が困るというふうになっているところでございます。

したがって、木臼野地区のバスの路線の延長というのは、いろいろ今申し上げましたけれども、非常に申しわけない言い方になるんですけどもということでございます。

○議長（緒方誠也君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 県の補助金という格好ですが、確かに言われるとおり大変なことだと思います。ここ数年のみなくるバスの運行経費についてですけど、平成15年度がたしか46万2,000円ですかね。それから平成16年度が49万6,000円、それから平成17年度が49万円という格好で、たしかお聞きをしております。もし木臼野に延長が認められたとした場合に、3.15キロメートルの私計算をしてみました。計算の方法は、年間走行距離掛ける単価、それに言われた3分の1が補助ということですので、この単価が56.9円なんです。それで木臼野までの延長が3.15キロメートルですので、3.15キロメートルの私は6回と先ほど言いましたので、6回掛ける245日、これをしますと、約4,630.5キロメートルということですので、これに56.9円を掛けると26万3,475円、これが3分の1ですので、8万7,825円、県の補助がえらいたくさん来るように、今までこう何か討論の中ではなってますけど、これだけしか来ないんですよ。いかにも県の補助がいっぱい来てますよという、皆さんイメージ持ってますけど、私計算をしてびっくりしました。これだけしか来ないということなんです。ということは、これ一番必要なのは何かといいますと、やっぱり利用客をふやすことしかないんじゃないかなということが一番の対策というようなことになっているのかと思います。それで、水俣市民の方々はみなくるバスを含めて路線バス、これに関しての運営、そして水俣市の補助金、これがどのようにになっているのかということについては、ほとんどの方が私は理解されていないのかなという気がします。

それであるならば、さっきちょっと質問したんですけど、この現状を水俣市民に知っていただくと、これが一番大切なことかなと。それによってバスに乗っていただくと、これがポイントではないんだろうかなということ、私なりに思ってます。今までも市の方がいろんな格好で努力はされていると思いますが、これについては、今後市報も多分活用されていると思いますが、

市報を活用したり、あるいは大変でしょうけど、職員の方が出向くなり、ともかく市民と対話を  
していただいて、今みなくるバスの、市の路線バスの現状はこうなんですよということを説明す  
る責任があるんじゃないでしょうか。それによって、市民の気持ちが、ああこれはいかんなど、  
これはやっぱりバスは利用せんばいかんぞというようなことになってくるんじゃないでしょうか。  
そしたら、それだけ収入が来るということは、当然、運行が維持されていくというようなこと  
になってくるのかなと思います。もし、それでもふえないということになるならば、次は何が必要  
なのか、私は市民の皆さんに説明をして、運行を維持していくために、市民の負担をお願いする  
というようなことも一つの策かなという気がします。バスの運行基金という格好で、1世帯幾ら  
とか、そういうことで、市民の皆さんの足を私たちは守っているんですよということを、市の側  
から強く訴えていくという、こういうことが必要なのかなということを思っております。

もう一つは、各いろんな補助金、補てん関係等、市がされていると思いますけど、現在リサイ  
クルの推進助成金、これが各地区に還元されています。今年度、17年度は770万円ほど総額で補  
てんされていると。無理かもしれませんが、いろんな格好で利用客がなければバスの運行を維  
持するために何をすればいいのか、そこをぜひ私は考えてもらいたいと思うんですよ。これが本  
当の市民のための足、市民のニーズのために、これが一番必要なことかなという気がいたします。  
私は、現在要望されている地区を先ほど言いましたように、自分の足で、いろいろ現状を見てき  
ました。そこで、木臼野と梅戸の奥まで、それと大川分校、ここまでについては、そんなに道路  
幅のことを考えることはそんなにないんじゃないかなと、簡単に延長ができるんじゃないかなと  
いう気がしています。

そこで、この3つの箇所を年間運行を私なりにちょっと試算をしてみました。木臼野が3.15キ  
ロメートルで、先ほども言いましたように、年間78万3,712円、それから梅戸が0.3キロメートル  
で、年間9万9,519円、それから大川分校が0.4キロメートルで、年間21万4,609円、これが大川  
については土曜、日曜まで運行してますから、運行回数が多くなるということで、これだけの経  
費。ということは、この3つで約110万円なんですよ。これは収入なしでの計算ですよ。道路  
をつくったりとか、いろんなことをして1億円ぐらいぼっと出ていきます。もし、その1億円が  
あったら、これ100年間、市民の足を守るといようなことになるんですよ。だから、そういう  
ことを本当に高齢者のサービスのために、ぜひそういうことを考えていただきたいと。

それと一つ、これは12月5日の熊日新聞なんですけど、国の動きはこういうことになってます。  
国土交通省の交通対策審議会、これが5日、バスなどの路線廃止が相次ぐ公共交通の再生に向け  
て、市町村や住民、これは住民が入ってますよ、ここには。それから交通事業者らが協議会を設  
置し、利用者促進などの計画策定を求める提言をまとめた。採算が取れない路線でも、協議会  
が地域の活性化に必要と判断した場合は、国が財政支援するよう求めていると。国交省は提言を

もとに協議会の設置手を盛り込んで、新しい法案を来年の通常国会に提出、新制度の導入を目指す、国もこのようにもう前向きな姿勢なんです。先ほども、県も言ったように、要綱も変えると、その水俣市、足元の水俣市が前向きな考え方でないとどうするんでしょうかね。ぜひ、そのようなことを考えて、もう一回、前向きに考えていただければなと、それについて、これはトップの市長にどのような考え方を、私が今まで質問した中で、どのようなことを思われるか、最後にそこをお聞きしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 議員の大変ありがたい、熱い思いが伝わってまいりました。今、基本的には私も部長が答弁しました内容の繰り返しになるのではないかなと思いますけれども、御承知のとおり、赤字欠損というのが、非常に増加をしている中でございます。木臼野のみの延長ということで考えるばかりでなく、今、新たな路線の要求もあって、やはり現時点では非常に厳しい状況であると言わざるを得ないのではないかなと、そのように思います。

ただ、今、議員からいろいろ御提言をいただきましたので、例えば住民参加というようなお言葉をいただきました。住民参加による、いわゆる地域の皆さんの御支援で何とかそこら補えないだろうかとか、あるいは今おっしゃいましたように、乗っていただく方をどうやったらふやしたらいいのかとか、いろんな非常に貴重な御意見もいただきましたので、そういった意見をもう一度見つめ直しながら、そして、全体的な見直しをかけていきたいなと。その中で、ぜひ今議員がおっしゃったような御意見、提案等を入れさせていただければなと思っております。繰り返しになりますが、現状ではかなり厳しい状況であるということは、部長の答弁と同じ思いでございます。

○議長（緒方誠也君） 次に、観光について答弁求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 観光について順次お答えします。

まず、観光事業に関する業務委託先はどのようになっており、どのような事業にどれだけの予算が組まれ、観光客誘致に関する予算はどのようになっているのかについてお答えします。

観光事業に関する主な業務委託先としましては、観光物産協会エコみなまたへ環境フィールドミュージアムプロジェクト事業・観光案内業務等委託事業として882万9,000円、株式会社みなまたへまつぱくり管理運営事業として224万5,000円、第15区自治会へ湯の鶴温泉保健センター管理運営事業として571万9,000円、株式会社ムービーオンラインへ映画でまちおこしプロジェクト事業として400万円、その他施設管理費などの委託費を含めると、委託料総額は2,141万2,000円となっており、この中で、観光客誘致についての予算は観光案内業務等委託等の956万9,000円

となっております。

次に、年間の外国人入り込み観光客は何人で、そのうち中国、韓国からの観光客はどれくらいかについてお答えします。

平成17年の熊本県観光統計によりますと、本市への外国人観光客の入り込み数は3,017人で、その内訳としまして、中国から8人、韓国から295人、その他アジアから1,954人ほかとなっております。

次に、観光商品開発の現状はどうなっているのか、また、現在までにどのような観光商品があって、開発した商品をどのような売り込みをしているのかについてお答えいたします。

観光商品開発等につきましては、基本的に観光物産協会エコ水俣に委託して実施しているところであります。

湯の児におきましては、ジギングやネイチャーゲーム等のブルーツーリズムや四季折々の花、ブーゲンビリア等の栽培による商品開発を、また湯の鶴におきましては、トレッキングツアーや湯の鶴頭石地域のイメージづくり、そのほかにもクリーンセンター、エコパークみなまた等を中心にした環境学習・体験型観光プログラムの創出が行われております。

現在までの観光開発商品としましては、都市地方連携推進事業による環境学習の女性向け観光プランや、観光モデルコースづくりを行い、ガイドライバー等の事業により観光客へ向けた情報発信と案内を行ってまいりました。

開発した商品に関しましては、観光物産協会エコみなまたを通じて、みなまた観光ガイド、みなまた・あしきたタウンガイド、くまにちすぱいす、南日本新聞フェリア等のタブロイド紙掲載やホームページ等での発信が行われているところであります。

次に、観光客誘致宣伝事業について、今年度の予算はどうなっているのか、また、どのような活動をしているかについてお答えします。

今年度の観光客誘致宣伝に関しましては、観光物産協会エコみなまたに委託している観光案内業務等委託において、観光客の誘致等を行っており556万9,000円を計上しております。そのほか地域雇用創造トライアル事業、観光パートナーシップアクションプラン、水俣芦北地域観光マーケット、水俣芦北地域観光推進協議会の地域一帯の広報の展開など、市の予算以外におきましても観光客誘致宣伝が行われており、その媒体として、先ほど申し上げましたようなホームページ等の活用が行われているところであります。

次に、観光対策について、今後の観光客増加のためには何が必要かについてお答えします。

今後の対策についてですが、大川議員の御質問にお答えさせていただいておりますところですが、水俣の山・川・海・温泉などの豊かな自然などの魅力を市外に積極的に発信し、観光関係団体が実施する集客イベントの助成、観光キャンペーンの実施など、新たな企画を行って

いくことが必要だと考えております。

○議長（緒方誠也君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 2回目の質問に入りたいと思います。

水俣の観光関係について、私ちょっと観光商品といいますが、観光ルート、そういうのがどうなっているのか、インターネットでちょっと調べて見ました。まず、水俣市役所から入って行って、次に、観光物産協会エコみなまたに入り込んでいくと、そしてもう一つ、水俣教育プランニング、このホームページがあります。

これはジャンルから探す方法とエリアから探す方法ということで、ともかくこのインターネットはよくできてます。使いやすいですね。いろんな情報が取れるということで、私は感心しました。その内容を見てみますと、グリーンツーリズムの体験型、それと水俣病に関する学習型、それともう一つ、環境に関する学習ということで、本当によくできています。これらの観光ルート商品については、学生、特に修学旅行とか、また、企業研修、あるいは行政視察等には、大変効果があるのかなと思っております。しかし、よく考えてみますと、もう少し水俣のよさをアピールする部分がほかにないのかなということをちょっと考えてみますと、文化・歴史、こちらに結びつくようなものが、ちょっと少ないのかなと。それで、インターネットで検索をしてみました。これがエコみなまたのホームページの画面なんですけど、歴史というのがありまして、そこをクリックしますと、その画面の内容は半分ぐらいで、徳富蘇峰・蘆花、これの生家だけの説明ということになってます。ほかにないのかなと思って、ジャンルの方からちょっと検索をしてみますと、蘇峰記念館とか、今説明しました蘇峰・蘆花の生家、それから源光寺、それから城山公園、それから秋葉山という、これだけなんですよね。水俣には民話とか、薩摩街道とか、いろんな文化、歴史の方がまだたくさんいろんな部分で発信する材料があるのではないかなという気がします。

そこで、これを観光ルートにして売り出すということが、また一つの水俣の特徴かなということをお考えしますので、そういうのをするために水俣の文化、歴史に詳しい人たちがいらっしゃると思いますから、そういう人たちの知恵をかりて、そういう商品をひとつつくっていただくということができないのかなということを、ひとつ質問にしたいと思います。

それから観光商品、つまり観光ルートについての売り込みについてなんですけど、これは観光客を増加するためには絶対必要なことだと私は思います。たしか、先ほどの答弁にもちょっとあったと思いますが、熊日新聞の記事に、水俣、芦北我が町の魅力、大いにアピール、観光マーケット実施ということが報道されておりました。このような活動というのは大変すばらしいことだと思います。ところが、記事の中では、県内外の旅行代理店など、水俣に芦北地域の観光資源を売り込むということだったんですけど、ちょっと詳しい内容がわからないものですから、1点だ

けちょっと質問したいと思います。旅行代理店タウン情報誌の方々というのが載っていたんですけど、その方々はどちらの地域からの参加だったのか、そこをひとつ教えていただきたいと思います。

それから、先日、私、第24回の地域づくり団体の全国研修交流会というのが愛知県であったものですから、私もこれに参加をしてきました。全体会が名古屋市内であったんですけど、会場が名古屋城の近くということで、若干時間もあったものですから、水俣の観光ということで考えれば、そこに足を運ぶのも必要かなと思ひまして、名古屋城に行ってきました。そこで一番感じたことは何かというと、観光客のほとんどの方がアジア系の人なんです。これには私もびっくりしました。

それともう一つは、西田議員と藤本議員と3人で指宿市の観光行政について視察研修に行ってきました。その中で、指宿市は海外キャンペーンということで、韓国には平成6年度より8回行かれていて、中国には平成14年度より2回、中国、韓国を1年ごとに宣伝活動をされているということを知りました。

それともう一つ、その中で、韓国人たちは、夕食は地元のコンビニエンス、要するに夕食はホテルでとらなくて地元のコンビニエンスを利用して夕食をとると。要するに韓国の方は旅行されるときには、なるべくお金を安くしたいという気持ちがあるものですから、そういうことをされていると。だからホテル側の方も、いま現在はもう夕食というのを考えていないみたいですね。要するに、なぜ考えていないかということ、1つは観光客が来たら、ホテルがもうかるだけじゃなくて、地元の方々にも還元をしなければいけないというところで、夕食は外でとってくださいというようなことで、いま現在は1泊朝食つきというのが主流の考え方ですよということを、お話を聞きました。

そこで、質問したいと思いますが、先ほど韓国の方が結構水俣に来られているということをお聞きしたんですけど、外国人の集客を考えた場合、夕食は市内の食堂、あるいはコンビニエンスでとるということで、旅館では1泊朝食つきとするようなことも、水俣で言えば必要ではないかと考えますけどいかがなものでしょうか。

以上、たしか3点だと思いますので、その点を質問したいと思います。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点は、水俣には歴史、あるいは文化に非常にすぐれた方がいらっしゃるんで、そういった方々を活用して、市民参加による商品の開発をしたらどうかという御質問だったと思います。私も市民文化祭、あるいはこの前、22区の文化祭等がございまして、そういったところを見させていただきましてけれども、非常にやっぱり素晴らしい作品を出しておられますし、このまま商品になるんではないかなとか思うような、非常に素晴らしい知恵を持った

方、力を持った方が水俣にはいらっしゃるということを、改めて実感したわけでございますけれども、今議員御指摘のように、そういった歴史、文化に精通された方がいらっしゃるということで、ぜひそういった方々のお考えも受け入れさせていただき、そして検討していく場が必要じゃないかなと思っております。

幸い観光物産協会エコみなまと、そういったところでも協議をしながら、この問題を進めていきたいと思っております。

それから、第2点でございますけれども、先日、水俣芦北地域の観光マーケットが開催されたということでございます。どの地域が参加したかということでございますけれども、私もそこに参りましてプレゼンテーションをさせていただきました。そこにおいでになったのは、福岡が10社だったと思います。それから熊本が2社と、そういうぐあいに今思っております。だから全部で12社お見えになったということでございますので、その際も何か1つでも具体的に進めないだろうかというお願いをしたところでございました。

それから3つ目が、外国人の集客を考えた場合に、1泊朝食つきを考えたかどうかということでございますけれども、これは市内の旅館においては、素泊まりのビジネスパックというんですか、そういったものも利用してやっているということでございますので、現時点においても、その部分については対応できているのではないかなと思っております。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 中村幸治議員。

○中村幸治君 先日の観光マーケットの参加ということでは、福岡、熊本方面の方が参加をされたということですけど、これも本当に必要なことだと思います。

ただ、新幹線の全面開通、これはたしか2010年だったと思っておりますけど、何か時間があるよ、もう余りないというような、今の現状かなという気がします。

新幹線の全面開通ということによって、関西方面の方は、飛行機を利用するよりか新幹線を多く利用するのではないかなということを言われています。というのは、飛行場に行くよりかもう新幹線に乗って九州方面に来た方が早いというような格好かなと。特に、広島、岡山、京都方面の観光客がふえる可能性があるということだそうです。今からやっぱりこの方面の観光客に目を向けて、水俣を売り込むという必要があるのではないかなということだと思います。

そこで、質問したいと思っております。

2010年の九州新幹線全線開通を見込んだ場合、関西方面の売り込みが大変重要だと考えますが、そのことについて市はどう思われますか、これをひとつお聞きします。

それから、これは大きな要望ということなんですけど、いじめの関係で、熊日新聞にこういうのが載っていました。これは新生面の欄なんですけど、ちょうど10年前、熊本県教委はいじめ緊

急熊本会議をつくり、提言をまとめた。そこで教師が子どもの心を理解する体制の強化が求められた。政府の教育再生会議は、27日、いじめ対策緊急提言をまとめた。いじめ緊急提言などは熊本会議と重なる言葉だと。近く発表される提言の内容も似ているはずだと。10年前の再現を見る思いだと。いじめ、自殺が相次ぐ状況の中では、緊急提言が必要だとする考え方もわからないではない。しかし、熊本会議を引き合いに出すまでもなく、主要提言はもう出尽くしているのではないだろうか。

問題は、なぜそれを実行しないかということですね、こういう記事を読みました。

これは、観光とか、水俣の行政に関しては、本当にこれが一番やっぱり大事なのかなと。だれがいつまでにどうやって実行するのか、これが一番大切なことだと思います。

特に、水俣の将来のために、現在の体制でそれができるのかどうか、もしできなければ、実行できる、動きやすい体制をつくる、これが大切なのかなということですので、これは要望として、市長も日々職務で大変だろうとは思いますが、そういうことを頭の片隅でも置いてやっていただければなというところで、私の質問をしたいと思います。

今のは要望ということですのでよろしくお願いします。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 議員御指摘のように、九州新幹線が開通いたしますと、関西から4時間ぐらいでこちらに来れるということになります。したがって、私たちの1市2町は力を合わせて、この部分についてはいろいろこう情報を交換しながら、外に向かっても大いに発信をしていかなければならないと思っております。

○議長（緒方誠也君） 以上で中村幸治議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時41分 休憩

---

午後1時30分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、西田弘志議員に許します。

（西田弘志君登壇）

○西田弘志君 皆さん、こんにちは。

2006年も12月を迎え、いよいよ最後となりました。ことしは年明け早々市長選がありまして、市政にとっては市長交代という大きな動きがありました。とりわけ産廃問題につきましては、中立の立場から、反対を明確にするという大きな方向転換がありました。

しかし、3年を迎えましたこの産廃問題も、依然として解決には至っておりません。5年、10

年、20年たったときに、この産廃問題を振り返ったときに、ことし2006年はきっとターニングポイントの年だというふうに語られるんじゃないでしょうか。

一昨年、昨年までは、土地も会社を買っているし、当時の市長も中立、反対してももうどうにもならないんじゃないかというふうなネガティブな意見も多くありました。

ことし宮本市長が誕生してからは、今度は市が反対してくれるので、どうにかなるんじゃないかというふうな楽観的な意見も聞くようになりました。

結局、だれかがやってくれるんじゃないか、そういうふうな人もいらっしゃいますし、また何をやればいいのか、どういったことを行動として起こせばいいのかわからないという方もいらっしゃいます。今、話題になっている本で、ハチドリのひとつとくという環境系の本がありまして、たった17行の物語なんですけど、内容は、これは南米のアンデス地方のお話で、簡単な話で、森が火事になりまして、動物や生き物がどんどん逃げていく中で、1匹のハチドリが1滴ずつ水を何回も何回も山火事を消そうとしている。動物は、お前何やってんのと、そんなことしても一緒やるというときに、ハチドリは、私にできることをしているだけさと言って、この物語は終わっております。

だれでも大きな問題に遭いますと、あきらめる、思考能力が停止する、何をしたら一緒にというふうに思うのが普通かも知れませんが、問題が大きければ大きいほどあきらめてしまう。

地球温暖化、戦争、飢餓、人口爆発、自分一人じゃどうにもならない、何やっても変わらないんじゃないかというのがやっぱり普通の考えかも知れませんが、でもそれが一番怖いことかも知れません。一番大事なことは、どんな問題にも一人一人があきらめないで、自分にできることをする姿勢が大事だということを、この物語は教えております。

市政におきましては、水俣病問題、産廃問題、財政の健全化、環境、雇用、福祉、観光も、いろんな問題が列挙すれば切りがありません。宮本市長におかれましては、どんな大きな問題でも、今できることを確実にぜひ一個一個やっていただきたいというふうに期待しているところでございます。

きょうは、今やれるということ、提言を入れながら質問を順次していきたいと思っておりますので、執行部の皆様方の明確な御答弁よろしくお願いをいたします。

#### 1、産業廃棄物最終処分場について。

冒頭述べたように、産廃問題が起こってから3年たっておりますが、いまだ産廃阻止には至っておりません。

宮本市長が誕生して、産廃対策室、それと予算も計上されました。反対運動を積極的に行っておられますが、最近では会社の動きが表面上出てきていけませんので、産廃阻止運動が見えにくくなってきておりますので、現状をお聞きしたいというふうに思います。

昨日から産廃問題取り上げていらっしゃるようですが、多少重複はしておりますが、このまま続けさせていただきます。

、9月に東亜道路、国等への要望行動を実施されたと聞くと、進展はあったのかお尋ねします。

、市民の中には、産廃問題は市がどうかしてくれるのではと楽観する意見があり、逆に危機感を感じます。

最近の状況、これからの産廃阻止に対する活動をお尋ねします。

次に、2、生ごみ袋についてです。

この生ごみ袋については、議会で再三取り上げられている割には、結果として安くなっておりません。この状況を踏まえまして、今回も取り上げさせていただきました。

、生ごみ袋の値下げは市長のマニフェストの一つに掲げられました。指定袋の見直しやメーカー、問屋と積極的に交渉されると認識しております。

現在は価格が下がっていないが、状況をお尋ねします。

3、政策事業評価について。

硬直化した財政の中には、やはり事業の見直しや合理化、時代にあった政策を求められると思います。そんな中、今回新しい評価制度導入ということでございますので質問をいたします。

、ISO14001の運用手法を取り入れた政策事業の評価、管理を始めたと聞くと、どういったものかお尋ねをします。

、この管理システムを導入することによるメリット、デメリットをお尋ねします。

4、環境保全活動について。

これにつきましては、ことしの10月17日に熊本市で行われましたIBMの環境シンポジウム2006に参加をしました。たしか私も行ったときには、助役とか、部長、課長、何人がいらしてました。私が参加しました分科会の中で、非常に興味深い活動があったので、ここに取り上げさせていただきました。

世界的に地球温暖化、オゾン層破壊など、環境問題が論じられています。そんな中、IBMの社員、その家族がエコ・マラソンというプログラムを実践し、環境保全活動を積極的に行っております。本市でもISO14001の自己宣言方式、家庭版環境ISO、学校版環境ISOなどの取り組みを行っていますが、環境首都を目指す本市でも、職員が率先して、エコ・マラソンのようなライフスタイルを見直すプログラムなどに取り組むつもりはないかお尋ねをいたします。

5、教育問題についてです。

最近のニュースの中には、高校の未履修問題に始まりまして、いじめ問題、いじめが原因と見られる自殺など、教育問題が毎日のように報道されています。子ども社会は大人社会の縮図だと

言われます。一般社会が今言われるように、勝ち組、負け組、強い者が弱い者をいじめるだけの世界とならないように、善悪のはっきり言える、たくましい水俣の子どもを育てていただきたいという思いがございます。

また、学校に行きたくても行けない、学校まで行っても教室に入れない子どもを、もしいじめで嫌な思いをしている子がいるなら、そういう子に手を差し伸べるのも大人の役割だというふうに思います。

以下、質問をさせていただきます。

、適応指導教室、あじさい教室の現在の生徒数をお尋ねします。

、不登校の子どもに対する対策をお尋ねします。

、最近、子どものいじめによる自殺が数多く報道され、大きな社会問題になっています。本市におけるいじめ問題に対する対策をお尋ねします。

本壇からは以上でございます。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 西田議員の御質問に順次お答えします。

まず、産業廃棄物最終処分場問題及び生ごみ袋については私から、政策事業評価については助役から、環境保全活動については福祉環境部長から、教育問題については教育長から、それぞれお答えします。

まず、産業廃棄物最終処分場問題についてお答えします。

9月に実施した東亜道路、国等への要望行動で進展があったかという御質問ですが、去る9月26日、27日の2日間、産廃阻止！水俣市民会議の一行22人で上京し、環境省と農林水産省、地元選出の国会議員、そして東亜道路工業、IWD東京支社を訪れ、市民会議としては2度目の要望活動を行ってまいりました。

今回、農林水産省に対しては、建設予定地内の国有地の売り払い手続に関し、慎重な取り扱いをしていただきたいと、初の要望をしてきたところであります。

お会いできた国会議員の皆様には、本市の産廃問題について大いに関心を持っていただくことができ、また、環境省、農林水産省においては、担当部署にこちらの要望を十分に伝えてまいりました。

しかし、残念ながら、社長交代により少しは希望の持てる対応ではと期待した東亜道路工業における面談では、澤山新社長が、これまでと変わらない考え方を述べるにとどまりました。IWDの杉山社長は都合をつけてもらうことができず、面談できませんでした。

なお、産廃阻止の熱い思いを持って東京行動に臨んだ私たちにとって、要望活動も去ることながら、全国署名活動等を通じて、首都圏で水俣の産廃阻止を応援していただいている皆様方との有意義な交流、さらにはカンパまでいただいたことは、大きな励みとなりました。

今後はさらに、メディア等を通じた効果的な要望活動のあり方も模索しながら、かつ粘り強い運動を展開していきたいと考えております。

次に、産廃問題の最近の状況、これからの産廃阻止に対する活動についてお答えします。

御質問につきましては、昨日、大川末長議員、千々岩議員にお答えしたとおりでございますが、まず、昨年度来、事業者からの提出が延び延びになっていた環境影響評価の準備書は、既にその原稿が先月28日に県の方に提出され、現在、県が形式審査をしている最中だということでありませ

す。来年1月中旬ごろには正式に準備書として提出される見通しですので、これに対する縦覧への対応や市民からの意見書提出など、行政内の組織はもちろん、市民会議と協力しながら適切な対応策をとってまいります。

また、処分場予定地内の国有地の問題についてですが、これについても既にお答えしているとおり、現在上がっている幾つかの案をさらに精査し、来年3月をめどに検討を進め、有効と思われる公共利用計画を策定し、県へ働きかけていきたいと考えております。

いずれにしても、行政だけ、あるいは一部の熱心な市民だけが活動していても最終処分場建設阻止が実現できるわけではありません。今後の手続の進展の中では、意見書提出など、より多くの市民の関心と、具体的な行動は大変重要になってきます。

市としましても、産廃処分場建設に反対する市民の熱い思いが持続するように、現状がどうなっているか、市民一人一人が今何をしなければならないか、何ができるかを的確にお知らせできるような方策を検討してまいります。

○議長（緒方誠也君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 きのうから産廃の問題いろいろ取り上げられて、大体もうわかりました。

東京の要望活動につきましては、担当課、市民会議、そして水の会関係の方々、本当に上京されまして御苦労さまでございましたというふうにお伝えしたいと思います。

農水省へ国有地買い上げ要望もされた、国会議員にも面会された、こういうのはすぐ成果が出るというものでないでしょうし、地道に働きかけていく、そういうことが非常に必要だというふうに思いますので、ぜひ、また要所要所でこういった活動もぜひやっていただきたいというふうに思います。

状況につきましては、きのうからも準備書が来年早々出るんじゃないかというふうに予測される。原稿が今県の方に上がって、検査をやっているということですかね。準備書が出てしまえば

県はもう法にのっとって粛々とやっていくしかないというふうな、それをもう絶えず言っておりますし、それが普通だと思います。

今は出たときのことを想定して、いろんな計画を練るというのも非常にやっぱり必要だと思いますけど、最後の最後まで準備書をやっぱり県に出させない、それがやっぱり今は必要じゃないかなと思います。

潮谷知事のところまでなるべく準備書が出ないような策を、もう期間的にはありませんですが、きのうからいろんな、大川議員の医療廃棄物の問題とか、静岡の告訴の問題とか、そういう情報がいろんなところで私も聞かせていただきますけど、もうちょっと時間がありますので、何か手は打てないのか、準備書が出ないような方策はないのかというのを、ぜひそういうのも、こういう公の場で言えとは言いませんので、練っていただきたいというふうに思います。

質問の一つは、反対運動を水俣でするのに、やっぱり周りから応援も必要だと思いますし、11月に天草市の安田市長に行かれたというふうにも新聞で見ましたし、津奈木の西川町長にも市長が会われて要請をされているというのを聞きました。そういった感触を、今の持った感じを質問にさせていただきたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 津奈木町と天草市に行ってまいりまして、それぞれ町長、それから市長さんにお会いして、水俣の現状をお伝えしながらお願いをしてきたところでございます。

11月の初旬に参りまして、たしか8日と、それから14日だったと思います。両方とも天草市の御所浦地区と、それから津奈木町の一部へ本市から水道水を供給しているということもございまして、その辺の話も話ながら進めていったところでございますけれども、両方とも非常に気持ちよく協力をさせていただきたいと、自分たちが出る場面が来たならば、積極的に応援をさせていただきたいと、非常に前向きなありがたいお言葉をいただいて、勇気ももらってきたところでございます。

○議長（緒方誠也君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 今聞きますと、感触は非常によかったということでもありますので、いろんなところとやっぱり連携をとって反対運動を進めていくというのは必要だというふうに思いますので、そういったつながりを密にしながら、やっていっていただきたいというふうに思います。

それと、最初に答弁にありました、一人一人が今何をしなければならないか、何ができるかを的確に知らせたいということを今言われておりましたですが、結局これがハチドリのひと滴というふうになると思います。水俣市民ができることを、やっぱりみんなで共有してやっていくというのが大事だと思います。

いよいよもう本当に正念場というふうに思いますので、気を緩めないように、行政としてもぜ

ひ頑張っていたきたいというふうに思います。

これで終わります。

○議長（緒方誠也君） 次に、生ごみ袋について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、現在生ごみ袋の価格が下がっていないが、その状況のお尋ねについてお答えをいたします。

市では、これまでに指定袋を取り扱う事業所とたびたび交渉を行い、できるだけ市民の皆様負担がかからないよう、少しでも安価で提供できないかをお願いしてきたところであります。

当該事業所においても、前向きに検討が進められているようであり、現在、既存袋の在庫処分等を行うと同時に、値下げ価格での販売の準備を進めているとのことでございます。早ければことし中には新価格で販売できるようになるであろうとお聞きしておりましたが、最近、市内では、生ごみ袋の価格が今までより10%前後の値下げをされている状況も出てまいりました。

さらに新価格によって、市全体でもっと価格が下がるものと予想され、市としても今大きな期待を持っているところでございます。

○議長（緒方誠也君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 生ごみ袋はもう昨年、もう1年前、12月に1回取り上げまして、宮本市長になってからも取り上げました。6月には、野中議員がされた。やっぱり遅いなという感じはします、実際。担当者がかわられたとか、市長がかわられたと、いろいろあると思いますですが、今言われたように、在庫の調整とか、そういうのもあったというふうには聞いておりますけど、生分解性の袋ですから、そんな一遍に何年分もつくることはないんじゃないかというふうに、何か勝手に想像するんですけど、そのように返事が来ているということですね。

新市長のマニフェストにもやっぱり上げているわけですから、やっぱりこういうのはスピードをもって対処していただきたい。前回は話出てたですけど、芦北では同じところで処理、処理が違うんだったらあれですけど、同じところで処理している分に袋が違うもので、水俣の方が高いというので、やっぱり行政の怠慢と思われる、これはやっぱり仕方がないと。対応が遅いと、やっぱりお役所仕事かと言われることがなきにしもあらずと思いますので、そういうところはぜひ、やっぱりもうやれるところはどんどんスピードもってやっていただきたい。今回、ある程度めどがついた、見直しができそうだということですけど、今回は第1段階で、あともう第2、第3と、いろんな方法を模索していただきたいと思います。

結局、実際芦北の方式、いろんな方式があるというふうにはもう聞いておりますし、芦北のやり方がいいのか、水俣のやり方がいいのか、水俣、津奈木、芦北が同じところで処理しているん

だったら同じもの使ってもいいんじゃないかと、普通民間だと考えてしまうんですけど。自治体が違えばいろいろ考え方も違ったり、補助をつけてあったりしたら、値段が同じものを使うというのは難しいのかもしれませんが、そういうのもいろんな形で考えられてやっていただきたいなというふうに思います、段階的にですね。

今回の答弁で、今年中に大体めどがついたということでもありますので、ぜひ期待をしてお待ちしたいというふうに思ってます。

これはもう終わります。

○議長（緒方誠也君） 次に、政策事業評価について答弁を求めます。

森助役。

（助役 森近君登壇）

○助役（森 近君） 次に、政策事業評価について、ISO14001の運用手法を取り入れた政策事業評価、管理を始めたと聞くと、どのようなものかとお尋ねにお答えします。

政策事業評価管理システムは、水俣市長が政策決定し、水俣市の事業として行う重要施策を、課・施設長が責任を持って定期的に管理し、部・局長が監視を加えることで事業を確実なものとし、また市の上層部が年度の途中でお互いの重要施策の進捗状況を評価し合うことで、それぞれの事業の着実かつ効率的な実施を目指すものであります。

また、本システムは、平成11年に水俣市役所で立ち上げた環境ISOのシステムを準用した政策事業を評価管理するシステムであり、市職員が環境ISOに慣れていることから、ISO14001のPDCAのサイクルを効果的に導入することで、政策事業の継続的な改善や、むだな事業の撤廃を行い、効率的でスリムな行政を目指すことができると考えております。

さらに、システムに対する市民監査、パブリック・コメント手続による市民意見を取り入れることで、より市民に目を向けた行政運営を目指すことも目的としております。

次に、この管理システムを導入することによるメリット、デメリットについてお答えします。

メリットとしては、担当でなく、課長が直接重要施策の管理・評価を行うことで、その進捗状況を把握することができると同時に、部長も直接重要施策の管理・評価を確認することで、その進捗状況を把握することができ、今後の方向性等に指示を与えることができます。また、市のネットワークでシステムを管理することにより、市のトップのみならず、担当課以外の部署も進捗状況を確認することができ、重要施策の進捗状況率を毎月でとらえることができます。

さらに、担当部課、政策評価委員会、市民監査委員会、パブリック・コメント手続と4段階の事業評価を行うことで、事業のスクラップ・アンド・ビルドに資するとともに、予算査定の基礎資料とすることで、事業に対する費用対効果も図ることができます。

デメリットとしては、事務的に職員が慣れるまでに負担がかかると思いますが、今回は職員に

早く慣れてもらうために、立ち上げ時期は簡単なシステムでスタートをしております。今後はシステムの見直し等による継続的改善を行うことで、発生する問題点の解消に努め、よりよいシステムに向上させていきたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 硬直化した財政の中で、やっぱり事業の見直しとか、合理化、時代に合った政策、非常に重要に求められるというふうに思います。やっていることをよくしようと思ったら、人前にさらすことがやっぱり重要だと思いますし、評価してもらう、そして改善につなげていく。ISOのPDCA、プラン・ドゥー・チェック・アクションですかね。やっぱり結果、実行、評価して、そこまではいっても、なかなか改善でうまくサイクルに、単年度なんでもうまくできているのかなというのは、やっぱり私たちもそういうふうに思います。そういうところをやっぱり今度見直して行って、予算の査定なんかに取り入れていくというふうなことだと思いますので、やっぱり重要だと思います。そういうふうにやっぱり見直して行って、改善していくことが非常に重要だと思いますし、今までが逆にどうやっていたのか、予算つけられたときにどうやった基準でやっていらっしまったのかというのが、ちょっと逆に不安ではないですけど、何かこう、今までがアバウトだったのかなというふうな感じが少しするんですね。ですから、今回からは、やっぱりそういうふうにいるんな形で、担当部、政策評価委員会、監査委員、パブリック・コメント、そういう手続で、4段階で事業を評価する、改善していく、ぜひそういうのをきちっとやっていただいて、予算面でも、やっぱりお金が、予算がないわけですから、シビアに予算組みをしていただきたい。何でも安くしろと言うんじゃないんです。やっぱりめり張りがあっていいものには、やっぱりお金をかけ、お金かけなくてもできるものは、やっぱり安くしていただきたいと、そういうのに、こういう評価システムを使っていただきたいというふうに、ぜひめり張りのある予算措置ができるようにやっていただきたい。

これにつきましては、システムが今からちゃんと入って行って、いろいろ改善されるということなので、今からのものだと思いますけど、ひとつ質問は、きょうは熊日新聞にパブリック・コメントが大きく載っていました。低調で制度の見直しもしょうか、縦覧箇所の拡大とか検討したいというふうに、水俣はパブリック・コメントはまだ今からだと思うんですけど、やる前に熊本あたりはもう今の段階で見直ししようかというふうなことも出ておりますので、その辺についてどういうお考えかをお聞きしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 森助役。

○助役（森 近君） パブリック・コメントにつきましては、私も新聞を見まして、もうこういう形が出てきているのかなとの認識を持っています。確かに市民の方々に、特に水俣の場合、これを進めていこうとした場合、認識がないのかなと。それと、なかなかパソコンの普及とか、いろ

んな部分もありまして、各家庭でそういった形ができるのかなと、だから役所に置いたとしても、どれだけの人が関心を持って見ていただけるのか、なかなか課題は多いかなと思ってます。そういったことで、まず、市役所の政策だったり、計画づくりに関心を持ってもらう、そういった市民をどう育てていくのか、逆にそういう場に皆さんも参画していただく、そういうことから始めていく必要があるのかなと思っています。

そういった中で、それとあわせながらできあがった計画等についても、皆さんの意見を聞いて、またそれを見直していくという形に進めていきますので、これからだと思いますので、議員の皆さんからもいろいろと御意見聞きながら、いかにしたらこういった部分がうまく機能していくか、一緒に考えていきたいなと。ただ、やはりこういうパブリック・コメントの手続は私も必要だと思いますので、ぜひこういったことを理解してもらいながら進めていきたいなと思っております。

○議長（緒方誠也君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 運用するときからいろいろ問題がわかってるんでしたら、やっぱりそういうところにぜひいろんな形で情報を入れて、勉強していただきたいというふうに思いますし、先ほど言われたように、今からこのシステムは立ち上げて走りながら改善していくというふうに思います。そういうシステムだというふうにも思っておりますので、実際、市の将来、これはもう政策というのは本当に大事ですし、やっぱり事業を見直して、そして市長の政策につなげていくというのは非常に大事だと思いますので、ぜひこのシステムを、大事によりよいものにシステム化していただきたいというふうに思いますので、これは終わります。

○議長（緒方誠也君） 次に、環境保全活動について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 次に、環境保全活動についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、日本IBM株式会社様におかれましては、その事業活動における環境保全活動でリーダーシップを発揮するだけでなく、社員一人一人が地域の住民として地球温暖化防止などの活動に参加し、社会に貢献することを目指すため、平成16年度からエコ・マラソン制度をスタートされました。

このエコ・マラソンについては、社員だけではなく、その家族も一緒にこのような環境活動に取り組むことを支援するプログラムとして位置づけられており、社員、家族が取り組んだ優秀な活動を本人が直接紹介したり、また、参加することが楽しくなるような工夫を凝らしたシステムを考えられているとのことでした。

また、地方自治体の取り組みといたしましては、神奈川県藤沢市が、省エネルギーやごみ減量など、ふだんの暮らしの中でも簡単にできる複数の取り組みの中から、それぞれの家庭でできる

項目を5項目以上選択して、6カ月間取り組んでいただき、見事走破できた場合には藤沢市が認定証を交付するというものがあります。

このエコ・マラソンという名称は、環境保全活動は一朝一夕にして達成できるものではなく、長期間にわたる環境保全への取り組みということをイメージしてその名称がつけられているようです。

本市におきましても、ISO14001の自己宣言方式のほか、家庭版環境ISO、学校版環境ISOなどのオリジナルISOにも取り組んでおりますが、多くの成果を上げている学校版に比べまして、家庭版の方はやや停滞している状態であります。見直していく必要があります。

まずは、今回御提案いただいたエコ・マラソンのような制度の導入を庁内において検討してまいりたいと思います。

実際の導入に当たっては、その運用方法など、いろいろと検討していく部分があるかと思しますので、市議会の皆さん方の御協力もよろしく願いをいたします。

○議長（緒方誠也君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 エコ・マラソン提言させていただいた、こういった制度を検討していこうということによろしいですね、検討したいということで。ぜひ積極的にやっていただきたいと思ひますし、行政は市民に21分別、ごみの分別、生ごみの分別、いろいろやっぱり市民に頼んでいるわけですね。やっぱり行政マンが率先して、こういう環境保全活動というのを積極的にやっていくことは重要だと思ひます。

隗より始めよですので、ぜひ私たち議員もでしょうが、ぜひ積極的にやってみせるといふ姿勢を見せていただきたい。IBMのこのエコ・マラソンは、IBMの社員は何か全体で4万人いるそうです。家族が4万人、8万人規模でやっているそうです。環境保護に、今言われたように、自分でできることを社内で宣言して、実行度を競う。やっていることはもう、ふだんやっていることの、少しちょっとだけ我慢じゃないですけど、改善していく。冷房1度高くするとか、暖房だったら1度低くする、自転車になるべくふやす、自転車で行くことを利用することをふやす、電気をまめに消す、買い物袋を持参する、本当に簡単なこと、20項目だそうです。ですから、この中から選んで、自分で率先的にやる。それは登録するということです。藤沢市はさっき言われた80項目あるそうですね。その中から選ぶ。IBMの場合は自分でできる公約というのを、自分なりのものをつくってもいいということらしいです。簡単な食器の洗いは洗剤を使わずに洗うとか、家庭菜園は無農薬で栽培するとかですね。そういう自分で考えたものを申告するものもできると。大体事務局があつて、1から5ぐらいの段階で設定して、自己申告で社内のホームページで報告していく。家庭の電力あたりもそういうところにどンドン月々の報告をして、それをポイント化していくということですね。その中でIBMの場合は、上位5家族を、これ民間ですから、

北海道旅行にやるとか、そういう招待するとか、社外行事で報告するとか、そういうのもあるそうです。まあそういうのをやれというんじゃないですけど、やはり結果を出した者、評価がいいものを、自分で評価、評価はしてもらうんですね。自分で申告したものを、いいものができた場合はきちんと評価して、表彰するでも何でもいいと思うんです。そういうものをやっぱりつくり上げていていただきたい。やっぱりこの庁内で市の職員の皆さんがぜひそういうのに、皆で積極的にやっているんだということを見せていただきたいと思いますし、こういうのをやると、やっぱり担当課だけが一生懸命やって、ほかはなかなかうまく伝わらない、関心が低いということになりがちかもしれませんけれども、ぜひそういうところは市長が率先して、全庁的に環境、地球環境というものを考えていただきたいというふうに思います。

これをもしやるとしたら、今積極的にやりたいと、検討したいということだと思っんですけど、検討するのはいいんですけど、実際になると予算的なものは必要だとやっぱ考えられますかね。それと、実際、今言っているというのは何でしょうけど、大体いつぐらいをめぐって、結局ごみ袋が1年かかったわけなんで、大体の目安として、どのくらいだったらできそうかというのを、もし今わかったらお答えいただきたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 御提案のエコ・マラソン導入に伴う予算でございますけども、エコ・マラソンシステムですが、システムそのものはソフト事業であるということで、必要な予算というのは事務費程度であろうかなというふうに思いますし、特段、現時点で予算を措置すると、そういった必要性はないんじゃないかなというぐあいに考えております。

それと導入の時期ですが、導入したいということで申し上げましたけれども、とりあえずやっぱり来年度から、まず市職員が率先してやれないかなと。これと申しますのは、家庭版のISOあたり、かなり先ほど言いましたように停滞気味であると、そのことを踏まえて、やはりその辺をちょっと検証しつつ、実行度を高めていくという意味合いからも、やっぱり役所職員がその辺を率先的にこなしていくと、そういうことが必要でないかなというぐあいに今思っておりますので、そのように検討していきたいというぐあいに考えております。

○議長（緒方誠也君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 こういうのはやっぱりお金もそんなにかからないということでしたら、やっていただきたいですし、水俣全体でやるのも当然ですけど、今言われたように、段階的にやっぱりまず市の職員、まあ議員もでしょうが、そういった人が積極的にやっていただきたいというふうに思いますし、家庭版ISOはなかなかもう普及してないというのが実際だと思います。これは99年ぐらいですよ。私が青年会議所にいたときに自分たちの委員会の中で、我が家のISOというのを最初につくって、市と一緒にやろうというのが、初めて、99年ですから、もう大分たっており

ます。最初はやっぱり私も一生懸命そのJC時代に一緒にやったんですけど、もう何かやっぱりなかなか広がりかなかったというのが実際だったと思います。やっぱりそれだけ環境問題というのは認識が薄かった時代かもしれません。でも今はもう地球環境というのはこれだけ言われているときなので、逆に今やるのが意味があるんじゃないかなというふうに思います。ぜひ積極的にやっていただきたい。こういうのをやると、今の生活サイクル、スタイルを無理して何か我慢しろというふうにとらえがちなところがあるんですけど、今やっていることを見直す、ちょっとだけ見直すだけで地球環境に貢献できるというふうなのがあると思いますよ。フードマイレージという考え方があると、まあ御存じかもしれませんが、もう普通に使う食材はもう安いもの、野菜でも肉でもですけど、中国産とか東南アジア産とか、そういう安いものを使う、安いから使うというと、結局お金はかからないですけど、中国から日本に来るまでには、それはガソリンも使うでしょうし、石油エネルギーも使うでしょうし、その間にCO<sub>2</sub>も排出する、やっぱりそこを考えるとやっぱり地球環境にはよくない。国内のも使おう。もっと言うなら地場のものを使おう。きのう千々岩議員からは地産地消の話が出ておりましたですが、やっぱりそういうものにもつながっていくと思うんです。地産地消は安全なものを選ぶところ、地場の農家の収入アップということも、きのう言われておりましたですが、それにプラスして地球環境に貢献するということですね。そういう考え方も一緒に広めていくというのも必要かというふうに思います。

今給食センターのお話がよく話題になりますけど、給食を通して、何で地産地消が必要なのかというの、やっぱり子どものときからそういう部分も教えていくのが必要だと思います。中国産の100円の大きい大根を買うよりは、地元のちょっと曲がった小ぶりの大根を買う方が地球のためになるんだよということを、やっぱり小さい時から教えていくのが必要じゃないかなって思います。

さっきから、よく「ハチドリの一とすく」という本をさっきから言っておりますけど、これなんです、これにはですね、16人の日本とか世界で活躍される方のお話が載ってるんです。その中で坂本龍一さんとか、CWニコルさんとかいう方なんですけど、一番最初にセヴァン・スズキさんという方のカナダの学生の方が紹介されてます。その方の文には水俣も出てくるんですね。このセヴァン・スズキさんというのは、1992年、もう大分前ですけど、リオデジャネイロで開かれた地球サミットで12歳だったと。何か私も何となく聞いたことあるんですけど、世界のトップの人たちの前で、私がここに立っているのは、未来に生きる子どもたちのためである。そういうスピーチをされて、国の政治を動かす大人たちの行動が大事だということをして、それが世界じゅうに発信されて、世界的なエコライフのリーダーとなった方なんですけど、その方が載っていて、それに水俣がちょっと出てくるんですね。若い方ですけど、世界は私たち一人一人からできている、だからあなたや私がちょっと変われば、世界はやっぱりほんのちょっと変わっていく

のというのが大きく載ってしまっていて、この方の日常の暮らしぶりはこんなふうだというのが載っております。朝起きると、まず5分の砂時計を置いてシャワーを浴びる。週に1回配達される地域の有機野菜でお弁当をつくる。水筒には日本の水俣で出会った有機農家のおいしい紅茶、キャンパスへは大抵自転車で行く。プリントアウトやコピーには裏紙を使うというふうには、本当に簡単にできることをやっていたらいい。こういう方も水俣に来たことが、来ていたらいいとか、そういう紅茶を飲んでいるんですよというふうには、こういうところでもってもらうことで、やっぱり水俣のためには非常にプラスになると思います。前、ブランドという話をしましたが、銀座、ルイヴィトン云々で、水俣というブランドはやっぱり立ち上がっていけばいいよなと思いますけど、やっぱり環境の世界において、やっぱり世界的に水俣というのはブランドになるんじゃないかなというふうには、こういうのを見ると思います。

そういう部分もありますので、水俣はやっぱり環境首都も目指しているわけですから、水俣にいる人たちはやっぱりエコ・マラソンのようなライフスタイルを考えているんだよということに、ぜひチャレンジをしていただきたいというふうには思います。

前向きに検討されるということなので、これはもうこれで終わります。

○議長（緒方誠也君） 次に、教育問題について答弁を求めます。

大淵教育長。

（教育長 大淵洋君登壇）

○教育長（大淵 洋君） 次に、教育問題について順次お答えします。

まず、適応指導水俣教室、通称あじさい教室の現在の児童・生徒数についてお答えします。

現在、適応指導水俣教室には、小学生1名を含む15名の児童・生徒が入級しております。昨年度が12名の入級でしたので、わずかながら増加している状況です。

適応指導水俣教室では、4名の指導員が対応に当たり、通級する児童・生徒に定期的にカウンセリングをしたり、国語・数学・英語・美術・体育等の教科の学習時間を確保して指導をしたり、野外活動や外部の人との交流を通して、人間関係づくりや社会の中での適応力を高めるための各種活動プログラムを展開したりしております。

また、当該校の担任など、教職員と指導員が相互に訪問し合いながら、情報交換したりするなど、円滑な教育活動にも努めております。

さらに、相談活動やあじさい便りの発行等を通して、保護者への支援をしたり情報の発信も行っているところです。

このような指導員の多様な対応と工夫により、児童・生徒の心の面での安定が見られて、出席率も高く、卒業後は、ほぼ全員が高校進学を果たしているところでございます。

次に、不登校の子どもに対する対策についてお答えします。

市内小・中学校における長期欠席児童・生徒数の推移を昨年度と本年度10月までの状況を比較してみますと、昨年度が月平均22.2人に対して、今年度は10.5人と、半減している状況にあります。

各学校では、これまで不登校対策を小学校のときからの重要な課題の一つとして取り組んでおりますが、保護者と連携した早期対応なども不登校児童・生徒の減少につながっているものと考えられます。

不登校の子どもたちへの対策につきましては、各学校におきまして、不登校傾向の子どもを含め、気になる児童・生徒の様子を報告する機会を設けて、情報の共有化を図り、各学校でいじめ不登校対策委員会を中心に全職員で対応する体制をとっております。

具体的には、欠席した子どもや登校をしぶる子どもの家庭に対しては、保護者と連絡をとりながら、直接家庭訪問をして面接をしたり、学級の子どもたちから働きかけをしたりすることもあります。また、家庭で学習したことを点検したり、一緒に遊んだりなど、子どもの状況に応じた対応に心がけてもらっています。

そのほか、あじさい教室に通級している子どものもとには、関係学校の先生方もしばしば訪問されて温かく接しておられます。

不登校やその傾向にある子どもに対しては、まずは良好な人間関係づくりに力点を置きながら取り組んでいただいております。

なお、必要に応じて、スクールカウンセラーや市相談員、あじさい教室の指導員などを活用して、学校との連携を図りながら、効果的な対応に努めているところでございます。

次に、本市のいじめ問題に対する学校の対策はどのようになっているのかという御質問にお答えします。

最近のいじめによる児童・生徒の自殺が相次いでいることを受け、文部科学省からの命を大切に作る心をはぐくむためのアピール文を初め、県教育委員会からの通知文、芦北教育事務所での臨時の校長会議など、全国的・全県的な対応がなされているところです。

また、市教育委員会でも、校長会議や教頭研修会、学校訪問を通して、直接的な指導をしてきたところです。それぞれの学校では、関係機関からの指導のもとに、学校や児童・生徒の実態に応じて、きめ細かな取り組みをしていただいております。校内に温かい人間関係を築き、人権意識を高めて、いじめを許さない雰囲気をつくること、いじめを早期に発見し、的確な対応に努めること、学校、家庭、地域及び関係機関との連携を深めることなどを基本として取り組んでいただいております。

学校や子どもたちの実態等により指導の違いはありますが、まずは学校の職員体制として、職員がいじめそのものについて理解し、早期発見と早期対応に向けて的確に対応すること、全職員

で情報を共有して、子ども一人一人に適切なかわりを持つようにすること、校長を中心として、各学校に設けてあるいじめ不登校対策委員会を機能させることなどにより取り組みを進めていただいております。

2つ目に、教師による児童・生徒に対する指導としましては、いじめは絶対に許されないこと、いじめがあれば相談してほしいことなどを、校長及び学級担任等から真剣に子どもたちに語りかけています。また、教育相談を定期的に行ったり、日記指導で一人一人の児童・生徒とコミュニケーションを図り、情報の把握や信頼関係を確立したりしています。そのほか、校内に悩み相談箱を設置している学校もあります。

また、道徳や特別活動による命の大切さや人を思いやる心を教え育てたり、児童会や生徒会活動でいじめ防止集会を開いたり、標語を校内掲示したりしているところもあります。

3つ目に、保護者や地域社会に向けた取り組みとして、学校便りや学級便り、学級懇談会、面談を通して、学校での取り組み状況に関する情報発信、子どもの変化の気づきなど、情報交換等にも力を入れていただいております。登下校中の児童・生徒の様子を初め、家庭に帰ってからの実態把握のために、家庭や地域との連携を密にした取り組みをしていただいております。

このように、それぞれの学校では、学校や子どもたちの実態に応じて、多方面にわたり取り組みを進めていただいているところです。

市教育委員会としましては、今後ともいじめ問題を重要な教育課題として、学校を初め、各方面との連携を図りながら、適切な取り組みをしなければならないと考えております。

○議長（緒方誠也君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 不登校につきましては、15人くらい、この間私も行って、お邪魔して、話も聞かせていただいたんですけど、定期的に、時々私もこっちの、前の水俣教室と言われたときから行っておったんですけど、人数的には、水俣市全体の子ども数はやっぱり減っておるんですけど、ここの数は余り減っているような感じはしないですね。今15人くらいで、大体途中で帰る、学校に行けるようになる子もいるだろうし、私が行ったときは2人くらい面談にやっぱりいらっちゃってました。やっぱりいろんな形でふえたり減ったりなんでしょうけど、ここの人数だけを減らすのが目的ということはないと思います。ここに来ない子もいるでしょうし、全体的に学校に行けない子をやっぱりみんなでサポートする。また学校に適應できない子を大きく受け入れるような学校づくりというのはやっぱり必要なというふうに思います。行きまして感じることは、やっぱりもう、教科以外にも野外活動とかもやってらっしゃるし、あっちの青少年ホームに移ってからは、体育館も何か使えるようになって、そういうのもやってられるということを知りました。前は、こっちにあるときは狭かったんで、なかなかそういうのはできなかったということを知られておりましたし、サラタマを取りに行ったりとか、そういう社会へ適應できるような、そうい

う努力もしていると、今言われたようなことも見受けられました。

不登校の原因というのは、やっぱり複合的なもので、いろいろだと思います。ここにデータが出ているのでは、きっかけとなるのはやっぱり友人関係をめぐる問題、いじめとかけんか、教師との関係をめぐる問題というのは、教師の強い叱責と。学業不振、これは成績が不振、授業がわからない、家庭生活の環境の急激な変化、親子関係をめぐる問題とか、家庭内不和とか、きっかけはいろんな形の子どもがいると思います。これは継続している理由は、よくあるのが、学校生活上の影響、嫌がらせをする生徒の存在とか、教師との人間関係がうまく持てないと。遊びや非行に走ってしまって、遊び癖がついているというんですね。不安定な、情緒的な混乱、登校の意志はあるが、身体の不調を訴える。朝になるとおなかが痛いというやつですかね。いろんな問題があって、一概にこれを改善すればというものではないと思います、不登校の場合はですね。ですから、やっぱり個々に対応する部分があるので、非常に難しいなというふうな思いをしました。これはよくもう学校に行かんと、親が甘やかすけんもう学校に行かんとたいなんていう意見あるんですけど、実際にそういう方に聞くと、実際そうではなくて、やっぱりいろんな問題を抱えているという部分もあると思いますので、水俣の場合は、まだ適応教室があるので、最後の最後、そこに行くということが出来ますけど、芦北とかはないとか、よそに行くとなるところもあると思いますので、そういうところはやっぱり親御さんはやっぱり大変だと思います。もう家にその子どもが引きこもってしまうと大変だと思います。だからやっぱりここはその水俣教室をやっぱりうまいぐあいに運営していただきたいというふうな思いはあります。

この不登校については、このあじさい教室でちょっと聞きたいのは、通級している子ども、学力的には問題なさそうな話ですけど、実際帰ったときに、学校に帰ったときに大丈夫なのか、結局そのまま進級されるという方も定時制あたりにはかなりいるということも聞いておりますけど、その後ちゃんとついていけるような学力がついているのかというところをひとつあじさい教室については聞きたいと思います。

いじめの問題については、もう毎日のようにテレビでやっておりますし、文部科学大臣からお父さんお母さんに文書も、私のところにも保護者ですから来ました。いろんなことを、今言われたようにやっていると。学校が逆に本当大変だろうなというふうな思いがします。校長先生も話を聞くと、もういじめのことでもうかなり時間をとっているということも聞いたことがあります。

いじめの場合、いろんな言われまますよね。もう学校が悪い、教師が悪い、家庭が悪い、地域が悪い、最後は社会が悪い。どれが悪いと言ったらきりがありませんけど、いじめ自体はちょっとした原因で始まる。ですから、どこを改善すればいいというのは、なかなか難しいと思いますけど、やることはやっぱりいろいろ今言われたこともやってほしいと思いますし、文科省から出ていますいじめ問題に対する緊急の提案、子どもを守り育てるための体制づくりのための有識者

会議というところからの4つぐらいの提言もあります。御存じかもしれませんが、子どもがさまざまな大人に相談できるような場所をつくりましょう。これは学校で子どもと親の相談員とか、中学校ではスクールカウンセラーというところですかね。学校以外でも、いじめの110番とかというのをつくったらどうかとか、学校内外における子どもに対する相談体制を充実してほしい。これ一つありますし、学校の中に新たに子どもの居場所をつくりましょう。図書館でもいいですし、そういうところに学校の中で子どもが教員以外の方と大人と接するような機会を充実したらどうかというふうな、小学校あたりは私も行きますけど、読み聞かせとって、親が行っておりますけど、それは本当に短い時間なので、図書館あたりを親御さんのボランティアでいろいろ整理してもらおうとか、親をそういうところにボランティアでやりたいという方がいらっしゃると思います。そういうのを学校の中にどんどん入れていくのも1つの手かなというふうに思います。それが2つ目です。

3つ目は、万一起こったら、いじめがそういうふうにならった場合は、学校だけの問題じゃなくて、児童相談所、外部の専門家が学校を支援するような仕組みの構築をしたらどうか。

4つ目は、実態の把握、分析をしましょうということですかね。分析してよい結果を出したところの事例集を集めて、周知するというのを何か言われてますけど、こういうもので、できるものは、まあ全部ができるとも思いませんですが、学校に保護者を、大人を、保護者でなくてもいいと思うんです。草刈りに来る大人の方でもいいですし、やっぱりそういう接するような場を設けるといのは、そんな難しいことでもないと思いますので、ぜひそういうものをやっていただきたいなというふうに思います。

いじめ自体はやっぱり主観的なものだと思うんです。私も先週、小学校5年生の授業参観に行ったら、もう人権の授業をやっているとか、いじめの自殺、命の大切さの指導をしているとか、アンケートをとったとか、もうやっぱり先生方もいろんなことをやってらっしゃいますけど、30何人ですけど、その中でいじめを受けたことがある人というのは5人いたそうです。いじめが、あだ名で呼ばれたと、ちょっと意地悪されたとか、いじめなのか、もう本当にその子、その子でやっぱり違うわけですよ。ですから、やっぱりそういうのに対応する、そういうのを見極める先生というのは非常に大変かなというふうに思います。

ですから、取り組まれたことは大体わかりましたので、いじめについては、ひとつそのいじめ不登校対策委員会というのは、何か2回ばかり出たんですけど、そういう組織編成とか、内容というのを少し聞かせていただきたい。

この2つをお願いいたします。

○議長（緒方誠也君） 大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） まず、適応指導教室に行っている子どもたちが学力はついているのかと、

高校へ行ってから大丈夫なのかという質問が第1番目ではなかったかと思うわけですが、議員も御存じのとおりだと思いますけれども、適応指導教室に来ている、入級している子どもというのは、一人一人本当にさまざまな状況、様子が違います。一定期間、学校に行けない状況にあったわけですので、その間、学習面と、あるいはまた生活面とか、友人関係とか、いろんな面で人それぞれに課題があるように私は感じておるところです。

それで、教科、例えば国語、算数、数学、英語もいろいろありますけれども、その学習一つ取りましても、その進路とか、理解の状況とか、そういうのもさまざまでございますので、適応指導教室では個別指導を中心として、そして、基礎、基本を中心に、特に力を入れて学習をさせていると、そういうふうな状況でございます。

適応指導教室というのは、あくまでももとの学校に復学させると、それが第1番目に主としてあるわけですので、それを主として、そういう考え方で設立された教室ですので、先ほどから言いますように、学習とか、あるいは体験学習、そういうものを通して、学校に適應させるような形で進めているところでございます。今、水俣教室が午前中やっているわけですが、午前中やって、あと午後から学校に行っている子どももおりますし、また、あと帰ってから部活動へ行っていると、そういうふうな子どももおるようでございます。いろいろでございます。

学力はどうなのかということですが、完全にそれがほかのところと同じというわけにはいきませんが、しかし基礎、基本については、かなりのところまで行っている子どもも結構いるんじゃないかなと、そういうふうには思っているところです。

高校に行って大丈夫かということですが、先ほど答弁しましたように、ほとんどの子どもは進学を果たしております。高校進学を果たしております。水俣高校、それから芦北高校、それから水俣工業高校、そこが中心になるわけですが、入試前になりますと、子どもたちは定期テストを受けたりとか、あるいはまた全体として、心の方も、身体の方も学校の方に向く、そういうふうな傾向にございまして、卒業した後の追跡調査まではしておりませんが、おおむね高校には通学をしている子どもは非常に多いと、そういうふうな報告は受けているところです。

それから2つ目の、いじめ不登校対策委員会の組織でございますが、まずいつごろできたかということですが、時期的には昨年度までにすべての小・中学校で本市内ではつくってもらっております。すべての学校でつくってもらっております。

それから、そのメンバーにつきましては、若干の学校によって違いがあるとは思いますが、校長、教頭、それから教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学校によっては学年主任と、そういうふうなメンバーで構成されていることが多いようでございます。

あと、主な取り組みとしましては、いじめとか、不登校、また気になる子どもの実態についての情報交換をしたりとか、あるいは問題について具体的な対応策あたりについても協議をしても

らっているところでございます。

いずれにしても、いい意味での委員会だと思いますので、この委員会が機能するような形で、私たちが指導してまいりたいと、そういうふうに思っているところです。

○議長（緒方誠也君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 ありがとうございます。

学力は高校にも全部ほとんど行っているし、学力つけるのが目的ではないと思いますので、適応、もとの学校に帰るのが目的だったら、やっぱりそういうところもぜひ頑張ってもらいたいし、学力を個別指導でぜひ指導の方もきちっとしていただきたい。

いじめ不登校委員会の方は大体わかりました。また今からいろいろ聞かせていただきたいと思います。水俣の子どもがいじめにあったら人に相談できる勇気を持てる子ども、いじめは悪いことと認識できる人間であって、いじめを見たら注意できる人間になっていただきたいというふうに私も思いますし、いじめに負けない人間をぜひ教育をしていただく、そういう人間教育をしていただきたいというふうに思います。

ちょっと時間があるので、最後に、市長のいじめに対する見解を聞いて終わりたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 答弁は簡潔にお願いします。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、教育長の方から非常に丁寧な答弁ありましたので、私の方からは特に申し上げることはありませんけれども、命を奪うという面においては、我々が本当にそのことを実感として受けとめていかなければならないんじゃないかなと思っております。

1つだけ、議員もお聞きになったお話だろうと思いますけれども、これ随分昔の話でございますけれども、恐縮ですけれども、ある小学校に都会の方から女の子が転校してきたと。その都会の女の子は言葉が違う、あるいは服装が違うということで、その学級でいじめに遭い、そしてさんざんいじめられて、だんだん物が言えなくなって、もうしゃべれないような状況になってしまったと。そういう状況だと。あるとき女の子が、冬の寒い時期だったんですけれども、教室でいすに座っていたら、女の子がもじもじし始めた。その後ろにいた餓鬼大将という男の子がしょっちゅう先生からいたずらをしては注意をされている男の子だったんですが、その子は後ろから見ていて、何か不思議に感じて、ああこれはもしかしたらお漏らしをするかもしれないと、そういうぐあいに、その男の子は感じた。案の定、その女の子はだれにも言えずに授業中にお漏らしをした。それを見ていた男の子が後ろからバケツを持ってきて、バケツの水を女の子にかけたというような事件があった、話がですね。いわゆるそのお漏らしをしたことがわからないように、その男の子が水をかけたということなんです。だから当然、先生からはこっぴどくその場で怒られて、その日は一日立っていたと。どうしてしたのかと言われたけども、男の子は言わな

かったと。そして卒業式のときに、一人ずつスピーチをする段になったときに、その女の子は実はあの子は私のためにそういうことをやってくれたんだということを、全校生徒の前で告白をしたと。そのことによって、先生は涙を流しながら、その男の子の手をとって申しわけなかったというような、そういうお話をしたということでございます。

何か私は、水をかけた行為そのものがどうなのかということはよくわかりませんが、やっぱりそういったのが、やっぱり私たち日本人の心の中にはやっぱり流れてきているのではないかなと、だからその時代をもう一度、こう一回振り返って、見詰め直すことが大切ではないかなというような思いが今しているところです。だれがそういう子どもをつくったのか、あるいはどんな世の中がそういう子どもをつくっていつているのかということをもう一回やっぱり見詰め直さなければならないのではないかなと。今、見たところで、やっぱり世の中というのは余りにも子どもたちにとってお手本となるものが、今の世の中にはないのではないかな。それからすると、議員がさっきおっしゃったように、子どもの世界は大人の縮図なんだと、全く私もそのように思いますので、やっぱり大人が、まずは大人の生きざまを子どもたちにしっかり見せなければならぬ。そこから始めなければならぬ。一人一人がそんなこと言ったっちゃと思われるかもしれませんが、やっぱりだれかが、おれがやらなければ、だれかがと、人がやらなくても自分だけはこの気持ちにならなければ、この問題は解決していかないんじゃないかなと、そういう意味で、やっぱり我々がまず襟を正すことから始めていかなければならないのではないかな、そういう認識は持っております。

○議長（緒方誠也君） 以上で西田弘志議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午後 2 時44分 休憩

午後 2 時54分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、本井道弘議員に許します。

（本井道弘君登壇）

○本井道弘君 こんにちは。

自由民主党市議団の本井道弘でございます。

議長のお許しを得ましたので、ただいまから質問をさせていただきます。

きょう、きのう、合わせて9番目の登壇でございます。9番目ともなれば質問事項も大分重なってまいりますので、簡潔に質問をしたいと思っておりますので、執行部の明快な答弁をよろしく願いをいたします。

年の初めにはだれでも平穏無事を願い、1年が明るく暮らせるように期待をしてスタートされると思います。

平成18年も残りわずかとなりましたが、皆さん方にとってはこの1年はどんな1年だったでしょうか。

水俣市では、宮本市長の誕生、水俣病公式確認から50年の節目の年でありました。半世紀にわたって水俣が苦しんできた、その水俣病患者救済が終わっていないところに持ち上がった産業廃棄物最終処分場問題等も加わり、来年に再び持ち越される、大きな政治課題を抱えた1年でもありました。

来年は宮本市政も2年目であり、その政治手腕を振るわれ、選挙公約の第一であり、また6月議会の所信表明でも、私に課せられた命題であると述べられた産業廃棄物最終処分場や、長引く水俣病患者救済に終止符を打たれることを期待して質問に入ります。

まず、総合医療センターの諸問題についてお尋ねをいたします。

皆さんも御承知のとおり、総合医療センターは、県南・県北地方の中核病院として、住民の期待にこたえてこられ、地域医療に大きな貢献をしてみられました。一方、自治体病院の宿命というか、役目というか、赤字を累積してまいりました。

そこで、湯之児病院の総合医療センター統合を初めとする病院の経営に取り組み、市並びに総合医療センターの並々ならぬ努力によって、単年度黒字が3年も続いております。その努力に対し感謝しているところであります。

前回9月議会でも、大川末長議員や中山徹議員も質問されていますように、地方自治体病院の医師不足が社会問題として取り上げられるようになりました。原因は、臨床研修医制度の改革により都会の待遇のよい病院での研修希望が多く、不便な地方病院が敬遠されるとのことですが、病院に医師がいなければ、これまで努力され、その結果が出てきた経営改善も、またもとに戻ってしまうのではという心配が、多くの市民の方々や開業医の先生方もいらっしゃいます。

以下、質問をいたします。

、自治体病院における医師不足が深刻になっていますが、総合医療センターの現況をお尋ねします。

、医師不足の今後の見通しはどうかお尋ねします。

、医師確保には待遇改善が不可欠と思いますが、考えをお尋ねします。

、給与体系を見直す考えはないのかお尋ねします。

次に、国保ドックについて質問をいたします

近年、健康への関心が高まり、食事・運動等、実際に取り組み、健康維持に努めておられる方が大勢いらっしゃいます。また、健康チェックのため、市でも一般健診の健診率向上に努力

されておられると思います。

自分の健康は自分で守るのが当然で、定期的な人間ドック希望者が多いようですが、国保ドッグの申し込み、実施状況をお尋ねいたします。

次に、農業の諸問題について質問をいたします。

芦北地方は、近隣の八代、人吉、出水、大口などと比較して、条件の悪い零細農業であり、専業で生計を立てるには難しく、兼業農家が多くなっているものと思いますが、19年度から水田農業においては、国の政策が自立農家や集団化を中心に進められることになっています。

条件の悪い零細農家である我々はどうなるのか、先が見えず心配しているところです。

私は、これまでも市政に農業をどのように位置づけされるのかを中心に質問をしてまいりました。

宮本市長に対する質問は初めてでありますので、同じような質問になるかと思いますが、以下、お尋ねをいたします。

、宮本市政の中で農業をどのように位置づけられるのかお尋ねします。

、平成19年度から国の水田農業政策が自立できる大型化や集団化を中心にした方向で進められますが、高齢化、後継者不足、兼業、零細の水田農業をどう進められるのかお尋ねをします。

、中山間地域総合整備事業、広域連携型でございますが、補助事業により水田の整備が現在行われていますが、今後も続けられるのかお尋ねをいたします。

それから、原材料支給制度は大変好評ですが、予算の増額をすべきと思いますが、その決意をお尋ねいたします。

次に、産業振興について質問いたします。

バブルがはじけ景気の低迷が長引く中で、三位一体改革などの影響を受けて、特に地方都市ではシャッター通りという言葉が生まれ、それに象徴されますように、水俣でも街に活気がなくなり、ずるずると寂れていくような気がしてなりません。

景気も上向きという報道が最近盛んにされていますが、地方では全く感じられません。市民の多くが待ち望んでいる企業誘致もどこに行ってしまったのか、何の話も聞こえなくなりましたが、以下、お尋ねをいたします。

、商工観光業等地場産業の振興にどう取り組まれるのかお尋ねします。

、企業誘致をどのように進められているのかお伺いいたします。

次に、小・中学校の諸問題について質問します。

小・中学校の統合再編については、平成15年9月1日に水俣市小中学校の統廃合を考える会の発起人の初会合を初めとしまして、16年2月29日に水俣市小中学校再編審議会が発展設立されて、本格的な審議が始まっており、14回の審議を重ねられ、17年5月31日に教育委員長に答申が提出

されています。

答申書が提出され、1年6カ月のさきの9月議会に、全員協議会において再編成についての実施計画案が示され、地域説明会を開いて地域の理解を得て、平成20年度実施で進めていきたいとのことでしたが、現在の状況をいじめ、学校林問題とあわせて質問いたします。

- 、小・中学校の再編状況をお尋ねします。
- 、地域説明会ではどのような意見が出たのか、また、その対応についてお尋ねをいたします。
- 、水俣におけるいじめの現況をお尋ねします。
- 、いじめ対策はどのようにされているのかお尋ねします。
- 、学校林の今後の活用・運営はどのようにされるのかお尋ねします。

最後に、産業廃棄物最終処分場について質問いたします。

野中、千々岩議員からも、昨日の質問でありましたように、私も議会運営委員会で福岡県筑紫野市へ、筑紫野市における産業廃棄物処理場の現状と課題についてをテーマに研修をしてまいりました。

筑紫野市の産業廃棄物処理場は、安定型で、昭和62年に民間企業によって建設が計画され、63年に早くも埋め立てが開始されています。また、平成7年には第2期処理場が建設され、さらに第2期拡張部として周辺3カ所に処理場ができております。

筑紫野市では拡張防止策として、7億円を投じて周辺の山林を購入されていますが、水俣の場合、建設予定地は十分取得済みと思いますので、搬入道路予定地付近の土地取得は、建設予定地内の国有地取得とあわせて、建設阻止に有効と考えますが、購入の考えはないかお尋ねをいたします。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 本井議員の御質問に順次お答えします。

まず、総合医療センターの諸問題については総合医療センター事務部長から、国保ドックについては福祉環境部長から、農林水産業の諸問題については私及び産業建設部長から、産業振興及び産業廃棄物最終処分場については私から、小・中学校の諸問題については教育長から、それぞれお答えをいたします。

○議長（緒方誠也君） 総合医療センターの諸問題について答弁を求めます。

濱崎総合医療センター事務部長。

（総合医療センター事務部長 濱崎昭博君登壇）

○総合医療センター事務部長（濱崎昭博君） 総合医療センターの諸問題について順次お答えします。

まず、総合医療センターの医師確保の現況についてお答えします。

本年度9月議会の大川末長議員の質問でもお答えしましたが、耳鼻咽喉科につきましては昨年8月、常勤医が開業、退職した後、大学からの補充もなく、現在常勤医が不在の状況です。

また、医師本人の都合や、大学医局の事情により、本年度は昨年度と比べ医師が3人減となり、麻酔科、神経内科、眼科、リハビリ科では常勤医が1人体制になっております。

医師定数に関しましては、12月現在、職員47人、研修医2人と、複数の招請医師を依頼して、辛うじて定数を保っている状況でございます。

次に、今後の見通しについてお答えします。

平成16年度より研修医制度が変わり、大学医局を中心として協力病院へ派遣研修させる制度から、本人の自主性や希望を取り入れた制度に変更になりました。

このことにより、研修医が都市部の大病院に集中するようになり、大学医局自体も研修医数が少なくなってきており、地方の自治体病院への医師派遣ができなくなっている現状でございます。

さて、今後の見通しですが、市長や助役、議員各位の御協力を初め、院長と私で熊本大学、福岡大学、久留米大学、鹿児島大学などを訪問し、あらゆる努力をし、全力で尽くしておりますけど、来年度以降、現在の医師数を確保することは非常に困難な状況になっております。

医師確保につきましては、二、三年後の医師確保が問題ではなく、来年度の医師確保が問題であり、非常に緊急で逼迫した状況であります。

総合医療センターは、水俣、芦北地域はもとより、北薩地域の中核病院として、DPC包括評価制度の導入や、電子カルテシステム導入など、先進医療の病院として努力をしておりますが、医師確保の状況によっては地域の中核病院として成り立たなくなることも予想されます。

今後、行政、議会の助力を受けながら、各診療科複数の常勤医の確保を目指していくことを努力していく所存であります。

次に、医師の待遇改善についてお答えします。

現実問題として、医師にとっては水俣市は熊本市と比べて過疎地との認識があると思われれます。医療センターとしましては、医師の待遇改善策といたしまして、繁雑化する医師の日常業務のうち、医師以外でも実施可能である超音波検査、心臓超音波検査、眼科検査、心臓カテーテル検査補助などに対し、専門の検査技師、視能訓練士、臨床工学士を採用して履行させ、業務の軽減を図る対策をとっております。

また、居住環境の整備といたしまして、医師住宅の建設を2カ年計画で行っており、単身者用メゾネットタイプ7世帯1棟と、家族世帯用一戸建住宅11棟を建設する予定です。

このほか、医師手当につきましては、現在、医業収入の3%を支給しておりますが、医業収入自体が湯之児病院閉鎖統合や投薬の院外処方への変更により、以前と比較して減額されている状況です。

今後、手当等の見直しができないものか検討してまいりたいと思います。

次に、給与体系を見直す考えはないかについてお答えします。

給与制度については、医師は現在医療職給になっており、看護師ほか医療技術者が行政職給になっております。

他の自治体等の状況を見ると、ほとんどが医療職給になっており、県内でも市立病院では総合医療センターのみが行政職給であります。

この医療職給は、若年時の就職当初に手厚く支給し、一定の年齢で昇給停止となる制度であり、病院の現状に合致した給与制度であると思われ、職員の士気向上のメリットも期待される医療職給への変更を考えております。

○議長（緒方誠也君） 本井道弘議員。

○本井道弘君 答弁をいただきましたので、第2の質問をさせていただきます。

耳鼻咽喉科の常勤がいらないとのことでありますが、来年4月からの医師確保の状況はどうなっているのかお尋ねをします。

また、一人体制の診療科の見込みはどうなっているのかお尋ねをしたいと思います。

それと、総合医療センターは、水俣、芦北、北薩地区の中核病院として位置づけられており、各地域の患者の受診状況はどうなっているのかもお尋ねをいたします。

また、医師の待遇改善の一つとして、居住環境の整備を2カ年計画で行っていくとのことでありますが、その状況をお尋ねをいたします。

2回目は以上でございます。

○議長（緒方誠也君） 濱崎総合医療センター事務部長。

○総合医療センター事務部長（濱崎昭博君） 来年度の医師確保についてでございますけど、現時点では耳鼻咽喉科の常勤医は確保されておりません。また一人体制の診療科でも現時点で確約できているのは眼科のみでございます。随時、大学との協議を重ねており、流動的な状況でございます。

また、麻酔科につきましては、2次緊急医療機関として必要不可欠でありますけど、常勤の麻酔医が現在のところ確保できていないということで、非常に心配しております。

患者の受診状況でございますけど、概算でございますけど、今入院につきましては、水俣が48%、50%弱ということで、葦北郡が30%、北薩が21%となっております。

それと、外来につきましては、水俣が59%、葦北郡23%、北薩18%でございます。

それと、現在つくっております医師住宅についてでございますけど、現在メゾネットタイプ一棟と一戸建て住宅3棟を、平成19年3月完成予定で、洗切町の医師住宅跡につくっております。今、基礎部分ができ上がったところでございます。そのほか一戸建て8棟を平成19年10月ごろ完成予定と思っております。

以上でございます。

○議長（緒方誠也君） 本井道弘議員。

○本井道弘君 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

常勤医のいない耳鼻科について、救急体制についてはどうなっておるのでしょうか。

それと、医師確保の対策として、大学を訪問して派遣をお願いしておられるということでしたが、そのほかの対策はないのかお尋ねをいたします。

研修医制度が変わり、研修医が都市部の大病院に集中し、大学の研修医が減少していることで、協力病院であっても充足した医師派遣ができない状況であるとの答弁でございますが、今後、総合医療センターは自治体病院の役目は果たせるのかお尋ねをいたします。

○議長（緒方誠也君） 濱崎総合医療センター事務部長。

○総合医療センター事務部長（濱崎昭博君） お答えします。

耳鼻科の緊急体制についてでございますけども、現在、水俣市芦北郡医師会と協議をし、平日は対応の可能な限り、開業医の先生で対応するという結論を得ています。

それと、入院等につきましては、八代の熊本労災病院へ搬送している状況でございます。

それと、医師確保の対策についてということでございますけど、現在の対策といたしましては、熊本大学に相談いたしまして、了解のもと、他の大学へ派遣要請をして、先ほど述べたとおりでございますけど、そのほか、自治大学からの医師派遣の要請を熊本県の方に申請しております。

そのほか、環境省に対しましても、水俣病認定申請検診も踏まえて、水俣病被害者の医療のために神経内科、耳鼻咽喉科、眼科の医師の派遣を要請しております。

今のままで医師が少なくなって自治体病院の役目が果たせるかというようなことでございますけど、来年の4月から本当に院長も私も心配しているわけでございますけど、私たち自治体病院は、地域の救急医療、また、総合病院としての役割を果たさなければならないと思っております。

医師の労働環境の改善を模索しながら、現在、病院としてできることを積み重ね、情報を集約し、地域の医師会との協議、協力を得ながら医師確保にどうにか全力を尽くしまして、自治体病院の役目を果たしていきたいと、そのように考えております。

○議長（緒方誠也君） 次に、国保ドックについて答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 次に、国保人間ドックの申し込み、実施状況についてお答えをいたします。

申し込み方法については、平成16年度以前は先着順で受け付けしておりましたが、どうしても当日に申し込みすることができない等の御意見がありましたので、平成17年度から10日間程度の申込期間を設け、抽選方式に変更いたしております。

このことにより、これまで当日に申し込みができなかった方も受診することが可能となりました。

実施状況については、毎年6月中に申し込み期間を設け、市報でお知らせしておりますが、30歳から70歳までの国保加入者を対象として、募集定員は120名で、うちオプションとして脳ドックが30名となっております。

最近の申し込み実績としては、平成17年度は人間ドックが161名、脳ドックが50名、平成18年度は人間ドックが140名、脳ドックが75名となっております。

なお、実施機関は、水俣市芦北郡医師会に属する医療機関のうち、国保人間ドックを取り扱う医療機関5カ所から選ぶことができます。

また、受診料の7割を助成することとし、個人負担が3割必要となっております。

○議長（緒方誠也君） 本井道弘議員。

○本井道弘君 ドックの方は、脳ドックでない方は、ほかの病院でもされるということでありまして、希望すれば、18年度で140名あったということですが、これは全員受診ができるのか。

それと、脳ドックは総合医療センターだけだということ、75名で、45名の方が受診ができないということですが、これから先大事なものは脳ドックの方じゃないかというふうに考えるわけですが、これの増員といいますか、皆が、希望する人ができる体制はできないのかお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（緒方誠也君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 脳ドック含めて助成対象者をふやす、数をふやす、定員をふやすということではできないのかということですが、人間ドックの定員増につきまして、国保財政、非常に厳しい状況にあるということですが、

また、今回の医療制度改革によりまして、平成20年度に再度新たな高齢者医療制度の創設といった状況、保険者を取り巻く、そういった環境が大きく変わることがございます。そういうことから、現時点での見直しというのは困難であると、そのように考えております。

○議長（緒方誠也君） 次に、農林業の諸問題について答弁を求めます。

宮本市長。

(市長 宮本勝彬君登壇)

○市長(宮本勝彬君) 次に、市政の中で農林水産業をどのように位置づけているのかとの御質問にお答えします。

これは、昨日の千々岩議員の御質問でもお答えいたしましたとおり、農林水産業は、人が生きていく上で欠かすことのできない食を支え、環境を守る産業として、大変重要な産業であると認識しております。

ことし、市長に就任する際に掲げましたマニフェストにおきましても、経済産業振興対策の一つとして、第1次産業品のブランド化の強化に努め、付加価値の高い産業の育成を図る、このことを重要施策として位置づけております。

また、さきの本会議で述べました所信表明では、水俣の特性を生かした農林水産業の振興を進めていくため、農業・林業・水産業、それぞれの視点に立った具体的な施策を申し上げてまいりました。

市長就任以来、農林水産業に従事する方々の会議に数多く出席させていただいておりますが、さまざまなお話や御意見を伺う中で、一様に高齢化や後継者不足など、厳しい課題に直面している現状を肌で感じております。

これは、本市に限ったことではございませんが、このような状況を改めて再認識し、農林水産業者の後継者のみならず、他産業からの新規参入や一般企業の農業参入など、さまざまな可能性も視野に入れ、持続可能となるような施策の展開を図っていきたいと考えております。

次に、高齢化、後継者不足、兼業、零細の水俣農業をどう進めるのかとの御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、国では平成19年度から品目横断的経営安定対策を導入し、大規模な経営を行う認定農業者と、ある一定の要件を備えた集落営農組織を地域水田農業を守る担い手として位置づけ、集中した支援を行うよう進められております。

しかしながら、昨年の12月議会で議員の御質問にお答えしましたとおり、本市におきましては急傾斜で面積の小さな水田が大半を占め、農業従事者の高齢化や後継者不足とともに、零細な兼業農家がほとんどであるという現状がございます。

また、専業で稲作を主体として生計を立てている農家は数少なく、今回の国の施策ではなかなかその支援を受けづらいという実態がございます。

このようなことから、本市の水田農業では、国が位置づける集落営農を主体とした取り組みを推進する一方で、基幹産業の受委託や共同利用機械の導入など、集落全体を一つの農地として耕作、維持・管理できるような体制づくりを進めていきたいと考えております。

また、市といたしましては、このような任意の組織や他産業からの新規参入者、定年を迎えら

れて農業を始めるようになった方々も大事な担い手としてとらえ、新たな担い手の育成・確保とともに、各地域の実情にあった取り組みを支援し、今後の水田農業の発展と農地保全に努めてまいりたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 吉海産業建設部長。

（産業建設部長 吉海安丈君登壇）

○産業建設部長（吉海安丈君） 次に、中山間地域総合整備事業、広域連携型の補助事業により水田の整備が行われていますが、今後も続けられないのかとの御質問にお答えします。

中山間地域総合整備事業は、農業の生産基盤と農村の生活環境を一体的に整備するため、久木野地域の5地区が採択され、平成15年度から平成21年度までの7年間で芦北・水俣地区の1期事業として県営で事業を継続中であります。

平成17年度までに日添、高月地区の圃場整備が完了し、本年度は、岩井口地区の一部と山木場地区が進行中であります。

さらに、平成19年度は、岩井口地区の残り分と日当野地区を整備する計画であり、平成21年度までに全地区が完了する予定になっております。

芦北・水俣地区の1期事業としまして、16億円規模の事業費で、毎年3億円の事業費を1市3町で7,500万円前後の事業費割で実施されてきております。

現在、17年に芦北町と田浦町の合併によりまして、1市2町となっております。

平成21年度以降は、市街地域の一部と東部地域、南部地域を対象として2期事業が計画されており、本市としましては、対象地域を募るため、地域説明会をする予定といたしております。

事業の負担割合でございますが、国55%、県30%、市10%、受益者5%となっておりますので、高率補助の県営の事業を地元、市一体となって、今後も継続し推進できますように県にお願いしてまいりたいと考えております。

次に、原材料支給制度は大変好評であり、予算の増額をすべきと思うが、その決意はどのことについてお答えいたします。

これまでの原材料支給の執行状況は以下のとおりとなっております。

平成15年度は、農道299万7,000円、水路50万円、合わせまして349万7,000円でございます。

平成16年度は、農道200万円、平成17年度は、農道191万1,000円、さらに本年度予算は、農道204万1,000円、水路30万円、合わせまして234万1,000円となっております。

当市の厳しい財政事情の中でも、今後とも安定的な原材料が支給ができますように努力をしてまいりたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 本井道弘議員。

○本井道弘君 それでは2回目の質問をさせていただきます。

宮本市長におかれましては、農村に出向かれて、いろんな方と接されて農業の実情をわかっていただきつつあるというふうに思います。これからも、できるだけそちらの方にも足を運んでいただきたいというふうに思います。

それから、水田、農業で自立していく農家が多ければいいんですけど、水俣には、政府の基準が個人では4ヘクタールということになっておりますので、この適用を受けられる方は水俣にはいらっしやらないだろうというふうに考えます。そういうことで、集落営農や農作業受委託の方をこれから進めていきたいというふうに、市の方でも考えておられるということで、私は大変ありがたいと思っております。といいますのが、私どももそういう仕事をしておりますが、非常に高齢化が進んでいる、その実情がわかるような気がしまして、大変なお年寄りの農作業に対して心配をされておるんだなということを実感しております。そういうことから、私はぜひそういうふうに進めていただきたいということをお願いをするわけですが、今こういう集落営農や農作業受委託をやりたいというところがあるのか。

私たちのところは圃場整備をきっかけとして、こういう機運が高まってきたわけですが、今ありがたいことに、久木野の方で、そういう事業は進めていただいておりますので、今後はまた後の方の説明がありました中山間地域総合整備事業のことについて、また実施がされるということでございますので、うれしく思っているところでございますが、そういう集落営農や農作業受委託を取り組みたいというようなところがあるのかをひとつ質問したいと思います。

それから、この中山間地域総合整備事業、こういう2期目ができるということを私はきょう初めて知ったわけですが、圃場整備をしたいという地域があるのか、そういうようなところが現時点であるのか、ないとすればぜひこの圃場整備は進めていただきたい。農業振興と言いますけれども、圃場整備ができていないところには、農業振興ができないというふうに極論をいつもするわけですが、初めてこの圃場整備ができて、いろんなことが考えられるんじゃないかと思っておりますので、ぜひこれを進めていただきたいということですが、この圃場整備をするに当たっては大変な苦勞があります。先祖伝来受け継いできたその田んぼを全部、根本からひっくり返すといえれば大げさですが、自分の今までつくっていた土地が他人のところに行く、おれの土地はよかったんだと。やはり自分の持っておった土地が一番いいんだというような考え方が多ございます。実際、取り組むには非常に困難がありますので、もしこれから先、地区の説明会をして、募るんだというようなことだろうというふうに、さっきの答弁を聞きましたが、早い時期にこれに取りかかっていたら、実施するまでには紆余曲折ありますので、この事業がスムーズにいくように進めていただきたいと思いますが、2番目の質問は、こういう申し出が今あっているのかをお聞きをしたいと思います。

それから、原材料支給制度は非常に好評でありまして、高齢化が進んでいるところでは、一日

も早くそれを実施して、水路なり、農道なりを整備する必要があるわけですが、なかなか予算の方がということでございます。できるだけ上げていただきたいと思いますが、先ほど金額の報告がありました、せめて15年度並みまでには最低上げていただきたいというふうに考えますが、その決意はどんなものでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

この原材料支給については一般会計決算の16年、またことしやりました17年度の委員会の要望事項に2年連続で上がっておりますので、ぜひ実現に向けて取り組んでいただきたいと思いますが、考えをお聞かせください。

以上でございます。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 先日の石坂川のふるさと祭りがございましたので、そこに行かせていただいて、農業委員の方ともいろいろお話をお聞かせいただきました。非常に厳しい状況にあるんだというようなお話も聞きましたし、実際私もいろいろ回らせていただきながら、いろいろほりかぶった農機具がたくさん目立つようになってきたんじゃないかなという思いで、非常に厳しく受けとめて対応していかなければならないんだなということを今つくづく感じているところでございます。

今、議員から御質問がございました集落営農、それから、農作業の受委託に対する動きはどうかということでございますけれども、先ほど申し上げましたけれども、本市では未整備で面積の小さい水田が非常に多いということもありまして、集落営農、それから農作業の受委託もなかなか進んでいないというのが現状でございます。そのような中で、議員が率先してやっておられます本井木地区では、既にいち早くから取り組んで、非常に活動的にやっつけらっしゃるということに対して感謝申し上げ、敬意を表するところでございます。

また、今後のことでございますけれども、今、京渡、市渡瀬、宝川内などの東部地区で、少しずつその機運が高まってきているという状況でございます。その他の地域におきましても、先ほど申し上げましたように、やはり基盤整備が大切だろうと思いますので、基盤整備を進めつつ、そういった組織化に向けて努力をしまいたいというふうに思っております。

○議長（緒方誠也君） 吉海産業建設部長。

○産業建設部長（吉海安丈君） 中山間地域総合整備事業の第2期で具体的に要望が上がっているところはないのかということでございますが、先ほどもお答えいたしましたように、今後地域説明会を開催して、地域の具体的な御要望をお聞きしながら、地域を確定していくという作業に入る段階でございますので、今のところまだ具体的にはどこの地域というのはわかっておりませんが、そんな希望を聞きながら進めてまいりたいと思っております。

それから、原材料の支給でございますけれども、15年度並みの額を確保してほしいというよう

なおお願いでございますが、御存じのとおり、厳しい財政状況でございますので、確保につきましては、鋭意に努力を重ねさせていただきたいということで御了承いただきたいと思っております。

○議長（緒方誠也君） 次に、産業振興について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、産業振興について順次お答えします。

まず、商工観光業等地場産業の振興にどう取り組まれるのかの御質問についてお答えします。

商業の振興につきましては、近隣におけるロードサイド大型店舗の進出や経営者の高齢化などの影響もあり、廃業や空き店舗が若干増加するなど、商店街の厳しい状況が続いております。

このような状況を踏まえまして、本市ではそれぞれの個性や特性を生かしたにぎわいのある商店街の形成を図るため、地元商店街、商工会議所などの関係者と連携をし、課題の解決に向けての話し合いを進めているところでございます。

具体的には本年度、商店街がみずから考え、活性化に向けて行動するために創設しました水俣市いきいき商店街づくり事業等支援補助金において、商店街にフラワーポットを設置するなど、環境に配慮した町並みづくり事業や、空き店舗を活用した創業等支援事業として、チャレンジショップ支援事業等を追加するなど、より使い勝手のよい制度になるよう見直しを行ったところでございます。

今後は、本制度や県助成事業等を活用しながら、当面は商店街が行う各種ソフト事業を中心に支援してまいりたいと考えております。

工業の振興及び観光業の振興につきましては、さきの大川議員にもお答えしておりますが、工業振興の具体的支援策としましては、企業等が行う産業技術・商品開発経費の補助を行う水俣市産業技術開発・ものづくり補助金制度や企業マッチングの場を提供する企業展示会等出展補助事業があり、さらに、企業セミナー等への参加費用の補助について制度化をしているところであります。

今後、新たな事業としましては、大学などの連携により、地域に存在するかんきつや木材などを原料として、エタノールなどを精製するための脱化石燃料研究協議会を年内に立ち上げ、環境やリサイクル、バイオマスをキーワードとした水俣ならではの取り組みや、水俣エコタウン等地域ブランドを生かした事業などを行ってまいります。

観光業の振興につきましては、環境モデル都市みなまたにふさわしい取り組みの一つとして、環境学習・体験型観光等を柱とした教育旅行産業の創出を目指し、関係団体と連携を密にしながら、市といたしましても可能な限りの支援をしてまいりたいと考えております。

また、水俣市総合計画に掲げておりますブルーツーリズム推進による湯の児再生事業及び湯の

鶴湯治村づくり事業につきましても、関係団体、地元住民等と具体化に向けた検討を重ねながら、海・山・川など、水俣の豊かな自然と特色ある観光素材を生かした魅力ある観光地づくりを進めていくとともに、スポーツイベントの誘致や村丸ごと生活博物館と観光との連携事業、さらには広域連携による周遊性を高めた観光プログラムの開発など、新たな魅力の創出を図り、本市観光の振興につなげてまいりたいと考えております。

次に、企業誘致をどのように進められているかとの御質問についてお答えします。

まず、熊本県へ企業誘致に関して立地協定を結んでいる企業の動向をお聞きいたしましたところ、平成16年度が17件、平成17年度が22件、平成18年度が現在まで30件と増加傾向にあると聞きしております。

また、平成18年度を業種別に言いますと、半導体関係が17社、自動車関係が7社、バイオ食品関係が2社、そのほか4社とお聞きしております。

そのような中、本市では平成13年2月にエコタウンプランの承認を受けて以来、リサイクル産業の進出が相次いだわけではありますが、平成18年度から国のエコタウン事業ハード補助金が廃止され、工場建設等に係る企業のメリットが失われ、本市への企業誘致に関しても厳しい状況にあります。

その中で、本市への企業立地に係る優遇措置等への問い合わせや、電源機器の開発製造販売業者のほか、数社から御相談を受けておりますので、新たな企業として操業に結びつくよう、慎重かつ的確に対応していきたいと考えております。

さらに、既存の企業につきましては、チッソ株式会社において液晶事業関連の増設と、水俣産業団地内の企業についても、平成20年度をめどに設備の増設を行い、雇用の拡大を計画されておられるとお聞きしておりますので、雇用も含め、地元経済への波及効果を期待しているところであります。

企業の誘致は、市の経済を潤し、市民が働く意欲を高めるものであります。

したがって、新たな企業の要望により早く対応するための手段として、社団法人熊本県宅地建物取引業協会に依頼し、水俣市内における土地・建物などの遊休不動産の調査を行い、県企業立地課へ情報提供と本市への企業誘致のお願いを行ったところであります。

今後も、国、県及び企業との連携を図りながら、エコタウン事業の推進とリンクし、環境リサイクル産業を含む、多様な企業の立地促進に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 本井道弘議員。

○本井道弘君 時間が大分迫ってきているようでございますので、2回目の質問は簡単にさせていただきます。

水俣に本社がありますプラスチック再生のリプラ・テックの工場が御船に進出したということが新聞に出ておりますが、地元ではだめだったのか、もう市民は大変企業の進出というのを待ちかねているわけですが、なぜ向こうに行ったのか、市としてはどういうふうに思っておられるのかをひとつお聞きをしたいと思います。

それからもう一つ、電源機器の開発製造業者のことが水俣に来るような話もお聞きしていただいたので、そのあたりをお聞かせください。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今回、廃プラスチック再生処理メーカーが上益城郡の御船町に進出するというのでございますけれども、非常に残念に思っているところなんですけれども、これお聞きをしたところでございますが、今回計画されました御船町の新工場につきましては、本市の工場で利用される一般の廃プラスチックには不純物と言われる紙、木くず、アルミ箔などが混入したことから複合再生樹脂ペレットを製造しているということでございますが、今回の新工場におきましては、各工場から出る純粋な廃プラスチックから製造されるということで、製品の性質上、製造場所を区別する必要があったと、まずそれが第1点でございます。

それからもう一つは、昨年から、1,000坪の土地と、そして合わせて600坪の建物を探しておられたということで、企業の方に私も出向きまして、ぜひ新事業を本市でとお願いしたところでございますけれども、資金や時期の問題、あるいは本市に適当な物件がなかったということで、断念をして御船の方にやったということでございます。

そういった理由で御船の方に新工場が出てきたということでございます。ただ、そのときに本市市場におかれましても、平成20年4月をめどに第2工場内において設備を1万270トンから2万トンに増設したい旨の意向を聞いております。今後、さらなる雇用の拡大がここで図れるんではないかなと期待をしているところでございます。

それからもう一点、電源機器の開発製造販売業者とは具体的にはどんなところかということでございますけれども、これは鹿児島県出水市より本市袋に、操業を中止されておりました原電子株式会社水俣工場の跡に、電源機器の開発製造販売として、有限会社モリエレクトロニクスが本年12月26日から操業を開始するというのでございます。従業員は10名ということでございますので、これも非常に期待をしているところでございます。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 本井道弘議員。

○本井道弘君 大変、景気がなかなか回復しない中で、市民は本当に働く場所がないということで、大変企業の新設というのは期待をしておると思います。これから先も、市長みずからトップセールスとして、企業の誘致に頑張っていただきたいというふうをお願いをして、この問題を終わり

たいと思います。

○議長（緒方誠也君） 次に、小・中学校の諸問題について答弁を求めます。

大淵教育長。

（教育長 大淵洋君登壇）

○教育長（大淵 洋君） 次に、小・中学校の諸問題について順次お答えします。

まず、小・中学校再編成の進捗状況についてお答えします。

本年9月1日に、水俣市小中学校再編成実施計画案につきまして、市議会全員協議会において説明をさせていただき、御意見をいただきました後、市PTA連絡協議会、市自治会長会、市校長会において、同様の説明を行いました。

その後、10月1日号の広報みなまたで再編成の内容を公表し、市長と語る懇談会でも御意見をいただくとともに、11月6日から30日まで、市内9カ所において再編成に関する地域説明会を実施しました。

地域説明会では、延べ407名のたくさんの方々に御参加をいただき、さまざまな御意見、御感想をいただきました。現在その内容につきまして、取りまとめを行っているところです。

議員お尋ねの進捗状況につきましては、地域によりまちまちの状況にありますが、市全体として考えますと、おおむね理解は進んでいるものと推察しております。

今後は、再編成までのスケジュールや具体的な作業、スクールバスのルートなどにつきましても、協議を重ねながら、住民の皆様の御理解が深まりますように、さらに努力してまいりたいと考えております。

また、地域の方々とは、これからも繰り返し説明し、繰り返し話し合いを重ねていく必要があると考えておりますので、議員各位にも再編成に向けた御理解と御協力を重ねてお願いいたします。

次に、地域説明会ではどのような意見が出たのか、また、その対応はどうかについてお答えします。

地域説明会で出された主な御意見や御感想は、地域においてさまざまで、一概には言えないところがありますが、例えば、山間部の学校では、少人数から多人数の学級になることに対する不安や、スクールバスの導入など、通学方法に関する要望、また子どものためにはぜひ進めてほしい、もっと慎重に進めるべきだなど、多くの意見が出されたものと認識しております。

また、市街地の学校では、予定される学校より、現在通っている学校の通学距離が短い、そのまま通えないか、卒業までそのままでは現在の学校に通学させたいがどうか、平成20年4月からの実施であるが、来年度の入学者から予定の学校に入学できないかなどの質問が多く出されました。

また、現在通っている学校の子どもたちが分かれて別々の学校へ通うことになる」と説明した地域におきましては、分かれていなくてもいい方法はないかというふうな御意見もございました。今回出されました御意見や御質問等をよく精査し、少しでも不安を解消していくため、学校間における子どもたちの交流や保護者、地域の方々との話し合いを続けたり、あるいはこの再編成により不便を生じることのないよう、スクールバス等の導入につきましても具体的に説明していきたいと考えております。

また、校区の変更により生じる通学距離の問題や、卒業までの通学、前倒しによる入学につきましては、暫定期間を設けるなど、柔軟に対応していきたいと説明しておりまして、希望のある家庭にあつては教育委員会で相談に乗ることになっております。

また、特に中学校の再編成については、早く使用校舎を決めてほしい、はっきりと実施年月日を決めて実施するようにしてほしいという意見が多く出されました。この件に関して、当委員会でも早急に検討したわけですが、中学では、学校名や制服などの検討が必要であること、中学生は受験を控えており、落ちついた学校環境が求められること、3つの中学校が一つにまとまる学校などでは、長い期間が必要であること、耐震度等の調査が本年度いっぱいかかり、一中、三中の使用校舎の決定がその後になることなどを考慮した結果、中学校については平成21年4月からの実施を目指すことが妥当であるとの結論に至りました。

今後、教育委員会としましては、全体的な再編成の進め方や学校名、通学方法、跡地活用などについて、市全体として統一的に進める協議会や各学校単位における再編成実施委員会を設けて、各方面と連携を図りながら、より具体的に検討していきたいと考えております。

次に、学校におけるいじめの現況についてお答えします。

全国でいじめによる児童・生徒がみずから命を絶つという痛ましい事件が発生しており、文部科学省や県教育委員会を初め、本市におきましても懸命に努力をしているところでございます。

本市の現況としましては、10月に県教育委員会から通知文を受けて、学校として調査をした結果、正式に3件の報告を受けているところです。

それぞれの事案につきましては、校長を中心とした学校職員と保護者との話し合いのもと、いじめを受けた生徒への心のケアに努める一方で、いじめた生徒への指導の徹底を図り、既に問題の解決が図られているところです。

現在、学校にありましては、問題が再発することのないよう、家庭との連携を図るとともに、関係の生徒たちとコミュニケーションをとりながら、注意深く見守っているところでございます。

また、いじめ対策はどのようになされているかについてお答えします。

学校での指導体制としまして、いじめ問題の重要性を認識し、校長を中心に一致協力する体制で臨み、特定の教職員が問題を抱え込んだりするのではなく、学校全体で対応することが大切で

あると考えております。

そこで、各学校では、先ほど申しましたように、いじめ不登校対策委員会を開催し、毎週子どもを見詰める会や生徒指導部会を開催し、児童・生徒に関する情報交換と情報の共有化を図っているところです。

次に、教育指導の面におきましては、いじめは人間として絶対許されないと強い認識に立ち、校長や学級担任による講話を初め、教育相談を行ったり、児童・生徒とのコミュニケーションを図ったりして、何でも言える学級づくりを目指して、全職員が指導に当たっています。

また、道徳を初め、すべての教科で思いやりの心や生命・人権を大切にする指導の充実を図っているところでございます。

その中で、例えば道徳の時間に、命は一つしかないもの、親からいただいた大切な命であること、自分の命も他人の命も大切であることなど、子どもの発達段階に応じた言葉で呼応していただいたりしております。

また、授業中のみならず、掃除や休み時間、給食時間、放課後などの日常的な生活の中でも、情報収集や指導に努めていただいております。そのほか、日記や生活ノートを通して指導が行われているところでございます。

いじめは大人に見えないところで、見えないように行われるとよく言われますので、家庭や地域との連携も重視していただいているところでございます。

このように、多方面から子どもたちを見守ることで、いじめの防止や早期発見・早期対応につながるものと考えております。

次に、学校林の今後の活用・運営はどのようにされるかについてお答えします。

現在、6つの小・中学校が学校林を保有しておりまして、該当する学校は久木野小・中学校を初め、京渡小学校、湯出小・中学校、水俣第一中学校となっております。

この中には、今回の学校再編成に伴い閉鎖を予定しております久木野中学校と湯出中学校の2校が含まれております。

この2つの学校林につきましては、それぞれの校区の児童・生徒及び校区の住民により植林・管理等が行われてきた経緯がございますので、それぞれの校区の小学校へ移管したいと考えております。

学校林の今後の活用及び運営につきましては、これまで久木野小・中学校及び湯出小・中学校のPTA組織内に設けられた学校林運営委員会が主体となり、植林、管理等が計画的に行われてきたという記録が残っております。しかし、近年は学校林運営委員会も休止状態にあり、積極的な活動がなされていない状況でございます。

このような状況や、学校林の中には、既に植林後相当年数を経過した立木もあることなどから、

今後、伐採期間、伐採後の利活用について検討する必要があるものと考えております。

○議長（緒方誠也君） 残り時間が少なくなっておりますので、質問、答弁は簡潔にお願いします。  
本井道弘議員。

○本井道弘君 予定した質問がありますが、時間がございませんので、学校再編につきましては、小学校、中学校は別々に実施をされても問題はないのか、それだけお願いします。

○議長（緒方誠也君） 大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） 別々に再編成がなされること、小・中学校別々に再編成なされることは問題ないかということですが、特に問題はないというふうに理解をしております。むしろ別々にする方がスムーズに行くのではないかと、そういうふうな気持ちを持っておるところです。

○議長（緒方誠也君） 次に、産業廃棄物最終処分場について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、産業廃棄物最終処分場建設予定地周辺山林の買い上げの考えはないかとのお尋ねについてお答えいたします。

議員の御質問は、処分場への運搬車搬入路付近の山林のことだと思われまますので、そのことを前提にお答えします。

先月28日、県に提出された環境影響評価準備書の原稿について、中身を県に問い合わせたところ、管理型処分場の位置と搬入経路は、方法書の記載とほとんど変更はないとのことでした。

したがって、搬入路に隣接する部分については、その土地を買い上げることでどのような抑止効果があるのか、よく検討する必要があると思います。

いずれにしましても、買い上げるについては十分に調査し、慎重に検討する必要があると思われまます。

○議長（緒方誠也君） 本井道弘議員。

○本井道弘君 産業廃棄物処理場問題はどこもつくっておられる自治体は頭を悩ませておるようでございます。この前、筑紫野に行ってまいったわけですが、あそこでもあらゆる手だてをして、阻止に向けておられますけれども、なかなか思うようにいかないと、絶対つくってしまえば終わりだというような、議長さんのお話も聞いてまいりました。そういうことから、生半可な気持ちではなかなかとまらないと思います。これには市民一丸となって、ある程度の金も注ぎ込んで、それをしなきゃいかんだろうというふうに考えますが、そういう方法があったら、私、先ほど申しました原材料支給の額を上げるというようなことも我慢してでも頑張っていたきたいというふうに思いますので、これから先も一生懸命頑張っていたきたいというふうに思いまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 以上で、本井道弘議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は、明14日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、あすの会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後4時8分 散会

平成18年12月14日

平成18年12月第4回水俣市議会定例会会議録  
(第4号)

一般質問・質疑

# 平成 18 年 12 月第 4 回水俣市議会定例会会議録（第 4 号）

平成18年12月14日（木曜日）

午前 9 時 31 分 開議

午後 4 時 4 分 散会

（出席議員） 22人

緒 方 誠 也 君	西 田 弘 志 君	福 田 齊 君
藤 本 寿 子 君	吉 田 正 和 君	中 村 幸 治 君
大 川 末 長 君	真 野 頼 隆 君	淵 上 道 昭 君
牧 下 恭 之 君	田 中 功 君	谷 口 真 次 君
野 中 重 男 君	清 水 晶 夫 君	本 井 道 弘 君
大 川 久 洋 君	竹 下 武 義 君	岩 阪 雅 文 君
松 本 和 幸 君	千々岩 巧 君	松 本 満 良 君
中 山 徹 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（牛 迫 秀 基 君）	次 長（田 畑 純 一 君）
議 事 係 長（栄 永 尚 子 君）	書 記（赤 司 和 弘 君）
書 記（岩 坂 正 輝 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（宮 本 勝 彬 君）	助 役（森 近 君）
総務企画部長（葦 浦 博 行 君）	産業建設部長（吉 海 安 丈 君）
福祉環境部長（吉 本 哲 裕 君）	総合医療センター事務部長（濱 崎 昭 博 君）
総務企画部次長（仁 木 徳 子 君）	産業建設部次長（桑 畑 達 美 君）
福祉環境部次長（中 田 和 哉 君）	水道局長（山 田 敏 博 君）
教 育 長（大 淵 洋 君）	教 育 次 長（森 田 幸 治 君）
総務企画部総務課長（田 上 和 俊 君）	総務企画部財政課長（本 山 祐 二 君）

---

議事日程 第4号

平成18年12月14日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 藤本寿子君
- 1 水俣市の独居老人対策について
  - 2 学校給食センター建てかえについて
  - 3 水俣市百間雨水幹線、水俣湾ダイオキシン類対策について
  - 4 水俣市の観光振興について
- 2 吉田正和君
- 1 ダイオキシン類最終処分場問題について
  - 2 長崎・木臼野地区に建設予定の産業廃棄物最終処分場問題について
- 3 中山徹君
- 1 入札制度改善・談合防止対策について
  - 2 政策事業の評価・管理について
  - 3 IWD東亜熊本の産業廃棄物最終処分場問題について
  - 4 市役所電算機更新について
- 4 牧下恭之君
- 1 行政経営の時代と来年度予算編成について
  - 2 新介護保険について
  - 3 教育問題について
- 捧 いじめ問題について
- 放 早寝・早起き・朝ごはん運動について
- 方 地産地消について

(付託委員会)

- 第2 議第126号 水俣市高齢者福祉センターの設置等に関する条例の制定について (厚生)
- 第3 議第127号 水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について (厚生)
- 第4 議第128号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について (総務文教)
- 第5 議第129号 平成18年度水俣市一般会計補正予算(第6号) (各委)
- 第6 議第130号 平成18年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第3号) (厚生)
- 第7 議第131号 平成18年度水俣市病院事業会計補正予算(第2号) (厚生)
- 第8 議第132号 平成18年度水俣市水道事業会計補正予算(第3号) (産業建設)
- 第9 議第133号 熊本県後期高齢者医療広域連合の設置について (厚生)
- 第10 議第134号 公有財産の取得について (産業建設)

第11 議第135号 平成18年度水俣市一般会計補正予算（第7号）

（産業建設）

第12 陳情の取り下げについて（陳第4号 社会福祉法人さかえの杜の事業支援等を求める意見書提出に関する陳情について）

平成18年12月第4回水俣市議会定例会陳情文書表

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
陳第4号	学校給食施設新設について慎重審議を求める陳情について	水俣市袋 1974 - 7 赤木 惇子		総務文教

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時31分 開議

○議長（緒方誠也君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（緒方誠也君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、市長から、補正予算1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、平成18年9月6日付で受理し、現在、厚生委員会で審査中であります陳第4号社会福祉法人さかえの杜の事業支援等を求める意見書提出に関する陳情については、陳情者から、12月8日付で陳情取り下げ願いが提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日まで受理した陳情1件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり、総務文教委員会に付託します。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第4号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（緒方誠也君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、藤本寿子議員に許します。

（藤本寿子君登壇）

○藤本寿子君 おはようございます。

いのち・みらい・みなまたの藤本寿子です。

毎日、毎日繰り返される報道の中で、今一番私が胸がふさがる思いがしますのは、親の子どもに対する虐待です。先日は酔った父親が20分にわたってベッドに乳幼児を投げつけ殺してしまいました。犬小屋に子どもを寝かせていた。一体日本はどうなってしまったのでしょうか。また、イラク戦争の様子も人ごとではありません。イラクでは15万人にも及ぶ住民が殺され、アメリカ軍の死者も何千人にも及んでいます。今、当のアメリカではブッシュ政権へのイラク政策の見直しが政治の最重要課題となっている中、この戦争を一番最初に支持した日本はどうなっているのでしょうか。政治家からのイラク戦争への反省や、現在まだ行われている空路での支援、イラク特措法については再考する議論すらありません。私は命をおろそかにする国からは、命を粗末にする人々が出てきてもいたし方がないのかもしれないと、毎日のように報道される子どもへの虐待の事件に考えさせられています。

子どもたちの問題だけではなく、高齢者、障がい者など、いわゆる社会的弱者への各種社会保障の削減に至っては目に余るものがあります。若者が当たり前に就職ができ、結婚し、子どもたちを育てられる社会、働き続けてきたお年寄りの方々が、せめてぜいたくでなくとも暮らしていけるような社会を、そして、障がい者の人たちが楽しく暮らしていけるような社会を願って質問に入りたいと思います。

質問の1番です。水俣市の独居老人対策についてお尋ねします。

熊日新聞に、高齢者とセーフティーネットという10数回に及ぶ特集記事がありました。もともとこれは格差社会を見詰めるということでのテーマでしたけれども、事は高齢者であり、社会的弱者の問題でありましたので、見過ごすことのできない記事だと思いました。そんな中に、こんな記事がありました。年金が7万円、その中から介護保険料、家賃、光熱費、食費などを払っているSさんという高齢の男性はひとり暮らしです。この方は肺気腫のほか、以前に骨折や脊髄を痛めたこともあった。しかし、CT検査を受けると言われているけれども、通院や入院をすれば医療費で生活が破綻しかねないし、介護保険に至っては、サービス水準が下がっても介護保険料は容赦なく上がるというのが現実です。

また、もう一つ、このような切実な例もありました。鼻からチューブを入れて24時間酸素吸入をする生活を送っている方。介護保険の改正以後も一番困ったものが買い物でした。原則として買い物は認めないわけです。酸素ボンベのカートを引きいて買い物はできないので、そのため配達となり、余計費用がかかることになった。

国に、改正するのはいいけど、面倒も見てほしいと、このような記事が、多くの痛切な記事が載っておりました。

このような中で、水俣市の場合も、ひとり暮らしのお年寄りが精神的にも経済的にも一番しわ寄せがきているのではないかと思います。

以下、3つ質問をいたします。

1、現在水俣市には、ひとり暮らしの高齢者が何人おられるかお尋ねをします。

2、介護保険などが改められて以後、経済的に破綻をしているひとり暮らしの人はいないかお尋ねします。

3、現在行っている独居老人への対策についてお尋ねしたいと思います。

次に、大きな2番ですが、学校給食センター建てかえについて質問をします。

これは、もう何度も質問をしているんですけども、9月議会においては、私の中身は、学校給食の審議会の答申が出ているんですけども、その中にセンター方式とブロックについての建設費用の比較が出ています。これは後で聞きましたら、執行部の方で出されたものということですけども、この数字には納得がいかないのので、関係者と改めて費用を見積もることができないかという1つ目の質問をしています。

次に、答申中、これからの学校給食の課題として出ていることに、センター方式で本当に実現ができるのか、その2つのことを質問しました。

閉会中、給食センターの所長さんや、また、市長とも何度かお話をしました。審議会の了承がセンター方式と受けとめたので、試算についてもその方向で考えるということで、結論的には、センター方式での見積もりが、今回の12月議会で出ております。正直なところ、私としては、大変非常に残念な結論だと思っています。費用もできるだけかからないように、一緒に考えたいということを行った思いが伝わらなかったというふうに思っております。

閉会中、署名が市長あてに提出されています。学校給食施設新設に当たっては、食育や農業振興の効果を十分に発揮できるよう、多くの市民及び庁内関係部署の意見を聞き、慎重に結論を出してくださいという要望内容です。これは、きょう議場にも来ておられますけれども、市内の環境マイスターの方たち全員が賛同されています。

そこで、質問をいたします。

1、この要望書に対する市の見解をお尋ねしたいと思います。

次に、センター方式になった場合、審議会の答申を本当に実現できるのか、再度お尋ねをしたいと思います。

次に、ダイオキシン問題について。

水俣市百間雨水幹線、水俣湾ダイオキシン類対策について質問をします。

本年10月16日、市議会全員協議会において、この問題についての説明があり、また、公害環境対策特別委員会でも議題となっております。チツソが持っている梅戸港近くの用地に埋め立てる

という計画を聞き、全員協議会后その現場にも行ったわけですが、正直に言いまして、その場所に立ちましたときから、これでいいんだろうかという疑問と不安を持ちました。さらに、地域住民の皆さんも、10月末に行われた説明会の中で、その不安を訴えられておられました。

また、先日は、市民団体水俣に産廃はいらない！みんなの会で水俣市に申し入れをされています。

そこで、お尋ねしたいと思います。

1、チッソ株式会社は、この問題について、どのような見解で臨んできたのかお尋ねします。

2、本年10月の住民説明会の席上、県に対し住民から要望した点について、熊本県から具体策があったのかお尋ねします。

住民から要望したのは、この2つでした。

梅戸港に埋め立てないで、チッソの中のしかるべき所に保管し、無害化の技術や費用が妥当なものになってから無害化するべきだ。もう一つは、近隣の地域だけではなく、全市民対象に説明会をするべきだという、この2点を説明会の中で市民の方たちが言っておられました。

3、市沿岸部には、チッソだけではなく、産業廃棄物が多く埋め立てられていますけれども、市の方で把握していることがあればお尋ねします。

次に、大きな4番です。観光振興ですけれども、本年11月13日水俣病問題を抱える水俣市の観光経済に関する要望書を熊本県旅館環境衛生同業組合水俣芦北支部、湯の児釣り船組合、観光物産協会エコみなまた、水俣商工会議所より、熊本県議会あての要望書を提出されています。これには、この議会からも2人の方が付き添っていただいたということで聞いております。

ちょうどこの時を同じくしてだったんですけれども、たまたま議員仲間より、観光振興を意識した視察2件の誘いがありました。その視察の内容なんですけれども、一つは、水俣市を原爆ドームなどのように、原爆ドームが実は世界遺産になっているんですけれども、水俣市を世界遺産にできないかということで、世界遺産になった経緯などを屋久島の方に聞きに行きました。もう一つは、指宿の方で、民間の、これはとてもよかったんですけれども、いわさきホテルの営業の担当の方から、実際にも営業を担当されている方から話を伺うことができました。

私なりに現在の状況を何とか打開できないかという思いで、今回質問をしたいと思います。

1、県議会あてに出されている要望書について、水俣市としてどのような見解を持たれているかお尋ねをしたいと思います。

2、近年の観光客の動向についてお尋ねします。

3、今後の観光振興について対策があればお尋ねをしたいと思います。

以上、本壇からの質問は終わります。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本市長。

(市長 宮本勝彬君登壇)

○市長(宮本勝彬君) 藤本議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣市の独居老人対策及び水俣市百間雨水幹線、水俣湾ダイオキシン類対策については福祉環境部長から、学校給食センター建てかえについては教育長から、水俣市の観光振興については私から、それぞれお答えします。

○議長(緒方誠也君) 水俣市の独居老人対策について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

(福祉環境部長 吉本哲裕君登壇)

○福祉環境部長(吉本哲裕君) 初めに、水俣市の独居老人対策についてお答えをいたします。

現在、水俣市にひとり暮らしの高齢者が何人いるかとの御質問にお答えをいたします。

水俣市民生委員・児童委員協議会の調査によりますと、平成18年4月1日現在、65歳以上高齢者の方が8,598人、そのうち1,794人の方々がひとりで生活をされており、その中で193名が医療機関等へ入院されているとの調査結果でございました。

次に、介護保険法が改められて以後、経済的に破綻しているひとり暮らしの人はいないかとの御質問にお答えをいたします。

4月の新制度施行以来、保険料の上昇、介護保険施設の居住費や食費の原則自己負担が税制改正に伴う非課税世帯から課税世帯への移行等により、一部の被保険者が経済面で影響を受けている可能性もあると考えられます。

しかしながら、今回の改正では、制度改正により経済面で大きな影響を受けたり、低所得である被保険者や世帯に対しては、緩和措置や減額措置を講じることが可能となっております。

本市におきましても、広報や事業所等を通して、これら各種措置制度について周知を図るとともに、相談等があった場合には、できる限り被保険者の方々の負担が軽減されるような方向性で対応いたしております。

また、事業所等におきましても、サービス利用にかかるケアプランを作成する際には、ケアマネジャー等が利用者や、その家族の収入状況や負担能力、生活状況等を詳細に把握した上で、本人にとって最も適したサービス利用の方法を検討することが前提となっております。

介護保険制度では、万策を賄えるものではありませんが、万が一、必要なサービスの利用が本人や家族の負担能力を超えている場合には、能力を支えるような福祉制度を利用することなどで、過度の経済的負担が生じないように努めてまいります。

次に、現在行っている独居老人への対策についての御質問にお答えをいたします。

軽易な日常生活上の家事等の援助を行い、継続した在宅生活の支援を目的とした軽度生活援助

事業、福祉電話の貸与や火災報知機等の給付を行う日常生活用具給付等事業、調理が困難な高齢者を対象に宅配による安否の確認を目的とした配食サービス事業、そして急病や災害等の緊急時に対応するための緊急通報体制等整備事業がございます。また、経済的な理由や環境上の理由により、在宅での生活が困難なひとり暮らしの高齢者に対しましては、養護老人ホームへ入所いただくことで、その対応を図っております。

一方、介護保険サービスを利用中のひとり暮らしの高齢者につきましては、ケアマネジャーが個々にかかわりを持ち対応をしております。

今後、フォーマルなサービスとあわせまして、インフォーマルな地域の見守りネットワーク等につきましても、関係機関と連携したシステムづくりを推し進めてまいりたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 藤本寿子議員。

○藤本寿子君 答弁をいただきましたので、2番目の質問に入りたいと思いますが、この問題を少し自分なりに追っているうちに、本当に自分がひとり暮らしになったときに、どうなるんだろうかなという切実な感じを思いながら、何人かの、10人ぐらいのひとり暮らしの方たちをずっと回らせていただいたという経緯がありました。

ちょっと後先になりますけれども、この熊日の新聞記事の中には、生活保護費をもらっているひとり暮らしの男性のことが書いてあったんですけれども、それによると、月額1万8,000円支給があったのが、本年4月から約8,300円減額になったということです。これは老齢加算金というものなんですけれども、その減額分というのが、おかず代の方にも響いてきまして、おかず代が300円ということで、毎日を暮らしているということが書いてありました。

私は、ここで第2の質問の中で、今、いろいろ御答弁をいただいたんですけれども、水俣にもひとり暮らしで生活保護世帯の方たちもおられるかもしれないんですけれども、ぜひ、その実情というのをさらに把握していただけないかなということを思います。それが第2の質問の1番なんですけれども。

次に、回りました10人ほどのひとり暮らしの方なんですが、私のことを言ってあれなんです、自営の魚屋をやっているんですけれども、そこに80歳ぐらいの女性の方がいつも買いに来てくださるんですけれども、その方はバスでまちに行くこともできないし、医者にも行かないし、生活保護を受けたいと思ったんだけど、少し貯金があると言われてまして、生活保護はだめですと言われたので、たんぱく源は本当に魚だけで、畑に少しだけ野菜を植えて暮らしていると言われてました。一番自分が困るのが、自分の古い友達が死んでも葬式に香典を持っていくお金がないので、行くことができないのが残念だけど、家の中で、南無阿弥陀仏というふうに言ってますということを言われている方がおられました。また、90歳近くの方で、本当に元気にひとり暮らしをされている女性もおられて、この方は、まだ縫い物をされたり、団地なんですけれども、そこ

の前にゴーヤを植えたりとかして、結構元気に暮らされていて、そのうちだれかケアの方を頼もうかなというような元気な方もおられます。それから、80歳近くの男性の方で、畑仕事だけが楽しみですという方も近くにおられました。きのうちょうど千々岩議員が、東部地区の方ではあちやんたちが少しでも換金ができるという、野菜をつくって換金ができるというのが生きがいになっているということをおっしゃいましたけれども、本当にそうやって集約する、どう言ってもいいかわからないんですけども、少しつくった野菜を持ってきて、それが売れるような販売所みたいなところがあれば、地域のお年寄りの方たちは、自分の畑でつくっているものを本当に100円でも200円でもいいから換金する楽しみというのがあるんじゃないかなというのを切実にそのとき感じました。

それともう一つは、75歳の女性の方だったんですけど、ちょうど伺ったとき、とても寒い日で、寝たきりの夫をいつも、岡部病院にいらっしゃるんだそうですけども、その方を見舞うのが自分の日課だということで、そのとき私が背中に寒いなというのを感じましたのは、ひとり暮らしというのは、やっぱり寂しいもんだろうなというのを、自分は今まだ仲間と一緒に暮らしているのであれなんですけれども、とても精神的に、神戸震災の後とかなんかたくさんの孤独死が生まれたということだったんですけども、これを最後死ぬまでできるだけ精神的に豊かに暮らしてほしいなというのを実感したということがありました。

もちろん社会福祉協議会の方では、私も何年かやっておりましたけれども、ふれあいネットワークというのをなさっております、今の現状をビデオとかいろいろ見せていただきまして、今、議長が住んでおられるところの茂川だとか野川では大変もういろいろと盛んですばらしい活動だなというふうに思って、見させていただいたんですが、ただ、ちょっと残念だなと思いたしたのは、とても一生懸命やられている地域と、私もそうなんですけれども、地域を離れてしまっていて、ぼっかり空いているところがあったりしまして、現実のところは、こう安否確認というのがひとり暮らしの方どうなのかなというふうに思っていて、さまざまな分野で、もう少しこうお年寄りと触れ合う機会というのが、市の方でももっともっと組み立てていただくことができないかなということをおもいました。

その2つのことを2番目の質問にさせてもらいたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 1つは、ひとり暮らしの高齢者の方々の把握ですかね。

これにつきまして、民生委員・児童委員協議会の調査で継続的にずっと把握をいたしておりますけれども、例えて言いますと、ひとり暮らしの高齢者が15年度は1,488人、16年度が1,571人、それから平成17年度1,679人、平成18年度は1,794人というぐあいになっております。ちなみに平成14年度で申し上げますと、平成14年度が1,408人ですので、平成18年度は27%、約380人ぐらい

ふえていると、ひとり暮らしの高齢者の方々が確かにふえている状況ではありますし、先ほど議員が申されましたように、非常に地域の中で閉塞状態といいますか、寂しく過ごしておられるという状況もございます。もとより、社会福祉協議会等で先行的にやっていたふれあいネットワーク、全国的にも先駆けとなるような福祉のいわゆる地域づくりだったと思うんです。これについては、若干地域によって温度差もあるということで、私もそのように感じておりまして、これについても一回再編する必要があるのかなど。幸い、これは水俣病対策の一環として出てまいりましたけれども、先般来、いろいろと意見になっていました懇談会の提言がございましたが、その中で、福祉の先進モデルを水俣を含めた発生地域でつくっていききたいというような提言もあっておりますし、国もそれに呼応するような形で、環境福祉推進室というのを省内に組織されたということでございます。私どもの水俣市からもそういった意味で職員を派遣してございます。

水俣病対策と言わず、この地域の高齢者対策、これは水俣市の全体的な総合福祉をやっぱり考えていく上で重要な案件であると思えますし、そういった意味において、環境省の方でも、そういった室を設けられたというのは一つの追い風でございますので、この際、再度、水俣市におけるその総合的な福祉施策、例えばネットワークづくりを含めて、構想を十分に固めていきたいと思っております。もっともっと地域において、やっぱり高齢者の方々のその能力を活用していくとか、生きがいを引き出す、そういった作業が必要になるんじゃないかなというぐあいに思っておりますので、ここ近い間にそういった計画なり、構想なり固めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 藤本寿子議員。

○藤本寿子君 私が言いたかったことを答弁いただいたようだったので、簡単にちょっと言いたいと思うんですけれども、ふれあいネットワークが原則2人1組ということだったもんですから、1カ月4組のチームをつくるには8人要ったんですね。それが、そのPTAの活動みたいに1年ずつかわるということではなくて、何というんですか、いつ終わるのかなみたいなことがあって、ちょっとそういうので人の補充なんかちょっと難しくなったりなんかすることもありまして、やっぱりちょっと形をもう少し変えた方がいいのかなという、もちろんふれあいネットワークはそれでできるところはしていただいていいと思うんですけれども。私が考えるのは、自分のことなんですけれども、地域でボランティアを登録制みたいにして、何というんですかね、民生委員の方たちがもう一手に、うちも前民生委員だったことがあったんですけど、一手に引き受られますよね。それをやっぱりある程度もう少し軽減できるぐらいの感じぐらいにお手伝いできるような登録制のボランティアみたいな人なんか考えてみたりとかすればどうかなというふうに思っています。

これは質問にします。考えていただけるかどうかですね。

○議長（緒方誠也君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） さっき質問ございましたけども、先ほど、今、議員が申されましたように、総合福祉計画、ある程度、もう一回練り直していくという考えでございますので、その中に十分、今議員が申されたような、登録制度であったり、果たして登録制度がいいのかというのもあるかもしれませんが、例えば自主的に、私はこういう能力が、能力というか、自分のお手伝いできる部分があるから、それは地域内の福祉に役立てていきたいというような方々がいらっしゃれば、そういったものも十分に活用するというか、地域内での、いわゆる小集落でのボランティアというか、お互いがやっぱり助け合っていく、これはそもそも互助の精神であろうと思いますし、そういった互助の力というのをいかに醸成していくのか、地域内にそれを根づかせていくのか、そういったことを軸としていきたいと。元気村づくりというのがありますけれども、あれこそやっぱり互助の力であろうと思いますし、頭石地域におけるそういった互助の力をうまく引き出すと、お互いがやっぱり高齢者であっても、若い人であっても、輝いていけるような地域というのはできる。そういった仕組みをつくりたいというのが、私の思っているところでございます。

○議長（緒方誠也君） 次に、学校給食センター建てかえについて答弁を求めます。

大淵教育長。

（教育長 大淵洋君登壇）

○教育長（大淵 洋君） 学校給食センター建てかえについて順次お答えします。

まず、学校給食を考える会より署名が提出されているが、市の見解をお尋ねしますとの御質問にお答えします。

11月17日、学校給食を考える会から、学校給食施設の建設に当たっては、食育や農業振興の効果を十分に発揮できるよう、多くの市民及び庁内関係部署の意見を聞き、慎重に結論を出してもらいたいとの内容の要望をいただいております。

学校給食の実施及び施設整備計画につきましては、ことし3月に審議会から学校給食の実施に関する事並びに学校給食施設の整備方式に関する調査研究に関する事について答申をいただいた後、答申内容を十分に尊重し、検討を重ね策定したものであります。

計画内容の一つであります学校給食の実施に関しては、家庭、地域、学校における食育の支援や地産地消の推進など、7項目について取りまとめたものでございます。また、給食施設の整備につきましては、センター方式で整備を行うこと、建設用地については、市が所有する一定規模の用地の中から、関係各課との協議により決定すること、整備手法に関しては、財政課との協議により決定する旨の内容でございます。

このことにつきましては、8月に庁議及び関係各課に説明し、9月には市議会全員協議会にて

説明を行い、10月には校長会に説明し、あわせて市学校給食施設整備等審議会の委員の方にも説明をしてきたところでございます。

今回の計画について、数名の審議会委員からは、建設は慎重にすべきである旨の発言がありましたが、その他の委員からは、おおむね了解いただいたものと理解しているところでございます。

したがって、要望書にあります内容につきましては、これまで審議会の立ち上げから、答申をいただくまでの過程や、その後の説明の中で対応してきたものと考えております。

今後、学校給食の施設整備につきましては、学校給食の実施及び整備計画に沿って進めることとし、衛生管理の整った施設で、安全・安心な学校給食の提供ができるよう、早急に具体化していきたいと考えております。

次に、センター方式になった場合、審議会より出ているさまざまな課題に対応できるのかとの質問にお答えします。

ことしの3月に、市学校給食施設整備等審議会から、学校給食の実施に関する事及び学校給食施設の整備方式に関する調査研究に関する事との2つの項目について答申をいただきました。

学校給食の実施に関する事では、課題と言える7つの項目について答申いただきました。

これら7つの課題への対応として順次申し上げますと、まず、食育については、学校栄養職員による食に関する指導、給食センター・給食に携わる人を知ってもらうために、給食センター見学の受け入れや、給食施設職員との会食の実施、保護者や地域住民が参加して行われるふれあい給食懇話会への協力、親子料理教室の指導等、現在、家庭、地域、学校における食育の支援を行っているところであり、今後さらに充実させていきたいと思っております。

また、食物アレルギーを持つ児童・生徒には、個別的な相談・指導を行い、そして、特に必要な児童の家庭とは、頻りに連絡を取り合って、それぞれに合った献立を作成し、きめ細かな対応を行っているところでございます。

食材につきましては、地産地消の推進のため、環境マイスターの方々の地場産物の使用とあわせて、昨年末から地元農家より直接納入していただいた農産物の使用を行っています。

2学期には、ナス、サツマイモ、シイタケ、ブロッコリーを使用し、これまで11品目について納入いただいたところです。今後とも、旬の地場産物の使用及び給食畑の推進について、農林水産課と連携のもと、取り組んでまいりたいと考えております。

献立につきましては、地場産の旬の食材の使用、郷土料理の取り入れ、さらに、いりこ、かつお、昆布の天然だしを使用するなど、工夫して給食を調理しておりますし、新しい施設になったときには、施設内炊飯を行うことで、和食メニューをふやしたいと考えております。

また、施設が新しくなりますと、小・中学校同一の献立が可能になりますので、今まで以上に給食の内容の充実が可能になると考えております。

調理時間につきましては、児童・生徒ができ上がりをできるだけ早く食べられるよう、ことしの4月から調理職員の午前中の勤務終了時間を12時から12時30分に変更したことで、調理終了時間を25分おくらせて対応しております。

また、温かいものや冷たいものをそのまま届けられるよう、保温・保冷性にすぐれた食缶の導入を考えております。

食器につきましては、食事の演出効果と環境ホルモンの排除も視野に入れて選定したいと考えております。

洗剤につきましては、今後、洗剤業界の動向に注意しながら、センター内での使用に適した環境に優しく安全な洗剤を使用したいと考えております。

以上のように、現在対応できるものについては改善を行い、既に実施をしているところです。

今後、一層の工夫・改善を図ることにより、ブロック方式に近い給食の提供に心がけ、そして、審議会より出ておりました課題に対応できるように努力してまいりたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 藤本寿子議員。

○藤本寿子君 2番目の質問をしたいと思います。

まず、市長にお会いしましたときに申し上げましたんですけれども、今、日本の中で、センター方式から自校方式に変えているというところがあるわけなんですけれども、これは、本当に政策的に行っておられるわけです。先ほどから、その地産地消で環境マイスターの方たちをできるだけ入れてということで、答弁をいただいているんですけれども、自校方式にしたということにも、自治体にも電話をして聞きましたら、やはり、何といたっても自校方式にしたことでよかったというので、何度もここでも、この議会で申し上げましたけれども、小さい生産者のものを自校でしたら扱えるということで、そういったことがあって、本当に今言いましたように、ひとり暮らしのお年寄りの方たちなども含めて、水俣市が本当に地域として活性化するためには、本来ならば本当は私は自校方式が一番いいというふうに思って、質問をずっと続けてきたわけなんですけれども、政策的に、それは今お金がないのでできないという市長からの答弁だったと思うんですけれども、やはり、このところで、先ほど教育長から、関係各課で農林水産課とも話をとということでしたけれども、私ども学校給食を考える会で農林水産課の方と話をいたしましたけれども、ほとんど教育委員会との話は、今まで余りないということだったので、どこまで本当にきちんとした取り組みをなさっていくつもりがあるのかというのが、大変私は一つは不安なところがあります。やはり、ここで政策として選べなかったということについては、ちょっと残念な思いがしますけれども、やはり、その面できちんとした取り組みを、やっぱり今後していっていただきたいというふうに、まず一つは思います。

それともう一つ、施設内炊飯についてはわかりました。しかし、洗剤のことで申し上げますと、

実は、私どもの周りの出水の学校給食センター、それから熊本市もせっけんを使っているわけなんですけれども、ずっともうこのことにつきましては、環境のまち水俣がなぜせっけんを使えないのかということをお訴え続けてきたわけなんですけれども、2004年の6月、私が議員になってからですけれども、給食センターの所長さん初め、熊本市の東部の方のある学校に800食ぐらいの調理場でしたけれども、そちらの方に一緒に、どちらかというとお誘いをしまして研修に行っただけなんですけれども、そのとき帰ってきてから、私は期待をしまして質問をいたしました。せっけんを使っただけなんですけれども、せっけん使用については、食器の汚れの落ち方は、長くつけておいた場合はよく落ち、短い時間だと落ちにくいということで、3,000食分のつけ置きには、今、現在が3,000食分ですけれども、大体、3,000食分のつけ置きには、時間的に余裕がないというような答弁で、結局せっけん使用ということは、今現在できないということだったわけです。ということは、やはり形態を変えない限り、この答弁をもとにすれば、形態を変えない限り、せっけんは使えないのかということが、私としては、じゃ形態を変えない限り使えないなら形態を変えてほしいということを要望いたしました。そういった点が、やはり、まだ幾つかあると思います。例えば、早くなるとは言いましても、配送の時間もやはり大分東部の方、遠いところには長くかかりますし、それを保冷する、保温するとかということもありますけれども、できましたら、その装置をつけなくても早く、ある程度、15分ぐらいで行けるとかということであれば、その方が熱量もかからないし、いいのではないかと、多くのことがあると思うんですけれども、この中で2回目の質問としてまとめたいと思うんですけれども、ここできちんとお答えをしていただきたいと思うんですが、3,000食分の米飯炊飯ということはわかりましたけれども、せっけん使用について、今後、何というんですか、どのようなものを使っていくかということについては、今後検討していくということでしたけれども、答申の内容としては、やはり皆さんの思いは、せっけんを使いましょうということだったと思うんですけれども、どのようにされていくつもりなのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） 現在、せっけんの使用につきましては、給食の衣服等についての使用については、現在使用しているところなんですけれども、食器については、現在のところは使用していない、そういうような状況でございます。せっけんを使用した場合、なかなかそのぬるぬるというか、ああいうのがなかなか取りにくかったりとか、そのような状況がありまして、今のところはまだ使用していないと、そういうふうな状況でございます。

今、聞くところによりますと、いろいろと環境に配慮したせっけん等も考えられている、そういうふうな話も聞いておりますので、今後、業界、または、せっけんの内容、そういうのも全体

的に私たちも検討をさせていただいて、環境に優しい、そういうふうなせっけんを考えていきたい、そのように思っております。

○議長（緒方誠也君） 藤本寿子議員。

○藤本寿子君 市長とお話ししましたときに、何人かの子どもさんを持たれた方たちが、市長にお話に来られて、市長がそのとき本当によくお話を聞いていただいてありがたかったと思っているんですけども、その中で、いろいろ子どもたちが今学校給食でどんなことを思っているのかという話がありまして、一つ、私もびっくりしたんですけども、いきなりだんごが冷凍されたまま来て、子どもたちが口に入れたら、まだ冷たかったというようなことがあったりしているようで、やはり、私は学校給食センターの悪口を言うつもりはないんですけども、やはりどうしても、大きい規模のものというのは、どうしてもそういういろんな問題が起こるのではないかと、うふうに、だんごだって、自分たちで、もしも500食だったら、何人かでつくることができるわけですね。だけれども、やはり3,000食分を手でつくるわけにはいかないということがあります。本当に残念だなというふうに思うんですけども、それであっても、仮にセンター方式になった場合でも、きちんとしたやっぱり取り組みをしていただきたいという思いがあるので、言わせていただきたいんですけども、例えば冷凍食品なんですけど、先日、映画監督をしている友だちから電話がちょうど1週間ぐらい前にありまして、ケニアに5カ月ほど入って、ストリートチルドレンの映画を撮っていたんですけども、タンザニアにナイルパーチという2メートル近く大きな魚がいるんですけども、その魚は、今、在来種をずっと食べ尽くして行って、どんどん巨大化しまして、その肉を、まあ前から大体聞いてはいたんですけども、その肉を一番輸入しているのが日本なんです。食べているのが日本のファミリーレストランに一番入ってまして、それからマクドナルドのような、白身魚、そういうところに入り、それから、残念なことに学校給食なども、メーカーによっては安くアフリカから仕入れて、冷凍して売っているというようなことを教えてくれました。これどう思うということで、前々からアフリカとの関係で、私たちが食べているゴマは全部国産かと思いましたが、ほとんどがアフリカ、98%が輸入ですので、タンザニアあたりから来ているということも聞いたんですけども。やはり、私は地産地消というのが、先日、熊日新聞に山下惣一さんが書かれておられましたけれども、いろんな国を回って、いろんな農業を学んだけれども、結局行き着いたのは地産地消だったというふうに山下惣一さんが書かれておられまして、そこからしか環境だとか、それから子どもたちの未来だとか、すべてのことは見えてこないというふうに自分は実感したというふうに言われているんですね。地産地消の中身ということは、やっぱり形態もつくっていかないと、中身にはならないわけだというふうに、私はずっと持論を持っていますけれども、一応子どもたちを本当に育てるに当たって、そのところをきちんと据えたような学校給食センターにしていきたいと思いますということで、この質問は終わ

りたいと思います。

- 議長（緒方誠也君） 次に、水俣市百間雨水幹線、水俣湾ダイオキシン類対策について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

- 福祉環境部長（吉本哲裕君） 次に、水俣市百間雨水幹線、水俣湾ダイオキシン類対策についてお答えをいたします。

初めに、チッソ株式会社は、この問題について、どのような見解で臨んできたのかについてお答えをいたします。

今回のダイオキシン類対策事業は、公害防止事業費事業者負担法に基づき、公害防止事業として実施するものです。

公害防止事業とは、事業者の事業活動による公害を防止するために、事業者にその費用の全部、または一部を負担させるものとして、国または地方自治体を実施するもので、施行者、熊本県と水俣市ですが、施行者は審議会、これは熊本県環境審議会及び水俣市環境審議会でございます。審議会の意見を聞いて費用負担計画を策定しなければならないとされています。

今回の事業では、熊本県の事業においては、熊本県環境審議会で費用負担計画を審議され、事業費に対する原因企業の負担割合等が決定されています。

チッソ株式会社は、この決定を受けて、事業費の約3分の2を負担する原因企業として、この事業に臨むこととなります。

次に、地区説明会で住民から要望した点について、熊本県から具体策があったのかについてお答えします。

無害化要望の一つとして、工場敷地内へ仮置きし無害化することについては、熊本県としては、仮置きではなく最終処分場に処分する方向で場所等を含めて検討をされております。

また、次の説明会を水俣市全体で実施してほしいとの要望に対しては、現在、熊本県と本市で検討中ではありますが、できるだけ市民の皆様の不安が払拭され、早期に事業着手ができるよう開催方法について検討してまいりたいと考えております。

次に、市沿岸部にはチッソだけではなく、産業廃棄物が埋め立てられているが、市で把握していればお尋ねしたいとの御質問にお答えをいたします。

現在、水俣市内の産業廃棄物の最終処分場につきましては、チッソ所有の築地の安定型処分場、中道環境開発の大迫の安定型処分場及び水俣市が管理している採石場跡地の遮断型処分場があります。

現行の廃棄物処理法が施行される前の産業廃棄物につきましては、チッソからの廃棄物が大迫、

汐見町の一部、それと水俣自動車学校付近等に処分されていることを把握しています。

○議長（緒方誠也君） 藤本寿子議員。

○藤本寿子君 答弁いただきましたので、2番目の質問に入りますが、チッソから平成16年度に負担金の納付があって、事業がスタートしているわけなんですけれども、その前ですけれども、チッソから負担額が多過ぎるということで、そういったことを、何と申しますか、県の方に申し立てたということがありました。県の方に電話をして、この内容をきちっと記録したのがあれば教えてもらえませんかというふうに電話をいたしましたら、チッソは、この3つのことを言われたそうです。

一つは、この負担金のことについて、意見を言う場がなかったということですね。もう一つは、負担の割合が多過ぎる。もちろん、それだから言われたんだと思うんですけれども。もう一つは、基準がない時代の問題であったので、責任は軽減されるはずだという、この3つの主張で、県に申し入れをされたんだそうですけれども、結局のところは、事業者負担金額決定処分の取り消しを求める異議申立書というので、結局、県がこれを却下したということになったわけなんですけれども、実は全員協議会の方にチッソの社長も来られまして、そのときに私も生意気だったんですけれども、やっぱり、税金が使われるので、このことに対する遺憾の意といいますか、謝罪といいますか、そういった言葉はないんでしょうかというふうに社長に言いましたら、社長がそのときに言われたのが、もともと基準がない時代だったんで、あんたも基準を知ってたんですかというふうに言われたんですね。私はこれは何か、もちろん県はそのことを認めなかったから却下したわけなんですけれども、やはり、これは大きな問題だと思うんです。というのは、水俣市民にとって、この50年、水俣病の50年の事業をしておりますけれども、水俣病から何を教訓としなければならなかったかということ、やはり、このように経済活動が、やはりいろんな形で影響を及ぼしているわけですので、自分たちのやっぱり、事業をするときには、どんな環境に負荷があるのかとか、いろんなことを考えながら、やはり事業をしなければいけないんじゃないかと。仮にそのときに法律で決まっていなかったとしても、やはりチッソには責任があるというふうに私は思っているんです。それで市の姿勢としてなんですけれども、まだ検討中だということが御答弁だったんですけれども、ぜひ水俣市としては、チッソの中に、今のダイオキシンを保管していただくと、チッソの責任として保管をしていただいて、そして無害化の妥当な、費用の面もいろいろ環境省にも聞きましたけれども、妥当な費用がある程度出てきたときに無害化をするということで、そういったことを市の方からは意見として、きちんと言ってほしいということですね。私が申し上げたいのは、重ねて言うと大変恐縮ですけれども、やはり責任があるんだから、そのときにきちんと責任をとってほしいということです。

それともう一つ、質問の中で申し上げていきますけれども、市の沿岸部に産業廃棄物がたくさん

埋まっているということで、一番心配していることは、八幡残渣プールのことですけれども、元チッソ労働者のある方が、八幡残渣プールから産廃問題処分場を考えるというレポートを書いておられますけれども、その中で、八幡残渣プールだけでも、これだけの問題があるということなんでしょうけれども、水銀だけではなくて、有害物質がたくさんカーバイト残渣とともに埋め立てられているということ、それから、八幡残渣プールは、水が抜ける構造で設計され、プールの石垣からカーバイト残渣の石灰質や、他の有害物質が現実には流れ出しているということ。そしてもっと心配なのは、八幡残渣プールに捨てられた有害物質の種類と量が明らかでないということですね。もちろん百間の場合もそうですけれども、埋め立てられたものが、地震や津波で、きのうも朝、きのうおとといですか、地震が来ましてびっくりしましたけれども、洪水とかが発生した場合、堤防が崩れたり、液状化現象が起こったりはしないかという、そういった、本当に心配事が水俣市の沿岸部は、各地にあると思うんですね。木臼野の産廃処分場の問題のときも、どこからか聞こえてきた話では、なんか沿岸部にそれがつくれないだろうかというような話もあったと思うんですけれども、私は、もうとんでもないと思うんです。水俣市民を、もうなめるなというふうに言いたいんですね。もうこれ以上、何というんですか、そういった悪質なものというか、ダイオキシンをやはり沿岸部に埋め立てるとするのは、常識的に考えて、やっぱりやってはいけないというふうに思いますので、市の姿勢をはっきり打ち出してほしいというふうに思いますので、質問にします。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） ただいま御質問がありました、まず、チッソの責任として、きちっとした形で対応していただきたいと、それを申し入れてほしいというような第1の質問だったと思います。

これまでも、私も直接チッソに参りまして、本部長や事務部長あたりとこの問題、場所、あるいは方法につきましても、再三お話をさせていただいております。

今、議員が申し上げられましたように、そのことにつきましても、今後引き続き強くお話をさせていただきたいと思っております。

それから、八幡の残渣プールのございますけれども、一応、1回は検査をしております。検査をしました結果、今のところは問題ないというような状況でございますけれども、引き続きやっぱりこれは検査をしていかなければならない。

市の姿勢ということでございますけれども、今、議員がおっしゃいましたように、水俣病を経験したまちとして、命を大切にすまちだということは十分受けとめておりますので、危険であるということであれば、直ちに対応するというのが、水俣病の教訓でもあろうと、そのように受けとめておりますので、今後も、ぜひ、そのような気持ちで取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（緒方誠也君） 藤本寿子議員。

○藤本寿子君 前向きな御答弁ありがとうございます。

それで、総論になりまして恐縮なんですけれども、やはり50年で、これからその50年をどう進めていくかというときに、私がこのダイオキシン問題で考えますのは、もう今埋め立てられているものを、一つの曲がり角ですね、無害化していくというようなことをしていくということが、本当の50年事業の始まりじゃないかというふうに思っているわけです。

私たちはもう、そういう意味では、広島に原爆が投下されたわけなんですけれども、その後一応原爆の被害としては、まあ原爆ドームが今残っているとことなんですけれども、私たちはやっぱり廃棄物を抱えて住んでいるんですね。今やはり無害化というところで、一つの節目、曲がり角だと思うんです、歴史的な。ここをやっぱり手がけていただきたいということを、水俣市としては、やはりきっちんとした姿勢で主張を持っていただけないかというふうに思っております。

最後に、市長の方にお考えをお聞かせ願えればと思います。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 水俣病の教訓ということをもう一回検証しなければならないと、今思っております。それぞれの立場で、あるいはそれぞれの場において、この水俣病の教訓というのは私はあるだろうと思っております。

したがって、そのそれぞれの立場での水俣病の教訓を再度検証しながら、市としてもそれに誠実に向かっていきたいと思っております。

○議長（緒方誠也君） 次に、水俣市の観光振興について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、水俣市の観光振興について順次お答えします。

まず、水俣病問題を抱える水俣市の観光・経済に関する要望書に対する市の見解についてお答えします。

本年11月13日、熊本県旅館環境衛生同業組合水俣芦北支部、湯の児釣り船組合、観光物産協会エコみなまた、水俣商工会議所が連名で、熊本県議会並びに熊本県に対して、水俣病問題を抱える水俣市の観光・経済に関する要望書を提出されております。

本要望書では、水俣病問題は観光、経済界へも大きな影を落としており、この対策も含めた水俣病の早期解決に尽力されること、水俣病が現在も発生しているかのような誤解が生じないようにするとともに、環境が復元された、現在の水俣の状況を正確に伝えるような施策をとられること、熊本県において整備していただいております水俣広域公園、通称エコパークは、本年度陸上競技場が完成し、事業完了の予定となっており、環境立県熊本県として、環境と健康をテーマと

して整備されている本公園を活用したイベント、スポーツ大会、合宿等の誘致を積極的に図られること、湯の児温泉の現状を認識され、早期集中的な御支援をお願いしたいとの4点についての要望がなされております。

また、最近、水俣の魚は大丈夫かと聞かれるような事態も発生しているというような記事も記されておりますことから、市としましては、このような誤解を生じないような、さらなる努力とともに、市民の力により環境が復元された魅力ある水俣を正確に発信していき、このことが本市の集客につながり、湯の児、湯の鶴温泉の活性化につながるような施策をとっていく必要があると考えているところであります。

次に、近年の水俣市への観光客の動向についてお答えします。

熊本県観光統計によりますと、本市における過去5年間の観光入り込み客数は、平成13年の約55万8,000人と比較して、平成17年は43万7,000人となっており、日帰り客及び宿泊客も近年、年々減少する傾向にございます。

先日の大川議員にもお答えしましたように、湯の児におきますブーゲンビリアの谷づくりや、湯の鶴湯治村づくり等の事業をバックアップしながら、集客の増加に力を注いでいきたいと考えているところであります。

次に、今後の観光振興に関する特別な対策についてのお尋ねですが、観光産業にとりまして、特別な対策というものはなかなか難しいものがあると考えているところであります。

今後の対策としましては、先日の本井議員にもお答えしましたところでありますが、豊かな海と山の温泉など、水俣の自然や市民が環境に取り組む姿勢と、復元された環境に、さらに磨きをかけるなど、水俣らしい個性を積極的に情報発信していくことが、観光、また、教育旅行等の集客につながり、観光の振興に寄与していくものと考えているところであります。

○議長（緒方誠也君） 藤本寿子議員。

○藤本寿子君 もう、時間がありませんので、早くしなきゃいけないと思うんですけども。

湯の児観光協会の田崎美孝さんに、三笠屋の社長さんにお会いしたんですけども、私ははっきり言いまして、水俣病の病名の変更だとか、いろいろ訴えられておられたので、ちょっと自分とは考えが違うのかなというふうに思ってお会いしたんですけども、本当にほっこりとお話をさせていただきました。とてもいい出会いだったなというふうに思ったんですけども、その中で、本当に苦しんできたのは、水俣病の患者だけではなかったということを感じました。昭和48年に田崎氏が書かれておられるんですけども、「公害よ、くたばれ」ということで書かれています。

我々住民が公害によって失うのは、経済面のマイナスばかりではない。天職として授けられた漁業、鮮魚商、あるいは観光業を奪われ、人間にとって最も大切な生涯をも失ってしまうことに

なる。すなわち、我々の生存権までも侵されているのです。このようなことを考えるとき、何の罪もない者たちが怒るのは当然であり、その原因をつくった公害企業や過去において対策を怠った行政、特に通産省に対し --- ここは私の意見と合ったんですけど --- 強い慎りをぶちまけずにはおられない。公害の原点と言われる水俣病の地に住み、これまで長い苦しみを味わいながら観光業を営む我々にとって、今こそ声を大にして皆様に申し上げたい。公害問題とは、今までのように、行政や政治に盲従し、また権威に平服していた住民の意識を根本的に変革するものであり、個人の尊厳、住民パワーこそ、この忌まわしい公害克服の原点にすべきであるということ、これは、私がちょうど住み始めたころの30年前に書かれているんですけども、本当に水俣病の患者さんに対する救済、それから今まで地域振興としてたくさんのことを国の方でもしてくれたりとか、そういう予算がおりたわけなんですけれども、私はここでちょっと市の方に申し上げたいことがありまして、例えば世界遺産の登録の問題とかもあると思うんですけども、地域振興の中身ですけども、使い方がやはりちょっと極端な話ですけども、道路をつくったりだとか、そういったものが目立ってきたような気がしまして、持続的にずっと住民が本当にほしいものだったのかなというのを、今、私は田崎さんの話を聞きながら思ったんです。今度、提言書の中身をもっと生かしながら、市が要望してほしいということになると、やはり観光の中身だとか、魚の本当の安全性だとか、そういったことを踏まえて、産業振興をまとめて、意見をまとめて、国の方に上げていただけないかなというのを一つ思っています、時間がある限りですけども。

それときのう、教育プランニングの吉永さんともちょっと会って話をしました。助役さんともずっと台湾とかにも行かれて、今や観光業はもう日本ではなく、アジアに向かって環境と教育の水俣をちょっとこう、何というんですか、宣伝に回っていらっしゃるということで、市の方でも大変努力していただいているというふうにお聞きしたんですけども、ただ、ぼっこり残るのはやっぱり湯の鶴と湯の児をどうしていくかということだと思えます。それで、やはり、一つ考えられるのは、もっとよその国から客を呼ぶときに、その旅館がどうあるべきかということがまず一つあると思いますし、もう一つは、何を求めてくるかということだと思えますね。それで、いろんな本を読んでみたんですけども、綾町の郷田町長さんとは、ちょっと晩年お友だちだったんで、物すごく影響を受けた方だったんですけども、やはりもう何でもなくて、頭石のように、自然をそのまま残すということで、黒川温泉の方たちは、もう全然人が来なくなったときに、もう何もすることがなくなったんで、ちょうどたまたま木を植えましょうというので、福島知事が、緑の3倍増という政策に補助金を出してられたということで、黒川温泉の方たちが1つずつ木を植えていかれて、それによって、その湯の児温泉なら湯の児温泉をほうふつさせてもらえばいいと思うんですけど、ほっこりとした里のようになったというんですね。やはり、今の現代社会の中では黒川なんかの場合は、福岡の人たちが多いと思うんですけど、癒しを求めてく

るといふ人が多いと思うんですね。その中で、どういったスタンスで、観光地をどういったストーリーで来てもらうか、入ってきたときから、もうここはああ何かいいなというふうな、そういったストーリーみたいなのがやっぱり必要なんじゃないかなというのを、それはやっぱり自助努力も必要だと思うんですね。その観光地の方たちが自分たちの温泉場をどういうふうにしたいかということが大事なのであって、ぜひ、そういうところを市の方で引き出していただいて、そしてその形になったら、やっぱり国とかにも、私は補助金とかも言えると思うんですけども、やはり自分たちが自助努力というか、考えも持たないで、金だけよこせというのは言えないと思うんで、そういったきちんとした考え方を持つべきじゃないかなというふうに思いました。

それと大変恐縮なんですけど、せっけんばかりにこだわっているんですけども、私たちもせっけんのことなんかで、全国大会を2,000人規模でやったりするんですけども、そのときには、その町の旅館なんかには、全部せっけんシャンプーを前もって置いてもらったりとかするんですね。前、観光の方たちにお話をしに行くと、黒川温泉のシャンプーはこうですというので、あそこはもう川は絶対汚さないということで、せっけんを使っていらっしゃるんですけども、すごいやわらかいデザインのシャンプーなんですけども、それを統一して温泉場に置いてらっしゃって、環境を守る温泉ということで、グレードアップしているということがあるんですけど、そういうことなんかもやっぱりちょっと努力していただけないかということ。

そして、もう一つは……

○議長（緒方誠也君） 藤本議員、あと1分です。

○藤本寿子君（続） はい。

中国などから今、中国には一定の富裕層の方が生まれているということで、1割ぐらいの人だと思うんですけど、この方たちが健康志向になられて、ウオークラリーとか、そういうのに来られると、もう助役が知ってらっしゃると思うんですけども、私は、やっぱり水俣は環境と健康のまともということをテーマに置いて、その長寿世界一ですので、そのところも生かして、公害というか、こういった間違いを大変な事件を起こしたところであるからこそ、こういったまちづくりをしているということ、そのことをやはり世界遺産にできないかなということで、きのうも教育プランニングの方と話をしたんですけども、世界遺産は何だということ、住民の努力ではないかなということで、どこかを一定の特定ですることにはできないけれども、そういう申請もできるんじゃないかなということをお話しました。

済みません、以上、意見ばかり申し上げましたが、よろしくお願ひします。

○議長（緒方誠也君） 以上で藤本寿子議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時47分 休憩

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、吉田正和議員に許します。

（吉田正和君登壇）

○吉田正和君 おはようございます。

みなまた政策フォーラムの吉田正和でございます。

さて、ダイオキシンの最終処分場を本市梅戸地区に建設する計画があります。ダイオキシンは、言うまでもなく、人工の毒物では最も毒性が強い化学物質です。その毒性については、ベトナム戦争でダイオキシンを含む枯葉剤がまかれた地域で、その後に奇形児が多数出生したという事実だけで十分に理解されます。そして、そのような猛毒が水俣市内に存在することに対して、水俣はどのような態度をとるべきでしょうか。

危険なダイオキシンをそのまま捨てるなどという考え方は論外であります。水俣病を経験し、その教訓を生かす環境モデル都市だからとか、環境分野において水俣は世界に対してリーダーシップをとらなければならないなどというような言い方を私は散々言い散らしてきましたけれども、そのような理屈を言わなくとも、猛毒は存在しないがよいに決まっています。

ダイオキシンについても環境基準なるものがありますが、米国環境保護局（EPA）によれば、ダイオキシンについては閾値、つまり、これ以下なら安全という値のことでありますが、これはないと言っています。つまり、どれだけ濃度が低くても、安全の保障はできませんよということなのです。

現在はダイオキシンを含む焼却灰はもとより、今回問題になっている底質に対する無害化の技術も開発されているので、当然にこれを行わなければなりません。

しかしながら、この問題についての市の姿勢には強い憤りを感じます。3月には新聞報道等でもこの問題は取り上げられていたにもかかわらず、執行部には何ら動きは感じられなかったもので、私はこの問題をすぐさま次の議会で質問いたしました。

その際に、私と執行部との間で、次のやりとりがありました。ダイオキシン最終処分場をつくるのは県だけれども、つまり県の管轄ではあるけれども、一たん環境汚染につながれば、その被害だけは地元の我々水俣市民が負わなければならない。

したがって市の最低限の職責たる市民の生命・財産を守るという観点から、無害化処理をするよう、市から県に言ってくださいと私が質問したところ、県にはその旨要請するとする市の答弁がありました。しかしながら、県に対してそのことを要請していない事実が、その後の水俣市議会公害環境対策特別委員会で明らかになりました。

私は、このことを聞いたとき、自身の体内の血が逆流するのを覚え、その後、怒りを通り越し

て、今に至るまで深い悲しみだけが私の内面を支配し続けています。

無害化处理をするか、猛毒を危険なまま捨てるかは、水俣が真の環境モデル都市になっていくのか、それとも口先ばかりで本気ではない、水俣病の教訓を生かさずに同じ過ちを繰り返す一地方小都市に終わるのかを明確に分かつ決定的分水嶺であります。

しかしながら、このことで市はうそをつきました。その後も猛毒を危険なまま捨てる最終処分場の建設阻止に向けて、市は何ら本気で動いておりません。市長自身がしっかりと県に対してその要請をしたでしょうか。きょうのきょうまでしておられません。私は、この問題で市長の政治姿勢をはっきりと理解しました。はっきり申し上げます。市長は口では環境モデル都市のことをおっしゃられますが、全く腹には入っておられません。この前の市長選は一体何のための市長選だったのでしょうか。産廃を阻止するためであります。環境モデル都市を真に構築するためであります。単なる産廃よりも圧倒的に危険である猛毒のダイオキシンの処分場建設に対して、市長がノーを言うのはそもそも当たり前のことです。

しかしながら、市長は産廃最終処分場建設を阻止するとおっしゃりながら、それよりも比較にならないほど危険なダイオキシンの最終処分場に対してノーと言わないのですから、全くもってつじつまが合いません。

市長のスタンスは、環境モデル都市だからこそ、産廃最終処分場をつくれと言った前市長のスタンスと事実上同じことになってしまいました。

市長は、一昨日の答弁で、水俣は環境を切り口にして、一点突破、そして全面展開するとおっしゃられました。おっしゃっておられることと行動が全く違うじゃないですか。私は、前市長に対して徹底して環境モデル都市の何たるかについて意見をいたしました。まさか、宮本市長に対しても同じことを申し上げなければならなくなるとは夢にも思っておりませんでした。

正直に申し上げます。市長は産廃問題一本で市長になりました。にもかかわらず、一般の産廃よりも圧倒的に危険であるダイオキシンという猛毒を無害化せずに危険なまま捨てる最終処分場に反対しないのですから、市長不信任、市長リコールにも値する決定的政治責任を問われてしかるべきということを厳しく指摘しておきます。

市長の政治姿勢は、もう既に明確になっているので、非常にむなしい質問になりますが、あえて質問いたします。

無害化处理を絶対の条件として、ダイオキシン最終処分場の建設には反対すべきですが、なぜ市長はそうしないのかお尋ねします。

次に、ダイオキシン最終処分場建設問題は、単に梅戸地区のみの問題ではなく、環境分野で世界をリードする責務を負う環境モデル都市みなまたの問題、つまり全市的な問題であるにもかかわらず、説明会もなぜ梅戸地区周辺だけを対象にしたのか。長崎・木臼野地区の産廃最終処分場

よりも圧倒的に危険なダイオキシンを捨てる最終処分場問題がどうして梅戸地区だけの問題に限定されているのか、もっと申し上げれば、ダイオキシン最終処分場に反対しないということは、水俣が環境モデル都市でなくなってしまうということですが、そのような水俣のアイデンティティーにかかわる大問題を市は殊さらに市民に知らせずに来ました。私がこの大問題について、議会で取り上げ、またピラに書いて配りまくっても、市は市報にさえ、ただの一度もダイオキシン最終処分場問題についての記事を書き載せることはありませんでした。

なぜ、市はこのような大問題を隠し、市民に伝えようとしてこなかったのか、その理由をお尋ねします。

最後に、この問題について市長は反対の態度をとっておられませんが、今この瞬間にでも反対の立場に立たれる決断をされるならば、反対の方法論について、どのようなお考えをお持ちになるのかお尋ねします。

次に、長崎・木臼野地区に建設予定の産廃最終処分場問題についてお尋ねします。

これも以前質問したと全く同じ質問になりますが、極めて建設阻止効果の高い作戦ですので、今回改めて質問いたしますが、建設予定地内に存在する国有地を市で取得する作戦を鋭意進めているのかお尋ねします。

次に、これも6月議会、9月議会、連続で質問いたしましたが、非常に残念な答弁しかちょうだいできませんでしたので、今回改めて質問いたします。

野川地区で行われている産廃の搬入道路の拡幅工事凍結をなぜ積極的に中止しないのかお尋ねします。

最後に、市長は反対の方法論について、大きくどのように考えているのかお尋ねします。

本壇からは以上でございます。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 吉田議員の御質問に順次お答えします。

まず、ダイオキシン類最終処分場問題については福祉環境部長から、長崎・木臼野地区に建設予定の産業廃棄物最終処分場問題については私から、それぞれお答えします。

○議長（緒方誠也君） ダイオキシン類最終処分場問題について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） ダイオキシン類最終処分場問題についてお答えをいたします。

初めに、無害化処理を絶対条件として反対すべきだが、なぜそうしないのかについてお答えします。

底質ダイオキシン類対策に関する国土交通省の技術指針、これは行政指針でございますが、技術指針によると、3,000ピコグラム以上の場合に分解無害化処理を求めています。今回の汚染度は土壌の環境基準である1,000ピコグラム以下の土砂であることから、無害化処理を行うには根拠が乏しいこと。また、無害化処理を実施するには、約10億円の現在の事業費が30億円以上に膨らみ、県民、市民の負担が増加することになるとのこと。県は無害化処理については消極的な状況にあります。

水俣市としては、恒久的処理として分解無害化処理を行うことは理想であると考えておりますが、事業実施におきましては、県と連携し、共同で事業を進めることとなりますので、無害化だけではなく最終処分方法等も含めて、将来に禍根を残さないように、住民の皆様の理解を得られるような事業にするよう、県とも鋭意協議を続けているところでございます。

次に、ダイオキシン類最終処分場問題について、なぜ積極的に伝えないのかについてお答えします。

最終処分場予定地については、まずは、その処分予定地付近の住民の皆様に説明をし、意見を伺うということで、10月26日に梅戸、明神、汐見町の処分場予定地周辺の皆様に説明会を開催しております。

そこで、処分の方向が見えれば、工事区域となる地域全体への説明会、市広報による詳しい工事方法等の説明をする予定とされておりました。

しかし、説明会において、現在予定されている場所、処分方法について問題があるとの多くの意見が出されましたので、現在、その対応策を検討している段階であり、まだ広く市民の皆様にお伝えする段階ではないと考えています。

次に、反対の方法論についてどのように考えているのかについてお答えをします。

今回のダイオキシン類処理事業につきましては、百間雨水幹線、これは栄橋から百間雨水ポンプ場までですが、百間雨水幹線を水俣市が水俣港百間船だまり及び百間排水路、百間雨水ポンプ場から下流を熊本県が公害防止事業として底質ダイオキシン類の除去工事を行うことになっていきます。

このように一連の事業になりますので、水俣市も県と連携して事業を行うこととなります。事業の方法等につきましては、よりよい事業とするため、当然県に強く要望すべきところは要望をし、意見が対立することもあります。基本的には、共同で事業を進めることとなりますので、きちんと県と協議をしていきたいと考えています。

○議長（緒方誠也君） 吉田正和議員。

○吉田正和君 答弁ありがとうございました。

先ほどダイオキシンについての環境基準の話が出てきましたけれども、私、先ほど質問の中で

申し上げましたけれども、米国環境保護局によれば、これ以下なら安全だと保障できる数値、つまり閾値、これがダイオキシンについてはないと言っているわけですから、このEPAの立場が全くでたらめかという、私はやっぱりそういうふうには感じておりません。実際ダイオキシンがどれくらい危険なものかと、少なくとも危険性をはらんでいるものかということを示す例として、例えば、我が国においても、ダイオキシン類対策特別措置法という法律があります。この中にも人の生命及び健康に重大な影響を及ぼすおそれがある物質等を定義し、その後続いて前項の値については、化学物質の安全性の評価に関する国際的動向に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて必要な改定を行うものとするということですから、今言っている基準が絶対なものでは全然ないですよということを言っているわけですね。この国際的動向の中には、先ほど申し上げたEPAだって入れてしかるべきだと思っただけです。環境基準を定めているのは、環境省の告示ですけども、この中にも環境基準の見直しということで、わざわざ1つの条文を設けて、ダイオキシン類に関する科学的な知見が向上した場合、基準値を適宜見直すこととすると、ここにも書いてあるわけですね。

もっと申し上げれば、生物濃縮という現象がある場合、例えば排水等にダイオキシンがまざっている場合の話でしょうけれども、排水を希釈するだけではこのような公害は防止できないというような記述もあります。

これもネットで調べたんですけれども、別の記述によれば蓄積型の毒物で、いわゆる蓄積型の毒物で水銀と同じと言われると。しかしながら急性毒性もあるんですけれども、後で述べるように。ですから生物濃縮という現象があるわけですから、幾ら薄くてもだんだん濃度が体内で高まっていくわけですね。

ネットで検索してありましたら、自民党の衆議院議員の野田毅議員のホームページの中に、ダイオキシンについての対談の項があるんですけれども、その中で、何の基準値か規制値かわからないんですけれども、ダイオキシンについては、日本はEUと比べれば800倍甘くなっているというような記述もございます。ですから、少なくとも潜在的に非常にダイオキシンは危険性を持ち得る化学物質であるということは間違いのないわけですね。先ほど無害化のことを私申し上げましたんですけれども、正直申し上げまして、朝1発目に藤本議員の一般質問の中で、無害化の話出てまいりましたけれども、それに対する市長の答弁を聞いておりまして、全然本気で取り組もうとしているというふうには私は感じませんでした。それは正直申し上げます。何でそこまで無害化を避けようとするのかが全く私理解できません。

例えば、無害化については、これもネットで検索してありましたら、一民間業者のホームページですけども、最終処分と比べても、半額でできる無害化の技術を開発したというような記述もありますですね。施工実績もあります。国交省のホームページを見ますと、恐らくすべての民

間業者の技術開発を把握し切れていないと思うんですけれども、まだ、技術開発の途上にあるというような書き方もしていますですね。しかし、同じ国交省のホームページであっても、国交省の下級の役所がありますですね。下級の役所で独自にホームページを持っているところありますけれども、そういうところの一つを見れば、しっかり技術は確立しているという書き方をしているところもあります。

例えば、全協で以前このダイオキシン問題についての説明がありましたけれども、そのときの資料には、たしか市の下水か環境対策課でつくった資料だと思うんですけれども、例えば現位置固化の処理方法とかも出てました。きのうもコンクリート固化の話も少し出てましたけれども、おとといたったですかね。現位置固化というのは結局その害をなくすのではなくて、とりあえず固めてしまおうということですから、固めてある物資というのは、当然劣化するわけですね。コンクリートであれ何であれ。劣化したら先にはまたどうしようと議論が当然出てくるわけですね。とにかく無害化してしまえば、何の問題もないんですね、そうした工法に比べてですね。

例えば無害化の方法もいろんな方法がありまして、これは国交省のホームページからプリントアウトしてきたものですが、焼却焼成法、これは一番一般的に言われていることだろうと思うんですけれども、あと溶融法、溶融法は焼却法よりもっと温度を上げちゃうやつですね。もう完全にかすが残らないようにしてしまうのを目指すやり方でしょう。あと低温還元熱分解法、酸化雰囲気低温加熱法、化学分解法、こちら辺は薬剤を混ぜて、多分無害化していくやり方なんでしょう。あと溶媒抽出法、あとバイオレメディエーション、これは微生物を用いて分解無害化していく方法でしょう。あと現位置固化とかですね。いろんな方法が国交省のホームページにさえにも紹介されているわけですね。

これは公害環境対策特別委員会でも、私、かなり執行部に対して厳しく言ったときの資料ですが、これは県の水俣港底質ダイオキシン類対策検討委員会の議事録ですね。この中で中杉委員がおっしゃっておられます。この中杉委員はどのような肩書の持ち主かと申し上げますと、独立行政法人国立環境研究所、環境省は研究所というのは2つ持っていますですね。水俣にある国水研ともう一つはこれです。こっちの方がメインというふうな扱われ方をされているようです。その中でも化学物質環境リスク研究センターのセンター長という肩書です。国の役所ではダイオキシンについては、もう、まさにこの方が一番専門家だろうというような肩書を持ってるわけです。この方が県のその委員会の委員をされていると。この方がおっしゃるには、無害化の技術では設備を現場に持ち込んで処理し、安価に、安い値段でということですね。処理できるというメーカーもあらわれていると、ですから再検討も必要だということを行っているんですね、委員会の中で。安価に処理でき、その設備を現場に持ち込んでやれますよという処理方法を持っている民間の会社というのは、ネット検索しただけでも、幾らでも出てまいりました、実際。ですから、技

術も確立していると考えて間違いないんじゃないんですかね。もっともっと発展していくことはあるでしょうけれども、現時点でも既に確立していると考えて私は間違いないと思っております。コストのことについても、先ほど最終処分の半額でできるということを言っている民間業者も出てきていますし、中杉委員でさえも安価にできるメーカーもあらわれているということを言っているわけですから。

これも国交省のホームページに書いてあったんですけれども、底質の環境基準は150ピコです。しかし、150ピコを超えないものであっても、やっぱり無害化するのが望ましいという書き方がしてありますですね。なぜ望ましいのか、少なくとも潜在的な危険性があるからというのが前提になっていますよね、明らかに。

無害化をするに当たって、例えば、技術は確立しているというのを前提にして、それを阻むものとするれば、話題に出ておりますけれども、やっぱりコストの問題と。ただコストの問題もさっき言ったとおり、余り価額が高くないものもありますけども、仮にその額がかかるとしても、じゃそれであきらめるのかと。お金の問題じゃないですよ、当たり前のことですけども。お金の問題で、ここ手を抜くんであるならば、結局、その議論を推し進めていくと、お金と環境汚染、もしくは健康被害を引きかえにしましょうという話になるわけです。だけど、それだけは絶対だめだというのが水俣病の教訓の第1だったと思うんですよ。ですから、コストの話が出てきますけども、無害化のところ。非常にナンセンスですよ。それを水俣が言っちゃ終わりだよという話ですよ。100億、200億という天文学的数字になるんじゃないんですかね。水俣湾を埋め立てるとき700億ぐらいかかったんですかね。それと比べれば、もうなんちゅうことはない額ですよ。おまけに最終処分の半額でできると豪語する民間業者も出ているわけですから。ですから、県にもしっかり要請されていないというふうに私認識していますけれども、仮に要請したとしてもですよ、じゃ、はいわかりました、無害化しますよというふうになりますですか、ならないですよ、奇跡でもない限りは。そうならないように、ある意味、県だって水面下でずっとこの仕事を進めてきたわけですから。市も協力をしますよということを確認できたというのが、資料にも出てますですね。これはまた後で触れますですけども。

きのうかおとといの福祉環境部長の答弁によれば、無害化費用は一つの試算でしょうけれども、県が20億、市が6,000万負担すると。だけど当市には現在財調、もう10億超えるぐらいあるんじゃないんですかね。それだって切り崩していいんじゃないんですか。県がどうしてもお金出さない。チッソが今どれだけお金の余裕あるか知りません。一説には、例えば液晶でかなり金回りがいいという話もありますです。ただ、万が一、これ以上チッソに不当な負担金負わせるのはいけないということであるならば、私はそうは思っていないんですけども、仮にそうだとするならば、市が負担したっていいじゃないですか、最後は。無害化処理するために。市がごっそり無害化処

理にお金出すから、やりましょうよと言ったら、それでも県は拒みますですかね。それはかなり乗ってくる可能性は高いと思いますよ。市議会議員全員が連れられて、そのダイオキシンの最終処分場予定地に行って、県の職員から説明があったことがあります。そのときに、県の職員は最初、無害化の技術自体がないような言い方をしてたんですよ。そしたら、だんだん問い詰められてきて、いや実はコストの問題みたいなことを言い始めたんですよ。ですから、コストだけが本当に問題ならば、市が幾らでも工面する努力して乗り越えられるじゃないですか。ですから無害化の要請は、これはもうやって当たり前の話であって、それでも県はまず突っ張るでしょうから、それでも本当に無害化させるという結果を出さないといけないと、そのために何をしたらいいかということから、本当の議論が始まると私思っているんですよ、無害化の話は。財調切り崩してもいいでしょうし、あとは例えば公害防止条例、産廃の方でも私よく触れておりますけれども、この中には、この条例において公害とは水底の底質が悪化することも含む云々ということも書いてありますですね。もちろん非常に適用しやすい条例なんだろうと思うんですけども。その17条、市は、事業者が行なう公害の防止のための施設の整備について必要な金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるように努めるものとする。すごい意味があると思いますよ。で、第19条、市長は、必要と認めるときは、現に事業を営み又は営もうとする者と、公害防止協定を締結することができる。この協定の約款の中に無害化処理入れればいいじゃないですか。あとは、はたまた市で独自の条例をつくって、水俣では、例えばダイオキシンの処理をするときは、無害化しなければならないという条例をつくれればいいじゃないですか。そういう具体策レベルで、法的拘束力をなるべく持たせるような格好で努力して、初めて無害化が実現していくわけですよ。

ただ要請どころか、要請もしっかり市長がされた形跡がありません、まだ。ですから、今の市長はその政治姿勢を改められて、本気でダイオキシンの無害化に取り組むおつもりがあるのかどうかということと、あともう一つは、このダイオキシン問題について、市民に公表してきてなかったですね。現地説明会ありましたですね、10月26日に。その趣旨が先ほど部長の方から答弁ありましたけれども、処分の方向が見えればと、恐らくそうじゃないですよ。県はどんどん水面下で進めてきてたわけですから、市もある意味それを黙認して、少々は協力しながらやってきていたわけですよ、正直なところ申し上げれば。もう全部準備が終わったと、業者に設計業務の発注も終わったと、後は着工するだけまで来たから、表に出したんですよ。もう引き揚げられないところまで来て、それは我々一般市民のサイドから見れば、もう手おくれなんですよ。

先ほど、まだ広く市民に伝えるべきではないと。固まってないからこそ、まだよりよい方向にいじれるんで市民に伝えないといけないんじゃないんですか。もう全部決まりきって、何やったって手おくれになったところで、市民に伝えたって全く意味がないじゃないですか。もしかしたら、これは邪推かもしれませんが、県の立場から見れば、それは水俣で産廃運動が盛り上

がっていると、ここでダイオキシンの問題が出れば、それはこっちにも反対運動に火がついてもう收拾つかなくなると、そういうのを懸念した可能性もあると思います、本当に。ただ、県はどうだっていいんですよ、我々から見た場合は。我々は水俣に責任を持ってほしいし、責任をとらなければいけないんであって、県が無害化处理しないと云ったって、そんなもん全然関係ないですよ。我々は絶対やるんだというんで押していけばいいんですよ。この公害防止事業は前市長時代からずっと繰り越してやっているやつですよ。ですから、市長が変わったというだけで、態度をひっくり返すというのは、それはなかなか上級官庁に対してそういうこと言いにくいというのはよくわかります。だけど、それは全市民に対する関係では理由にはならないんですよ。

無害化处理、例えば実績ありますかとかというような質問も出てます。まあ實際上、その施工実績あるんですけども、仮になかったとしても、私は水俣はやるべきだと思っています。なぜならば、世界を環境分野でリードする環境モデル都市だからです。どっかが最初にやるんですよ。だったら水俣がやればいいんですよ、無害化だって。

○議長（緒方誠也君） 質問がちょっと長くなっておりますので、簡潔にお願いします。

○吉田正和君（続） ということで、先ほど申し上げたことと、あとこの問題を全市民的な議論にさせていただいて、どんどん市民に今後周知していくおつもりがあるのかどうか。

あと、この場合は無害化を絶対に結果として出さないといけないんで、そのためには、無害化を実現するためには、先ほど申し上げたとおり、予算措置から、条例制定から何から使って、あらゆる手段を使って、無害化をしていくつもりがあるのかどうか、そこをお尋ねいたします。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、吉田議員から大変厳しい御指摘を受けまして、私が出たように受けとめられているとするならば、私の努力が足りなかったということでございますので、今後、一生懸命に頑張っていかなければならないと、今、改めて身を引き締めているところでございます。

まず、本気で取り組むつもりがあるかということは当然でございます。当然、本気で取り組んでいかなければならないと思っております。

それから、全市民についての説明会をするかということでございますが、そのように計画をいたしております。

それから、もう一点は、あらゆる手段を用いて無害化を進めていくかということでございますけれども、今、現在無害化につきましては、私が知り得た情報の中では、まだなかなか確立されていない状況もあるというようなところでございましたものですから、まだその踏み切るというような形まで行っていないと。県の方には、お願いしていないということでございますけれども、県の方もその無害化のことについては検討している状況でございます。

いろんな方法があるだろうと思いますけれども、例えば、一たん上げて、そして無害化が確立

したときに無害化のその方向にするとか、いろんな方法もまだあるだろうと思いますので、その辺も含めまして、吉田議員の今御提案いただきましたことは十分に受けとめながら、今後進めていきたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 吉田正和議員。

○吉田正和君 答弁ありがとうございました。

ダイオキシン問題について、最後の質問いたしますですけれども、技術は確立しているというふうに私は判断いたしております、先ほどお話ししましたとおりですね。ただ、より技術の発展はありますから、その可能性があるからといって、技術は確立していないという言い方は成立しませんので。現段階でも実用化できる技術は確立しております。

そのことを前提にして、無害化を要請するとか何とかという、そういうレベルの話ではなくて、無害化を実現させるのか、させないのか、それをイエス・オア・ノーでお答えください。

よろしくをお願いします。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） はい、そのことは今後の取り組みによっておのずから出てくるのではないかと思います。

○議長（緒方誠也君） 次に、長崎・木臼野地区に建設予定の産業廃棄物最終処分場問題について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、産業廃棄物最終処分場問題についてお答えします。

まず、国有地取得についてお答えします。

国有地の問題につきましては、さきの大川議員及び千々岩議員への答弁でも申し上げましたように、現在、処分場予定地周辺で地籍調査が進められており、来年2月ごろ、国有地を管理する県と、予定地所有者の東亜道路が立ち会い、予定地内の国有地の境界を確定することになっています。地籍調査による国有地の土地の確定を受けて、その後の売り払いに関する手続が開始されることとなります。

現在、国有地を市に優先的に払い下げってもらうために必要な公共利用計画を策定するため、庁内対策委員会や担当課で具体案を複数検討しているところですが、まだ成案は出ていません。

公共利用計画には、これに伴う予算措置も必要ですので、来年3月をめどに有効と思われる公共利用計画を検討策定し、県へ働きかけていきたいと考えています。

次に、搬入道路拡幅工事をなぜ積極的に市は中止しないのかについてお答えします。

本件につきましては、本年9月議会において、議員より質問をいただき、道路につきましては、

慎重に対応していきたいと思っておりますと答弁をいたしたところでありますが、産廃建設を阻止するためには何があるか、道路問題も含めまして、いろいろな角度から協議をしているところでございます。

道路は、市民生活に直結する重要な課題であります。

お尋ねの本路線の改良計画は、地域住民の強い要望を受けて実施しているところであります。

平成元年に着工してから、18年間の長い年月を経て、あと二、三年で完了する予定であります。

これまで、用地買収及び家屋移転に御協力いただいた住民の方々や、長い間完了を待ち望んでおられる地域全体の熱い願いを思うとき、それにこたえるのは行政としての責務であると思っております。

現在、野川・長崎地区や茂川・木臼野地区住民の皆様は、生活道路として江南橋近くを起点とする市道江南・野川線を主に利用されています。しかし、江南・野川線は大雨や台風時は土砂災害のおそれや落石による危険性もあることから、その都度通行どめを行っている状況であります。

現在進めている道路改良が先に進まない以上、地域住民の交通の不便や災害からの危険性を持ったまま、不安な生活をしなければならない状況を深く受けとめているところであります。

したがって、当該道路改良は、地域住民の生活の安全及び産業・観光振興と災害に強い道づくりとして、住民の長年の願いが込められており、改良計画に沿って事業実施を進めてまいりたいと思っております。

ところで、福井県池田町の産廃処分場の不許可について、最終的には道路幅員が狭いとこのことで不許可であったと聞いております。

私も現地を視察いたしました。搬入路として計画された道路は、沿線に住宅が両側に連なり、また、道路幅員も2.5メートル程度で、大型車が通行できるような道路形態ではなかったと、そのように実感しております。

議員御質問の野川地区内の現道路は、狭いところでも4.0メートル程度あり、池田町の場合とは条件的にも異なっているようですし、茂川地区から処分場予定地までの道路も野川地区内の道路状況と同様であります。

このように、本道路改良計画を中止しても、ここで産廃阻止の決定打になるということは判断できないと思っております。

道路問題で一番懸念しているのは、ルートとして計画されている平町通りの県道であります。

市街地の通勤、通学、ましては歩行者が頻繁に通る平町通りは、現在でも車の往来も多く、さらに大型車が1日に何百台と通り、交通事故や騒音、振動による住民の精神的な不安と苦痛など、環境面で最も心配いたしているところであります。

今後も産廃に係る道路問題につきましても、慎重に対応してまいりたいと考えております。

次に、処分場建設反対の方法論をどのように考えているのかについてお答えします。

本年6月市議会で、吉田議員の御質問に対しお答えしましたとおり、産廃処分場建設を阻止することは市民の強い願いであり、私に課せられた命題であります。

市民の先頭に立ち、建設阻止のためにあらゆる方策を検討し、阻止できる可能性のあることを、できることから実行に移すというのが基本方針です。

そのための方法論としては、大きく分ければ、手続の中での対抗策や条例制定などの法的なアプローチ、技術論や立地条件などを検証する科学的なアプローチ、住民の力を結集して対抗する市民運動的なアプローチ、この3つの方法があると思います。

事業者が自主的に撤退しない限り、処分場建設を阻止する決定策はないと思います。したがって、この3つのアプローチから、さまざまな方策を組み合わせ、積み重ねながら、事業者を撤退に追い込んでいく、地道な方法しか今のところないのではないかと考えています。

市役所と市民の皆様一人一人の力を結集し、また、専門家や水保を支援してくださる多くの方々の知恵と力をおかりしながら、これら3つの方法論から、さまざまな方策について、十分な検討を行い、産廃建設阻止に向けて全力で取り組んでいく覚悟です。

○議長（緒方誠也君） 吉田正和議員。

○吉田正和君 答弁ありがとうございました。

まず、国有地ゲット作戦の方からですが、これは、作戦の性質上、例えばうまくやっても、90%しか効果がないというものではなくて、うまくやれば100%とめられる可能性がある作戦ですね。ただうまくいくかどうかまた別ですが、なぜかと申しますと、これ前回の一般質問でもつまびらかにしたんですけれども、大事なところですから、もう一回御説明申し上げますと、国有地が処分場予定地内に、前回の答弁では、真ん中に存在するというふうに言われましたけれども、正確に表現すれば、魚骨状に網羅的に広がってるということですね。平たく言えば、もう嫌がらせのような形で広がってるわけですね、業者側から見た場合にはですね。ですから、あの土地を取得しない限りは、常識的に考えてそれは操業は無理ですね。法的な根拠としては、準備書の打ち合わせみたいなものが、今県で行われているように側聞しておりますけれども、そこで漏れ聞く話によれば、あの国有地を外した形で処分場をつくるという形では言っていないみたいですよ、県に。それはまあ常識的に考えても無理な話ですから。ですから、そう考えれば、あの土地を業者は取得するつもりがあると推測するのが常識ですね。仮にあの土地を取得できなければ、熊本県産業廃棄物指導要綱第18条に基づく処理施設の立地に関する基準というのがありまして、前回紹介したとおりですね。その第4、充足条件のところ、第3に掲げる処理施設を設置しようとするものが、産廃の最終処分場のことですが、指導要綱第20条第1項に規定する事業計画書の提出時には、第5及び第6に規定する条件を満たさなければならない

と。提出時に第5、第6の条件を満たせと。ここでは第6に該当するんですけども、第6を読み上げますと、立地要件、捧、次の要件を満たしていること。ア、予定地の使用権限承諾が得られていることと。ですから業者があ土地を取得できなければ、もろにこの条文にぶつかるわけですね、正面から。そうしますと、先ほど提出時というのを強調しましたけれども、要するに提出時にこの要件を満たしていなければならないということですから、提出要件を満たさないということになるんで、申請書自体が受理されないということですよ。ですから申請書がどんどん県の中で上がって行って、潮谷さんのところまで行って、潮谷さんが判こを押すかどうかで迷うというところまでいかない、つまり門前払いで終わってしまうということですよ、これによれば。それ考えますと、これはうまくやれば100%阻止できる可能性がありますので、今後も鋭意、これには取り組んでいただきたいと思いますけれども。

ただ、全体として、国有農地等売払事務処理要領には公共利用計画を持っていないといけませんねということが書いてありますので、まだ成案なしということでございました。予算の関係もあるしということで、あとはその準備書も見てみてからというのも、もしかしたら執行部の方でえられるのかもしれませんが、ただ市民の間には、その公共利用計画を策定するということを市が言ってから相当時間がたっていると感じている人が多いんですね。まだ何にもできてないじゃないかと、本気でやる気があるのかと、そこまで心配されている市民の方たくさんいらっしゃいます。ですから、予算のことを気にせずに、例えばアイデアだけはブレインストーミング的に幾らでも考えられるんで、それだけでもできれば早くやっぱりやっていただきたいなというふうに考えております。

もっと申し上げれば、たしか事務処理の要領の方に書いてあったと思うんですけども、原則として自治体に優先権がありますよという書き方なんです。前申し上げましたけれども、原則という言葉に私非常にひっかかるもんですから、そういうときの原則という概念、伸び縮みしますからですね、解釈によって。ですからここも封じていかないといけないんですね。ですからそういう意味でも、公共利用計画の中身というのは、なるべく厳密に仕上げた方がいいに決まっていますですね。実際その農林水産省の話ですと、公共利用計画の厳密性については、これだけ厳密じゃないといけませんよとか、甘くていいんですよとかという言い方については、非常に不明確な言い方をしているらしいんで。ですから、その計画が出てみないと、何とも言えないというのが実際ですから。ですから物すごく厳しいものを農水省の方で要求しているならば、この計画も場合によってはうまくいかない可能性もありますんでですね。ですから、そういうことですので、公共利用計画については、なるべく急いでいただいて、かつできれば厳密なものを目指していただきたいということですよ。これもうまくいかない可能性もあるんでということです。ですから、そこら辺、やられるつもりがあるのかどうかということですよ。それ1点質問いたします。

もう一つ、搬入道路の方で、搬入道路の方は、先ほど池田町の道と幅が違うので決定打にならないと、要するに100%とめられる性質のものではないということになるわけですね、決定打にならないということは。しかし、市長はかねてより1%でも可能性があればという言い方を、おっしゃっておられますから、それにはやっぱり矛盾してくるわけですよ。100%でないからやらないということですから。じゃ99%でもやらないんですかと、うがった言い方をしたくなっちゃうわけですよ。1%どころじゃない可能性あると思いますよ、常識的に考えて。その道幅が何メートル以上だから、何メートル以下だからペケということじゃないんですよ。危険だからということなんですよ。だから幅に関係なく危険であれば、それはやっぱりペケになる可能性あるわけですよ。それは野川の道は、子どもたち通りますよ。4メートルあるかもしれません。それはやっぱり危険ですよ、4メートルあっても。90度曲がるところもあります。10トン車、あそこ曲がる時どうなりますか。子どもたち巻き込まれる可能性だってやっぱりあるわけですよ。具体的な幅の話じゃないんですよ、危険かどうかということですから。諸条件から判断されるわけですよ。もっと申し上げれば、木臼野から先のところ、あそこは例えば同じように幅がどうのおっしゃられても、家は一遍に少なくなるじゃないですか。危険性という指標でいけばぐっと下がってくるわけですよ。野川の方の部落はやっぱり一番危ないですよ、そういう意味じゃ。家も両隣ありますので。平だってやっぱり別のとらえ方することはできるかと思いますよ。というのは、平は2車線というんですか、野川の場合は1車線なんですよ。それは離合のときの危険性を考えれば、それは平どころじゃなくなってくるわけですね。ですから、当然に私が思うには、1%以上、場合によっては危険だからということだけを理由にして考えるならば、池田町の事例をそのまま当てはめるならば、やはり100%とめられる可能性があるケースだと私は思っております。

もっと言えば、1%以上の可能性があるんだったら、市長も1%以上可能性があるんであればあらゆる手を打つとおっしゃられるんであれば、やっぱり打っていただきたい。先ほど随分この道路のことについては、住民の要望ということをおっしゃられました。確かにそうだろうと思います。私もこのことをこれだけ問題にしているんで、多分野川の方、全員から多分もう嫌われていると思います。だけれども、住民の要望にこたえるのが行政の責務だとおっしゃられました。それおっしゃられるんだったら、産廃をとめる方が私はやっぱりそれにこたえるのが行政の責務だと思っております。

もっと言えば、市長は野川の道路を拡幅工事を完成させるために市長になられたわけじゃないわけですから、そこはしっかりとやっぱりはかりにかけていただきたいと。先ほど申し上げたように、国有地の一件があつてうまくいかないケースだってあり得るわけですよ。それは時期的なタイミングをはかるのは難しいですよ。だけれども、あのときに搬入道路の一件もきちっと手

を打っておけばよかったのということになる可能性だってあるわけですよ、国有地の件がうまくいかなければ。そこを言ってるんですよ。

ですから、搬入道路の1件、もうちょっと言いますと、例えば福井県の池田町のケースをそのまま当てはめるならば、水俣もそういう可能性がある。つまり道幅が狭くて危険で、要するに不許可処分になった。そういうケースがあるのは業者だって知ってるわけですよ、当然、常識に考えれば。だとするならば、現在は、野川の拡幅道路工事、事実上重機は動いてないですけども、ただ、それは道路工事を中止したのではなくて、事実上、用地確保が今できていないからということだと思っただけですよ。前に申し上げましたとおり、例えばその土地を売のを渋っている地権者に対して、どっからか大きな圧力がかけたら、個人ですから折れますよ、折れやすいですよ。そうなったら進んでしまうじゃないですか、拡幅工事が。ですから、そういう個人の地権者に頼るんじゃなくて、より強い組織であるところの市でそれを決断すれば、その個人を解放してやることのできるんですよ。市で決断するならば、少なくとも将来的にわたって道が大きくなることはないということを業者は判断するわけですから、だとするならば、不許可になる可能性が高いというふうに業者は推測して、業者は撤退する可能性だって出てくるわけですよ、1%以上。業者は撤退する可能性だって出てくるわけですよ。ですから、これも前回言いましたけれども、市が積極的に中止という言葉を使わずに、凍結でもいいんですよ。凍結という意味表示をしないならば、例えば、ああこれは市として、その道路工事は、用地確保ができていないだけで、進める意思があるんだなというふうに県は解釈しますよね、とりあえず。だとするならば、条件つきで許可をできるという条文が廃掃法にあるということ、前紹介しました。もう一回読み上げます、その条文。廃掃法の15条の2の第4項、前条第1項の許可には、生活環境の保全上、必要な条件を付することができる。つまり、条件つきで許可できる。ですから例えば道路が完成することを条件にして、用地確保ができることを条件にして、道路が完成することを条件にして、許可しますよという可能性だって出てくるわけですよ。それを防ぐためにも、封じるためにも、やっぱり市として積極的な道路工事の凍結という意味表示が必要だということ、申し上げているわけでありまして。

ですから、そのおつもりがあるのかどうかということをもう一つお尋ねいたします。

あと最後の方法論の総論ですが、例えば条例制定とかということも先ほどおっしゃられましたけれども、例えば、水道水源保護条例、あれもどうなっているのかなという声は市民の間にもやっぱり出ております。もちろん、いろんな問題がある条例であることは知っておりますけれども、やはりこれだって市長の言われる1%論で考えるならば、制定しないといけないんですよ。あとその住民投票もやっぱりそうですよ。市長は公約で文書まで書かれました。もちろん、どういう中身について住民投票をやるかによって、その有効性もこんなアップダウンがあるでしょう。

あと政治的効果、法的効果という意味でもアップダウンはあるでしょう。その評価について。ただ、これも1%で言うならば、やっぱりやらないといけないんですよね。やってマイナスになるということはないわけですから。ですから、市長が常々1%でも阻止可能性があればあらゆる手段を打つということをおっしゃってこられました。私も全くそのとおりだと思うんですよ。ですから、それを実務上実行していただきたいというふうに思うわけでありまして。

そのおつもりがえられるかどうか、以上、お尋ねいたします。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 1%というのがかなり出てきておりますので、私が申し上げます1%ということについて、ちょっと私の見解を言わせていただきますけれども、1%の可能性というのは、私はやみくもに、そして何もかもという意味で使っているのではございません。1%というのは、やはりそこには間違いのない状況判断と厳しい決断といえますか、それを含んだ1%として私はとらえております。したがって、1%可能性があれば、何もかもと、そういう意味でとらえているのではございません。そこにはあくまでも状況判断が要るでしょうし、やっぱり厳しい決断がそこには要るのではないかなと、まずそのことから申し上げておきます。

先ほどもいろいろ御指摘をいただいておりますけれども、やっぱり阻止に向けては、本当に市民の皆様、議員の皆様方も含めて、本当に心をそろえることが大切であると。これがやっぱり最低の条件ではないかなと、私はそのようにとらえております。

いわゆる私どもも何とか心むなしゅうして、そしてあすの水俣を考える時に相手の業者の心も揺さぶってくるのではないかなと、そんなふうにとらえておりますので、今後もこの問題につきましては、誠心誠意、純粋に、純粋な気持ちで取り組んでまいりたいと、そういう決意を強く、まず申し上げたいと思います。

第1点の国有地の件でございますが、この国有地の取得につきましては、今、鋭意アイデアを出しているところでございます。今、3つ、4つのアイデアを今出させていただいております。

準備書ができ次第、これに具体的にそれに取り組むことができるのではないかなと思っております。

それから、次に、道路の件でございますけれども、私も一つだけはちょっと議員にお尋ねしたいというようなものもございまして。実際、議員がおっしゃっております県のこの許可審査に影響を与えました、この池田町のような、議員がおっしゃるのを、そういうインパクトを私は感じません。どこの部分をどういうぐあいにとらえて完全にとまるんだとおっしゃっているのか、その辺がどうも私にはわかりません。だから、一度道路拡張計画を見ていただいて、議員の構想をぜひ私に聞かせていただければなと、そういう思いもしております。だから、議員がどの部分でここだったら確実にとまるんだという思いで、どこのところを指して言っていられるのか、ち

よっと私にもわかりませんので、ぜひ、今後聞かせていただければなと思っております。

あわせて、道路につきましては、引き続き慎重に対応してまいりたいと、そのように思っております。

それから、水道水源保護条例の制定のつもりがあるかということでございますけれども、先ほど議員もおっしゃいましたように、憲法29条のあたりとの絡みもございますので、それを言ってどうかわかりませんが、抑止効果があれば検討して進めていくと、今の段階ではそれしか言えません。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 吉田正和議員。

○吉田正和君 随分やっぱり考え方が違うかなというふうに思いましたですけども、市長のおっしゃる1%論は、私何だろうと思うんですね。私は別にやみくもに言っているわけじゃもちろんないです。市長は私が言っている具体策が全部やみくもに聞こえるのかもしれないけれども。例えば、慎重に判断して、慎重に判断して、情報を集めて集めてと言っている間に、どんどん時間たっているじゃないですか。市民の皆さん、例えば産廃の具体策についてもですよ、まあ国有地の件は進めているかもしれないですけども、まだ成案ができてない、何にもやっていないじゃないですかと言う人たくさんいるんですよ。住民投票についても、水道水源保護条例についても。それは水道水源保護条例についても、財産権侵害かどうかという話も出てきますですよ。例えば水源地の近くに危険なものをつくるというのをストレートに条文に入れるならば、相当時間が進んでいるんですね。だけれども、例えば、そのストレートにそういう危険なものを水源地の近くにつくっちゃだめですよという条項を入れなきゃ、そこだってクリアできる可能性あるわけですよ。例えば本市の産廃についての顧問弁護士やおられる方だって、そういう何というんですか、手続条例でやればいいのかということをおっしゃっておられますよね。慎重に判断してりゃもう切りがないですよ。だから1%でも可能性があればやるべきだという話になるわけですよ。それは野川の道通ってみて、私の動物としての直感で危ないと思うところいっぱいあるじゃないですか。10トンダンプ通るんですよ。4メートルしか、4メートルですか、幅は。そこを10トンダンプが通れば、それは2メートルだったらもう通れるか、もう通れないかもわからないですよ。4メートルのそこだって危ないじゃないですか、普通に考えて。子どもたちだって歩くわけですよ。野川ではそこ90度曲がる場所ありますよね。隣接して。そりゃ危ないですよ。巻き込みなんて簡単にできそうな雰囲気になっちゃうじゃないですか。野川に通じるところに小さな橋だってありますよ。崩れるんじゃないかと思えるもの、10トンダンプ通れば。仮に万が一100%じゃなかったとしても、1%以上の可能性がある、普通の人間だったらだれしも行って感じると思いますよ。そういう意味で、私申し上げているんです。ですから、

例えば水俣病についても、あれだけ被害が拡大したのは、やっぱり行政の対応が遅かったからですよ。それパラレルに当てはまるかどうかわかりませんが、私常々ビラとかにも書きちらしています。議会でも何回も申し上げました。とにかく、手おくれにならない唯一の処方せんというのは、早目早目に手を打つことしかないと申し上げているわけですよ。もう自覚症状が出たときは手おくれなんですよね。例えば、病気のがんだってそうですよね。自覚症状出たときもう手おくれですよ、転移してて。早期発見早期治療しかないわけですよ。自覚症状がないときから手を打っていくと。もうそれしかないわけですよ。ですから、そういう意味で、1%でも可能性があれば、やみくもにという意味じゃないです。それこそ市長の言葉がかりれば、誠心誠意、純粋なお気持ちでやっぱり実務上やっていくおつもりがあられるのかどうか、手おくれにならないように、自覚症状がないうちにということです。

以上、お尋ねいたします。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） はい、今後も産廃阻止へ向けて一生懸命に頑張ってまいりたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 以上で、吉田正和議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午後0時0分 休憩

---

午後1時30分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中山徹議員に許します。

（中山徹君登壇）

○中山 徹君 こんにちは。

日本共産党議員団の中山です。

通告に従って質問いたします。

最近の熊日新聞ですけれども、談合組織が崩壊、公共工事が大幅に減って、自首を促す法改正、暴露合戦に拍車ということで、腐食の連鎖3知事辞職という連載が3回ありました。この手の談合事件とか、入札制度をめぐるいろんな収賄事件とかというのは、新聞とかテレビで大騒ぎするけれども、長続きしないんですよね。終わってまた同じ、しばらくしてから同じ問題が起きるといふ、非常に構造的な問題があるというふうに思います。なかなかこの談合問題は、いけないことだとわかっていながら、ずっとやっぱり相変わらず行われるということがあろうと思うので、今度こそ本当にこうした組織、システムそのものを本気で変えていくという、そういうことが今求められているんじゃないかというふうに思います。二、三日前に、NHKのクローズアップ現代

でも、崩れ始めた談合社会というのが特集をされていました。談合は、今までは悪いことだとわかっていたけれども必要だと、必要悪だというふうに言っていた財界の大物の方が、全体としては、公共工事そのものが減ってきたので、たくさん仕事があるときは、今度はあんた、今度はあんたということで、ずっと配分していたけれども、もう公共工事そのものが減っているんで、談合しているときじゃないと、もう自分の仕事を確保するのに精いっぱいなのでということで、脱談合、談合をやめようということを書き始めているという、そういうふうな特集だったように思いますが、そういう点では、小泉政権の、熊日にも書いてありますが、公共工事の大幅カットで建設業界は限られたパイの奪い合いが激化しているということで、一枚岩を誇った大手主導の談合組織は影はひそめて、天の声による官製談合が横行していると。少なくなってきたから、天の声でどこにやらせろという、こういう官製談合が出てきたんだという、そういう趣旨のことを書いてあったようです。

それで、そういう点で、本当にこの水俣でも、後で具体的な調査について私の見解を言って、ぜひ提案をしたいと思いますが、入札制度改善、談合防止対策について、まず市長にお尋ねをいたします。

、最近だけでも福島県、和歌山県、宮崎県など、後を絶たない談合事件について、どんな感想をお持ちでしょうか。こういう事件から、今後の市の行政に生かすべき教訓はどのようなところにあるというふうに市長はお考えでしょうかというのが第1点です。

番目は、当市でも今まで何回かこの談合問題取り上げてきて、幾つか改善をされてきたというふうには思いますけれども、いま現在、当市でも談合防止対策について、何か検討されていることがあれば御紹介いただきたいというのが2番目です。

番目は、ずっと一貫して言い続けてきているのは、指名競争入札と、それと現場説明会だとか、そういう学習会だとか、いろんな名をかりて業者が集まって勉強会するという、指名をして、顔見知りの方が集まって、今度はどこの工事、どこの工事ということでやるわけですから、当然談合というのは、談合してくださいという形でやっているのが当たり前なので、やっぱりここはやめて、指名をやめて、条件つきで一般競争入札をやるべきじゃないかということを書き続けてきましたけれども、これを原則にしてやるということと、あと横須賀市だとかでやっている電子入札、今熊本県でも検討されているようですが、電子入札や、電子入札が難しければ郵便入札という方法もありますから、こういった制度を導入するとか、それから、入札会場を公開にするという、入札会場の公開などについて、本気で実施をされるおつもりがあるのかどうかというのが3番目です。

番目は、予定価格を事前に公表したらどうかということを書き提案をして、予定を事前に公表されるようになりましたけれども、結果的に予定価格が事前にわかってるもんですから、高値で一

発で決まるという、だから予定価格を事前に公表したのがよかったのかどうかという点も、やっぱりこう検討し直す必要があるのかなというふうに思いますが、しかし予定価格を公表しなければ、上からだんだん何回も、3回、4回も入札をやり直さんといかんということで、結果的には、予定価格を上回るということになりますので、事前公表がいいのかなと思いますが、そういう面と、結果的には落札率を高くしてしまってるという面もあるというふうに思いますが、その辺については、どういうふうに市長お考えかというのが4番目であります。

それから、普通建設事業の落札率の現状がどうなっているのか。大体、通常95%以上は談合があったと考えるのが普通だというふうに言われていますけれども、本市の場合のこの普通建設事業、委託料その他は除いて、普通建設事業の落札率の現状はどうなっているのかというのが5番目です。

番目は、落札率を下げれば、その分、経費削減に大きく役立っていくわけですから、その辺について、どういうふうに市長はお考えかという点です。

大きな2番目は、政策事業の評価・管理についてであります。

昨日からの答弁、その他新聞報道などを見ていると、大体この政策事業の評価・管理については、事業を継続していく場合の改善点やむだな事業は撤廃すること、こういうことのためにやるんだということで、総合計画で掲げられた重点戦略の56事業について、進捗状況の管理と評価に適用するというわけですが、膨大な量になるし、へたをすると時間のむだ遣い、こんな膨大な作業をやってどんな結果が出るんだろうかという、そんな暇があるのかなという、職員は最低限で、この間も出ていましたように、少ない人数で四苦八苦しなげにやられているので、その辺が非常に危惧されるとこなんだというふうに思うんです。

それで、6月議会に質問しましたが、そこで市長がおっしゃったのは、施策や事業の成果を評価、検証し、市政の透明化を図り、市民への説明責任を図り、予算や人員という資源の効率的配分に生かし、厳しい財政状況の中で、経費削減と成果重視型市政の実現、効率的事業展開を図るという、このことだけ言うと非常にいいことだなというふうに思いますが、具体的な問題ではなかなかよくわからない点がありますので、以下の点についてお尋ねをいたします。

1つは、この目的と手段について説明をしていただきたいということです。

それから、言われている政策管理委員会、市民監査委員会の構成、性格について、どのようにお考えでしょうか。

番目は、事業の継続、廃止を検討されるということのようですが、この事業の対象はどこまでかということです。現実にもうことしから始まった事業というのものもあるわけですが、新規事業についても、全部見直しをするのかどうかという、そういうことも含めて、対象がどこまでかということです。

それから、 番目は、将来ビジョンとの関係については、どう整合性を図るのかという点が4番目です。

先ほど、市長は産廃一本で市長になられたという発言もされましたけれども、私は、市長はマニフェストをちゃんと掲げられましたし、マニフェスト全体を、もちろんその中には産廃阻止の問題が入ってましたので、当然、自分の将来ビジョンという形でマニフェストで示されてますので、産廃一本で勝ったなんて思ってません。産廃一本だったら、もっと大差で勝てたというふうには私は思います。そういうふうには思いますが、それは考えるのは自由ですから、それぞれ議員がどう考えるか、それは勝手ですので、私はそういうふうには思います。

その関係で言うと、この将来ビジョンとの関係について、この政策事業の評価管理をどうするかという、整合性はどういうふうを考えればいいのか。将来ビジョンがあって、それに向けてどう管理評価するかというのが大事だと思いますので、その点が4番目です。

3番目が、IWD東亜熊本の産業廃棄物最終処分場問題についてです。

アセスメントの進捗状況については、もう何回も何人の方がされましたし、もう答弁がありましたので、大体準備書提出が1月中旬、公告縦覧が2月かという状況のようですので、わかりましたので、 番は答弁は要りませんので、割愛させていただきます。

番目は、福岡高裁宮崎支部の鹿屋産廃判決についてですけれども、御承知のように、11月29日に、福岡高裁の宮崎支部で鹿屋のインクスという会社が計画している産廃処分場の建設差しとめが地裁では勝ったんだけど、会社が控訴していましたが、その控訴が棄却されました。ということで、この建設は、もう非常に難しくなったというのがはっきりしたわけですが、この判決について、なぜこの判決で住民側が勝ったかということについて、どういうふうに市長は認識をされているのかというのが2番目です。

番目は、IWD東亜熊本の産廃処分場建設予定地周辺の境界の確定がどういうふうに行われるのか、現状がどうなっているのかという点をお尋ねいたします。

番目は、IWD東亜熊本がつくってるいわゆる温泉センター、木臼野にできている温泉センター、登記簿上は公衆浴場となっていますが、温泉センターの建築確認手続は、正常になされたというふうに聞いておられるのかどうかというのが4番目です。

番目は、IWD東亜熊本の専務でいらっしゃいますY氏、あえて名前はY氏と言いますが、Y氏所有の野川地内のY氏の自宅のすぐ下の方に、山林に新幹線の廃土を捨てたところがありますが、その廃土処分されたところのその後の利用について、どういうふうに把握されているか、問題はないのかどうかをお尋ねいたします。

最後に、市役所電算機更新についてであります。

9月議会にもお尋ねいたしましたが、平成19年度中稼働を目指して進められているというふう

に思いますが、その後の検討結果はどういうふうになってるのかをお尋ねいたします。

以上で、第1回目の質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 中山議員の御質問に順次お答えします。

まず、入札制度改善・談合防止対策及び市役所電算機更新については総務企画部長から、政策事業の評価・管理については助役から、IWD東亜熊本の産業廃棄物最終処分場問題については私から、それぞれお答えいたします。

○議長（緒方誠也君） 入札制度改善・談合防止対策について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 中山徹議員の入札制度改善・談合防止対策について、順次御質問にお答えさせていただきます。

まず、福島県、和歌山県、宮崎県など、後を絶たない談合事件について、どんな感想をお持ちかについてお答えします。

これらの事件は、知事及び幹部職員がかかわっていたとされる官製談合ではありますが、昨年6月議会の一般質問で、中山議員の質問にお答えしましたとおり、税金によって実施される公共事業において適正な競争が行われず、一部の企業が不当な利益を得ていたことは、適正な予算の執行を妨害し、税金をむだに浪費するような、許されざる行為でございまして、関係した知事、職員、企業は厳しく制裁を受けるべきであると思います。

また、これらの事件について生かすべき教訓はどこにあるのかということでございますけれども、談合事件は、公共事業を有利に落札しようとする業者、政治活動に対する応援を期待する政治家、天下り先を確保しようとする職員等の癒着、なれ合いが原因となって起こると思います。

市長を初め、職員全員が全体の奉仕者としてみずからを律するとともに、入札につきましては、透明性を高めていきたいというふうに考えております。

次に、談合防止対策について、何か検討されているかについてお答えいたします。

入札につきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、入札情報を公表し、透明性の向上を図っているところですが、指名業者名及び指名理由の公表は入札後に行い、談合の防止に努めております。

また、来年度は、入札参加資格者の登録更新時期でございますので、より多くの業者が入札に参加できるような格付を行い、談合が発生しにくい制度にしたいと考えております。

次に、条件つき一般競争入札を原則にすること、電子入札・郵便入札の導入等について、本気で実施を検討するつもりはないかについてお答えいたします。

条件つき一般競争入札は、業者の地域要件や経営規模等の入札参加資格の条件を付した上で一般競争入札を行う方法ですが、公告から入札、契約まで2カ月程度の日数を要することから、工事の内容によっては、年度内完成が困難になるなどのデメリットがございます。

しかしながら、平成18年5月の公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の改正によりまして、できる限り速やかに一般競争入札の拡大を図ることとされたことから、国土交通省及び熊本県においては、一般競争入札の適用範囲を拡大しており、先進的な自治体におきましては、一般競争入札を原則としている自治体もあります。

今後、本市におきましても、条件つき一般競争入札の導入につきましては、検討をしていきたいというふうに考えております。

電子入札につきましては、熊本県及び県内の市町村が会員となって設立しております電子自治体共同運営協議会において共同開発し、熊本県及び熊本市で運用されているところでございます。

芦北地方振興局では、一部の入札について、平成18年10月から電子入札を実施しており、市内の業者も13社が電子入札の機器を導入しております。

また、平成20年度からは、すべて電子入札になる計画でございまして、市内の多くの業者も電子入札の機器を導入するものと思いますので、本市におきましても、電子入札を実施できる環境が整うものと思っております。

本市の電子入札の導入にかかる経費は、初年度に共同開発及び共同運営費として200万円、次年度以降に共同運営費として120万円程度かかる見込でございまして、電子入札を実施するためには、総合行政ネットワークシステム、セキュリティー対策、電子公印等の認証システムなどの基盤整備が必要であり、これらの基盤整備に歩調を合わせる形で電子入札の導入を検討してまいりたいと考えております。

郵便入札につきましては、電子入札と同様の入札方法でございまして、電子入札により対応してまいりたいと考えております。

また、入札会場の公開につきましては、入札の透明性・公平性を確保するために、傍聴を許可するということが、可能とは思いますが、本市の場合は、入札の経過及び結果を公表しております。入札参加者や落札者の決定までの経緯を第三者にも明らかにしておりますので、あえて入札会場を公開する必要はないものと思っております。

次に、予定価格の事前公表が結果的に落札率を上げているという意見があるかどうかの御質問にお答えいたします。

このことにつきましては、平成15年12月の中山議員の一般質問において、事前公表前の落札率

は98.19%であったものが、事前公表後の平成12年から14年の平均で97.55%になり、0.64%低下しているとお答をしております。現在も事前公表前よりも低い落札率で推移をしております。

次に、普通建設事業の落札率の現状はどうなっているかについてお答えいたします。

平成17年度の落札率は97.36%、平成18年度は11月までの時点で96.04%となっております。

次に、高い落札率を下げるのが、経費削減の上でどんな影響があると認識されているかについてお答えいたします。

本市の入札における落札率は、公正な価格競争が行われた結果でありまして、安易に落札率が高いとは言えないと思っております。ただ価格競争の激しい自治体の落札率は80%台でありますので、このような落札率に低下した場合は、かなりの予算残額が発生することになります。この予算残額には、国・県からの補助金等が含まれておりますので、どの程度活用できるかはわかりませんが、事業の拡大、あるいはほかの事業の実施、次年度事業の前倒し等が可能になってくると思います。

○議長（緒方誠也君） 中山徹議員。

○中山 徹君 おおむね大体了解できましたけれども、今までその程度のというか、答弁は今までもあったんですね。具体的にぜひ強めてほしいなと思うのは、これは長野県の入札制度改革の成果ということで、ホームページでとれますが、ここは、基本的には参加希望型競争入札を導入してるんですね。入札に参加したい人は、手を挙げてくださいということで、その方は基本的全員入ってもらうというやり方ですね。それで、指名競争入札の場合は、A B Cランクを決めてありまして、経営審査だとか、それから前年度の実績なんかをもとにして、あんたはA、あんたはBということでランクを決めて、この業者はこの仕事はAランクでやってもらいます。Bランクでということになりますと、もう大体同じ顔ぶれですので、もうあうんの呼吸でというふうな形で、今度はA業者、今度はB業者ということになると、勉強会しましょうということでやれば、大体もう一発で決まるというやり方だったのが、この長野の場合は、それをやめて、基本的には参加型競争入札、BでもCでもAの仕事ができるという方は自由に参加できるというふうな形にしたということですよ。一般競争入札ですよ。

それから、御承知のように、公共事業そのものが減ってきているということもあるものですから、なかなか大手、市内の大手、水俣の市内の中でも比較的大きな企業という意味ですけれども、そういうところでも仕事がなくて大変苦労なさってることは、私も十分承知していますけれども、そういった点で、長野のこの改革の特徴は、さっき部長が言われましたように、浮いた分を事業費に回せるということで、発注額がはるかにふえているんですよ。それで、予定価格800万円未満の土木一式工事に参加できますと、普通のそのランクでなくても、希望される方は、今まで500万円だったのが、800万円までふやして、どなたでも参加できますよという形にしたというこ

とで、談合がほとんどなくなりましたと。だれが入札を希望されているかわからないわけですから、談合のしようがないわけですね。わかっていれば話し合いができるけれども、どなたが出されるかわからないという環境をつくれればできないわけですから、基本的には談合がなくなりましたと。透明性や公平性、競争性が確保されたということで、平成13年の当時、平均落札率が97.4%だったのが、平成17年度では69%まで下がっているわけですね。これでは、じゃ低いほどいいかということ、そうじゃなくて、長野の場合は、客観的な点数を市が総合的に評価するという方式で、工事成績だとか、技術者の人数だとか、それこそ水俣で言えばI S Oの認証を取ったかどうかとか、環境に対して取り組みが日ごろからどうだったのかということ、そういったような、地域の貢献度なんかも評価をして、総合評点に加えて決めていくというやり方をしているので、一番安いから、必ずそこにいくという制度でもないようですね。

そうすることで、結局今まで元請企業として参加できなかった企業の数も167、長野県で167ですから、水俣でどれぐらいの規模になるのかわかりませんが、かなりの数、入札そのものに参加できなかった業者が参加できるようになったと。発注額も下がったし、条件がそうやって広がったということで、ふえたということもあるんですね。

そういう点で、それで今までの97件、そういう総合評価方式、さっき言ったI S Oの問題だとか、日ごろからの地域貢献度などを加味した、そういう業者の評価について、それを始めた結果、最低入札価格以外の企業が31%、3分の1はそういう最低価格以外の企業が落札をしているという成果も出ているということでした。

それで、ぜひ部長に、発注の仕方で、分離分割発注をぜひ真剣に考えてほしいと思うんですね。仕事がない業者もたくさんいらっしゃるし、全体として減った中で、非常に厳しいというのもあるので、例えば、これは以前から言われていることなんですけれども、1億円単位の事業を起しても、もうかるのは、要するにリフトだとか、そういう機械が、大規模な工事はもう機械が仕事をすると。100万円、200万円の発注になりますと、人間が仕事をするわけですね。溝ぶただとか、側溝の整備だとかというのは、人間がスコップでやるわけですから、そういった点では、発注規模をもっと分割して、小刻みに、それでたくさんの業者に発注をするという、そういう分離分割発注方式をぜひ真剣に考えてほしい。そうすると、落札する業者の方も広がってきますし、指名入札をしなくても十分対応できるというふうになると思うので、この分離分割発注方式についてもぜひ検討していただきたいけれどもどうでしょうか。これは第2回目の質問に入れます。

そういうことも、長野もそういうことをやりまして、発注額が非常にふえているんですよ。平成13年度で発注件数31件で、発注額の総額は6,300万円ですね。それが17年度では、発注件数は496件ですから、もうそれこそ10倍以上、発注総額が16億2,400万円、6,300万円が16億2,400万円というふうに、発注総額が非常にふえていますよね。

よく市の方に道路の舗装をお願いします、溝ぶたをお願いしますと言えば、金がありませんということで、もうそれで終わっていますが、市民から出されている要望というのはたくさんあると思うんですね。そういうものこそ、そういう今本当に生活密着型といいますか、住民の生活に直接関係のあるような、そういう事業を今こそ起こして、業者にも小刻みで分離分割して仕事を回していく、雇用もふえていくという形になるわけですから、地域循環型のそういう公共事業のあり方ということも、ぜひ、考えていただいて、そういうふうなことをぜひ入札制度の改革と同時に、一緒に検討していただきたいというふうに思います。

経済効果の点で言うと、この決算書の審査意見書で、一般会計と公共下水道の関係で、委託料と工事請負費の額を見ても、大体、今部長が経済効果がどれくらいか、削減額がどれだけかということについては、国・県の補助金の関係があるので、すぐに幾らとは言えないとおっしゃったけれども、それも含めて大まかな額で言いますと、一般会計の場合の工事請負費はだんだん減ってきて、15年度で19億円、16年度で24億円、17年度は6億円というふうに、がたっと減ってきていますよね。公共下水道の場合は大体同じで、約3億円ずつですか、これの落札率が大体、平均落札率が今97%というふうにおっしゃいましたが、これが、例えば80%に下がったというふうになった場合は、億単位の金が浮いてくるわけですから、そういうふうに考えれば、よく財政が厳しい、厳しいと言われますけれども、その辺の入札制度で、本当に談合をなくして、入札制度を改革するというので、かなりの、かなりのと言うとちょっと言い過ぎかもしれませんが、ある程度財源が出てくるわけですから、その辺をぜひ真剣に、この改革の問題を考えて検討していただきたいというふうに思います。

時間が限られてますので、再質問は分離分割の事業で考えていただきたいということについてどういうふうにお考えかというのが1点だけです。あとは要望にしておきます。

○議長（緒方誠也君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 分離分割発注につきましては、実はもうやっております。ただ、件数が少ない、公共事業が減ったということで、実は大きな事業、例えば土地と建物、あるいは機械とかとなれば、もう3つに分離分割発注できるわけですが、そういう事例がかなり少ないというのもございまして、実は、去年おとし工場みたいなやつをつくらせていただいたんですが、そのときは分離分割発注をさせていただきました。なるべく市内の業者さんに仕事が回るような形を、市の方としてもとっていきたいというふうに思っておりますので、そういう機会が来れば、必ずそういうふうに行っていきたいというふうに思っております。

○議長（緒方誠也君） 次に、政策事業の評価・管理について答弁を求めます。

森助役。

（助役 森近君登壇）

○助役（森 近君） 次に、政策事業の評価・管理の目的と手段についての御質問にお答えします。

政策事業の評価・管理の目的については、2日目の西田議員の質問で申し上げておりますが、政策事業の評価・管理を一体的に行うことで、効率的な事業運営に資することを目的としております。

政策事業の評価・管理の手段につきましては、まず、重要政策を選定します。重要政策に揚げられている事業は、水俣市総合計画に掲げられた事業、市長がマニフェストなどで特別に掲げた事業などになります。

次に、重要政策を確実に実施するために、重要政策目的・目標を設定し、重要政策目標を達成するための年間の実施計画を作成します。このことで、重要政策の進捗状況を毎月でとらえることができ、各担当部課長が直接重要政策の管理評価を行い、その進捗状況を把握し、今後の方向性に指示を与えやすくなります。

次に、重要政策に掲げられた事業を定期的に評価するために、年1回、重要政策実施状況評価表を作成します。重要政策実施状況評価表は担当部課、政策評価委員会、市民監査委員会、パブリックコメント手続と4段階の事業評価を行うことで、より効果的な事業のスクラップ・アンド・ビルドを行うことができます。また、予算査定の基礎資料とすることで、事業に対する費用対効果も図ることができます。

次に、政策管理委員会、市民監査委員会の構成、性格についてはどのように考えているかという質問にお答えします。

政策管理委員会は、私を委員長として、庁議メンバーによって構成しております。

政策管理委員会の性格として、重要政策実施計画に関すること、重要政策目的・目標について、その達成度を監視することなどについて審議を行い、政策事業評価管理システムの効率的な運用を進めます。

次に、市民監査委員会の構成、性格についてお答えします。

市民監査委員会は、当面5名の委員で組織してまいります。委員は原則として水俣市民としますが、必要に応じて政策に関する有識者をアドバイザーとして入れることができることとしております。

市民監査委員会の性格として、政策事業評価管理システムが適正に運用されているか、事業が成果を上げているか、計画どおり実施されているかなどを監査します。

次に、事業の継続・廃止を検討されるとのことだが、対象はどこまでか、新規事業はどのようなか、今年度実施している事業についてはどのようなかについてお答えします。

重要政策として評価を行う事業は、先ほども申し上げましたとおりですが、新規事業や、今年度実施している事業について、そのすべてに政策評価を行うことはありません。重要政策に掲げ

られた事業の継続や廃止については、市民監査の結果を十分に考慮して行ってまいります。

現在、来年度以降の本稼働を見越して、平成17年度事業について政策評価を試行中です。

政策評価を実施することで、職員の負担にならないように、今後ともシステムの見直しなどの継続的改善を行ってまいりたいと思います。

次に、将来ビジョンとの関係についてはどう整合性を図るかについてお答えします。

重要政策として評価を行う事業は、先ほども申し上げましたとおりですが、今後とも議員御指摘のとおり、水俣市の将来ビジョンである総合計画、実施計画のローリングを含め、市長のマニフェストなどと整合性を図りながら、政策事業の評価・管理を行ってまいりたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 中山徹議員。

○中山 徹君 やっぱり何か不安が消えないというか、私、政策管理推進計画記入例ですか、これをちょっと1部もらったんですけども、重要政策名が何かというのと、それからあと目的、それから目標、実行手段、事業費とか、いろいろ書いてあります。それで、これを全部署でやるわけでしょう、ISOのやり方に沿ってですね。1つは、だから全部署でやる、とにかく直接関係ないような部署でも、とにかく全部署でこれをまずやって、毎月これをやるわけですか。じゃないですか。その辺のやり方がちょっとよくわからんのですけれども、重要政策をまずその庁議の、助役を長とした庁議メンバーで、何と何と何について評価をするかという、まず重要政策を絞り込むわけですね。絞り込む方法というのは、どういうふうにして絞り込むのか。絞り込んだ後、そのことについて、その評価をするのは、どこの部署で、だれがそれぞれの原課の課長さんあたり、だれが責任を持ってしていくのか。それで、それを集約したものをどういうふうに交通整理をしていく、最終的な、この間も出てましたが、市民監査委員会で5名ぐらいで絞り込みができるのかどうかですね。その辺がちょっと。それとあと重要政策を決める場合の将来ビジョンとの関係で言うと、総合計画、それからエコポリス構想、それから市長のマニフェスト、それからつい最近出ました水俣病問題に係る懇談会の提言書なんかも対象になるんですかね。その辺で、もうちょっと何かまず絞り込んで、各部署で評価を、自分のところの部署でどういうかわり、この重要政策とどういうかわりがあるって、どう評価するのかという、何かそんなことをしている暇が、原課に言わせると、そんなしている暇があるのかなという、今の体制と、少ない人数の中で、現実には市民の要望がいろいろ出されてきている中で、そんなことができるんだろうかと。やっても本当にそれが意味があるんだろうかなというふうに思わざるを得ないんですよね。だから、何か目指していることと、実際やることとが何か全然結びつかないんです。そんなことができるんだろうかというふうな印象が非常にするんですよ。だからもっと何か、極端に言うと、市長のマニフェストでもいいですので、今水俣、もっと重要政策を、新聞によると56事業と書いてありましたよね。もう少し絞り込んで、職員に負担のないような形で、しかも総意を集めてやれ

るような体制とかというのは考えられないのかなというふうに思うんですが、それについてはどうでしょうか。

ちょっと私もよく、どんなふうに進んでいくのかというのが、先が見えないもんですから、何と言って提言して、どういうふうになればいいという対案があるわけではないんですけども、その辺の不安はどうしてもぬぐえないですよ。その点について、また同じ繰り返しになるかもしれないんですが。

それで問題は、人が仕事をするわけですから、私は、これは特定なところを挙げて申しわけないんですが、水道局が非常に私は思い切って、機構改革をぱっとやりましたよね。機構改革をやって、それから水道料も、非常に水道決算も健全で、一時借入金なんかはゼロで、水道事業のお金を病院に一時借入金として貸してるという、何か非常にそういう健全性が確保されていると思うし、あそこの事務事業の見直しが徹底してやられて、非常に市民サービスも機構改革で非常にうまくいったというふうに思うんですが、むしろああいうふうな事務事業の見直しだとか、その辺が今、先にというか、同時にでもいいんですけども、やられるべきじゃないかなというふうに思うんですが、その辺をどういうふうに考えればいいんでしょうか。

○議長（緒方誠也君） 森助役。

○助役（森 近君） 全課ですという話ですけども、一応56事業を各課で分けますと、主に政策事業をやっておりますのは、普通建設事業をやったり、商工だったり、農政だったり、企画だったりというところですので、各課に分けてみますと、そんなに多い事業じゃありません。その分につきまして、今、議員おっしゃいましたように、目標とか、やり方を出して、それを今、企画の方で調整をしてヒアリングをしながら、そういったものを絞り込んでいって、評価委員会の方で決定していくと。

まず、これが出てきましたのは、一つは、単年度事業なんですけども、なかなか前半で事業がうまく動いているか、動いてないか見えない、そういうのもありますので、年度当初に事業計画を立てて、それが本当に進んでいるのかどうなのか。何でとまっているのか。今までの決算等を見ますと、結局終わって評価をします。終わったときはもう1年終わってるわけですよ。それが本当にちゃんとした形で行われているのかという、中間での見直しがなかなかできなかったということで、1回目標を立てて、各月ごとにどういう進み方をしているのか、なかなか進まない部分については、みんなで手伝って、じゃなぜ進まないのか、そういったことも、チェックをかけながら、ちゃんとした形で事業の管理ができる、まず事業管理が一つあります。だから、事業評価というよりも、進捗管理をきちっとやっていくと。なおかつやった結果が、本当に効果があるかどうかというのを評価していこうというような形で、プラン・ドゥー・チェック・アクションですか、このサイクルで回していこうという形で計画をします。確かに今議員おっしゃるよ

うに、初めて始める話ですので、どういう形でやっていくか、今答弁でも申し上げましたように、これから、なかなかうまくいかない部分については改善をかけていく。ただやはり進捗管理しませんと、3月とか2月になってできませんと言われても、結局せつかく予算を取ってもうまく回らない部分がありますし、これまでどちらかといいますと、事業については、やればよいということでありましたけれども、やっぱりやった成果をどう評価していくかという形になると思いますので、そういった形で進めていきたいなと思っております。

それと、水道局の改革とか、事務事業の見直し等につきましても、水道局からもいろんな御意見あっておりますので、そういったことも含めて、事業のあり方、また、主要な施策の報告あたりも出していただいておりますので、ああいったものも参考にしながら、どういう形で事業を選択しながら、ちゃんとした形で評価をしていくかということで、やはり事業評価というのは求められておりますので、そういったものをちゃんとしたルールに乗せるという形で取り組んでまいりたいと思っておりますので、もうしばらく様子を見ながら、また御意見をいただければと思います。

○議長（緒方誠也君） 次に、IWD東亜熊本の産業廃棄物最終処分場問題について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） IWD東亜熊本の産業廃棄物最終処分場の問題についてお答えします。

まず、鹿屋の判決についてお答えします。

この判決は、産廃差しとめを求める住民側の勝訴となった本年2月3日の鹿児島地裁での判決を事業者が不服として控訴していたものですが、福岡高裁宮崎支部は本年11月29日原判決を指示し、事業者の控訴を棄却いたしました。

事業者が上告するかどうかはまだ不明ですが、鹿屋の産廃処分場をめぐる闘いは、現時点では、住民側が県と事業者を相手に回して、見事に勝利をおさめたということであり、管理型最終処分場をめぐる裁判としては日本初の快挙であります。

この控訴審の判決文はまだ読んでいませんが、第一審の判決を指示したということならば、原判決の事業者の不法投棄疑惑による適正な維持管理への疑問、施設構造と維持管理への疑問から、有害な浸出液の漏洩は否定できないという理由によると思われまます。

この判決理由から、現行法の範囲内でも相当な理由により危険であることを証明できれば、管理型であってもとめられることを示した判決であり、我々に大きな勇気を与えるものであります。

この裁判の住民側の法廷代理人である馬奈木弁護士は、本市の顧問弁護士でもありますので、本市の特殊事情も踏まえ、鹿屋の事例から得られることについて、指導を受けながら、今後の産廃阻止に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、IWD東亜熊本の産業廃棄物最終処分場建設予定地周辺の境界確定の現状はどうなっているのかについてお答えします。

建設予定地を含む長崎及び湯出地区の地籍調査は、本年の8月にそれぞれの地区で地元説明会を実施し、9月から土地の境界を確認する一筆地調査を実施しております。

地籍調査における現地調査の方法といたしましては、既に確定している境界を公図や現地の物証その他を資料とし、また、当該土地に関する事情は、通常土地所有者等が最もよく承知していることもあり、隣接する土地所有者、その他の利害関係人等の双方に同時立ち会いを求め、これらの意見を参考に土地の境界を確認しております。

ただし、日程の都合上、双方の立ち会いができない場合は、片方が境界上に仮くいを設置し、後日、相手方にその仮くいを確認していただく方法も行っております。

建設予定地の外周の現地境界立ち会いの状況につきましては、東亜道路株式会社所有の土地と隣接する土地、52筆38名の所有者がいらっしゃいますが、そのうち48筆32名の立ち会いが終了しております。

IWD東亜熊本の産廃処分場問題について、IWD東亜熊本の、いわゆる温泉センターの建築確認手続は正常になされたのかとの御質問にお答えします。

お尋ねの温泉センターの建築確認について、県にお聞きしましたところ、当建築物は平成16年9月に建築確認がおろされているとのことで、手続は正常に行われているとの回答でございました。

次に、IWD東亜熊本専務所有の野川地内山林への排土処分と、その後の利用についてはどうなっているのか、問題はないか、把握されているのかとの御質問にお答えいたします。

議員御指摘の山林は、九州新幹線工事の施工に伴う建設発生土の搬入地として、水俣市長が立会人として、日本鉄道建設公団と地権者代表との間で協定を結び、協定に基づく建設発生土の搬入を行った場所です。

搬入期間は、平成12年1月から平成14年末までで、平成15年1月29日をもって土地所有者に引き継ぎをされています。

その後、維持管理は、土地所有者が一部を雑種地の地目で管理を行っており、現在は、建築資材置き場として利用されているとのことで、担当課で水俣保健所と現場の確認を行いましたところ、建築資材の中の一部廃材の処理以外については問題ないものと確認いたしております。

そのため、廃材の処理については、水俣保健所から改善するように指導をされました。

○議長（緒方誠也君） 中山徹議員。

○中山 徹君 鹿屋の判決の重要なところは、このインクスという産廃処分場をつくらうとしている業者、このインクス側に法律を遵守しようという、そういう法を遵守した適正な処分場の維持

管理を期待するには、大きなちゅうちょがあるという、要するにもうインクスという会社は信用できないんだと、もう俗に言えば。それも大きな建設、こういういい加減な会社にこういう危険な産廃処分場をつくらせて維持管理させるには非常に危険が大き過ぎるという、そういう趣旨なんですよ。もちろん、その処分場の構造上の問題だとか、管理の方法だとか、そういうものもありますけれども、基本的には、そういう会社の資質の問題、モラルの問題がその裁判所から断罪をされたというふうに思うんです。

そういう点で、そこをしっかりと、そういう会社であったのでということをしかります頭の中に入れておくということと、じゃそれではIWD東亜熊本が、そういう信頼に足る会社かどうかということを見る上で、私、今幾つかお尋ねしている中で、この点はどうかということでお聞きをしているわけですが、その福岡高裁の宮崎支部の判決については、そういうふうに理解をしていますが、市長はどういうふうにお考えかということをもた再度お尋ねいたします。

それから、ですけれども、地籍調査の進捗状況で、今関係するところが52筆38名だけでも、そのうち48筆の32名がもう既に終了したという趣旨の答弁を今されたんですかね。これは境界の確定の場合は、双方が同意をしなければいけないわけですよ。御承知かもしれませんが、建設予定地には一応くい打ってあります。会社の方で打たれたようですよけれども、しかしこのくいは川上観光開発や濱田酒造や原口さん、それから最終的には東亜道路というふうにかわった。そのときに東亜道路の関係者がここまで、ここまで、ここまでということで、何か勝手に打たれたくいであって、その何の根拠もないくいだというふうに聞いているんですが、そのくいがあって、そしてその関係する、隣接する住民の地権者の方が来られて、そのくいが間違いないということで、その方が確認をされたというのは確定にはならないんじゃないか。双方が立ち会って同意をして、判こを押すというのが同意だというふうに思うんですが、そこをちょっと、そういう意味で、きちとなされた、正常になされた同意なのか、確定なのか、そのところをもう一回お答え願いたいと思います。

それから、番目のところは、建築確認申請ですけれども、今、正常にという県の方の回答だったということですが、私、実は平成16年5月に棟上げのお祝いがあって、木臼野の住民の皆さんもそこに呼ばれているいろいろごちそうをいただいたりとかなさっているわけですが、16年5月ですね。だから当然そこはもう棟上げですから、もう建物は建てたわけですが、16年の温泉のボーリングの申請を、掘削申請を3回、この間、前回ここで質問しました。あの後、水俣保健所の担当者、それから県の薬務衛生課の担当者に行って、いろいろ聞いたんですけれども、掘削申請が3回出されていて、2回目の申請が出されたのが平成16年8月10日なんですよ。その棟上げがあった、棟上げのお祝いの3カ月後ですよ。その2回目の掘削申請が8月10日にあったので、これは山口さん、会社名でなくて、Yさんですね。ごめんなさい。Yさんの名前で、

もう言ってしまいましたが、Yさんの、専務の名前で申請が出てたんですね。それが出たので、保健所の関係と、本庁の方が2名、それぞれ各2名、4名の方が現地調査に行かれたら、もう建物が建っていたので、あれは何ですかと聞いて、土木事務所に確認をしたと。そしたら土木事務所は建築確認は出ていなかったと、そのとき出てないという答弁をなさっているんです。だから、もう建築確認は出る前にもう建物も建って、棟上げも終わってたということは歴然とした事実なんですよ。このことは、都市計画法の関係でいくと、もう明らかにもう50万円以下の罰金に処するということで該当する。これはもう罰則規定があるわけですよ。開発等の許可についてもいろいろこの条文を見ても、3,000平米以上だということは間違いありませんから、建築確認が必要だということは歴然としてましたし、にもかかわらず建築確認も出さないで建物をつくってたということがはっきりしてるわけです。この辺が正常になされたと言われている根拠、そういうことを承知の上でそういうふうに県の方がおっしゃっているのかどうか、これも改めてもう一回お聞きをしますけれどもいかがでしょうか。

それから、この新幹線廃土の捨て場の問題ですけれども、早速調査に行っていたら、資材置き場として活用されていて、しかし、その中で一部廃材の処分におかしいのがあったので、改善命令、改善させたということのようなんですけれども、これは、ここは一時、基本的には鉄建公団との関係では、山林に建設の廃土を捨てたわけですから、そのときに原状復帰しなさいということで、クヌギを2,000本か、3,000本か植栽をされたというふうにお聞きしてありますが、その後ずっとまたさらに建設廃材だとか、それから大川議員が初日でしたか、おっしゃっていたようなんですけれども、何か医療廃棄物もという話でしたが、そういうようなものを不法投棄されているんじゃないかというふうに聞いていますし、それからYさん自身が、ある方に市から頼まれて市の廃棄物を自分のところに処分したことがあるというような話をされたということを聞いた方もいらっしゃるんですが、これは明らかに不法投棄じゃないかというふうに思うんですよ。だから、改善しなさいということで済むのかどうか、建築確認もそうですけれども、気づいて、後で出すべきものを忘れておったので、後で出しましたということで許されるのか。実際は不法投棄なのに、改善で、覆い隠すことで済まされるのかどうか。その辺については、どういうふうに考えればいいんでしょうか、その点についてまた答弁をお願いします。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、鹿屋の高裁判決はどのような受けとめ方かということでございますけれども、今、議員がおっしゃったとおりの受けとめ方を私もしております。

したがって、今後もそういう部分につきましては、やっぱり細やかに見ていきながら、対応していかなければならないと、そういうふうに思っております。

それから、産業廃棄物最終処分場建設予定地の周辺の東亜道路工業株式会社と隣接土地所有の

立ち会いの内訳でございますけれども、東亜道路株式会社と隣接土地所有者の立ち会いにつきましては、土地所有者同士の日程の都合上、同時立ち会いができたところが、13筆9名でございます。同時立ち会いができなかったところが35筆23名です。それから、任意立ち会いが4筆6名というような状況になっております。よろしゅうございますか。

○議長（緒方誠也君） 吉海産業建設部長。

○産業建設部長（吉海安丈君） 確認申請の手続の件でございますが、県の方からお聞きしましたところでは、所定の手続を経て確認の通知がおりたというふうにお聞きをいたしております。

○議長（緒方誠也君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 先ほど御答弁申し上げましたように、水俣保健所と私どもの担当の方が現場の確認ということで行っておりますけれども、現場確認いたしましたところ、廃材の保管以外には問題なく処理されているというような認識でございますので、保管方法等について幾つか改善するように指導を行ったということから、不法投棄であるというような認識は現段階では持ち得なかったということでございます。

○議長（緒方誠也君） 中山徹議員。

○中山 徹君 地籍調査のところですけども、安心しましたが、あくまで、これ御存じのように、官民境界確定の実務というのが、これ新日本法規出版から出ているので、身内同士とか、いろいろ境界確定については、確定方法、いろいろ訴訟とか調停いろいろありますよね。基本的には、双方と同時立ち会いでしないと確定しないということですので、同時立ち会いされたのは、今の市長の答弁だと、13筆の9名だけということですので、だからその辺をぜひ、その隣接する地権者の皆さんにもそこをしっかりと、それで納得できなければ同意する必要ないわけですから、この辺についてもしっかりと地権者の皆さんにもお話をしておくべきだというふうに思います。

それから、建築確認の問題は、所定の手続と、だから今事実と違うじゃないですかということも申し上げたわけですので、その県の名前も言って、後でじゃ、ここで言いませんので、県の担当の方も言いますので、その方も同時に行かれて、その方が土木事務所に確かめたときには、その掘削申請が出て現地に行ったときはできていたわけですから、土木事務所に確かめたら出ていませんという確認をされていますので、そのことも踏まえて、それでも所定の手続なのかどうか、もう一回市の方から、市長の方から県の方に確かめていただいて、もし違法行為があればきちっと摘発をしていただきたい。そういう申し立てを、告発をしていただきたいというふうに思いますけれどもいかがでしょうか。

現実にそこに行ったときに、もう何人も見てますから。建築確認が出た日付はもうはっきりわかっていると思います、その前に建っていることはもうはっきりしてますから。上棟祝いは16年5月ごろ行われていますので。

それから、廃土処分については、今ある建設廃材の管理が問題だと言ってるわけじゃないんですよ。過去、そういう山林としてずっと埋めてきて、クヌギまで植えて、その後ずっと不法投棄が繰り返されてきたんじゃないか、医療廃棄物についても捨てられたという方が間違いなく見たという方もいらっしゃるわけですから、過去のそういう不法投棄も含めて、きちっとその関係者から事情聴取もして、もしそれが事実であるならば、しかるべき措置をとっていただきたいというふうに思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） ただいま御提案ございましたように、建築確認も含めまして、それから廃土も含めまして、一応県や、あるいは関係者にお尋ねをしながら、もう一回確認を取らせていただきたいと思います

○議長（緒方誠也君） 次に、市役所電算機更新について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 次に、市役所電算機更新について、平成19年度中稼働を目指して進められていると思うが、その後の検討結果はどうなっているかについてお答えいたします。

現在、富士通株式会社の機器及び業務ソフトを使用しておりますが、今回、他社提案も考慮した機器更新を検討し、9月末から富士通株式会社を含む電算機メーカー6社に電算機器更新の提案を依頼しており、12月4日までにすべての業者から回答を受け、現在は提案内容を検討しているところでございます。

今後の予定といたしましては、提出された各社の提案内容を検討し、12月中に市の電子計算組織管理運営委員会を開催し、具体的な更新方針を決定いたします。

更新の方針につきましては、まず第1に、経費の削減でございます。

2つ目には、住民サービスの向上、情報の保護等のシステムの構築でございます。

3つ目には、電算室の移設でございます。

その後、更新方針に基づいて、システム対象の範囲及び想定される予算額を精査いたしまして、平成19年度中の稼働を目指し取り組んでまいります。

○議長（緒方誠也君） 中山徹議員。

○中山 徹君 6社というのは、富士通、IBM、NEC、三菱、日立、TKCでいいんですかね、というふうに私お聞きしていますが。前回お尋ねしたときも、現行機種ありきではなくて、本当に今の、何かきのうかおとといでしたか、その電算機がとまって、プリントアウトができなかったというのがちょっとあったようなんですけれども、3階と4階だけですか、あったみたいでしたけれども。今の富士通の機種で、ATMSの機種、多分もうディスクがいっぱいいっぱい、容量

自体を大きくしないといかんということですよね。そうなってくると、問題は、その機種が変わったときにデータの移行料が億単位でかかるということもあるんですが、そういう同じ機種で、機種がもう変わる場合は、やっぱり同じような、額は安いかもしれないけど、いずれにしてもデータ移行は必要になってきますよね。だからその辺については、総額で安い方ということですが、今部長がおっしゃった経費の問題と住民サービスの問題、情報の保護の問題だとか、いろいろおっしゃいましたけれども、そういう立場でやっていただくということですが、その場合に、データ移行料については、そういう考え方でよろしいですか。データ移行料はどうしてもやっぱり今の機種に有利な方向に動いていくので、その辺をほかの機種でどういうふうに、機会均等ではないけれども、審査の基準を、何というんですか、同じレベルでできるようにするという、費用の問題等の関係ではどうしても不利になるので、そこをどうカバーするのかというのと、それからいろいろ聞いてみると、かなりコンパクトなシステムにしていくということで、何かクライアント方式とかもいろいろ何か考えておられるようだけれども、今、そこまで、今の水俣のレベルで必要かどうかということもありますので、その6社すべてができるような仕様書というか、こういうものをということでは、どういうふうに考えておられるのか。その辺2点について、移行料の問題と仕様書の問題について、もし考えがあれば教えてください。

○議長（緒方誠也君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 更新の方法だと思いますけれども、当然現行入っている富士通というのが有利になるというふうに思います。今言いました移行料の問題、単純にそれだけ考えても有利かなというふうに思っておりますけれども、ただ、考え方としては、9月の議会の際にも申し上げましたけれども、富士通ありきではない、他社との競合をしていただく。ただ組み合わせもあるんだということで、そういう説明をして見積もり依頼をお願いしたという経緯がございます。ですから、富士通に対しては、ほかのもあるよということをお願いしております。競争になるように、そういう見積もりのとり方をしております。ただいかにせん、現状を申し上げますと、かなり不利だということで辞退をされるというか、もともと見積もり辞退も出てきております。ですから、たまたまほかの2社ぐらいについては、見積もりが出てきましたので、そういう意味では、逆に富士通との比較ができるのかなというふうに、実は思っております。

ですから、もし、例えば最悪その富士通が一番安かったといたしましても、富士通の中には下請と言ったら悪いんですけども、そういう個々にソフトを受け持ってやっている事業者もおります。ですから、必要なところはそこと契約して、経費を節減していくという、いろんな方法を今検討していきたいなというふうに思っております。今担当のところでも一生懸命その辺のメリット、デメリットについて検討をしております。そういう状況でございます。

○議長（緒方誠也君） 以上で中山徹議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午後 2 時39分 休憩

---

午後 2 時49分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、牧下恭之議員に許します。

（牧下恭之君登壇）

○牧下恭之君 皆様、こんにちは。

公明党の牧下恭之でございます。

通告に従い、順次質問を行います。

まず初めに、行政経営の時代と来年度予算編成について。

各地方公共団体においては、新地方行革指針（平成17年3月）に基づき、行政改革が推進されてきましたが、その後、行政改革推進法及び公共サービス改革法が今年5月に成立、6月から施行され、地方公共団体が取り組むべき新たな行革に関する手法が制度化されました。

さらに、骨太の方針2006を受けて、総務省は8月末、地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針を策定し、公表しました。その特徴は、総人件費改革、公共サービス改革、地方公会計改革の3つです。

地方にできることは地方に、民間にできることは民間にのいよいよの具体化であり、競争原理を使って経費を減らすとともに、民の知恵を生かして住民サービスの質の向上も図ろうとしています。

こうした新たなる動きについての本市の対応と認識についてお尋ねいたします。

来年度は三位一体改革の流れで、地方に税源移譲がなされる最初の年であります。すなわち地方分権から地方主権元年であります。このときに、市長は、予算編成に向け、水俣市の重要施策である環境モデル都市づくりの青写真をどう描こうとしておられるのかお尋ねいたします。

地方公務員の給与については、給与構造の見直しだけでなく、地域民間給与のさらなる反映に向けた取り組みが強調されています。また、全国で自治体職員の福利厚生を目的とする職員互助会の見直しも進んでいます。

本市の現状と対応についてお尋ねいたします。

公共サービス改革で強調されている市場化テストの実施・検討を集中改革プランに盛り込んだ自治体は26団体です。行政サービスの担い手を入札で競う市場化テストで問われるのは公務の質であると思います。

認識と対応についてお尋ねいたします。

総務省は5月に発表された新地方公会計制度研究会の報告書を受け、すべての地方自治体に対し、国に準拠した財務諸表の作成を求める方針を固めました。具体的には、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4財務諸表を、人口3万人以上の都市と都道府県には3年以内に、人口3万人未満の市町村には3年程度を準備期間として認め、その基準モデルを提案しました。

本市の現状と対応についてお尋ねいたします。

次に、新介護保険について。

増大する介護保険利用者と保険料の上昇をできるだけ抑え、要介護認定で要支援、要介護1となっている軽度者たち向けの介護予防を目玉に、介護保険が大幅に見直されて半年、現場はどのように機能しているのでしょうか。

その利用サービスのほとんどは、掃除、買い物など、生活支援のための訪問介護と施設で半日過ごすデイサービス --- 通所介護です。これが、本来動く体なのに、ヘルパーがかわってやってしまうから悪化する、元気なのにデイサービスで遊んでいるなどという批判もありますが、利用者の中には、ヘルパーさんが週に一、二回来てくれるから、部屋が片づき、お風呂がきれいになる、デイサービスでやっと話し相手が見つかったというような、ひとり暮らし高齢者も多いのも事実です。こうした人たちは制度変更の詳細がわからず、戸惑いと当惑の声が上がっているのも事実です。

これまでのヘルパー派遣やデイサービスの回数が減らされたり、車いすやベッドが取り上げられたりしているからです。保険料に見合うサービス量とはというような抜本的な議論が迫られています。

新介護保険制度では、市町村に介護予防の取り組みを義務づけ、その対象者である特定高齢者、要支援・要介護認定一步手前の予備軍的なお年寄りは、65歳以上の高齢者5%として、そのうち20%を予防で改善させるとしています。

本市の実態と課題についてお尋ねいたします。

厚労省がつくった25項目のチェックリストを使って、特定高齢者の把握はどこまで進んでいるのでしょうか。そのうち介護予防に参加されている人はどれくらいおられるのか、半年間の状況についてお尋ねいたします。

介護予防サービスの拠点は、市町村が責任を持って行う地域包括支援センターです。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが配置され、三職種によるチームアプローチが重要になるが、この半年間の活動で軌道に乗ってきたのかお尋ねいたします。

次に、教育問題について。

いじめ問題が異常な広がりで見られ、前例のない事態が続いています。教育界だけではなく、

社会全体が立ちすくみ、戸惑っているような重苦しい秋となりました。全国でいじめに起因すると見られる10代の自殺が連鎖し、校長までも命を絶つという現実です。一連の問題は子どもたちに不幸、不運を重ねながら、次々に浮上してきました。その痛ましさや影響の大きさから、連鎖的な教育危機とも言うべき状況の中で、子どもたちがみずから命を絶つような悲劇をこれ以上繰り返さないために、私たちは真正面から取り組んで、今やらなければならないことに全力を尽くさなければなりません。

いじめは、いかなる理由があろうと絶対に許してはならない、あらゆる手段を尽くして根絶させるべきであると思います。そのために、いじめは人道上の犯罪、断じて許さないという強い意志を学校を初め、社会全体に行き渡らせることこそ、いじめ根絶の大前提ではないでしょうか。

学校側は、どんな理由があろうと人を苦しめるいじめは悪という姿勢を貫き、いじめを発見したら、すぐにやめさせる行動を起こすべきです。

また、いじめをなくすかぎを握っているのは、周りで見ている人たちです。児童・生徒たちには、自分に関係ない、見て見ぬふりは共犯者という考えを定着させなければなりません。

また、いじめに対し、これは僕たちの問題なのだと認識させて、子ども同士でやめろと言うことのとうとさをぜひ教えたいと思います。

いじめ問題の解決は、子ども優先の社会への構造改革によって、人が輝く社会づくりができるかどうかにかかっています。

そこで、お尋ねいたします。

本市におけるいじめの実態はどうか。そのための日常的な子どもへのかかわり方はどうされているのかお尋ねいたします。

本来100%子どもと向き合うべき教師が雑務に追われ、専念できないという問題も指摘されています。学校、地域、家庭が連携しての教師バックアップ体制が必要と考えますが、いかがお考えかお尋ねいたします。

中学校に配置されたスクールカウンセラーによる相談活動や相談窓口の設置についてお尋ねいたします。

次に、早寝・早起き・朝ごはん運動について。

文部科学省は、親と子どもの豊かな育ちを支援するため、早寝、早起きや朝食をとるなど、子どもの望ましい基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させる早寝・早起き・朝ごはん国民運動の全国展開を推進しています。ことし4月24日には、この運動に賛同する100を超える個人や団体 --- P T A、子ども会、青少年団体、スポーツ団体、文化関係団体、読書・食育推進団体、経済界等 --- など、幅広い関係者による早寝・早起き・朝ごはん全国協議会が設立されたところ

であります。

子どもたちが健やかに成長していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切ですが、近年、よく体を動かし、よく食べ、よく眠るといふ、成長期の子どもにとって当たり前で必要不可欠な基本的生活習慣が大きく乱れ、それが学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つとして指摘されています。

例えば、テレビを見るなど、夜更かしすると、体内時計と実際の時間とのずれが生じ、時差ぼけのような状態になってしまい、そうすると体調が崩れ、意欲が低下します。

そこで、家庭における食事や睡眠などの乱れを個々の家庭や子どもの問題として見過ごすことなく、社会全体の問題として、地域による一丸となった取り組みが重要な課題として、早寝・早起・朝ごはん運動が展開されることになりました。

最近の調査では、就寝時間が午後10時以降という小・中学生が過半数を占め、子どもの生活の夜型化が進行、朝の欠食率は小学生が15%、中学生は22%に上っています。今、文部科学省としても基本計画に乗り、項目別に目標値を掲げ、自治体への推進を呼びかけています。早寝・早起き・朝ごはん運動の推進は、非常に注目されています。

水俣市の現状と推進についてお尋ねいたします。

次に、地産地消について。

昨年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画で、初めて国を挙げて取り組む地産地消の推進が条文に明記され、また、本年3月策定の食育推進基本計画では、学校給食において、都道府県単位での地場農産物を使用する割合の増加を目標として、具体的には、平成16年度に全国平均で21%となっている割合について、平成22年度までに30%以上とすることを目指すと、具体的な目標が定められました。

農水省が地産地消を実践するために策定した地産地消推進行動計画においても、今年度の計画では、各都道府県や市町村が独自の地産地消推進計画を策定するように働きかけており、平成17年度末時点で策定済みの618地区を、平成19年度末までに延べ900地区にまでふやすという目標を定めています。

本市において、地産地消推進計画の現状についてお尋ねいたします。

16年3月議会で給食の残飯についてお尋ねいたしました。現在の状況をお尋ねいたします。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 牧下議員の御質問に順次お答えします。

まず、行政経営の時代と来年度予算編成については私から、新介護保険については福祉環境部長から、教育問題については教育長から、それぞれお答えします。

予算編成に向け、水俣市の重要施策である環境モデル都市づくりの青写真をどのように描こうとしているかの質問にお答えします。

牧下議員がおっしゃられるとおり、来年度は本格的な税源移譲が実施され、市民税は増加することとなりますが、これまで措置されていた所得譲与税が廃止されるため、これらの影響により増収となるかは不明なところであります。

一方、地方交付税は、総額で2.5%の減少が示されており、本市の来年度の財源についても非常に厳しい状況が予測されます。

しかしながら、予算編成には、できるだけ環境を視点とした施策を予算に反映してまいりたいと考えております。

環境モデル都市づくりの青写真は、環境に負荷のかからない生活行動を意識的に継続的に行う新しい水俣の環境文化をつくることであると考えております。

そのためには、水俣病の経験と教訓を踏まえ、地球環境の破壊者に決してならず、環境と共生のできる生産活動とライフスタイルを創造しようという高い理念の醸成が必要であると考えております。

この理念を醸成していくためには、これまでの取り組みを進化させ、環境のトップランナーとして、新たな取り組みを市民・民間事業者・行政の協働で進め、環境首都の称号を取得したいと考えております。

さらに、その先の世界のトップクラスの環境都市を目指し、あの水俣がここまで進化したというような姿を見せたいと考えております。

次に、地方公務員の給与に向けた地域民間給与反映に向けた取り組みへの御質問についてお答えします。

平成18年度国家公務員の人事院勧告を受け、平成18年10月17日に総務事務次官から地方公務員の給与改定に関する取り扱い等に関して通知が行われております。

この中で、地方公共団体における職員の給与改定を行うに当たっては、現下の地方行財政の状況並びに人事委員会の給与に関する報告及び勧告を踏まえつつ、各地方公共団体の給与実態等を十分検討の上、所要の措置を講ずることを求められています。

なお、本市のように、人事委員会を置いていない市においては、都道府県人事委員会における公民給与の調査結果等を参考に、適切な改定を行うよう求められていますので、給与改定については、人事院勧告及び県人事委員会の勧告に準じて行うこととしています。

今後、地域民間給与の反映に向けた取り組みについては、人事委員会の広域的な事務処理、ま

たは県・市町村間の人事行政担当者の連携強化に向けた取り組みを行い、より民間の給与を反映した制度ができないか、研究を進めることも必要ではないかと考えています。

次に、職員の福利厚生を目的とする職員互助会見直しについての御質問についてお答えします。

本市では、職員の福祉増進を図るため、水俣市職員共済組合を組織して、職員の給料月額額の1,000分の5を職員が負担し、同額を市が負担し、主に給付事業、貸付事業、スポーツ大会の開催、共済会館秋葉の維持等の福利厚生事業を実施しております。

なお、これら事業や市の負担のあり方については、自治体の置かれた状況に応じ、本市の財政状況を考慮し、点検・見直しを行い、改善していく必要があると判断しましたので、庁内に検討部会を設置し、事業内容について検討を行い、現在、検討部会の報告を踏まえ、共済組合理事会・組合会で見直しについて検討をしているところでございます。

次に、公共サービス改革で強調されている市場化テストの認識と対応についてお答えします。

まず、市場化テストとは、これまで官業とされていた公共サービスについて、行政機関と民間事業者の双方が対等な立場で競争入札を行い、価格と質で実施者を決める仕組みで、官民競争入札制度とも言われています。

公共サービスに競争原理を導入することにより、よりよいサービスの実現や、むだなコストの削減を図ることなどを目的としており、アメリカやイギリスでは、1980年ごろから、水道や道路の管理、刑務所の運営などで、市場化テストが導入され、一定の成果を上げていたと聞いております。

また、我が国においては、2005年度にモデル事業として、ハローワーク業務の一部や、国民年金保険料の収納業務などの公共サービスを民間事業者に委託して実施し、サービスを受託した民間事業者には、守秘義務が課されるなど、みなし公務員の規定が適用されております。

さらに、業務の対象範囲が、公共施設の管理・運営などに限定されているPFIや、指定管理者制度に比べ、市場化テストでは行政事業全般まで対象範囲を広げているのが特徴であります。

このように、市場化テストは、サービスの向上とコストダウンに大きく貢献でき、行財政改革には有効な制度であると認識しており、平成18年8月に総務省において策定された地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針の中で、各団体においても積極的に取り組むよう通知されているところであります。

しかしながら、その一方で、水道等のインフラ事業においては、低所得者が料金を払えず、利用できなくなったり、管理がおろそかになって設備が荒廃する等の弊害が既に導入した国々で発生し、特に上水道事業においては、世界的に問題となっているところもあるようです。

また、仕事を根こそぎ奪われかねない行政側の抵抗が強い上に、同じ自治体が入札で発注者と応札者の二役を演じる矛盾や、行政が入札に敗れた際の事業に従事していた職員の処遇や、職員

に不必要な雇用不安や勤労意欲の低下など、クリアしなければならない課題が少なくないようです。

また、平成17年度に公表しました集中改革プランには、県内の市町村すべて市場化テストは盛り込んでおらず、本市においても、現段階では、市場化テストの検討は今後の課題と考えております。

次に、国に準拠した財務諸表の作成についてお答えします。

財務諸表につきましては、総務省の地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針において、人口3万人未満の都市については、5年後までに、賃借対照表等4表の整備または4表の作成に必要な情報の開示に取り組むこととされております。

また、総務省では、新地方公会計制度実務研究会を発足し、財務書類の表示科目や作成手法や実務的検討がなされており、今年度内に報告書を取りまとめ、遅くとも来年の秋までには必要となるソフトウェア等を準備することとなっております。

財務諸表は、市民の皆様へ財政状況を説明するための資料として重要なものでありますが、他市町村と比較・分析するためには、全国的な標準を整備する必要があります。

このことから、本市におきましては、現在バランスシート等の資料は作成しておりませんが、総務省で進められている財務書類の作成マニュアル等が示された後、財務諸表の作成に向けて取り組みたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 職員互助会については、具体的にどういうふうに見直しをされるのか。また、市職員のやる気をなくすような見直しにならないかについてお尋ねをしたいと思います。

それと本格的に複式簿記発生主義を採用したのは、東京都が全国で初めてです。

これによって、企業と同じ土俵の上に立って、常に資産、債務の状況やコストを意識し、将来を見据えた経営的、財務的な取り組みが可能になりました。今、都は新たな財務の運営指針を打ち出し、負の遺産を徹底して改革しようとしています。しかも、新会計制度は決算処理を作成する処理を自動的に迅速に処理できるようになりました。

国もようやく3表の作成をみずからも、また地方自治体にも求めるようになりましたが、現在はその年度の決算をしてから、3表作成の作業に入ります。しかも他の財務資料を参考にしながらの手作業です。そのため、3表ができるのは年度が終了して1年半後です。都では、これがその年の決算と同時の8月にでき上がります。これによって翌年度の予算編成に前年度の決算結果を反映することが可能になりました。また日々の会計作業からデータを積み上げることで、事業別、物によっては地域別など、さらに細かい単位での財務諸表を作成することもできます。つまり、個別の事業ごとに詳細な分析と、それに対する判断ができる。行政改革の強い武器と言える

と思います。なお、複式簿記発生主義会計の導入によって、将来的には複数年度予算を可能にする仕組みができ上がったとも言えます。都知事はこのシステムを無料で貸し出してもいいとまで述べておりますので、既に幾つかの自治体からの問い合わせもあっているようです。

水俣市においても活用するための検討が必要であると思いますが、いかがお考えかお尋ねいたします。

○議長（緒方誠也君） 森助役。

○助役（森 近君） 職員互助会の見直しにつきまして、どういう内容かということですが、今考えておりますのは、今組合会等で議論をしておりますけども、まず、市の持ち出し分をなくすという形で考えております。事業内容等につきましては、やはりこれまでやっておりましたビーチバレー大会とか、恋籠祭、市民行事へは職員も参加を積極的に行うための、そういった部分は残していきたいと。また、今までやってきておりました共済会館の管理等もありますので、こういった部分、秋葉については共済組合の財産になっておりますので、こういった部分をどう市の方等に引き渡していくか、そういったものを考えながら進めていきたいなど。今議員ありましたように、職員のやる気がなくなるということもありますけども、まずはこういう形で職員に対する互助の部分もありますけども、まず、市からの持ち出しというよりも、自分たちの互助会というような形に改変できないかという形で今話し合いをして、できましたら3月議会にそういった内容を提案したいと思っております。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 東京都の公会計システムを活用するための検討が必要ではないかという御質問でございます。

東京都の新しい財務会計システムは、複式簿記発生主義会計を導入した国内初の電算システムと聞いておりますし、非常に先駆的なものだというぐあいに伺っております。

先ほど答弁にも申し上げましたように、総務省で財務諸表の作成方法等が今検討されておりますので、その結果を踏まえ、検討を行っていきたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 次に、新介護保険について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 次に、新介護保険についての御質問にお答えをいたします。

まず、特定高齢者の把握はどこまで進み、そのうち介護予防に参加されている人の状況についての御質問にお答えします。

特定高齢者の把握方法につきましては、まず候補者の選定が必要になります。そのため、本人や家族からの相談、民生・児童委員やケアマネジャーからの情報、地域で実施している介護予防

事業利用者や介護認定非該当者等を特定高齢者の可能性がある者としてリストアップいたします。

そして、このリストアップされた特定高齢者の候補者に対し、随時、基本健診の受診を勧奨し、健診担当医が基本チェックリストや生活機能評価を行い、総合的に判断し、介護予防プログラムへの参加が望ましい方を特定高齢者として決定することになっています。

今年度は、特定高齢者の可能性がある候補者には、10月に実施している基本健診を受診していただき、特定高齢者を決定することといたしました。その結果、65歳以上の受診者1,557人中40人、2.5%でございますが、40の方が特定高齢者として上がってまいりました。

しかし、現在、健康な高齢者から介護度1の方まで、幅広い人々を対象にまちかど健康塾や地域ふれあいモデル事業を実施していますが、それらに参加されている方々に対して、基本チェックリストによって、特定高齢者の候補者選定を行ってみますと、高齢者202人中19人、9.4%の方が候補者となりました。

このようなことから、今後の特定高齢者の選定に当たっては一考を要するのではないかと考えています。

特定高齢者が決定しますと、本人の意向や生活環境等を踏まえ、地域包括支援センターが立てる介護予防プログラムに基づいた介護予防事業に参加することになりますが、本年度は、まだそこまで至っていない状況です。

この特定高齢者に対する介護予防事業につきましては、国が示している6つのプログラムと、現在実施しているまちかど健康塾や地域ふれあいモデル事業、社会福祉協議会が展開しているふれあいサロン事業等と組み合わせて、その特定高齢者に応じた支援のあり方を工夫してまいりたいと考えております。

次に、介護予防サービスの拠点である地域包括支援センターの半年間の活動で軌道に乗ってきたのかの御質問にお答えをいたします。

要支援1、2の方で、介護予防サービスの利用を希望される方のケアプランは、地域包括支援センターで作成を行うことになっております。

また、一部は指定した市内居宅介護支援事業所に委託ができるようになっております。

さて、要支援1、2のケアプラン作成については、10月末で包括支援センターで116人、市内居宅介護支援事業所では187人、合わせて303人のケアプランを作成しております。

これについては、4月以降、介護予防サービスを利用される方が、月に約50人ずつ増加しております。

これまで、包括支援センターでは、配置が義務づけられている看護師、もしくは保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの三職種の4人、8月から採用されたケアマネジャーの有資格者である時間制職員2人の計6人で、また、市内居宅介護支援事業所におきましても、13事業所に協

力をいただき、これまでは順調に推移をしております。

しかし、マスコミでも取り上げてありますが、本市でも市内の居宅介護支援事業所におけるケアマネジャーの要支援1、2のケアプラン作成件数も来年4月からは8件に制限されることとなりますし、現在でも、ほぼ制限に近い件数を作成していただいていること、また、来年3月には約600の方が介護予防サービスを利用するだろうと推測していることから、包括支援センターでは、ケアプラン作成のために、相当数のケアマネジャー、有資格者の確保が必要になると考えております。

そのため、これまでも市広報紙や市内介護事業者でつくる事業者連絡協議会などで、ケアマネジャーの募集を行っておりますが、現状では確保に困難を極めております。

○議長（緒方誠也君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 介護保険本体においても、介護予防サービスにおいても、その成否のかぎを握るのはケアマネジャーだと思います。ケアマネジャーの資質の向上にどのように取り組まれているのかお尋ねをいたします。

国は、平成23年度末に、すなわち5年後に介護療養病床の半減を打ち出しております。それに伴う地域ケア体制の整備は近々の重要課題です。本市の対応と計画があればお尋ねいたします。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） ケアマネジャーの資質の向上にどのような取り組みをしているのかということでございますけども、ケアマネジャーの資格は県が交付をいたしております、5年の更新制になっております。更新時に1週間程度の研修が行われております。

また、ケアマネジャー個人においても、事業所や個人独自に研修を受けておられる方もいらっしゃいます。

本市においては、毎月、介護保険事業者連絡協議会居宅部会というのがありますけども、そこで事例の研修とか情報交換を重ねて行い、資質の向上を図っていると、取り組んでいると、そういう状況でございます。

それから、平成23年度に幾つかの医療病床、介護療養型医療施設が廃止になるということで、地域ケア体制の整備は重要課題であるけれども、市の方では、その対応と計画はどうなっているのかということでございますが、介護療養型医療施設につきましては、県に設置等の指定権限がございます。

また、国は、平成23年度までに、介護療養型医療施設を介護老人保健施設などへ事業転換を進めております。しかし、介護療養型医療施設が、介護老人保健施設へ事業転換を行う場合、職員の配置及び建物基準、報酬単価等が違いますので、全国的にどのような事業転換が好ましいのか、

医療施設は状況を見守っているということでございます。

本市としましては、3介護療養型医療施設がございますが、どのような事業転換になるのか、具体的にはわかりませんので、市としましては、状況を把握しつつ、地域ケアの体制づくりに努めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（緒方誠也君） 次に、教育問題について答弁を求めます。

大淵教育長。

（教育長 大淵洋君登壇）

○教育長（大淵 洋君） 次に、教育問題について順次お答えします。

まず、いじめ問題について、本市のいじめの実態はどうか、日常的な子どもへのかかわり方はどうされているのかについてお答えします。

いじめは、議員御指摘のとおり、極めて深刻な問題であり、早急に取り組むべき重要な課題であると考えております。

お尋ねの本市のいじめの実態につきましては、昨日、本井議員の御質問に答弁しましたように、各学校から報告を提出していただいたところですが、その結果、全体で3件の報告を受けております。そのいずれにつきましても、先日答弁しましたように、問題は解決をされているところでございます。

なお、このほかにも子どもの悩みなどが考えられると思いますので、今後とも十分留意してまいりたいと考えております。

日常的に児童・生徒へのかかわりはどのようにしているかというお尋ねでございますが、昨日、西田議員、本井議員の内容と重複する部分もございますが、いじめ問題は早急に取り組むべき重要な課題であるという認識のもと、校長を中心とした指導体制を確立し、早期発見、早期対応に努めてもらうように指導しているところです。

その中で、例えば、毎週、各学級の気になる児童・生徒の報告を出し合う時間の設定や、教育相談週間での子どもとの面談、子どもたちとのコミュニケーションや日記指導、国語や算数等の教科の授業時間だけではなく、掃除の時間や給食時間、昼休み時間、放課後の部活動などの時間における子どもたちへの声かけや観察、友人関係の把握などの取り組みがなされております。

また、道徳の中での命を大切にする授業や、思いやりの心を育てる授業を初め、特別活動における問題解決するための話し合い活動、生徒指導を通しての規範意識や、ルールを守る指導など、学級や子どもたちの発達段階に応じた指導をいただいているところです。

このように、いじめの実態把握や、いじめそのものに対する指導のほかに、日々の学校全体での取り組みや、学級での指導も大切ではないかと考えております。

市教育委員会としましては、学校、家庭及び地域と連携しながら、多角的な指導を徹底するこ

とによって、児童・生徒の健全な心身の発達がはぐくまれるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、学校・家庭・地域が連携しての教師に対するバックアップ体制が必要であると考えますが、いかがかについてお答えします。

教師は雑務に追われて、子どもに向き合う時間がないということですが、学校における教師の職務内容が多岐にわたり、日々、さまざまな教育活動や事務処理があることは承知しているところでございます。

しかし、例えば出席簿の処理や学習計画の作成などの事務処理におきましても、子どもの姿を思い浮かべ、その変化に気づくことがありますし、子どもへの効果的な指導を考えて資料を作成したりするものでございます。そのような日々の取り組みを通して、問題に気づき、話し合うことにより、理解を深め、子どもたちをより充実した学校生活へと導くことができるものと考えます。したがって、教師はみずからの職務に向き合うことが、すなわち子どもに向き合うことにつながるものと考えているわけでございます。

ただ、いじめは学校内だけでなく、登下校中にも行われることでもあり、家庭での会話の中で伝えることもあります。学校内だけでは気づかないこともありますので、家庭における親子の会話や登下校中の地域の方々の情報は、早期発見、早期対応のためには、大変効果的と考えます。

教育委員会としましても、学校と家庭や地域社会との信頼関係や、きめ細かな情報交換を重視するとともに、スクールカウンセラーや市教育相談員等との活用を図りながら、教師に対するサポートが図れるようにしたいと思っているところでございます。

中学校に配置されたスクールカウンセラーによる相談活動や相談窓口の設置についてお答えします。

県のスクールカウンセラー事業として、専門的な知識と経験を有しておられる臨床心理士の2名の方が非常勤職員として派遣されています。

今年度は、第二中学校と第三中学校を拠点校として、市内すべての小・中学校の児童・生徒を対象に相談業務を行っていただいております。その主な相談内容は、不登校、対人関係、家庭の問題等でございます。

スクールカウンセラーの配置により、不登校の児童・生徒に対する効果はもちろんですが、登校できている生徒の中にも悩みを抱えている生徒がいますので、その都度相談活動に当たってもらっています。スクールカウンセラーを活用することで、保護者や生徒の心をさらに開くことができました。また、生徒や保護者への対応について、的確なアドバイスがもらえたという教師からの報告もあっております。

また、相談窓口の設置につきましては、水俣市の相談員、八代・芦北・水俣管内の人権擁護委

員会の委員を初め、芦北教育事務所のいじめ不登校アドバイザー、県立教育センターの相談室、児童相談所の相談室などがあり、各学校や児童・生徒にも知らせて、気軽に相談できるような体制をとられています。そのほか、各学校におきましても、教育相談の担当者を校務分掌に位置づけ、相談窓口になってもらっています。

次に、文部科学省が提唱しております早寝・早起き・朝ごはんについて、市としてどのように取り組んでいるかについてお答えします。

文部科学省等の全国的な児童・生徒の生活実態調査によりますと、御指摘のように、一部には夜更かしによる睡眠時間の不足、朝食の欠食など、生活習慣が乱れているという実態が見られ、それも小学校のときから始まり、中学校、高校と進むにつれて、その比率は高くなっている状況が見られます。しかも、そのような子どもには、学習への集中力や意欲が乏しく、総体的に学力も低いという結果が示されていました。そのことは、本県の場合にも、大体同じような傾向が報告されています。

市教育委員会では、児童・生徒の健全な心身の育成や学力向上は大きな教育課題として考えておりますので、提唱されましたことについては、積極的な取り組みが必要と考えているところであります。

朝食を初め、家庭での生活習慣の確立は、特に家庭における子どもの過ごし方や、食事が大切と考えますので、PTA連絡協議会に働きかけたり、各学校を通して、児童・生徒への指導や保護者への啓発をお願いしているところでございます。

なお、このことにつきましては、本年度の県PTA連合会の目標として、全県的、主体的な取り組みとして取り上げられ、PTA新聞などでも周知が図られており、大変心強く思っております。

市教育委員会としましても、積極的な役割を果たす必要がありますので、今後ともさまざま機会を見つけて、保護者の方々を初め、関係の方々との連携を図りながら推進してまいりたいと考えております。

次に、本市における地産地消推進計画の現状についてお答えします。

地産地消につきましては、近年、市民の方々の関心が高まりつつありますが、学校給食での地場農産物の使用につきましては、昨年末より生産農家から直接給食センターへ納入いただく方法を試験的に開始しております。

給食センターでは、これまでも地産地消の推進の一環として、市が認定する環境マイスターの方々が生産したミカン、いりこなどの農水産物を使用したり、郷土料理を食材として、梅干し、干しタケノコや地域で生産された大根、白菜、サツマイモ、キュウリ、ナス、トマト、アスパラガスなどを直接納入していただいております。

そして、生産者の方を取材して、給食通信地産地消号として発信し、児童・生徒の食料の生産に関する理解を深める取り組みを行ってきました。

また、本年度は給食畑の推進として、学校給食の食材として納入する生産者の畑で、生徒が野菜の収穫体験をしたり、生産者からつくり手の思いや、農業生産についての話聞く、現地学習会を実施したりして、農産物の生産や流通、消費などに関する理解を深めるよい機会になっております。

今後は安定した量を計画的に供給できることが必要となりますので、生産者の組織化による安定供給体制づくりなどの課題も見えてきております。

本市としましては、このような現状を十分認識した上で、お尋ねの地産地消推進計画を平成19年度中に策定することになっております。

学校給食はもとより、福祉施設や病院、直売所等における地場農産物のさらなる利用促進、地産地消を生かした産地づくりを図りたいと考えております。

次に、給食の残飯について、現在の状況についてのお尋ねにお答えします。

平成16年3月議会で答弁しましたときの残食率は、全体で14.5%という結果でしたが、本年度11月までの平均残食率は全体で9.3%となり、平成16年度より5.2%改善された結果となっております。このことは、学校における食育計画の策定、給食時の指導など、各学校での取り組みの成果が大きいものと思います。

給食センターとしましては、運営委員会・給食委員会で、学校ごとの残食率についてのデータや、学校の取り組み事例を示し、各学校での指導をお願いしているところです。

また、今年度は全校に給食センター職員が出向いて、子どもたちと会食をしたり、センター見学に来てもらって、みんなの健康を願って給食をつくっている思いを伝えていくようにしております。

さらに、食に関する指導の中で、残食の行方、食べ物へ感謝する心、栄養バランスなどについての講話を行い、子どもたちに食べ物の大切さを伝えるようにしております。

今後も、一層の残食率の減少に努めてまいりたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 教師こそ最大の教育環境であると思っております。子どもの成長はよき教師との出会いによって決まると言っても過言ではないと思います。

教員の資質向上にどのように取り組まれているのかお尋ねいたします。

それと、給食の残飯について、ゼロに近い学校もあると聞いておりますので、大切な資源をむだにしないよう、今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

○議長（緒方誠也君） 大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） 2つあったかと思えます。1つは教員の資質向上、2つ目は給食の残食、残飯についてでございますが、まず、1つ目、教員の資質向上にどのように取り組んでいるかという御質問でございますが、教育委員会では、現在、学校教育目標の一つとして、育ての心を持つ教師、これを掲げて研究と修養に努めていただいております。

具体的には、昨年度から5年間を見通した学力向上プロジェクト事業の取り組みをしまして、指導力の向上と、あるいはまた資質の向上に取り組んでいるところです。

それから、2つ目としまして、毎月の校内研修と、あるいはまたいじめ問題への対応能力の向上、これも校内研修の中で取り組んでもらっているところです。

それから、先日申し上げましたように、いじめ、不登校対策の委員会、あるいはまた市の生徒指導担当者研修会と、そういうところでも研修を行っているところでございます。

ただ、まずは教師の資質向上と言いましたときに、求められますことは、教師みずからが自分で高まろうという、そういう意識、努力しよう、頑張ろうとする、そういう意欲、私はそれが大事じゃないかなと、そういうふうに思っております。そういうふうな機会としまして、市では、研究指定校の指定とか、あるいはまた個人研究の支援とか、さらには教育フォーラムの実施と、そういうものにも努めているところでございます。

それから、残食の件でございますが、これにつきましては、まず資源のむだ遣いがないようにということでございますけれども、残食率ゼロの学校も実際市内にはありますし、あるいはまた二中などは学校版環境ISOの中に、もったいないの心の育成として、食べ残しを減らす宣言をした、そういうような学校もございます。

まずは、学校給食の担当者のそういう研修会の中での効果的な取り組みの事例と、そういうのを発表していただいたりとか、あるいはまた研究教育の中で取り組んでいただいたり、そういうふうなことをまずやってみたいなとそういうふうに思っております。

それからあと一つは、先ほど申しましたように、給食畑での体験活動、こういうのは私は非常に大事じゃないかなと思えますし、それよりももっと大切なことは、子どもたち自身が生産者になる。例えば米とか、サラダタマネギとか、そういうのをつくっている学校が何校かありますけれども、みずからが生産者になって、生産者の努力とか、苦労とか、そういうのを知るといって、私はこれは非常に大事じゃないかなと、そういうふうに思っております。こういうのも私はぜひ進めていきたいと、そういうふうに思っております。

それから、子どもたちが生産したものを食べる機会、みずからつくってみずから食べる、そういう機会、そういうのも大事にしていきたいなと、そういうふうに思っているところです。

そのほか、先ほど言いましたように、残食率がずっと低下しておりますけれども、給食センターの職員等の触れ合いとか、あるいはまた栄養職員が各学校にかなりの回数で出かけて指導して

おります。そういう機会を多くするとか、あるいはまた情報の伝達と、そういうものにも取り組んでまいりたいと、そういうふうに思っております。

本年度は、中学校でかなりの率で残食率が低下をしております。今後とも頑張っていきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（緒方誠也君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 ここによその県の中学校の2年生の学年主任の方の活動報告ということで、世界で一番感動した手紙ということで、その中で、最後に言われてるのは、我が子の幸せを願わない親はいません。生徒の成長を願わない教師もいません。大切なのは、その思いをどう子どもたちに伝えるか、わかってもらうかだと思います。そして、そのかぎは対話にしかないと思います。教育の目的は、生徒の幸せです。子どもたちが自分の力で幸せな人生を切り開いていくことのできる大人になるために、私にできることがあれば何でもやろう、いや何でもやらせていただこうと思う毎日ですというふうに、最後に結ばれております。

こういった、やっぱり対話を重視して、これからも頑張っていたきたいと思います。

最後に、教育長に、一連の学校の不祥事を受けて、教育委員会の批判と改革論議が非常にこう高まっております。

本市の教育委員会に照らして、教育長の認識について、最後にお伺いして終わりたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） 不祥事というのは、いじめあたりを中心に考えてよろしゅうございますか。

今、いじめに対する教育委員会への批判と、あるいはまた教育改革の論議が高まっているわけですが、教育長の認識はいかがということですが、私は全国で発生しましたいじめを苦しめた自殺と、その報道に接するたびに、大変心の痛む思いをしております。

特に残された遺族の方の無念とか、あるいはまた怒りとか、苦しみ、悲しみ、憤り、そういうのを考えますときに、教育委員会の責任の重さというのを痛感しているところでございます。

子どもを預かる学校教育の中であって、こういう悲惨な事件は決してあってはならないと、強く思っているところでございます。

御指摘のように、今、教育改革というのが論議をされておりますけれども、いじめ問題に関しましては、絶対に許すことのできない人権問題だと、先ほど議員も御指摘されておりましたけれども、そういうこととか、命の大切さを基本に据えた教育と、あるいはまたいつも言われていることですが、学校・家庭・地域社会、関係機関、委員会含めて連携した取り組み、私はこれは不易のことと、そういうふうに思っております。

たとえ、教育改革が論議されたり、あったにしても、このことを基盤に据えて、そして効果的な取り組みをしてまいりたいと、そういうふうに考えております。

○議長（緒方誠也君） 以上で牧下恭之議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、10分間休憩します。

午後 3 時48分 休憩

---

午後 3 時58分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第 2 議第126号 水俣市高齢者福祉センターの設置等に関する条例の制定について

○議長（緒方誠也君） 日程第 2、議第126号水俣市高齢者福祉センターの設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

---

日程第 3 議第127号 水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（緒方誠也君） 日程第 3、議第127号水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

---

日程第 4 議第128号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（緒方誠也君） 日程第 4、議第128号水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

---

日程第5 議第129号 平成18年度水俣市一般会計補正予算（第6号）

○議長（緒方誠也君） 日程第5、議第129号平成18年度水俣市一般会計補正予算第6号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

---

日程第6 議第130号 平成18年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（緒方誠也君） 日程第6、議第130号平成18年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

---

日程第7 議第131号 平成18年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（緒方誠也君） 日程第7、議第131号平成18年度水俣市病院事業会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

---

日程第8 議第132号 平成18年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（緒方誠也君） 日程第8、議第132号平成18年度水俣市水道事業会計補正予算第3号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

---

日程第9 議第133号 熊本県後期高齢者医療広域連合の設置について

○議長（緒方誠也君） 日程第9、議第133号熊本県後期高齢者医療広域連合の設置についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 質疑なしと認めます。

日程第10 議第134号 公有財産の取得について

○議長(緒方誠也君) 日程第10、議第134号公有財産の取得についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 質疑なしと認めます。

日程第11 議第135号 平成18年度水俣市一般会計補正予算(第7号)

○議長(緒方誠也君) 日程第11、議第135号平成18年度水俣市一般会計補正予算第7号を議題とします。

議第135号

平成18年度水俣市一般会計補正予算(第7号)

平成18年度水俣市の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めることによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

平成18年12月14日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
10.災害復旧費	2.公共土木施設 災害復旧費	現年発生補助災害復旧事業 (八ノ窪・湯出線他1路線)	千円 71,568

○議長(緒方誠也君) 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

(市長 宮本勝彬君登壇)

○市長(宮本勝彬君) 本日、追加提案をいたしました議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議第135号平成18年度水俣市一般会計補正予算第7号について申し上げます。

今回の補正は、八ノ窪・湯出線外1路線の道路災害復旧工事の適正な工期を確保するため、繰越明許費の補正を計上いたしております。

以上、追加提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（緒方誠也君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午後 4 時 1 分 休憩

午後 4 時 2 分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第135号平成18年度水俣市一般会計補正予算第7号について質疑はありませんか。

（「議長」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 松本満良議員。

○松本満良君 言葉の意味がわかりませんので、説明いただきたいわけですが、この事業名の現年発生補助災害という、その補助という意味がどういう意味を指すのか、その説明をできればいただきたい。

○産業建設部長（吉海安丈君） 本件につきましては、本年7月の災害で被災いたしました道路につきまして、国の補助を受けて実施をするということで、これを災害復旧するというものでございます。

○議長（緒方誠也君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第126号から議第135号まで議案10件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

日程第12 陳情の取り下げについて（陳第4号 社会福祉法人さかえの杜の事業支援等を求める意見書提出に関する陳情について）

○議長（緒方誠也君） 日程第12、陳情の取り下げについてを議題とします。

陳情の取り下げについて

平成18年9月6日に提出しました陳第4号「社会福祉法人さかえの杜の事業支援等を求める意見書提出に関する陳情について」を取り下げます。

平成18年12月8日

陳情者 水俣市浜町1丁目8-14  
社会福祉法人さかえの杜

水俣市議会議長 緒方 誠也 様

~~~~~

○議長（緒方誠也君） お諮りします。

ただいま議題となっております陳第4号社会福祉法人さかえの杜の事業支援等を求める意見書提出に関する陳情の取り下げについては、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって陳第4号の取り下げについては、承認することに決定しました。

○議長（緒方誠也君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、20日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、19日正午まで通告願います。

本日はこれで散会します。

午後4時4分 散会

平成18年12月20日

平成18年12月第4回水俣市議会定例会会議録  
(第5号)

表 決

# 平成 18 年 12 月第 4 回水俣市議会定例会会議録（第 5 号）

平成18年12月20日（水曜日）

午前10時0分 開議

午前11時42分 閉会

（出席議員） 22人

|       |        |       |
|-------|--------|-------|
| 緒方誠也君 | 西田弘志君  | 福田 齊君 |
| 藤本寿子君 | 吉田正和君  | 中村幸治君 |
| 大川末長君 | 真野頼隆君  | 淵上道昭君 |
| 牧下恭之君 | 田中 功君  | 谷口真次君 |
| 野中重男君 | 清水晶夫君  | 本井道弘君 |
| 大川久洋君 | 竹下武義君  | 岩阪雅文君 |
| 松本和幸君 | 千々岩 巧君 | 松本満良君 |
| 中山 徹君 |        |       |

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

|              |            |
|--------------|------------|
| 事務局 長（牛迫秀基君） | 次 長（田畑純一君） |
| 議事係 長（栄永尚子君） | 書 記（赤司和弘君） |
| 書 記（岩坂正輝君）   |            |

（説明のため出席した者） 13人

|                     |                  |
|---------------------|------------------|
| 市 長（宮本勝彬君）          | 助 役（森 近君）        |
| 総務企画部長（葦浦博行君）       | 産業建設部長（吉海安丈君）    |
| 総合医療センター事務部長（濱崎昭博君） | 総務企画部次長（仁木徳子君）   |
| 産業建設部次長（桑畑達美君）      | 福祉環境部次長（中田和哉君）   |
| 水道局長（山田敏博君）         | 教 育 長（大淵 洋君）     |
| 教 育 次 長（森田幸治君）      | 総務企画部総務課長（田上和俊君） |
| 総務企画部財政課長（本山祐二君）    |                  |

---

議事日程 第5号

平成18年12月20日 午前10時開議

- 第1 議第126号 水俣市高齢者福祉センターの設置等に関する条例の制定について
- 第2 議第127号 水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議第128号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議第129号 平成18年度水俣市一般会計補正予算(第6号)
- 第5 議第130号 平成18年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 第6 議第131号 平成18年度水俣市病院事業会計補正予算(第2号)
- 第7 議第132号 平成18年度水俣市水道事業会計補正予算(第3号)
- 第8 議第133号 熊本県後期高齢者医療広域連合の設置について
- 第9 議第134号 公有財産の取得について
- 第10 議第135号 平成18年度水俣市一般会計補正予算(第7号)
- 第11 陳第5号 学校給食施設新設について慎重審議を求める陳情について
- 第12 委員会の閉会中の継続調査について
- 総務文教委員会
- 1 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について
- 厚生委員会
- 1 環境、福祉、病院等に関する諸問題の調査について
- 産業建設委員会
- 1 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について
- 議会運営委員会
- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について
- (付託委員会)
- 第13 議第136号 公有財産の処分について (総務文教)
- 第14 議第137号 教育委員会委員の任命について
- 第15 意見第8号 障害者自立支援法の円滑な運営のための改善を求める意見書について
- 第16 議員派遣について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○議長（緒方誠也君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（緒方誠也君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から、議決案1件、人事案1件、議会運営委員会で発議の意見書案1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、議員派遣承認要求書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成18年9月分の公営企業会計例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

- 日程第1 議第126号 水俣市高齢者福祉センターの設置等に関する条例の制定について
- 日程第2 議第127号 水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議第128号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議第129号 平成18年度水俣市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第5 議第130号 平成18年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議第131号 平成18年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議第132号 平成18年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議第133号 熊本県後期高齢者医療広域連合の設置について
- 日程第9 議第134号 公有財産の取得について
- 日程第10 議第135号 平成18年度水俣市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第11 陳第5号 学校給食施設新設について慎重審議を求める陳情について

○議長（緒方誠也君） 日程第1、議第126号水俣市高齢者福祉センターの設置等に関する条例の制定についてから、日程第11、陳第5号学校給食施設新設について慎重審議を求める陳情についてまで、11件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教委員長真野頼隆議員。

（総務文教委員長 真野頼隆君登壇）

○総務文教委員長（真野頼隆君） ただいま議題となりました案件のうち、総務文教委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第128号水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成18年9月26日に公布され、同日から施行されたことに伴い、制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第129号平成18年度水俣市一般会計補正予算第6号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、第2款総務費に、県議会議員選挙費、第8款消防費に、水俣芦北広域行政事務組合負担金、第9款教育費に、給食センター建替調査設計業務委託料を計上し、第15款県支出金、第19款繰越金、第20款諸収入をもって充当するものである。

また、このほか債務負担行為の補正として、体育施設管理委託料外13件を追加しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、環境省派遣職員の給与については、すべて環境省の方で見ることになっているのかとただしたところ、2年間の派遣であるが、一たん市職員を退職し国で新規採用された形となっており、環境省で負担することになっている。また、赴任費用は国が負担、派遣終了後の帰任費用は市の負担となっているとの答弁でありました。

また、給食センター建てかえについて、場所はどこを予定し、設計委託先はどこか、また、建設に当たっては市民の意見を聞くこともあるのかとただしたところ、場所は白浜福祉公園が適当と考えているが、現在庁内で調整中である。設計の委託先については、通常の建築設計業務のためこれまで同様入札により発注することになる。また、設計内容については、実施計画に上げている内容に沿って、専門家である栄養士や調理師において作業動線等を検討し具体的な配置等を決めていき、市民に対してはタイミングを見てお知らせしたいと考えているが、内容についてはまだ具体的になっていないとの答弁でありました。

本案については、給食センター建てかえに伴う補正予算が計上されているので賛成しがたいとの意見があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、陳第5号学校給食施設新設について慎重審議を求める陳情については、議第129号が可決すべきものと決定したことにより、全員異議なくみなし不採択とすべきものとししました。

以上で総務文教委員会の審査報告を終わります。

○議長（緒方誠也君） 次に、厚生委員長中山徹議員。

( 厚生委員長 中山徹君登壇 )

○厚生委員長(中山 徹君) ただいま議題となりました案件のうち、厚生委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第126号水俣市高齢者福祉センターの設置等に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、水俣市高齢者福祉センターの管理を指定管理者に行わせるとともに、所要の規定の整備を図るため制定するものであるとの説明を受けました。

質疑の中で、指定管理者の候補はどこか、また、いつから移行するのかとただしたのに対し、水俣市老人クラブ連合会を考えている。平成19年4月1日から移行したいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第127号水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、障害者自立支援法の施行に伴い制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第129号平成18年度水俣市一般会計補正予算第6号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、第3款民生費に、地域生活支援事業、第4款衛生費に水俣芦北広域行政事務組合負担金を計上している。なお、これらの財源としては、第15款県支出金、第21款市債、第19款繰越金、第20款諸収入で調整している。

このほか、債務負担行為の補正として、明水園管理運営委託料外3件を追加するものであるとの説明を受けました。

質疑の中で、ごみ処理費に関する水俣芦北広域行政事務組合負担金の増額理由についてただしたのに対し、燃料費の高騰と施設の修繕に伴うものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第130号平成18年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ161万6,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ25億6,542万1,000円とするものである。

補正の内容は、人事異動等に伴う人件費及び保険給付費の調整、財政安定化基金拠出金、地域支援事業費の増額等を計上している。なお、これらの財源としては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第8款繰入金で調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第131号平成18年度水俣市病院事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入に1,173万5,000円、収益的支出に3,770万7,000円、資本的支出に137万6,000円をそれぞれ増額し、補正後の収益的収入額を63億9,928万6,000円、収益的支出額を65億4,182万2,000円、資本的支出額を11億2,225万4,000円とするものである。

補正の主な内容は、収益的収入については、出向職員に係る退職給与等負担金を増額している。収益的支出については、中途退職者の増加に伴い退職給与金を増額し、熊本大学医学部附属病院等からの医師招請に伴い、必要な報償費及び手数料の経費を増額している。資本的支出については、平成17年度熊本県医療施設等設備事業補助金を受けて実施した医療機器整備事業の実績額が確定したため、昨年度受け入れ済みの補助金を返還するものである。なお、この県補助金は市の一般会計を通じて県へ返納するため一般会計負担金返還金として計上している。

このほか、債務負担行為として、院内清掃業務委託、保安警備業務委託外5件を計上しているとの説明を受けました。

質疑の中で、中途退職者の増加に伴う看護師の現状及び医師確保についてただしたのに対し、看護師の確保は喫緊の課題であり、場合によっては病床数の減少も考えなければならないとの答弁がありました。また、医師の確保についても、大学病院から麻酔科、神経内科の医師は引き揚げる旨の通達があっており、医師の確保に奔走しているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第133号熊本県後期高齢者医療広域連合の設置について申し上げます。

本案については、委員長に討論があり、副委員長と交代して審査を行いました。

広域連合を設置するには、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を経るので、本案のように提案するものであるとの説明を受けました。

本案については、賛成であるという意見と、受診抑制の流れの中で、高齢者に新たな負担を求めることから賛成しがたいとの意見に分かれましたので、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で厚生委員会の審査報告を終わります。

○議長（緒方誠也君） 次に、産業建設委員長田中功議員。

（産業建設委員長 田中功君登壇）

○産業建設委員長（田中 功君） ただいま議題となりました案件のうち、産業建設委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第129号平成18年度水俣市一般会計補正予算第6号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第5款農林水産業費に、果樹産地構造改革支援事業費補助金、第6款商工費に、湯の鶴温泉保健センター管理委託料等を計上している。

これらの財源としては、第15款県支出金、第21款市債を減額し、第19款繰越金、第20款諸収入を増額して調整している。

このほか債務負担行為の補正として、勤労青少年ホーム管理運営委託料外3件を追加している。

また、地方債の補正として、災害関連事業に係る一般公共事業を追加しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、くまもと森林再生緊急対策事業補助金が減額となった理由についてただしたのに対し、水俣・芦北管内での事業として県に要望していたが、内示額が減額となったため、本市の分も減額となった旨の答弁がありました。

また、果樹産地構造改革支援事業費補助金の内訳についてただしたのに対し、10アール当たりの苗木及び土壌改良資材及び作業代等を積算して、それをもとに、県が3分の1の補助をするものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第132号平成18年度水俣市水道事業会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入の額を2,053万4,000円増額して、補正後の収益的収入の額を5億2,709万3,000円にするとともに、収益的支出の額を2,478万6,000円増額して、補正後の収益的支出の額を4億6,071万7,000円にするものである。

また、職員給与費の補正に伴い、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の額をあわせて補正している。

補正の主な内容としては、退職手当制度改正及び自己都合退職者の発生に伴い、人件費を増額しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第134号公有財産の取得について申し上げます。

本案は、水俣市営住宅月浦団地第2期建設事業用地を取得するため、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき提案するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、今回建設する市営住宅の供用開始までの予定等についてただしたのに対し、平成20年、21年度中に建設し、22年度からの供用開始となるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第135号平成18年度水俣市一般会計補正予算第7号について申し上げます。

今回の補正は、八ノ窪・湯出線外 1 路線の道路災害復旧工事の適正な工期を確保するため、繰越明許費の補正を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。  
 以上で産業建設委員会の審査報告を終わります。

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成18年12月15日

総務文教常任委員長 真野 頼 隆

水俣市議会議長 緒方 誠 也 様

記

| 事件の番号  | 件 名                               | 議決の結果  | 備 考  |
|--------|-----------------------------------|--------|------|
| 議第128号 | 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決   | 全員賛成 |
| 議第129号 | 平成18年度水俣市一般会計補正予算（第6号）付託分         | 原案可決   | 賛成多数 |
| 陳第5号   | 学校給食施設新設について慎重審議を求める陳情について        | みなし不採択 |      |

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成18年12月15日

厚生常任委員長 中山 徹

水俣市議会議長 緒方 誠 也 様

記

| 事件の番号  | 件 名                                    | 議決の結果 | 備 考  |
|--------|----------------------------------------|-------|------|
| 議第126号 | 水俣市高齢者福祉センターの設置等に関する条例の制定について          | 原案可決  | 全員賛成 |
| 議第127号 | 水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決  | 全員賛成 |
| 議第129号 | 平成18年度水俣市一般会計補正予算（第6号）付託分              | 原案可決  | 全員賛成 |
| 議第130号 | 平成18年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）             | 原案可決  | 全員賛成 |
| 議第131号 | 平成18年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）               | 原案可決  | 全員賛成 |
| 議第133号 | 熊本県後期高齢者医療広域連合の設置について                  | 原案可決  | 賛成多数 |

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成18年12月15日

産業建設常任委員長 田 中 功

記

| 事件の番号  | 件名                        | 議決の結果 | 備考   |
|--------|---------------------------|-------|------|
| 議第129号 | 平成18年度水俣市一般会計補正予算(第6号)付託分 | 原案可決  | 全員賛成 |
| 議第132号 | 平成18年度水俣市水道事業会計補正予算(第3号)  | 原案可決  | 全員賛成 |
| 議第134号 | 公有財産の取得について               | 原案可決  | 全員賛成 |
| 議第135号 | 平成18年度水俣市一般会計補正予算(第7号)    | 原案可決  | 全員賛成 |

○議長(緒方誠也君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

藤本寿子議員から議第129号について、清水晶夫議員から議第133号について、野中重男議員並びに竹下武義議員から陳第5号について、それぞれ討論の通告があります。

これから順次発言を許します。

まず初めに、議第129号について藤本寿子議員。

○藤本寿子君 議第129号平成18年度水俣市一般会計補正予算第6号について、反対の立場で討論をいたします。

教育費の中の給食センター建替調査設計業務委託料630万についてですが、本年9月、全員協議会での市執行部の説明中、センター方式を選んだ理由の説明がありました。その後審議会報告の中にあるセンター方式とブロック方式での予算の見積もりに納得がいかないで、再度検討してほしい、検討に当たっては、経費をできるだけ安く見積もれるよう、審議会でブロックを主張した方、また、市の関係課の方なども入れて、再考できないかという意見を申し上げましたが、センター方式でしか調査設計業務委託をしないという執行部からの回答でした。

ここに熊本市で一番近年給食センターを建設した見積書を入手しております。これは熊本市の教育委員会から入手したものです。

審議会の答申の中では、例えば袋地区を含む、2小、もう一つの学校がありましたが、そこでは3億という数字が出ておりましたけれども、600食ぐらいで1億円で建設されております。私どもが主張した800食で4ブロック、各地域に4ブロック、そうすると、おおよそ1億4,000万ぐらいで建設できると思っております。

小回りがきくということは、地産地消から災害のときの対応などすべての面で有利であると考えられます。子どもたちの食育はもちろんのことです。水俣が魚という食による甚大な被害を受けた地域であるからこそ、また財政難であるからこそ、このまちの農業、漁業の未来を考えたとき、どのような選択をした方がよいか、政策への英断が必要ではなかったかと思っています。

この問題では、総務文教委員会において反対討論をするべきところを、私の討論の機を逃した間違いにより、議員の皆さんと討論できなかったことはまことに残念です。

そしてまた、学校給食施設の建設に当たって、個々人の議員から意見をちょうだいしておりますが、市長の施政方針については大枠で共感しておりますが、それぞれの課題についてすべて共感しているわけではありません。

何より子どもたちにとってどのような学校給食が望ましいのか、この水俣がどのような政策をもっていくのが望ましいのか、そのことが政策の根本でなければならないと思っております。

以上、討論いたしましたとおり、この給食センター建替調査設計業務委託料については反対であります。

よって平成18年度水俣市一般会計補正予算について反対いたします。

○議長（緒方誠也君） 次に、議第133号について清水晶夫議員。

○清水晶夫君 議第133号熊本県後期高齢者医療広域連合の設置について、反対討論を行います。

本件は、75歳以上の後期高齢者だけを被保険者として、独立した保険制度をつくるというものであります。この制度の最大の問題点は、後期高齢者の医療給付費がふえれば、その分だけ後期高齢者の保険料が値上げになる仕組みになっているということです。そのことが受診抑制にもつながることになり、高齢者の命と健康に重大な影響をもたらすことが懸念されます。

国民負担を一層重くする政府の政策には賛同できないと主張することが、今後このような制度をつくらせないことにもつながると考えます。

よって本件には反対であります。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 次に、陳第5号について野中重男議員。

○野中重男君 日本共産党の野中重男でございます。

陳第5号について、賛成の立場から討論をいたします。

この陳情には大切なことが入っていないでしょうか。地産地消の観点から、子どもたちの給食に農作物をつくった農家の姿が見えるようにしよう、子どもたちを人間同士のかかわり合いの中で地域として育てる体制をつくるう、より温かいものを、人の手が入っていることがわかるものを提供しよう、それはまた水俣の小規模の農業を発展させ、農業生産に携わっている人たちの生きがいを取り戻すことにもつながると思います。

地方都市はだんだん疲弊し、企業誘致も思うように進まない中で、一次産業をどのように育成していくか、このことが大切になってきていて、そのことをこの陳情は言っていないでしょうか。

今回の議会ほど地産地消や学校給食のことが議論されたことはなかったと思います。質問も答弁もかみ合っていたと思います。また、今回のこの議論は、市長のマニフェストとも合致するものだと思います。

この陳情に盛り込まれている考え方をこれからの施策に生かしてほしい、その思いを込めて私たちはこの陳情には賛成であります。

以上で討論を終わります。

○議長（緒方誠也君） 次に、陳第5号について竹下武義議員。

○竹下武義君 陳第5号学校給食施設新設について慎重審議を求める陳情について、委員長報告のとおり不採択の立場で討論します。

本件については、今議会に、学校給食施設整備等審議会の答申を受けて補正予算が計上されており、十分審議を尽くされた結果であると思います。

したがって陳情本件には反対であります。

○議長（緒方誠也君） 以上で通告による討論は終わりました。

これから採決します。

議第126号水俣市高齢者福祉センターの設置等に関する条例の制定についてから、議第128号水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてまで、3件を一括して採決します。

本3件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本3件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって本3件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

---

○議長（緒方誠也君） 議第129号平成18年度水俣市一般会計補正予算第6号を採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（緒方誠也君） 起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

---

○議長（緒方誠也君） 議第130号平成18年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号から、議第132号平成18年度水俣市水道事業会計補正予算第3号まで、3件を一括して採決します。

本3件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本3件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって本3件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

---

○議長（緒方誠也君） 議第133号熊本県後期高齢者医療広域連合の設置についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（緒方誠也君） 起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

---

○議長（緒方誠也君） 議第134号公有財産の取得について、議第135号平成18年度水俣市一般会計補正予算第7号の2件を一括して採決します。

本2件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本2件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって本2件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

---

○議長（緒方誠也君） 陳第5号学校給食施設新設について慎重審議を求める陳情についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告はみなし不採択であります。

したがって陳情本件について採決します。

本件は、これを採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(緒方誠也君) 起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

---

## 日程第12 委員会の閉会中の継続調査について

### 総務文教委員会

- 1 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について

### 厚生委員会

- 1 環境、福祉、病院等に関する諸問題の調査について

### 産業建設委員会

- 1 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

### 議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

- 1 議会の情報公開に関する調査について

○議長(緒方誠也君) 日程第12、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、所管事務の調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

---

## 閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成18年12月15日

総務文教常任委員長 真野 頼 隆

水俣市議会議長 緒 方 誠 也 様

記

| 事件の番号 | 件名                        | 理由             |
|-------|---------------------------|----------------|
|       | 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について | 実情を調査する必要があるため |

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成18年12月15日

厚生常任委員長 中山 徹

水俣市議会議長 緒方誠也様

記

| 事件の番号 | 件名                      | 理由             |
|-------|-------------------------|----------------|
|       | 環境、福祉、病院等に関する諸問題の調査について | 実情を調査する必要があるため |

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成18年12月15日

産業建設常任委員長 田中 功

水俣市議会議長 緒方誠也様

記

| 事件の番号 | 件名                                 | 理由             |
|-------|------------------------------------|----------------|
|       | 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について | 実情を調査する必要があるため |

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成18年12月14日

議会運営委員長 松本 和幸

水俣市議会議長 緒方誠也様

記

| 事件の番号 | 件名                  | 理由             |
|-------|---------------------|----------------|
|       | 議会運営等に関する諸問題の調査について | 実情を調査する必要があるため |
|       | 議会の情報公開に関する調査について   | 実情を調査する必要があるため |

日程第13 議第136号 公有財産の処分について

○議長（緒方誠也君） 日程第13、議第136号公有財産の処分についてを議題とします。

~~~~~

議第136号

公有財産の処分について

公有財産を次のように処分することとする。

平成18年12月20日提出

水俣市長 宮本勝彬

処分する財産の表示			処分の相手方	処分の目的	処分の予定価格
区分	所在地	面積			
土地	水俣市袋字鳥越2501番243の一部	7,013平方メートル	特定非営利活動法人福祉ぐぐーんと向上会	地域密着型サービス（小規模多機能居宅介護）建設用地	23,285,750円

（提案理由）

特定非営利活動法人福祉ぐぐーんと向上会から、介護保険の地域密着型サービス（小規模多機能居宅介護）施設の建設用地とするため払下げ申請があり、上記の土地を処分する必要があるため、本案のように提案するものである。

~~~~~

○議長（緒方誠也君） 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 本日、追加提案をいたしました議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議第136号公有財産の処分について申し上げます。

本案は、市が保有する遊休地に、特定非営利活動法人福祉ぐぐーんと向上会が地域密着型サービス（小規模多機能居宅介護）施設を建設することに伴い、土地を処分しようとするものであります。

土地売払い価格につきましては、平成18年12月15日に開催されました水俣市財産価格審議会において審議を行い、12月19日付で特定非営利活動法人福祉ぐぐーんと向上会と23,285,750円で土地売買の仮契約の締結をいたしております。

土地の所在は、水俣市袋字鳥越2501番243の一部でありまして、地目は雑種地、地積は7,013平方メートルであります。

以上、追加提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（緒方誠也君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午前10時31分 休憩

午前10時32分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから先ほど提案理由の説明がありました議第136号公有財産の処分について質疑を行います。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第136号は、議席に配付の議事日程記載のとおり総務文教委員会に付託します。

この際、委員会審査のため休憩します。

午前10時33分 休憩

---

午前11時30分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど総務文教委員会に付託しておりました議案について、委員会から委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

これから委員長の審査報告を求めます。

総務文教委員長真野頼隆議員。

（総務文教委員長 真野頼隆君登壇）

○総務文教委員長（真野頼隆君） ただいま議題となりました議第136号公有財産の処分について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本案は、市が保有する遊休地に、特定非営利活動法人福祉ぐぐーんと向上会が地域密着型サービス（小規模多機能居宅介護）施設を建設することに伴い、払い下げ申請があり土地を処分しようとするもので、土地の所在は袋中学校跡地の一部で、12月15日に財産価格審議会で審議を行い、12月19日付で土地売買の仮契約の締結を行ったとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、総面積は幾らかとただしたのに対し、全体は7,690平方メートルで、そのうち約700平方メートルはミカン山に水を上げるポンプを設置しており、そこを除いた部分を売却することとしているとの答弁がありました。

また、今回の法人に払い下げる基準は何かとただしたのに対し、遊休地の活用を積極的に進めているが、ここは平成10年度からほとんど活用されずに来たが、今回、この事業者が介護保険関係で指定を受けたということで、福祉施策の面からも有効活用が図られると考えたとの答弁でありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。  
以上で総務文教委員会の審査報告を終わります。

---

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成18年12月20日

総務文教常任委員長 真野 頼 隆

水俣市議会議長 緒方 誠 也 様

記

| 事件の番号  | 件 名         | 議決の結果 | 備 考  |
|--------|-------------|-------|------|
| 議第136号 | 公有財産の処分について | 原案可決  | 全員賛成 |

---

○議長（緒方誠也君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第136号公有財産の処分についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

---

日程第14 議第137号 教育委員会委員の任命について

日程第15 意見第8号 障害者自立支援法の円滑な運営のための改善を求める意見書について

○議長（緒方誠也君） 日程第14、議第137号教育委員会委員の任命について、日程第15、意見第8号障害者自立支援法の円滑な運営のための改善を求める意見書についての2件を一括して議題

とします。

~~~~~

### 議第137号

#### 教育委員会委員の任命について

本市の教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求めます。

平成18年12月20日提出

水俣市長 宮本勝彬

住 所 水俣市袋858番地  
氏 名 棚橋康子  
生年月日 昭和15年5月6日

（提案理由）

本市の教育委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

### 意見第8号

#### 障害者自立支援法の円滑な運営のための改善を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成18年12月20日

提出者議員	松本満良
〃	松本和幸
〃	野中重男
〃	本井道弘
〃	竹下武義
〃	千々岩 巧

水俣市議会議長 緒方誠也 様

（別紙）

#### 障害者自立支援法の円滑な運営のための改善を求める意見書

平成18年10月から障害者自立支援法が本格的に施行されました。

障がい者施設や居宅支援の利用に係る定率1割の応益負担の導入は、障がい者の生活を直撃し、施設からの退所、作業所への通所やホームヘルプサービス利用の制限などの形で、生活水準の低下を引き起こしています。また、事業者側も、報酬単価の引き下げや日払い化によって、事業運営の継続が困難な状況に追い込まれています。

障がい者の生活実態を重く見た地方自治体は、応益負担・自立支援医療費について独自の負担軽減策を行っています。施行直後から、多くの自治体が軽減策を講じなければならない事態は、そもそも法の制度設計に無理があったと言わざるを得ません。

4月からの応益負担に加え、10月からは、新サービス体系への移行、新たな障がい程度区分に基づく支給決定などが始まり、障がい者、家族、事業所への影響は、さらに深刻さを増しています。

本年8月、国連特別委員会では、「障害者の権利条約」案の合意がなされ、年内に国連総会で条約が採択される予定となりました。世界の潮流にかんがみ、真に障がい者に対する差別を撤廃し、障がい者の自立と社会参加を求める立場から、障害者自立支援法について下記の事項を求めます。

#### 記

- 1 障害者自立支援法施行による障がい当事者、家族、事業者、地方自治体への影響調査を早急に行い、真にノーマライゼーションの理念に即して同法の見直しを行うこと。
- 2 応益負担制度を見直すこと。  
特に、授産施設など就労支援施設に係る利用料負担については、応益負担の撤回を含めて見直すこと。

10月から導入された障害乳幼児の療育に関する応益負担については、「子どもの福祉」を最優先する視点から凍結し、現行の公的責任による施策を継続すること。

- 3 自立支援医療の実施により、公費負担を受けられる対象が大幅に制限され、患者・家族の負担が急増している。障がい者・障がい児が安心して医療を受けられるよう、同法から自立支援医療を切り離し、従来の精神通院医療、育成医療、更生医療に戻すこと。
  - 4 障がい者程度区分の認定については、知的障がいや精神障がいの判定が、実際の障がい程度より軽くなるなど、生活の実態を反映することが非常に難しい。介護保険制度に準じた判定基準を当てはめるのではなく、障がい当事者の個々の生活ニーズに基づく支給決定の仕組みにつくりかえること。
  - 5 地域生活支援事業（相談支援、移動支援など）は、国の裁量的経費であり補助金によって事業内容が制限される。自治体の積極的な取り組みが可能となるよう地域生活支援事業の予算を大幅に増額すること。また、移動支援は国の義務的経費とし、障がい者の社会参加を保障すること。
  - 6 自治体間の格差を是正し、障がい者の地域生活の充実を図るために、地域生活基盤の緊急整備を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年12月20日

水 俣 市 議 会

内閣総理大臣 安 倍 普 三 様  
厚生労働大臣 柳 沢 伯 夫 様

~~~~~

○議長（緒方誠也君） 順次提案理由の説明を求めます。

まず、議第137号について宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 本日、追加提案をいたしました議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議第137号教育委員会委員の任命について申し上げます。

本市教育委員会委員の棚橋康子氏の任期が、本年12月19日をもって満了となりましたので、引き続き同氏を任命したく御提案を申し上げるものであります。

同氏につきましては、御承知のとおり、人格高潔で、教育、学術及び文化に関し識見にすぐれ、教育委員会委員として適任であると存じます。

以上、追加提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（緒方誠也君） 次に、意見第8号提出者代表松本満良議員。

（松本満良君登壇）

○松本満良君 意見第8号障害者自立支援法の円滑な運営のための改善を求める意見書について、読み上げて提案をいたしますので、全会一致の御賛同をよろしくお願いいたします。

障害者自立支援法の円滑な運営のための改善を求める意見書

平成18年10月から障害者自立支援法が本格的に施行されました。

障がい者施設や居宅支援の利用に係る定率1割の応益負担の導入は、障がい者の生活を直撃

し、施設からの退所、作業所への通所やホームヘルプサービス利用の制限などの形で、生活水準の低下を引き起こしています。また、事業者側も、報酬単価の引き下げや日払い化によって、事業運営の継続が困難な状況に追い込まれています。

障がい者の生活実態を重く見た地方自治体は、応益負担・自立支援医療費について独自の負担軽減策を行っています。施行直後から、多くの自治体が軽減策を講じなければならない事態は、そもそも法の制度設計に無理があったと言わざるを得ません。

4月からの応益負担に加え、10月からは、新サービス体系への移行、新たな障がい程度区分に基づく支給決定などが始まり、障がい者、家族、事業所への影響は、さらに深刻さを増しています。

本年8月、国連特別委員会では、「障害者の権利条約」案の合意がなされ、年内に国連総会で条約が採択される予定となりました。世界の潮流にかんがみ、真に障がい者に対する差別を撤廃し、障がい者の自立と社会参加を求める立場から、障害者自立支援法について下記の事項を求めるものであります。

#### 記

1 障害者自立支援法施行による障がい当事者、家族、事業者、地方自治体への影響調査を早急に行い、真にノーマライゼーションの理念に即して同法の見直しを行うこと。

2 応益負担制度を見直すこと。

特に、授産施設など就労支援施設に係る利用料負担については、応益負担の撤回を含めて見直すこと。

10月から導入された障害乳幼児の療育に関する応益負担については、「子どもの福祉」を最優先する視点から凍結し、現行の公的責任による施策を継続すること。

3 自立支援医療の実施により、公費負担を受けられる対象が大幅に制限され、患者・家族の負担が急増している。障がい者・障がい児が安心して医療を受けられるよう、同法から自立支援医療を切り離し、従来の精神通院医療、育成医療、更生医療に戻すこと。

4 障がい者程度区分の認定については、知的障がいや精神障がいの判定が、実際の障がい程度より軽くなるなど、生活の実態を反映することが非常に難しい。介護保険制度に準じた判定基準を当てはめるのではなく、障がい当事者の個々の生活ニーズに基づく支給決定の仕組みにつくりかえること。

5 地域生活支援事業（相談支援、移動支援など）は、国の裁量的経費であり補助金によって事業内容が制限される。自治体の積極的な取り組みが可能となるよう地域生活支援事業の予算を大幅に増額すること。また、移動支援は国の義務的経費とし、障がい者の社会参加を保障すること。

6 自治体間の格差を是正し、障がい者の地域生活の充実を図るために、地域生活基盤の緊急整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年12月20日

水 俣 市 議 会

全会一致の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（緒方誠也君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま市長並びに提出者代表から提案理由の説明がありました議案2件について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本2件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって本2件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本2件について討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第137号教育委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

---

○議長（緒方誠也君） 意見第8号障害者自立支援法の円滑な運営のための改善を求める意見書についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第16 議員派遣について

○議長(緒方誠也君) 日程第16、議員派遣についてを議題とします。

ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー

#### 議 員 派 遣 に つ い て

第232回熊本県市議会議長会出席

地方自治法第100条第12項及び水俣市議会会議規則第159条の規定により下記のとおり議員を派遣する。

記

派遣目的 熊本県市議会議長会に出席し、地方自治の確立と都市の興隆発展を図る。

派遣場所 阿蘇市

派遣期間 平成19年1月11日(木)～12日(金) 2日間

派遣議員 大川久洋議員

経 費 既決予算の中から支出

ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー

○議長(緒方誠也君) お諮りします。

議席に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 異議なしと認めます。

したがって議席に配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

---

○議長(緒方誠也君) 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで平成18年第4回水俣市議会定例会を閉会します。

午前11時42分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 緒方誠也

署名議員 淵上道昭

署名議員 本井道弘

## 平成18年12月第4回水俣市議会定例会（12月1日～20日）

〔議案〕

| 番 号    | 件 名                                    | 提案月日   | 付託委員会 | 結 末            | 備 考 |
|--------|----------------------------------------|--------|-------|----------------|-----|
| 議第126号 | 水俣市高齢者福祉センターの設置等に関する条例の制定について          | 12月1日  | 厚 生   | 12月20日<br>原案可決 |     |
| 議第127号 | 水俣市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 12月1日  | 厚 生   | 12月20日<br>原案可決 |     |
| 議第128号 | 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について      | 12月1日  | 総務文教  | 12月20日<br>原案可決 |     |
| 議第129号 | 平成18年度水俣市一般会計補正予算（第6号）                 | 12月1日  | 各 委   | 12月20日<br>原案可決 |     |
| 議第130号 | 平成18年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）             | 12月1日  | 厚 生   | 12月20日<br>原案可決 |     |
| 議第131号 | 平成18年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）               | 12月1日  | 厚 生   | 12月20日<br>原案可決 |     |
| 議第132号 | 平成18年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）               | 12月1日  | 産業建設  | 12月20日<br>原案可決 |     |
| 議第133号 | 熊本県後期高齢者医療広域連合の設置について                  | 12月1日  | 厚 生   | 12月20日<br>原案可決 |     |
| 議第134号 | 公有財産の取得について                            | 12月1日  | 産業建設  | 12月20日<br>原案可決 |     |
| 議第135号 | 平成18年度水俣市一般会計補正予算（第7号）                 | 12月14日 | 産業建設  | 12月20日<br>原案可決 |     |
| 議第136号 | 公有財産の処分について                            | 12月20日 | 総務文教  | 12月20日<br>原案可決 |     |
| 議第137号 | 教育委員会委員の任命について<br>（棚橋康子君）              | 12月20日 | 省 略   | 12月20日<br>同 意  |     |

〔前回から継続審査となっている議案〕

| 番 号    | 件 名                           | 提案月日  | 付託委員会        | 結 末          | 備 考 |
|--------|-------------------------------|-------|--------------|--------------|-----|
| 議第117号 | 平成17年度水俣市病院事業会計決算認定について       | 9月1日  | 厚 生          | 12月1日<br>認 定 |     |
| 議第118号 | 平成17年度水俣市水道事業会計決算認定について       | 9月1日  | 産業建設         | 12月1日<br>認 定 |     |
| 議第119号 | 平成17年度水俣市一般会計決算認定について         | 9月14日 | 一般会計<br>決算特別 | 12月1日<br>認 定 |     |
| 議第120号 | 平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について | 9月14日 | 厚 生          | 12月1日<br>認 定 |     |
| 議第121号 | 平成17年度水俣市老人保健特別会計決算認定について     | 9月14日 | 厚 生          | 12月1日<br>認 定 |     |

| 番 号    | 件 名                          | 提案月日  | 付託委員会 | 結 末          | 備 考 |
|--------|------------------------------|-------|-------|--------------|-----|
| 議第122号 | 平成17年度水俣市介護保険特別会計決算認定について    | 9月14日 | 厚 生   | 12月1日<br>認 定 |     |
| 議第123号 | 平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について | 9月14日 | 産業建設  | 12月1日<br>認 定 |     |

〔意見書〕

| 番 号   | 件 名                             | 提案月日   | 付託委員会 | 結 末            | 備 考 |
|-------|---------------------------------|--------|-------|----------------|-----|
| 意見第8号 | 障害者自立支援法の円滑な運営のための改善を求める意見書について | 12月20日 | 省 略   | 12月20日<br>原案可決 |     |

〔継続調査〕

| 件 名                                | 提案月日   | 付託委員会 | 結 末            | 備 考 |
|------------------------------------|--------|-------|----------------|-----|
| 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について          | 12月20日 | 総務文教  | 12月20日<br>継続調査 |     |
| 環境、福祉、病院等に関する諸問題の調査について            | 12月20日 | 厚 生   | 12月20日<br>継続調査 |     |
| 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について | 12月20日 | 産業建設  | 12月20日<br>継続調査 |     |
| 議会運営等に関する諸問題の調査について                | 12月20日 | 議会運営  | 12月20日<br>継続調査 |     |
| 議会の情報公開に関する調査について                  |        |       |                |     |

〔陳 情〕

| 受理番号 | 件 名                        | 代表者の住所及び氏名                  | 付託委員会 | 提案月日   | 結 末             |
|------|----------------------------|-----------------------------|-------|--------|-----------------|
| 陳第5号 | 学校給食施設新設について慎重審議を求める陳情について | 水俣市袋<br>1974 - 7<br>赤 木 惇 子 | 総務文教  | 12月14日 | 12月20日<br>不 採 択 |

〔前回から継続になっている陳情〕

| 受理番号 | 件 名                                  | 代表者の住所及び氏名                     | 付託委員会 | 提案月日  | 結 末            |
|------|--------------------------------------|--------------------------------|-------|-------|----------------|
| 陳第4号 | 社会福祉法人さかえの杜の事業支援等を求める意見書提出に関する陳情について | 水俣市浜町<br>1 - 8 - 14<br>杉 本 榮 子 | 厚 生   | 9月14日 | 12月14日<br>撤回承認 |